

令和6年度第1回朝霞市障害者プラン推進委員会

次 第

日 時 令和6年6月3日（月）

午後2時から

会 場 朝霞市役所 別館 502会議室

1 開 会

2 議 題

- （1）第5次障害者プラン等の進行管理・評価等について
- （2）第6次障害者プラン等の進行管理・評価等の方法について
- （3）障害者自立支援協議会について
- （4）その他

3 閉 会

附属機関の委員名簿（令和6年4月23日現在）

名 称		
朝霞市障害者プラン推進委員会（17人）		
委員の氏名	職	備考（構成等）
高橋 俊治		朝霞市視力障害者友の会
戸田 康之		朝霞市聴覚障害者協会
高垣 和美		NPO法人 朝霞市心身障害児・者を守る会
須貝 孝		地域で共に生きるナノ・朝霞
本橋 操		特定非営利活動法人 朝霞市つばさ会
栗山 享起		特定非営利活動法人 彩の会
住田 貴子		特定非営利活動法人 なかよしねっと
木船 晴子		特定非営利活動法人 ぷりずむ
鈴木 洋子		歩の会
篠本 晃広		社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団
小林 郁子		埼玉県朝霞保健所
柴田 一彦		社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会
寺嶋 深雪		社会福祉法人 朝霞地区福祉会
平間 満美子		朝霞地区一部事務組合
飯村 史恵		学校法人 立教学院 立教大学
近岡 賢二		市民
矢澤 恵里子		市民

特 記 事 項
事務局・担当・・・福祉部 障害福祉課 障害給付係 会議の公開状況・・・原則公開 次回改選等の予定・・・令和9年4月

○朝霞市障害者プラン推進委員会条例

平成25年 1 月15日 条例第14号

改正 平成26年3月31日 条例第5号

朝霞市障害者プラン推進委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市障害者プラン推進委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、障害者に関する施策について必要な調査及び審議を行うため、朝霞市障害者プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者プラン及び障害福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関の相互の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

朝霞市障害者プラン推進委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、委員長の許可を受けた上で、係員の指示に従い入室すること。
- (2) 傍聴人の受付は、会議の開会時刻の15分前から先着順で行い、定員（10人）になり次第受付を終了する。ただし、委員長が必要と認めるときは抽選とする。また、委員長が許可する場合は、定員を超えての入場ができるものとする。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴人が下述「3 会議を傍聴する場合に守る事項」に違反したときは、委員長は注意をし、これに従わない傍聴人は、退場とする。
- (3) 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - ① 銃器その他危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 異様な服装をしている者
 - ④ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - ⑤ 笛、ラッパ、太鼓等を持っている者
 - ⑥ その他、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼすと認められる者

3 会議を傍聴する場合に守る事項

- (1) 会議開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により会議における言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てる等、議事の妨害をしないこと。
- (3) 発言しないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 帽子、外とう、襟巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りではない。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 委員長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (10) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

附 則

この要領は、平成20年5月14日から施行する。

附 則

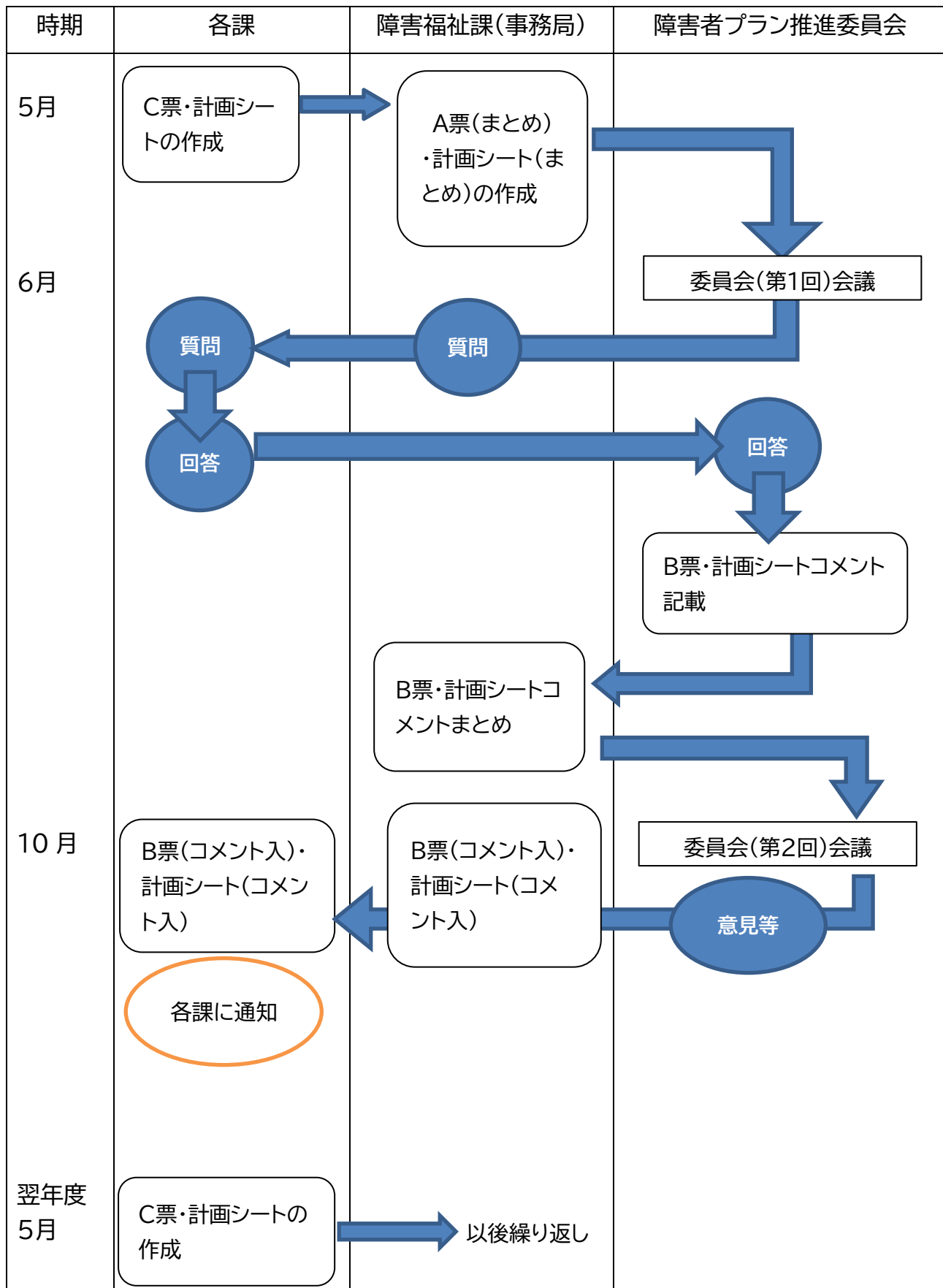
この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

開催	予定日	議題(案)
1回目	R6.6.3	(1)第5次障害者プラン等の進行管理・評価等について (2)第6次障害者プラン等の進行管理・評価等の方法について (3)その他
2回目	R6. 10月上旬	(1)第5次障害者プラン等の進行管理・評価等について (2)第6次障害者プラン等の進行管理について
3回目	R7. 1月下旬	(1)第6次障害者プラン等の進行管理について (2)次年度スケジュールについて (3)朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況について

プラン・計画 進行管理/評価の流れ(令和6年度版)

※A・B・C 票については、「障害者プラン」の進行管理のシート

※計画シートについては、「障害福祉計画」の進行管理のシート



第5次朝霞市障害者プラン 平成30(2018)年度～令和5(2023)年度（令和5年度）

基本目標				施策・事業	施策 評価	担当部署	自己 評価				
1 共生社会の 実現を目指す	基本施策										
	評価	施策(中柱)	評価								
1 共生社会の 実現を目指す	(1)相互理 解の推進	B	①啓発活 動の推進	B	①広報紙、ガイドブック等を活用しての啓発	B	シティ・プロモーション課 障害福祉課 社会福祉協議会(総務課)	B C B			
					②市ホームページの活用	B	シティ・プロモーション課 障害福祉課	B A			
					③「障害者週間」等のイベントの開催	A	障害福祉課	A			
			②障害の ある人等 への理解 の促進	B	①障害のある人を理解する社会教育の充実	C	生涯学習・スポーツ課 社会福祉協議会(地域福祉推進課)	C C			
					②精神障害のある人(発達障害・高次脳機能障害を 含む)への理解の促進	A	障害福祉課	A			
					③難病患者への理解の促進	A	障害福祉課	A			
					④ボランティアの育成及び体験機会の提供	C	社会福祉協議会(地域福祉推進課)	C			
					⑤ボランティア活動の促進	C	社会福祉協議会(地域福祉推進課)	C			
			③障害者 団体の育 成・交流 促進	B	①障害者団体等への支援	B	障害福祉課	B			
					②交流の場の確保	B	福祉相談課 社会福祉協議会(地域福祉推進課)	B 終了			
					③障害のある人が行う活動への支援	C	福祉相談課	C			
			(2)差別解 消の推進	B	①差別解 消の推進	B	①人権問題講演会等の実施	C	生涯学習・スポーツ課	C	
							②差別解消に関する研修の実施	A	障害福祉課	A	
			(3)権利 擁護の取 組の充実	C	①権利擁 護の支援	C	①成年後見制度の周知と利用支援	B	障害福祉課 社会福祉協議会(地域福祉推進課)	A B	
							②権利擁護の促進	C	障害福祉課 社会福祉協議会(地域福祉推進課)	C B	
	②虐待防 止の推進	B			①虐待に関する意識の啓発による虐待の未然防止	B	障害福祉課	B			
					②虐待の未然防止・早期発見のための地域連携	B	障害福祉課 こども未来課	A C			
					③障害者虐待防止センターの周知及び機能の充実	B	障害福祉課	B			
	2 地域生活を 充実し、社会参 加を支援する	(1)地域生 活支援の 充実	B	①相談支 援体制の 整備	B	①相談支援体制の整備	A	障害福祉課	A		
								地域づくり支援課 健康づくり課 福祉相談課 人権庶務課(人権庶務係) 人権庶務課(男女平等推進係)① 人権庶務課(男女平等推進係)②	A A B C C B		
						③計画相談の充実	B	障害福祉課	B		
						④精神保健福祉相談の充実	C	障害福祉課 健康づくり課	B C		
								障害福祉課	A		
						⑤発達障害のある子どもの相談の充実	A	教育指導課 健康づくり課	A B		
						②福祉基 盤の充実	B	①情報提供の充実	C	障害福祉課 危機管理室	B C
								②音声テープなどによる情報提供	C	シティ・プロモーション課 社会福祉協議会(地域福祉推進課)	B C
③サービス提供者間の連携								A	障害福祉課	A	
④福祉人材の確保・育成								B	障害福祉課 職員課 長寿はつらつ課 健康づくり課 社会福祉協議会(総務課)	B A B A C	
⑤障害のある人の家族に対する支援								B	障害福祉課 健康づくり課	C A	
⑥精神保健福祉に関する連絡調整会議の開催								A	障害福祉課	A	
③障害福 祉サービ ス等の充 実						B	①障害福祉サービスの充実	A	障害福祉課	A	
							②地域生活支援事業の充実	B	障害福祉課	B	
							③経済的な支援	B	障害福祉課	B	
							④生活基盤の支援	A	障害福祉課	A	
							⑤緊急時の支援	C	障害福祉課 長寿はつらつ課	B C	
							⑥介護保険との連携	B	障害福祉課 長寿はつらつ課	A C	
④住まい の支援				C	①障害のある人向けの住宅の整備の促進	C	障害福祉課	C			
(2)日中活動 の場の充実				C	①日中活 動の場の 充実	C	①施設から地域への移行の推進	D	障害福祉課	D	
							②地域活動支援センター等への運営支援	A	障害福祉課	A	
(3)コミュ ニケーシ ョン支援				C	①コミュ ニケーシ ョン手 段の充 実	C	①手話通訳者の養成・派遣	C	障害福祉課 障害福祉課(委託・社会福祉協議会(総務課))	C 統合	
							②点訳・音声訳・朗読奉仕員の活用	C	図書館 社会福祉協議会(地域福祉推進課)	C C	
							③要約筆記者の養成	C	障害福祉課 障害福祉課(委託・社会福祉協議会(総務課))	C 統合	
							④円滑なコミュニケーションのための研修の実施	B	障害福祉課 社会福祉協議会(地域福祉推進課)	A C	
									健康づくり課	B	
							⑤障害のある児童への支援	B	教育指導課 障害福祉課	A B	

	基本目標				施策・事業	施策 評価	担当部署	自己 評価			
	基本施策										
	評価	施策(中柱)	評価								
2 地域生活を 充実し、社会参 加を支援する	(4)社会 参加の支 援	C	①外出の 支援	B	①福祉有償運送等の移動支援の利用促進	B	障害福祉課 社会福祉協議会(地域福祉推進課)	B 終了			
					②リフト付き車両、福祉機器の貸し出し	B	障害福祉課 社会福祉協議会(地域福祉推進課)	B 終了			
					③外出に対する支援	B	障害福祉課 まちづくり推進課	A C			
			②スポー ツ、芸術・ 文化活動 の充実	C	①スポーツ活動の促進	C	障害福祉課 生涯学習・スポーツ課	B C			
					②芸術・文化活動の支援	B	生涯学習・スポーツ課	B			
					③レクリエーション活動の促進	終了	障害福祉課	終了			
					④生涯学習の推進	C	生涯学習・スポーツ課 図書館	C C			
					⑤市民農園の利用促進	B	産業振興課	B			
			3 就労を支援 する	(1)就労 の支援	C	①就労の 場の確保	C	①啓発活動の実施	C	障害福祉課 障害福祉課(指定管理・社会福祉協議会(地域福祉推進課))	D B
								②障害のある人の雇用の促進	C	障害福祉課 産業振興課 職員課 障害福祉課(指定管理・社協 はあとびあ福祉作業所・あさか福祉作業所)	D C A C
②就労の 促進と安 定	B	①相談窓口の整備				B	障害福祉課 産業振興課	A C			
		②障害者就労支援センターの活用				A	障害福祉課 障害福祉課(指定管理・社会福祉協議会(地域福祉推進課))	A A			
		③就職支度金の支給				C	障害福祉課	C			
		④就労移行支援の実施				A	障害福祉課	A			
		⑤就労定着支援の実施				A	障害福祉課	A			
		⑥就労継続支援の実施				B	障害福祉課 障害福祉課(指定管理・社協 はあとびあ福祉作業所・あさか福祉作業所)	A B			
4 共に育ち、共 に学ぶ療育・教 育を推進する	(1)障害の ある子ど もの療育・ 教育の充 実	B				①療育の 充実	B	①親子グループ指導の実施	A	健康づくり課	A
								②療育学級の実施	A	健康づくり課	A
								③保育体制の充実	B	保育課	B
								④保育園における受け入れ体制の整備及び促進	B	保育課	B
								⑤障害児放課後児童保育への支援	C	保育課	C
								⑥障害のある子どもへの支援	B	障害福祉課 健康づくり課 保育課 教育指導課	A A C A
						②教育の 充実	A	①特別支援教育の充実	A	教育指導課	A
								②就学相談の充実	A	教育指導課	A
			③福祉教 育の充実	C	③通常学級に在籍している子どもの支援	A	教育指導課	A			
					①交流及び共同学習の推進	A	教育指導課	A			
					②交流保育の推進	C	保育課	C			
					③障害のある児童生徒の交流会の実施	D	社会福祉協議会(地域福祉推進課)	D			
					④小学生の親子・中学生施設体験の実施	C	社会福祉協議会(地域福祉推進課)	C			
					⑤障害のある人を理解する学校教育の充実	B	教育指導課 社会福祉協議会(地域福祉推進課)	A C			
5 安心・安全な 暮らしをつくる	(1)福祉 のまちづ くりの推 進	B	①総合的 なまちづ くりの推 進	B	①歩道の整備	B	まちづくり推進課	B			
					②交通安全施設の整備	B	道路整備課 まちづくり推進課	B B			
					③路上放置物等障害物の解消	A	まちづくり推進課	A			
					④交通安全運動の実施	C	まちづくり推進課	C			
					⑤市の公共施設のバリアフリー化	A	財産管理課	A			
					⑥駅などの公共的施設等のバリアフリー化の促進	B	まちづくり推進課	B			
					⑦小・中学校におけるバリアフリー化	B	教育総務課	B			
					⑧公園の整備	C	みどり公園課	C			
					B	①保健 サービ スの充 実	B	①健康診査の充実	A	健康づくり課	A
								②健康相談の充実	B	健康づくり課	B
								③訪問指導の実施	B	健康づくり課	B
								④発育発達相談の実施	A	健康づくり課	A
					B	②医療 サービ スの充 実	B	①地域医療体制の充実	A	健康づくり課	A
								②医療関連サービスに係る経済的支援	B	障害福祉課	B
	(3)安心な 暮らしの 確保	C	①防災・ 防犯体制 の整備	C	①防災意識の啓発	B	危機管理室	B			
					②災害時における障害のある人への支援の充実	C	危機管理室	C			
							障害福祉課 福祉相談課	C B			
					③近隣市等との連携	C	危機管理室	C			
					④ボランティアの確保	C	危機管理室	C			
					⑤地域ぐるみの協力体制の整備	C	社会福祉協議会(地域福祉推進課)	C			
					⑥防犯環境の整備	C	危機管理室	C			

基本目標 1 共生社会の実現を目指す【評価コメント】(令和5年度分)3つの大柱(基本施策)の評価は、Bが2つ、Cが1つでした。(前年:3つの大柱(基本施策)の評価は、Bが2つ、Cが1つでした。)																				
基本施策	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価	施策(中柱)	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価	施策・事業	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価
(1)相互理解の促進	B 4.00	B 3.67	C 3.00	C 3.00	C 3.33	C 3.33	①啓発活動の推進	B 4.33	B 4.33	C 3.00	C 3.00	B 4.00	B 4.0	①広報紙、ガイドブック等を活用しての啓発	B	B	C	C	C	C
							②障害のある人等への理解の促進	B 3.80	B 3.60	C 3.40	C 3.40	B 4.25	C 3.0	②市ホームページの活用	B	B	B	B	B	B
														③「障害者週間」等のイベントの開催	A	A	D	D	A	A
														①障害のある人を理解する社会教育の充実	C	C	C	C	C	D
														②精神障害のある人(発達障害・高次脳機能障害を含む)への理解の促進	A	A	A	A	A	B
														③難病患者への理解の促進	A	B	C	C	C	C
							③障害者団体の育成・交流促進	B 3.67	C 3.33	C 3.00	C 3.33	D 2.00	C 3.0	④ボランティアの育成及び体験機会の提供	C	C	C	C	C	C
														⑤ボランティア活動の促進	C	C	C	C	C	C
														①障害者団体への支援	B	C	A	A	E	C
							(2)差別解消の推進	B 4.00	B 4.00	B 4.00	C 3.00	B 4.00	B 4.0	②交流の場の確保	B	C	E	E	D	C
														③障害のある人が行う活動の支援	C	B	C	B	C	C
														①人権問題講演会等の実施	C	C	C	C	C	C
(3)権利擁護の取組の充実	C 3.50	C 3.50	C 3.50	C 3.50	C 3.50	C 3.5	②差別解消に関する研修の実施	A	A	A	B	A	A							
							①権利擁護の支援	C 3.50	C 3.50	C 3.50	C 3.00	C 3.00	C 3.0	①成年後見制度の周知と利用支援	B	B	B	C	C	C
							②虐待防止の推進	B 4.00	B 4.00	B 3.67	B 3.67	B 3.67	B 3.66	②権利擁護の促進	C	C	C	C	C	C
														①虐待に関する意識の啓発による虐待の未然防止	B	B	B	B	B	B
														②虐待の未然防止・早期発見のための地域連携	B	B	C	C	C	C
							③障害者虐待防止センターの周知及び機能の充実	B	B	B	B	B	B							

※指標の基準・評価点数(施策ごとに配点しなす)

A	5(4.5超)	目標・計画を大幅に上回る成果があがっている。
B	4(3.5超～4.5)	目標・計画を十分に上回る成果があがっている。
C	3(2.5超～3.5)	目標・計画どおりに成果があがっている。
D	2(1.5超～2.5)	目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった。
E	1(1.5以下)	目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった。

基本目標1 共生社会の実現を目指す【評価コメント】(令和5年度分) 3つの大柱(基本施策)の評価は、Bが2つ、Cが1つでした。 (前年:3つの大柱(基本施策)の評価は、Bが2つ、Cが1つでした。)
委員会コメント
委員個別意見

基本目標1 共生社会の実現を目指す【評価コメント】(令和4年度分)

3つの大柱(基本施策)の評価は、Bが2つ、Cが1つでした。
(前年:3つの大柱(基本施策)の評価は、Bが1つ、Cが2つでした。)

委員会コメント

虐待への対策について、短期入所や一時保育等を利用できない子を持つ親の支援が必要である。そのため、来年度は評価をする担当部署に保育課を入れるよう検討してほしい。
交流の場については、はあとぴあに限定せず、巡回イベント等を居住地の近くで開催し、障害のある人が近くに住んでいることを知ってもらい共生社会につなげていきたい。また、その内容の充実をしていくとよい。
障害福祉とはどういうものなのか、障害者がどういう支援を必要としているのか、障害者や支援者に興味を持ってもらえるように情報発信していくのがよいと思う。また、SNSを使用していない方や情報をうまく理解できない方へも届くよう、分かりやすいものになるとよいと思う。

委員個別意見

- ・相互理解の促進がC→Bになったのはイベントの開催や交流の場の確保といった項目の評価が上がったためと思われる、今後はコロナの影響がさらに薄らいでいくと思われる、内容の充実が求められていくと思われる。
- ・虐待は「未然に防ぐ」ことが大切です。子どもを宿泊させて預けること(緊急短期入所事業)は重要な事業ですが子どもを宿泊させて預けるということがハードルが高いと感じる方も多いです。また、お子さんに障害がある場合預かり先も限られてしまうのではないのでしょうか。そういった場合に障害があるお子さん発達に課題があるお子さんに対する一時保育、ファミリーサポートの利用で乗り切れる方もたくさんいると思いますが、なかなかマッチングが難しいと聞きます。こういった親のための支援が結果として家庭での養育力を引き上げることができると思います。この事業の担当課に保育課が入っていないので、来期のプランは保育課が入ることへの検討をお願いします。
- ・広報あさかで、市民に普段あまり馴染みのない障害福祉のお仕事紹介し、障害者とその支援者に興味を持ってもらえるよう啓発する。
例えば、「ガイドヘルパーの紹介」仕事内容だけでなく、どういう障害のある人が、こういうことができなくて、こういう支援を必要としていることがわかるように。また、ガイドヘルパーになるためにはどうするか？も、載せることにより、障害福祉の仕事に興味を持ってもらい、少しでも福祉人材不足の解消につながればよいと思う。広報あさかの紙面だけで、紹介しきれない内容は、QRコードを掲載し、YouTubeやホームページで詳しく紹介する。実際に、障害者をガイドヘルプしてる様子を動画で紹介すると、よりわかりやすく伝わりやすい。YouTubeは朝霞市と社会福祉協議会がコラボするとよいものができると思う。
- ・障害のある人となない人の交流の場大切です。場所を、はあとぴあに限定せず、公民館など市内の身近な施設を利用し、障害のある人となない人の居住地に近いところで交流を行い、地域の人たちに障害のある人が、近所に住んでいることを知ってもらえると、共生社会につながっていくと思います。各公民館に、いろいろなイベントを主催してもらってもいいし、はあとぴあふれあい祭りのようなイベントが、公民館や市民センターなどを巡回していくのもいいかと思います。あさかプレーパークが、プレーパークキャラバンとして、市内のいろいろな公園を巡回しているのが、気軽に近所で参加できるというところで、とてもよいと思い、ヒントになりました。
- ・SNSを活用した広報誌、ガイドブック等の啓発について、年配の方はSNSを使用しない方が多く情報として掲載されていることも理解できない又は見落としている方もいるので、もっと分かりやすいものになるとよいと思う。

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する【評価コメント】(令和5年度分)4つの大柱(基本施策)の評価は、Bが1つ、Cが3つでした。(前年:4つの大柱(基本施策)の評価は、Bが1つ、Cが3つでした。)																				
基本施策	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価	施策(中柱)	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価	施策・事業	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価
(1)地域生活 支援の充実	B 3.75	B 3.75	C 3.25	C 3.50	B 3.75	C 3.25	①相談支援体制の整備	B 4.20	B 4.20	B 4.00	B 3.80	B 4.00	B 4.0	①相談支援体制の整備	A	B	C	C	B	C
														②相談窓口体制の充実	B	B	B	B	B	B
														③計画相談の充実	B	B	B	B	B	B
														④精神保健福祉相談の充実	C	B	B	B	B	B
														⑤発達障害のある子どもの相談の充実	A	A	A	B	B	A
														⑥精神保健福祉に関する連絡調整会議の開催	A	A	B	D	C	C
							②福祉基盤の充実	B 4.00	B 4.00	C 3.50	C 2.83	B 3.67	C 3.5	①情報提供の充実	C	C	C	C	C	C
														②音声テープなどによる情報提供	C	C	C	C	C	C
														③サービス提供者間の連携	A	A	A	D	A	B
														④福祉人材の確保・育成	B	B	B	B	B	B
														⑤障害のある人の家族に対する支援	B	B	D	C	B	B
														⑥精神保健福祉に関する連絡調整会議の開催	A	A	B	D	C	C
							③障害福祉サービス等の充実	B 4.17	B 3.83	B 3.83	B 3.83	B 3.83	B 4.0	①障害福祉サービスの充実	A	A	A	A	A	A
														②地域生活支援事業の充実	B	D	D	D	D	C
														③経済的な支援	B	B	B	B	B	B
														④生活基盤の支援	A	A	A	A	A	A
														⑤緊急時の支援	C	C	C	C	C	C
														⑥介護保険との連携	B	B	B	B	B	B
④住まいの支援	C 3.00	C 3.00	D 2.00	C 3.00	C 3.00	D 2.0	①障害のある人向けの住宅の整備の促進	C	C	D	C	C	D							
(2)日中活動 の場の充実	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.0	①日中活動の場の充実	C 3.50	C 3.50	C 3.50	C 3.50	C 3.50	C 3.5	①施設から地域への移行の推進	D	D	D	D	D	D
														②地域活動支援センター等への運営支援	A	A	A	A	A	A
(3)コミュニ ケーション支 援	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.0	①コミュニ ケーション手 段の充実	C 3.40	C 3.20	C 3.00	C 2.80	C 3.20	C 3.4	①手話通訳者の養成・派遣	C	C	C	C	C	C
														②点訳・音声訳・朗読奉仕員の活用	C	C	D	D	C	C
														③要約筆記者の養成	C	D	D	D	D	D
														④円滑なコミュニケーションのための研修の実施	B	B	B	C	B	B
														⑤障害のある児童への支援	B	B	B	B	B	B
(4)社会参加 の支援	C 3.50	C 3.50	C 3.00	C 3.00	C 3.50	C 3.5	①外出の支援	B 4.00	B 4.00	B 4.00	B 3.67	B 3.67	B 3.66	①福祉有償運送等の移動支援の利用促進	B	B	B	B	C	C
														②リフト付き車両、福祉機器の貸し出し	B	B	B	C	B	B
														③外出に対する支援	B	B	B	B	B	B
							②スポーツ・ 芸術・文化活 動の充実	C 3.50	C 3.25	D 2.40	D 2.20	C 3.00	C 3.0	①スポーツ活動の促進	C	C	D	E	C	B
														②芸術・文化活動の支援	B	C	C	C	C	C
														③レクリエーション活動の促進	終了	終了	E	E	C	D
														④生涯学習の促進	C	C	D	D	D	D
														⑤市民農園の利用促進	B	B	B	B	B	B

※指標の基準・評価点数（施策ごとに配点しなす）

A	5（4.5超）	目標・計画を大幅に上回る成果があがっている。
B	4（3.5超～4.5）	目標・計画を十分に上回る成果があがっている。
C	3（2.5超～3.5）	目標・計画どおりに成果があがっている。
D	2（1.5超～2.5）	目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった。
E	1（1.5以下）	目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった。

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する【評価コメント】(令和5年度分) 4つの大柱(基本施策)の評価は、Bが1つ、Cが3つでした。 (前年:4つの大柱(基本施策)の評価は、、Bが1つ、Cが3つでした。)
委員会コメント
委員個別意見

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する【評価コメント】(令和4年度分)1/2

4つの大柱(基本施策)の評価は、Bが1つ、Cが3つでした。
(前年:4つの大柱(基本施策)の評価は、すべてCでした。)

委員会コメント

学校ではスクールカウンセラーを常勤にして必要な時に届けられるようにしてほしい。
ヘルパーなどの福祉人材不足対策として、養成研修の無料実施や働きやすい環境確保、待遇改善を望む。家族支援の評価が上がっているのので、引き続きニーズ把握に努め適切な支援に繋げてほしい。
相談支援員を増員するとともに家族を含む支援者同士が連携して家族支援を行って欲しい。
障害者が住宅を確保・居住できるような体制づくりを行うべき。
成人した重度障害者の余暇対策として「障害者青年学級」を開設してはどうか。

委員個別意見

・障害のある家族に対し、高齢化も進み表に出てこない問題も多く手続等で来た際、窓口でも困っていることがないか簡単な聞き取りをしてもらえるとありがたい。

・外出に対する支援について、補助などの支援はあるが、バスの本数が減ってしまい不便に感じる。通所でなくても真夏の時期だけ本数を増やすなどしてもらえると良い。

・地域の中での事業者によるネットワークづくりを推進し、連携を強化していくことで、職員の質も向上し、地域での支援が充実してくると思います。法人や事業所等の垣根を越えて、繋がりを持つ機会(交流会・勉強会・研修会・見学会など)を設けていくことも、今後は必要だと感じています。

・相談支援体制の整備のポイントが上がったことは評価ができています。基幹相談支援センターの設立に向け動いていただきたいと思います。障害のある人の家族への支援の評価が上がっていますが、引き続きニーズの把握に努め適切な支援に繋げて頂きたいと思います。

・児童発達支援事業所、放課後デイサービスに通う児童が増え続けている。計画相談の事業所が抱える件数もかなり多く、1件1件に丁寧に関わることが難しく、結果利用者が不信感を抱いたり、お子さん一人一人の見立てができず、保護者の言われるがまま複数の事業所と契約しているケースも多いです。他の自治体に比べて保育型の児童発達支援事業所が多いのは、集団生活を送れる場が少ないからだと感じます。「地域生活を充実し、社会参加支援する」という目標ならば、お子さんやご家庭の普段の様子を地域の児童館や子育て支援センターが把握し、助言、情報の共有ができるようにしていく必要があるのではないかと思います。育みバーチャルを中心に市の支援や社会資源などを図式化してほしいです。

・相談員をもっと増員し、よりきめ細かなサービスが行えると家族支援につながると思う。もっと気軽に個別支援会議やケース会議を開き、当事者の家族を含む支援者同士が福祉と教育の垣根を超えて連携してほしい。家族だけで障害児を抱えるのではなく、すべての支援者は、『障害児者の自立・自律』という同じ目標を目指しているので、お互いに情報共有してチームとなってもらえると心強いです。

・学校に在籍する子どもの数に対してスクールカウンセラーが少なすぎて、相談が必要な時に必要な人に届いてないと感じます。保健室に行くように、いつでも気軽に相談できることが大事です。近年、過酷な労働環境により、休職・退職する教員が増えています。常勤にすることにより、子どもと保護者に対してだけでなく、教員のカウンセリングも行うことが望ましく、結果として教員不足の対策になると考えます。子どもの支援者である、教員の支援を行うことで、教育の質が上がり、子どもたちに還元されると思います。常勤にする際は、教職員と同じ立場で対等に発言できる配慮も必要です。

・2025年超高齢化社会を迎えるにあたり、働き手不足、特に福祉分野の人材不足は深刻です。現在でも、生活介護事業所等で働くスタッフの離職率は高く、慢性的に不足しています。

ヘルパーさんがいないことで、送迎支援が受けられず、仕事を休まなければならなかったり、仕事につけない保護者もいます。

新たな福祉人材確保のために、障害者介護者養成事業として、研修を無料で受けられる自治体もあります。朝霞市でもご検討ください。

市役所はもちろん、各事業所や学校、幼稚園、保育園とも連携して、障害児者の支援者となる人材の確保と育成に力を入れてほしい。支援者を支援することも、よりよい障害福祉の実現に繋がります。いい人材が長く働き続けられるような環境の確保や待遇改善も望みます。

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する【評価コメント】(令和4年度分)2/2

4つの大柱(基本施策)の評価は、Bが1つ、Cが3つでした。
(前年:4つの大柱(基本施策)の評価は、すべてCでした。)

委員会コメント

委員個別意見

・ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングも、家族が障害児の問題行動で迷った時の指針となり家族支援になると思う。また、重い病気や障害のある兄弟姉妹を持つ、きょうだい児は、幼少期からいつも我慢をしていますし、ヤングケアラーになっている可能性も高いため、きょうだい児の支援も考えてほしい。また、超高齢化社会を迎えるにあたり、8050問題(80代の親が自立できない事情を抱える50代の子どもの面倒をみる)も切実になっています。健康づくり課と障害福祉課だけでなく、高齢者を担当する課が連携して情報共有して支援につなげていただきたいと思います。

・障害者が、地域への生活移行を進めるにあたり、住居の確保が非常に重要と感じています。これは、障害福祉課の方たちだけが頑張ることではなく、市、県の住宅分野の課や不動産会社、居住支援法人等と連携し、障害のある人が、現実的に住宅セーフティーネット制度を活用して住宅を確保・居住できるような体制づくりをお願いしたいのですが、具体的にそういった仕組みを作ることは考えていますか？

・交流を希望する児童生徒が、支援員不足で、交流できないという不平等がないよう、児童の人数と障害の実態に合わせて、支援員の人数を決定し配置していただきますようお願いします。

支援籍学習は、素晴らしい制度だと思いますが、特別支援学校に通う児童との交流が非常に少ない。特に、小学1年生から特別支援学校に通う児童の場合、したいけれど、子どもの特性を考えると不安になり、諦めてしまう保護者もいる。また、準備が教員の負担になってる場合もあるので、なるべく日常の学校生活に、特別支援学校の児童が混ざって交流し、交流給食をすべての学校で行うなどお互いの違いを受け入れることが重要だと考えます。

保育所等訪問支援で事業所職員から受けるアドバイスを、療育と教育は別だからと聞き入れてもらえないことがあります。関係課が部署という垣根を超えてしっかり連携してほしいです。

・生活サポート事業を利用したい時に、空きがなく断られてしまうことが多い。事業所、ヘルパー、車両の充実をお願いします。どれだけ利用を断わっているか統計をとってもらい実際のニーズを把握して、予算を追加する、ヘルパーのなり手不足を解消できるようヘルパー養成事業を行うなどの対策を実施して欲しい。

・市内の小中学校や、町内会にチラシを配布するなど、もっと宣伝していいと思います。そして、健常児者にもボランティアとして参加してもらい交流できると、市民への障害理解につながると思います。

生涯学習スポーツ課の実施するボッチャ教室は、小学校で出前講座してもらい、児童の交流できるといいと思います。

・成人した重い障害のある人が、18歳以降の長い人生で、どのような余暇を過ごすかということが障害者の生涯において、非常に重要となります。障害のある人が学校を卒業すると、生活がマンネリ化しやすくなります。そのため身近な施設で定期的に社会参加でき、生きがいとなる「障害者青年学級」を朝霞市でも開設して欲しいです。障害者が地域で生活するためには、地域の人たちとの交流やつながりと居場所は大事です。関係各課で連携して検討をお願いします。

基本目標 3 就労を支援する【評価コメント】(令和5年度分)大柱(基本施策)の評価は、Cでした。(前年:大柱(基本施策)の評価は、Cでした。)																				
基本施策	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価	施策(中柱)	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価	施策・事業	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価
(1)就労の支援	C 3.50	C 3.50	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.5	①就労の場の確保	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.0	①啓発活動の実施	C	C	C	C	C	C
							②障害のある人の雇用の促進	C	C	C	C	C	C	C						
							②就労の促進と安定	B 4.33	B 4.00	C 3.33	C 3.17	C 3.67	B 3.83	①相談窓口の整備	B	B	D	D	B	B
														②障害者就労支援センターの活用	A	A	B	B	B	B
														③就職支度金の支給	C	C	C	C	C	A
														④就労移行支援の実施	A	C	C	D	D	D
														⑤就労定着支援の実施	A	A	A	A	A	A
														⑥就労継続支援の実施	B	B	C	C	D	C

※指標の基準・評価点数(施策ごとに配点しなす)

A	5 (4.5超)	目標・計画を大幅に上回る成果があがっている。
B	4 (3.5超～4.5)	目標・計画を十分に上回る成果があがっている。
C	3 (2.5超～3.5)	目標・計画どおりに成果があがっている。
D	2 (1.5超～2.5)	目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった。
E	1 (1.5以下)	目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった。

基本目標 3 就労を支援する【評価コメント】(令和5年度分) 大柱(基本施策)の評価は、Cでした。 (前年:大柱(基本施策)の評価は、Cでした。)
委員会コメント
委員個別意見

基本目標 3 就労を支援する【評価コメント】(令和4年度分)

大柱(基本施策)の評価は、Cでした。
(前年:大柱(基本施策)の評価は、Cでした。)

委員会コメント

まずは市役所で知的障害を持っている人の採用を検討してほしい。
雇用でなくとも、市役所の中でごみの分別、チラシ配り、各課へ郵便物を届けたり簡単お手伝いをしてもらい、身近に障害のある人がいる環境づくりを進めるよう検討してほしい。また、それにより新しい発見を見つけていくことができる。

委員個別意見

・市の職員(市役所内に問わず)に知的障害者の雇用を。三障害の区分無く採用試験を設けている、とのことでしたが、まず知的障害を1名でも採用するために知的障害の人のための試験を検討しませんか。名古屋市で行っています。筆記試験は小学校卒業程度、実技に重きを置く試験です。

・市役所入口での障害者施設がいろいろなものを販売するのは、たまたま市役所を訪れた人や、普段障害者と接することがない市民が、障害者と接することができ、市民理解のきっかけになること、また、障害者が市役所という多くの人が集まる公共の場で社会参加できるという双方に良いことだと思います。現在市役所内で、知的障害者の雇用は無いとのことですが、雇用じゃなくても、障害のある人が市役所の中で、ゴミを拾って分別したり、販売するもののチラシを配ってみたり、郵便物を各課に届けに行ったりと、ちょっとしたことで、市役所の中で、職員を中心にいろいろな人とかかわりを持てるボランティアというには大袈裟なのですが、お手伝い的なことをしてみるというのはどうでしょうか？市役所での障害者施設の販売のついでに、商品を売り歩くでもいいかもしれません。まず朝霞市役所の中で、身近に障害のある人がいるという環境を作ってみると、何かしら感じることや発見があるかもしれません。お隣の新座市では、1995年に似たようなことをしています。

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する【評価コメント】(令和5年度分)大柱(基本施策)の評価は、Bでした。(前年:大柱(基本施策)の評価は、Bでした。)																				
基本施策	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価	施策(中柱)	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価	施策・事業	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価
(1)障害のある子どもの療育・教育の充実	B 4.00	B 4.00	B 4.00	B 3.67	B 4.33	B 4.33	①療育の充実	B 4.17	B 3.83	B 3.83	B 4.00	B 4.00	B 4.16	①親子グループ指導の実施	A	A	A	A	A	A
														②療育学級の実施	A	A	A	A	A	A
														③保育体制の充実	B	D	D	A	A	A
														④保育園における受け入れ体制の整備及び促進	B	B	B	D	D	D
														⑤障害児放課後児童保育への支援	C	C	C	C	C	C
														⑥障害のある子どもへの支援	B	B	B	B	B	A
	②教育の充実	A 5.00	A 5.00	A 5.00	B 4.33	A 5.00	A 5.0	①特別支援教育の充実	A	A	A	B	A	A						
								②就学相談の実施	A	A	A	A	A	A						
								③通常学級に在籍している子どもの支援	A	A	A	B	A	A						
	③福祉教育の充実	C 3.40	C 3.40	C 3.00	C 3.00	B 3.60	B 3.6	①交流及び共同学習の推進	A	A	A	A	A	A						
								②交流保育の推進	C	D	D	D	C	C						
								③障害のある児童生徒の交流会の実施	D	C	E	C	C	C						
								④小学生の親子・中学生施設体験の実施	C	C	C	E	C	C						
								⑤障害のある人を理解する学校教育の充実	B	B	B	B	B	B						

※指標の基準・評価点数（施策ごとに配点しなす）

A	5（4.5超）	目標・計画を大幅に上回る成果があがっている。
B	4（3.5超～4.5）	目標・計画を十分に上回る成果があがっている。
C	3（2.5超～3.5）	目標・計画どおりに成果があがっている。
D	2（1.5超～2.5）	目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった。
E	1（1.5以下）	目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった。

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する【評価コメント】(令和5年度分) 大柱(基本施策)の評価は、Bでした。 (前年:大柱(基本施策)の評価は、Bでした。)
委員会コメント
委員個別意見

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する【評価コメント】(令和4年度分)

大柱(基本施策)の評価は、Bでした。
(前年:大柱(基本施策)の評価は、Bでした。)

委員会コメント

療育について、年々児発の利用を通園先から勧められ、療育を受けていることが増えている。親子で試行錯誤できる場が少ないため、子育て拠点でサポートできる体制作り、居場所づくり、学びのスペースを作るよう検討してほしい。小中学校について、授業で障害について学ぶのは良いことだが、それだけでなく交流給食など交流する場をすべての学校に設けてほしい。また、環境については特別支援学級で個別学習ができる通級制度を設けるなど合理的配慮が受けられる学習環境や生活支援員の増員やスクールカウンセラーの常駐、保育所等訪問支援で訪れる事業所の活用を行うように整備を進めてほしい。

委員個別意見

・評価が横ばいの状況が続いており、点数の上がった項目も1つにとどまっています。特に保育体制の充実についてがDのままなのは実地研修が実施されなかったことが影響していると思います。研修手段を一つに限定せず、学べる機会を複数作っていくことが重要と思います。

・昨年よりさらに、特性のあるお子さんは児発の利用をするように通園先から促されています。そのため就園を目的とした未満児の療育利用数が非常に多いように思います。親子で試行錯誤ができる場が少なく、親子で出向く先でうまくいかない＝療育に行く、という図式が出来上がっています。いろんなお子さんがいることを親も子も学ぶ場が限られてきていて、果たして「多様性の社会」はできるのでしょうか。地域の子育て支援の場(センター、児童館など)がさらに障害のある親子さんを追いつめていることはないでしょうか。きょうだい児も含めて地域の子育て拠点でサポートできる体制作りを望みます。障害のある子がすべて放課後デイサービスが居心地が良いわけではない。その子のペースで過ごす居場所作り、学びのスペースを市内にいくつか作ってほしい。

・特別支援学級は全校にできていますが通級指導教室は小学校二校、中学校一校にとどまっています。通級指導教室も各学校にでき移動に負担がかからないようにする、もしくは特別支援学級で個別学習ができる通級制度を設けるなど、子どもにとっても保護者にとっても負担が少なく、合理的配慮が受けられる学習環境を望みます。

・小中学校は、講師や再雇用の先生でカバーしても、欠員がでている状況。特別支援教育の未経験者が特別支援学級の担任になることも多く、障害児への理解が得られないことも多い。それでも現場の先生たちは、頑張っているの、現状の生活支援員だけでなく、特別支援教育のできる支援員採用や生活支援員の増員、スクールカウンセラーの各学校への常駐、保育所等訪問支援で訪れる事業所を活用するなど、外部資源も活用し、教育と福祉が垣根なく連携して、先生をフォローし子どもたちにしわ寄せがいかないように取り計らってほしい。特別支援学校の特別支援コーディネーターや、カウンセラー等が巡回はしているが、巡回だと、困った時にすぐに対応するのが難しい。先生たちの意識も、自分だけで頑張りすぎず、外部資源を頼ってもよいのだということを市教委からトップダウンで伝えてほしい。そして、そもそもの教員のなり手不足という人材不足は、日本の将来にもかかわる全国的な問題なので市から国へも改善を求めてほしい。

・「障害のある児童生徒と地域住民との交流促進」が目的ならば、朝霞市内の障害者施設や町内会など、朝霞市の障害児者が実際に居住する地域で、交流できることを行ってほしい。居住する地域の人たちに、自分の住む地域にこういった障害児者がいるということを知ってもらえると、障害のある人が住みやすい町になり、市民の障害理解にもつながる。地域共生というのは、こういったことから始まるのです。

・「総合」の時間に授業として、様々な障害について学ぶのはよいと思う。市内の小中学校すべてに特別支援学級が設置されているので、校内の特別支援学級の身近なお友だちのことについて、知ってもらおうと、交流する時の気づきにもつながります。例えば、交流給食は、食事を通じて障害のある人ができることやできないことがわかる身近なきっかけとなるので、すべての小中学校で行ってほしいです。障害のある人が、特別なのではなく、普通の人とちょっとだけ違うんだという認識を持って、障害者と健常者ではなく、1人の「人」対「人」のつきあいなのだと実感してもらい、ボランティアもやってあげるのではなく、自分の意志として、手伝っているということが自然と学べるような環境を作ってほしいです。

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる【評価コメント】(令和5年度分)3つの大柱(基本施策)の評価は、Bが2つ、Cが1つでした。(前年:3つの大柱(基本施策)の評価は、Bが2つ、Cが1つでした。)																				
基本施策	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価	施策(中柱)	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価	施策・事業	R5評価	R4評価	R3評価	R2評価	R1評価	H30評価
(1)福祉のまちづくりの推進	B 4.00	B 4.00	B 4.00	B 4.00	B 4.00	B 4.00	①総合的なまちづくりの推進	B 4.00	B 4.00	B 3.63	B 3.88	B 3.88	B 4.12	①歩道の整備	B	C	C	C	A	A
														②交通安全施設の整備	B	B	B	B	C	B
														③路上放置物等障害物の解消	A	A	A	A	B	B
														④交通安全運動の実施	C	C	C	C	C	C
														⑤市の公共施設のバリアフリー化	A	A	A	A	A	A
														⑥駅などの公共的施設等のバリアフリー化の促進	B	B	C	C	A	A
														⑦小・中学校におけるバリアフリー化	B	A	C	A	C	A
														⑧公園の整備	C	C	C	C	C	D
(2)保健・医療サービスの充実	B 4.00	B 4.50	B 4.50	B 4.00	B 4.00	B 4.5	①保健サービスの充実	B 4.50	A 4.75	A 4.75	B 4.50	B 4.25	A 5.0	①健康診査の充実	A	A	A	B	B	A
														②健康相談の充実	B	A	A	A	B	A
														③訪問指導の充実	B	B	B	B	B	A
														④発育発達相談の充実	A	A	A	A	A	A
							②医療サービスの充実	B 4.50	B 4.00	B 4.00	B 4.00	B 4.50	B 4.5	①地域医療体制の充実	A	A	A	A	A	A
														②医療関連サービスに係る経済的支援	B	C	C	C	B	B
(3)安心なく暮らしの確保	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.00	C 3.0	①防災・防犯体制の整備	C 3.17	C 3.33	C 2.83	C 2.67	C 2.83	C 3.0	①防災意識の啓発	B	B	C	D	C	C
														②災害時における障害のある人への支援の充実	C	B	B	B	C	C
														③近隣市等との連携	C	C	D	D	C	C
														④ボランティアの確保	C	C	D	D	D	C
														⑤地域ぐるみの協力体制の整備	C	C	C	C	C	C
														⑥防犯環境の整備	C	C	C	C	C	C

※指標の基準・評価点数（施策ごとに配点しなす）

A	5（4.5超）	目標・計画を大幅に上回る成果があがっている。
B	4（3.5超～4.5）	目標・計画を十分に上回る成果があがっている。
C	3（2.5超～3.5）	目標・計画どおりに成果があがっている。
D	2（1.5超～2.5）	目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった。
E	1（1.5以下）	目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった。

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる 【評価コメント】(令和5年度分) 3つの大柱(基本施策)の評価は、Bが2つ、Cが1つでした。 (前年:3つの大柱(基本施策)の評価は、Bが2つ、Cが1つでした。)
委員会コメント
委員個別意見

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる 【評価コメント】(令和4年度分)

3つの大柱(基本施策)の評価は、Bが2つ、Cが1つでした。
(前年:3つの大柱(基本施策)の評価は、Bが2つ、Cが1つでした。)

委員会コメント

まちづくりについては、朝霞台駅の環境改善に向けて動き始めたのは良かった。障害のある子が時間を気にせず遊べることや、小さい頃からいろいろな子供がいることを知ることができるメリットがある「インクルーシブ公園」が市内にできるよう検討してほしい。

保健サービスについては保健師の増員もしくはそれに準ずる何らかの手立てを改めて検討してほしい。

防災については、福祉避難所の認識が各課で異なっているため情報の統一化をしてほしい。また、避難所については地域に避難できるようにし、サポートをしてもらえる人材をそちらへ派遣できるよう検討してほしい。

今後、宿泊訓練の開催や支援バンダナを聴覚だけでなく様々な障害を抱える人へ向けたものに変更することも重要と考える。

委員個別意見

・朝霞台駅の不便さが解消に向けて動き始めた点は評価できると思います。地区に2人以上の保健師の配置は難しいとの回答がありましたが、保健師は相談窓口の一つでもあり相談支援体制の充実という点から何らかの手立ての検討を続けて頂けないでしょうか。

・障害のある子もない子も一緒にあそべる「インクルーシブ公園」が朝霞市内にもあると、小さい頃から、居住する地域にいろいろな子どもがいることを知ることができ、交流のきっかけになると思います。障害のある子やその親は、公園など子どもが集まるところで、周囲からの疎外感を感じることもあり、人のいない時間に遊ばせたりすることもあるので、そのようなことが、少しでも解消できるよう願っています。ユニバーサルデザインの遊具を置くだけでなく、利用する人たちに障害がある人のことを理解できるよう、周知することも非常に重要だと考えます。

県内だと、三郷市、秩父市に、インクルーシブ公園あるので、ぜひ参考にしてください。

・聴覚障害者向け用の災害時支援用バンダナから、様々な障害や支援が必要な人も使用できるバンダナへ変更の検討をお願いします。

・危機管理室と障害福祉課で福祉避難所についての認識が異なっているため情報の共有及び統一化をお願いします。更に、福祉避難所が場所だけの避難場所であるならば、小学校の体育館以外の広めの教室を福祉避難所として、家族と一緒に自分の住む地域に避難できるようにしていただきたいです。可能な範囲でヘルパーや支援員、ボランティアの方を小学校の福祉避難所に派遣してもらった方が、障害者も、その家族も負担が少ないと思います。

新座市で開催された「新座市ふれあい防災キャンプ」に参加した際、体育館の避難場所と、同じ学校の家庭科室に福祉避難所を設置していました。障害のある人、高齢者など配慮の必要な人が、家族と一緒に自分の住む地域で避難できることは、環境の変化が苦手な障害者にとって、緊急時であっても安心できることだと思います。また、体育館に実際に宿泊訓練もできるので、環境の変化が苦手な障害者にとって、事前に体験しておくことは、パニックを減らすために非常に有益です。ぜひ朝霞市でも取り入れてほしいです。こういった防災訓練によって、自分たちの住む地域にどういった障害を持つ人が居住しているかを、台帳だけでなく直接顔をあわせて知るチャンスでもあるので、町内会などを通じて、健常者と障害者の両方に、防災訓練への参加を呼びかけてほしい。

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の促進

C票

資料2-3

施策(中柱)	① 啓発活動の推進						
事業名	① 広報紙、ガイドブック等を活用しての啓発						
担当課	シティ・プロモーション課						
事業の目的	「広報あさか」「社協あさか」などの広報紙の発行を通じて、最新の福祉情報をはじめとする各種情報の提供、障害のある人が地域で活動する記事の掲載などによる啓発・広報活動により、障害のある人への理解の促進を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 「広報あさか」の発行 月1回作成し、ポスティングにより市内全世帯へ配布する。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 「広報あさか」を月1回、「別冊広報あさか」を年1回発行し、ポスティングにより市内全世帯へ配布。 <H31・2019年度> 「広報あさか」を月1回、「別冊広報あさか」を年1回発行し、ポスティングにより市内全世帯へ配布。 <R2・2020年度> 「広報あさか」を月1回、「別冊広報あさか」を年1回発行し、ポスティングにより市内全世帯へ配布。 <R3・2021年度> 「広報あさか」を月1回発行し、ポスティングにより市内全世帯へ配布。 <R4・2022年度> 「広報あさか」を月1回発行し、ポスティングにより市内全世帯へ配布。 <R5・2023年度> 「広報あさか」を月1回発行し、ポスティングにより市内全世帯へ配布。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
広報配布件数(件)	目標・計画	65,000	65,100	65,900	66,000	66,100	66,200
	実績	65,300	65,800	66,800	67,500	68,000	68,900
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	広報配布部数は、概ね目標を達成することができた。今後も広報あさかの配布漏れがないように努めていく。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
H31年度 (2019)	B	広報配布部数は、目標を超えて達成することができた。今後も広報あさかの配布漏れがないように努めていく。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R2年度 (2020)	B	広報配布部数は、目標を超えて達成することができた。今後も広報あさかの配布漏れがないように努めていく。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R3年度 (2021)	B	広報配布部数は、目標を超えて達成することができた。今後も広報あさかの配布漏れがないように努めていく。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R4年度 (2022)	B	広報配布部数は、目標を超えて達成することができた。今後も広報あさかの配布漏れがないように努めていく。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R5年度 (2023)	B	広報配布部数は、目標を超えて達成することができた。今後も広報あさかの配布漏れがないように努めていく。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	① 啓発活動の推進						
事業名	① 広報紙、ガイドブック等を活用しての啓発						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	「広報あさか」「社協あさか」などの広報紙の発行を通じて、最新の福祉情報をはじめとする各種情報の提供、障害のある人が地域で活動する記事の掲載などによる啓発・広報活動により、障害のある人への理解の促進を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 広報などを通じ、障害に関する制度や催しなどを周知し、障害のある人に対する理解促進を図る。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 「広報あさか」などへの記事掲載等を通じ、障害のある人への理解の促進を図るとともに、啓発・広報の充実に努める。また、福祉ガイドブックの内容について更新を行い、福祉情報について最新の情報を提供するとともに、朝霞駅前の電光掲示板を使い、市役所ロビーでの販売会、障害者週間やスポーツ大会などの周知を行う。 <H31・2019年度> 「広報あさか」などへの記事掲載等を通じ、障害のある人への理解の促進を図るとともに、啓発・広報の充実に努める。また、福祉ガイドブックの内容について更新を行い、福祉情報について最新の情報を提供するとともに、朝霞駅前の電光掲示板を使い、市役所ロビーでの販売会、障害者週間やスポーツ大会などの周知を行う。 <R2・2020年度> 「広報あさか」などへの記事掲載等を通じ、障害のある人への理解の促進を図るとともに、啓発・広報の充実に努める。また、福祉ガイドブックの内容について更新を行い、福祉情報について最新の情報を提供するとともに、朝霞駅前の電光掲示板を使い、市役所ロビーでの販売会、障害者週間やスポーツ大会などの周知を行う。 <R3・2021年度> 「広報あさか」などへの記事掲載等を通じ、障害のある人への理解の促進を図るとともに、啓発・広報の充実に努める。また、福祉ガイドブックの内容について更新を行い、福祉情報について最新の情報を提供するとともに、朝霞駅前の電光掲示板を使い、市役所ロビーでの販売会、障害者週間やスポーツ大会などの周知を行う。 <R4・2022年度> 「広報あさか」などへの記事掲載等を通じ、障害のある人への理解の促進を図るとともに、啓発・広報の充実に努める。また、福祉ガイドブックの内容について更新を行い、福祉情報について最新の情報を提供するとともに、朝霞駅前の電光掲示板を使い、市役所ロビーでの販売会、障害者週間やスポーツ大会などの周知を行う。 <R5・2023年度> 「広報あさか」などへの記事掲載等を通じ、障害のある人への理解の促進を図るとともに、啓発・広報の充実に努める。また、福祉ガイドブックの内容について更新を行い、福祉情報について最新の情報を提供するとともに、朝霞駅前の電光掲示板を使い、市役所ロビーでの販売会、障害者週間やスポーツ大会などの周知を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
「広報あさか」における「わたしたちができること ～障害者差別解消法～」の掲載回数(回)	目標・計画	12	12	12	12	12	12
	実績	10	11	11	12	12	12
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	D	8月、9月の広報あさかに「わたしたちができること ～障害者差別解消法～」を掲載することができなかった。8月、9月はろうあ者体育大会と朝霞市ふれあいスポーツ大会についての宣伝に力を入れたからである。今後も広報あさかに伝えるべきことを掲載していきたいので、掲載する内容を柔軟に検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	D	広報あさか11月号は県民のつどいに関する周知を行ったため、紙面の関係で「わたしたちができること ～障害者差別解消法～」を掲載することができなかった。今後も広報あさかで周知啓発すべきことを掲載していくこととし、掲載する内容を柔軟に検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	D	広報あさか12月号は障害者週間の特集記事を掲載したため、紙面の関係で「わたしたちができること ～障害者差別解消法～」を掲載することができなかった。今後も広報あさかで周知啓発すべきことを掲載していくこととし、掲載する内容を柔軟に検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	「わたしたちができること ～障害者差別解消法～」の目標掲載数は、毎月必ず掲載することで達成できるが、R3年度は1回も欠かさず掲載することができた。今後も広報あさかで周知啓発すべきことを掲載していくこととし、掲載する内容を柔軟に検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	「わたしたちができること ～障害者差別解消法～」の目標掲載数は、毎月必ず掲載することで達成できるが、R4年度は1回も欠かさず掲載することができた。今後も広報あさかで周知啓発すべきことを掲載していくこととし、掲載する内容を柔軟に検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	「わたしたちができること ～障害者差別解消法～」の目標掲載数は、毎月必ず掲載することで達成できるが、R5年度は1回も欠かさず掲載することができた。今後も広報あさかで周知啓発すべきことを掲載していくこととし、掲載する内容を柔軟に検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の促進

施策(中柱)	① 啓発活動の推進						
事業名	① 広報紙、ガイドブック等を活用しての啓発						
担当課	社会福祉協議会(総務課)						
事業の目的	「広報あさか」「社協あさか」などの広報紙の発行を通じて、最新の福祉情報をはじめとする各種情報の提供、障害のある人が地域で活動する記事の掲載などによる啓発・広報活動により、障害のある人への理解の促進を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 地域を巻き込んだ紙面としていく。 社協の事業の周知を行う。 読んでもらえる紙面作成に努める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 地域の方へのインタビューを継続して実施する。 常に読みやすい紙面を意識し、部署間、業者間で協議を行う。						
	<H31・2019年度> 地域の方へのインタビューを継続して実施する。また、常に読みやすい紙面を意識するとともに、「社協あさか」のページ数を増量し、より一層充実した情報の掲載を目指す。						
	<R2・2020年度> 「社協あさか」などの広報紙により、最新の福祉情報の提供、各種事業情報周知・啓発を行い、障害のある人への理解促進を図る。						
	<R3・2021年度> 「社協あさか」などの広報紙により、わかりやすい福祉情報の提供、各種事業情報周知・啓発を行い、障害のある人への理解促進、利用しやすいサービスの提供を図る。						
	<R4・2022年度> わかりやすい福祉情報の提供、各種事業情報周知・啓発を行い、興味の持てる紙面作りを行っていく。						
	<R5・2023年度> 福祉情報の提供、各種事業情報周知・啓発を行い、他の媒体と連携しより広く情報を届けていく。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
総ページ数(1回あたり) (頁)	目標・計画	12	16	16	16	16	16
	実績	12	16	16	16	16	16
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	インタビューを継続して実施し、障害当事者もインタビュー対象とすることで、障害者の地域活動や障害についての理解促進へとつなげた。 表紙に市内を背景としたマスコットキャラクターの表紙を採用した。 【課題】記事の毎年度の変化が乏しく、常に情報発信をする意識を育てる。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	障害当事者を含むインタビュー、手話通訳や福祉作業所に関する記事の充実など、障害者の地域活動や障害についての理解促進を継続して実施した。 【課題】常に情報発信をする意識を、深めていかなければならない。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	障害のある人に関する事業や各種サービスに関する記事の掲載を通して、障害についての理解促進を実施した。また、SNS等、紙面以外の媒体も積極的に活用して周知・啓発を行った。 【課題】地域福祉活動計画とも連動し、分かりやすい福祉情報の提供やメディア戦略の強化を図る。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	障害のある人に関する事業や各種サービスに関する記事を掲載し、積極的な情報発信や、利用しやすい環境作りを行った。また、昨年同様SNS等、紙面以外の媒体も積極的に活用して周知・啓発を行った。 【課題】職員一人ひとりが、常に情報発信を行う意識を持つ。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	SNSを活用し周知を行うとともに、広報紙と連動する仕組みづくりを行うことで、TwitterやFacebookにて、広報紙に掲載した各種講座等の申し込み状況等を適宜配信し、空き状況を周知。令和4年度からは、広報紙掲載以外に案内をいただいた他団体や機関による各種講座の案内、字幕付き映画情報の配信、あさか・はあとびあ両作業所や児童館、放課後児童クラブの年中活動を配信するほか、withコロナで活動を再開する地域福祉団体への助成金や補助金等の案内をタイムラグのない情報発信を行った。手話動画の配信や児童館の折り紙工作、介護予防のための太極拳動画の配信を行った。 【課題】紙面の内容が固まりつつあり、新たな見せ方や内容が求められる。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	改めて朝霞社協の施設紹介を連載で行い、知ってもらえるから利用しやすい環境作りを広報紙を通して行っている。4回の発行では業務の軸となるものを紹介し、その他の事業はSNSと連携し周知すること、地域の方々への適したタイミングでの情報発信を行えている。引き続き、XやFacebook、YouTubeなど受け手のニーズに合う手段をその都度講じて、啓発等を行っていく。 【課題】紙面の変化が乏しく職員全員が自分たちの業務をどのように見せていくのか、知ってもらうための手段を検討する大切さを認識することが求められる。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	① 啓発活動の推進						
事業名	② 市ホームページの活用						
担当課	シティ・プロモーション課						
事業の目的	インターネットは情報の入手手段のひとつとして重要な役割を担っていることから、情報提供手段として市ホームページの活用を図ります。また、視覚障害のある人への対応として、音声読み上げ対応の普及など情報へのアクセシビリティの向上に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> アクセシビリティ(文字の大きさや色の変更など)に配慮したホームページとなるように努める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 各課から更新されるページにおいては毎回アクセシビリティに配慮しているか等の確認を行う。						
	<H31・2019年度> 各課から更新されるページにおいては毎回アクセシビリティに配慮しているか等の確認を行う。						
	<R2・2020年度> 各課から更新されるページにおいては毎回アクセシビリティに配慮しているか等の確認を行う。						
	<R3・2021年度> 各課から更新されるページにおいては毎回アクセシビリティに配慮しているか等の確認を行う。						
	<R4・2022年度> 各課から更新されるページにおいては毎回アクセシビリティに配慮しているか等の確認を行う。						
	<R5・2023年度> 各課から更新されるページにおいては毎回アクセシビリティに配慮しているか等の確認を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
ホームページ更新回数(回)	目標・計画	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	実績	5,491	5,584	6,165	6,193	6,327	5,737
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	随時更新を行うことによる迅速な情報提供に努めており、アクセシビリティ(文字の大きさや色の変更など)に配慮したホームページとなっている。今後も今までどおり、迅速な情報提供を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	B	随時更新を行うことによる迅速な情報提供に努めており、アクセシビリティ(文字の大きさや色の変更など)に配慮したホームページとなっている。今後も今までどおり、迅速な情報提供を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	B	随時更新を行うことによる迅速な情報提供に努めており、アクセシビリティ(文字の大きさや色の変更など)に配慮したホームページとなっている。今後も今までどおり、迅速な情報提供を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	B	随時更新を行うことによる迅速な情報提供に努めており、アクセシビリティ(文字の大きさや色の変更など)に配慮したホームページとなっている。今後も今までどおり、迅速な情報提供を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	B	随時更新を行うことによる迅速な情報提供に努めており、アクセシビリティ(文字の大きさや色の変更など)に配慮したホームページとなっている。今後も今までどおり、迅速な情報提供を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	B	随時更新を行うことによる迅速な情報提供に努めており、アクセシビリティ(文字の大きさや色の変更など)に配慮したホームページとなっている。今後も今までどおり、迅速な情報提供を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	① 啓発活動の推進						
事業名	② 市ホームページの活用						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	インターネットは情報の入手手段のひとつとして重要な役割を担っていることから、情報提供手段として市ホームページの活用を図ります。また、視覚障害のある人への対応として、音声読み上げ対応の普及など情報へのアクセシビリティの向上に努めます。						
事業目標	ホームページを通じて、障害のある人への理解の促進を図るとともに、啓発・広報の充実に努める。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 障害福祉に関する各種お知らせ等をホームページに掲載するとともに、平成30年7月に内容更新を行った福祉ガイドブックの内容を掲載した。 <H31・2019年度> 障害福祉に関する各種お知らせ等をホームページに掲載するとともに、内容更新を行った福祉ガイドブックの内容を掲載した。 <R2・2020年度> 障害福祉に関する各種お知らせ等をホームページに掲載するとともに、内容更新を行った福祉ガイドブックの内容を掲載した。 <R3・2021年度> 障害福祉に関する各種お知らせ等をホームページに掲載するとともに、内容更新を行った福祉ガイドブックの内容を掲載した。 <R4・2022年度> 障害福祉に関する各種お知らせ等をホームページに掲載するとともに、内容更新を行った福祉ガイドブックの内容を掲載した。 <R5・2023年度> 障害福祉に関する各種お知らせ等をホームページに掲載するとともに、内容更新を行った福祉ガイドブックの内容を掲載した。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
ホームページ「お知らせ」の情報更新回数(回)	目標・計画	12	12	12	12	12	12
	実績	22	32	62	51	72	118
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	目標を上回る月2回程度の頻度で情報更新することができた。今後も市民に新しい情報を正しく伝えていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	A	目標を上回る頻度で情報更新することができた。今後も市民に新しい情報を正しく伝えていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	A	複数の業務で新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時的な取扱いを周知したため、例年よりも更新回数が大幅に増加した。今後も市民に最新の情報を正しく伝えていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	A	複数の業務で新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時的な取扱いを周知したため、例年よりも更新回数が大幅に増加した。今後も市民に最新の情報を正しく伝えていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	複数の業務で新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時的な取扱いを周知したため、例年よりも更新回数が大幅に増加した。今後も市民に最新の情報を正しく伝えていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	目標を上回る頻度で情報更新することができた。今後も市民に新しい情報を正しく伝えていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	① 啓発活動の推進						
事業名	③ 「障害者週間」等のイベントの開催						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある人への理解を深めるため、障害者週間をはじめとして、市内で開催される各種イベントなどを通じて啓発事業を推進します。その一環として、市役所や市関連施設において、障害のある人が作成した作品を展示・紹介するなど、障害のある人の活動への積極的な支援を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 障害者週間及び障害福祉施設自主製作品展示販売会の、広報及び啓発に努める。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・障害者週間(12/3～12/9)に啓発事業を実施(障害福祉施設等で創作している作品等の展示会実施)。 ・市役所1階市民ホールにおいて、障害福祉施設自主製作品展示販売会を実施。 <H31・2019年度> ・障害者週間(12/3～12/9)に啓発事業を実施(障害福祉施設等で創作している作品等の展示会実施)。 ・市役所1階市民ホールにおいて、障害福祉施設自主製作品展示販売会を実施。 <R2・2020年度> ・障害者週間(12/3～12/9(12/8休館日を除く))に啓発事業を実施(障害福祉施設等で創作している作品等の展示会実施)。 ・市役所1階市民ホールにおいて、障害福祉施設自主製作品展示販売会を実施。 <R3・2021年度> ・障害者週間(12/3～12/9)に啓発事業を実施(障害福祉施設等で創作している作品等の展示会実施)。 ・市役所1階市民ホールにおいて、障害福祉施設自主製作品展示販売会を実施。 <R4・2022年度> ・障害者週間(12/3～12/9)に啓発事業を実施(障害福祉施設等で創作している作品等の展示会実施)。 ・市役所1階市民ホールにおいて、障害福祉施設自主製作品展示販売会を実施。 <R5・2023年度> ・障害者週間(12/2～12/10)に啓発事業を実施(障害福祉施設等で創作している作品等の展示会実施)。 ・市役所1階市民ホールにおいて、障害福祉施設自主製作品展示販売会を実施。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害に関する啓発・広報活動 件数(件)	目標・計画	60	60	60	62	64	66
	実績	83	77	45	61	90	83
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	障害者週間では、市役所市民ホールに多数の作品を展示した。自主製作品展示販売回数が前年より20回増となった。今後も展示販売会等の啓発を促進していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	障害者週間では、市役所市民ホールに多数の作品を展示した。自主製作品展示販売会については、新型コロナウイルス感染症対策として、2月下旬以降休止している。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	D	障害者週間では、図書館本館に多数の作品を展示した。自主製作品展示販売会については、年間93回予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により53回が中止となり、39回の開催となった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	D	障害者週間では、令和3年度は初めて産業文化センターで作品展示し、多くの市民に関心を持っていただく機会を提供した。自主製作品展示販売回数については、年間86回の開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、32回が中止となり、指標を下回る結果となった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	障害者週間では、令和3年度は産業文化センターで作品展示したため、令和4年度は地域を変え、図書館本館で開催し、多くの市民に関心を持っていただく機会を提供した。自主製作品展示販売会については、年間85回の開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2回が中止となったが、指標を上回る結果となった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	障害者週間では、令和4年度は図書館本館で作品展示したため、令和5年度は地域を変更し、産業文化センターで開催し、多くの市民に関心を持っていただく機会を提供した。自主製作品展示販売会については、年間83回開催し、目標値を大きく上回り、障害者の社会参加、障害者理解啓発に努めた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	② 障害のある人等への理解の促進						
事業名	① 障害のある人を理解する社会教育の充実						
担当課	生涯学習・スポーツ課						
事業の目的	障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるために、社会福祉に関する講座や講演会の開催、障害の疑似体験などを行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 社会教育を通じ、障害のある方等の人権課題について周知・啓発に努め、講師派遣のほか、学習情報の提供を行っていく。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 人権教育講師派遣 5件 延参加者 247人／ビデオ貸出 18件 延視聴者 544人 <H31・2019年度> 人権教育講師派遣 2件 延参加者 943人／ビデオ貸出 19件 延視聴者数 934人 <R2・2020年度> 人権教育講師派遣 0件／ビデオ貸出 10件 延視聴者数 228人 <R3・2021年度> 人権教育講師派遣 0件／ビデオ貸出 7件 延視聴者数 166人 <R4・2022年度> 人権教育講師派遣 1件 延参加者 18人／ビデオ貸出 18件 延視聴者 312人 <R5・2023年度> 人権教育講師派遣 1件 延参加者 10人／ビデオ貸出 16件 延視聴者 441人						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
人権DVD等貸出件数(件)	目標・計画	30	30	30	31	32	32
	実績	18	19	10	7	18	16
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	D	DVD等貸出件数については、目標を達成できなかったが、引き続き人権教育事業や家庭教育事業等の中で周知・啓発に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	DVD等貸出件数については、目標を達成できなかったが、視聴者数は大きく伸びていることから、一定の効果はあったものと思われる。引き続き人権教育事業や家庭教育事業等の中で周知・啓発に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	人権DVD等貸出件数については、目標とする実績には至らなかったが、職員研修や学校への貸し出しなど、さまざまな機会での利用があり、一定の成果をあげることができた。引き続き、人権教育事業や家庭教育事業等の中で周知・啓発に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	人権DVD等貸出件数については、目標とする実績には至らなかったが、ジェンダーをテーマとしたDVDや性暴力をテーマとしたDVDを新たに購入し、時代に即した人権問題の啓発ができるよう努めた。引き続き、人権教育事業や家庭教育事業等の中で周知・啓発に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	DVD等貸出件数については、目標を達成できないが、前年度と比較し、貸出件数や視聴者数は増加している。引き続き人権教育事業や家庭教育事業等の中での周知・啓発に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	人権DVD等貸出件数については、目標とする実績には至らなかったが、LGBTQ+をテーマとしたDVDを新たに購入し、時代に即した人権問題の啓発ができるよう努めた。引き続き、人権教育事業や家庭教育事業等の中で周知・啓発に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	② 障害のある人等への理解の促進						
事業名	① 障害のある人を理解する社会教育の充実						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるために、社会福祉に関する講座や講演会の開催、障害の疑似体験などを行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 住民の学習機会の拡充と社協への理解を深めるため、身近な福祉の情報を交えた講座の実施。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 出前講座の実施とメニューの充実。社協まるわかり帳へのメニュー掲載(H29年度作成) <H31・2019年度> 出前講座の実施とメニューの充実。社協まるわかり帳の配布。 <R2・2020年度> 出前講座の実施、講座メニューを社協広報紙やHP等へ掲載。朝霞社協公式チャンネルの開設。 <R3・2021年度> 出前講座の実施、講座メニューを社協広報紙やHP等へ掲載。朝霞社協公式チャンネルの活用。 <R4・2022年度> 出前講座の実施、講座メニューを社協HP等へ掲載。朝霞社協YouTube公式チャンネルの活用。 <R5・2023年度> 出前講座の実施、講座メニューを社協HP等へ掲載。朝霞社協YouTube公式チャンネルの活用。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
社協出前講座(回)	目標・計画	26	27	28	29	30	31
	実績	28	28	16	11	16	13
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	社協まるわかり帳にメニューを掲載したことで出前講座をPRするアイテムが増えた。企業等からの依頼が少ないため、次年度は市内企業への周知が必要。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
H31年度 (2019)	C	周知・啓発として、朝霞社協ホームページ及び、広報紙「社協あさか」への記事掲載を行った。また、社協まるわかり帳を地域住民へ配布した。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R2年度 (2020)	C	朝霞社協ホームページ、広報紙「社協あさか」への記事掲載の他、新たに朝霞社協公式チャンネルを開設しYouTubeによる手話等の動画配信等を行った。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R3年度 (2021)	C	社協まるわかり帳の情報を更新し、出前講座の情報提供、講座を実施した。また、YouTubeによる手話等の動画配信を継続して行った。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R4年度 (2022)	C	朝霞社協ホームページに出前講座の情報を掲載、周知・啓発を行った他、YouTubeによる手話等の動画配信を継続して行った。新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座の依頼は目標値まで増えていない。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R5年度 (2023)	C	引き続き、朝霞社協ホームページに出前講座の情報を掲載したり、YouTubeによる手話等の動画配信を行った。地域福祉活動団体主催の行事で障害の理解につながるよう疑似体験を行った。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	② 障害のある人等への理解の促進						
事業名	② 精神障害のある人(発達障害・高次脳機能障害を含む)への理解の促進						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	発達障害・高次脳機能障害を含む精神障害は、周りから見てわかりにくい、十分な理解を得にくい現状があります。精神疾患は誰でも発症する可能性のある病気であり、病気の結果生じた社会生活や日常生活のしづらさ、生きづらさがあることを理解し対応できるよう、啓発を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 精神障害を持つ方の理解が深まるよう、当事者家族の相談会や周知活動を充実を目指します。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 年2回程度開催予定の、高次脳機能障害地域相談会の支援を行う。 <H31・2019年度> ・障害を持つ当事者・家族が相談できる場の周知をすすめる。 ・障害者団体が開催する相談会の支援や周知を行う。 <R2・2020年度> ・障害者団体が開催する相談会の支援や周知を行う。 ・相談会に職員が出席し、支援につなげて行く。 <R3・2021年度> ・障害者団体が開催する相談会の支援や周知を行う。 ・相談会に職員が出席し、支援につなげて行く。 <R4・2022年度> ・障害者団体が開催する相談会の支援や周知を行う。 ・相談会に職員が出席し、支援につなげて行く。 <R5・2023年度> ・障害者団体が開催する相談会の支援や周知を行う。 ・相談会に職員が出席し、支援につなげて行く。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
高次脳機能障害地域相談会の 開催(支援)回数(回)	目標・計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	3	3	4	5	3
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	6月と11月に行われた高次脳機能障害地域相談会の周知と後援を実施。相談会に出席した当事者・家族が障害福祉サービスの利用につながる例も見られた。相談会の実施時期や回数、広報の方法についても引き続き検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	6月、8月、11月に行われた高次脳機能障害地域相談会の周知と後援を実施。計画相談事業所連絡会や地域包括支援センター等にも周知の場を広げた。相談会の実施回数、周知の拡大につなげることができている。相談会の実施時期や回数、周知の方法等の検討を引き続き行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	7月、10月、2月に行われた高次脳機能障害地域相談会の周知と後援を実施。令和2年度はコロナ禍ということもあり、職員の出席を取り止めた会もあるが、おおそ地域相談会には出席している。今後は相談会の実施時期や回数、周知の方法等の検討を引き続き行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	6月、9月、12月、2月に行われた高次脳機能障害地域相談会の周知と後援を実施。コロナ禍の影響により、昨年に引き続き職員の出席を取り止めた会もあるが、地域相談会に出席することで、当事者及び家族の現状や課題を共有した。今後も障害者団体の支援と後援を引き続き行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	9月、11月、1月、3月に行われた高次脳機能障害地域相談会及び10月の映画完成披露上映会の周知と後援を実施。コロナ禍の影響により、昨年に引き続き職員の出席を取りやめた会もあったが、地域相談会に出席することで、当事者及び家族の現状や課題を共有した。今後も障害者団体の支援と後援を引き続き行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	8月、10月、2月に高次脳機能障害地域相談会が実施されている。窓口等での相談に対し、相談会についての周知を行い、当事者・家族が障害福祉サービスの利用につながっている。今後も障害者団体の支援と後援を引き続き行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	② 障害のある人等への理解の促進						
事業名	③ 難病患者への理解の促進						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	難病患者の方については、外見からは症状がはっきりわからないケースもあり、病気に対する周囲の理解が得られないことも多くあります。また、特有の症状があり、特別の生活用具を必要とする人もいます。このような難病患者の置かれた状況に対する市民の理解を広めるための周知に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・広報などを通じて、難病患者に対する障害福祉サービスや医療費制度、見舞金について周知し、難病をもつ人への理解の促進等に努める。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・広報などを通じて、難病患者に対する障害福祉サービスや医療費制度、見舞金について周知を行う。 ・年額20,000円の難病見舞金の支給。 <H31・2019年度> ・広報などを通じて、難病患者に対する障害福祉サービスや医療費制度、見舞金について周知を行う。 ・年額20,000円の難病見舞金の支給。 <R2・2020年度> ・広報などを通じて、難病患者に対する障害福祉サービスや医療費制度、見舞金について周知を行う。 ・年額20,000円の難病見舞金の支給。 <R3・2021年度> ・広報などを通じて、難病患者に対する障害福祉サービスや医療費制度、見舞金について周知を行う。 ・年額20,000円の難病見舞金の支給。 <R4・2022年度> ・広報などを通じて、難病患者に対する障害福祉サービスや医療費制度、見舞金について周知を行う。 ・年額20,000円の難病見舞金の支給。 <R5・2023年度> ・広報などを通じて、難病患者に対する障害福祉サービスや医療費制度、見舞金について周知を行う。 ・年額20,000円の難病見舞金の支給。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
難病患者見舞金支給件数(件)	目標・計画	772	772	772	772	772	772
	実績	740	757	780	846	903	905
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	前年度支給申請のあった受給者には、年度当初に申請案内を行った。新規対象者には、広報・ホームページで周知を行った。今後も引き続き周知を行う。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	前年度支給申請のあった受給者には、年度当初に申請案内を行った。新規対象者には、広報・ホームページで周知を行った。今後も引き続き、周知を行う。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	前年度支給申請のあった受給者には、年度当初に申請案内を行った。新規対象者には、広報・ホームページで周知を行った。今後も引き続き、周知を行う。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	前年度支給申請のあった受給者には、年度当初に申請案内を行った。新規対象者には、広報・ホームページで周知を行った。今後も引き続き、周知を行う。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	B	前年度支給申請のあった受給者には、年度当初に申請案内を行った。新規対象者には、広報・ホームページで周知を行った。今後も引き続き、周知を行う。 対象難病の範囲拡大等に伴い、保健所での受給者証発行数が増加しているため、支給件数も増加している。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	前年度支給申請のあった受給者には、年度当初に申請案内を通知し周知した。新規対象者には、広報・ホームページで周知を行った。今後も引き続き、周知を行う。 対象難病の範囲拡大等に伴い、保健所での受給者証発行数が増加しているため、支給件数も増加している。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	② 障害のある人等への理解の促進						
事業名	④ ボランティアの育成及び体験機会の提供						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	ボランティアスクールの開催により、活動へのきっかけづくりを行うとともに、点字ボランティア、音声訳ボランティア、傾聴ボランティアなど、体系的なボランティアの育成により、障害のある人への理解の促進を図ります。また、障害者福祉施設等での作業体験などにより、市民へのボランティア体験機会を提供し、ボランティア活動を身近なものにするとともに、その活性化を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> ボランティア参加のきっかけづくりとなる機会を設ける。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 彩の国ボランティア体験プログラム、傾聴ボランティア養成講座、災害ボランティア講座、サロンデビュー講座の実施。						
	<H31・2019年度> 彩の国ボランティア体験プログラム、サロンデビュー講座、地域デビュー講座、傾聴ボランティアフォローアップ講座の実施。						
	<R2・2020年度> 彩の国ボランティア体験プログラム、新規事業、住民参加型在宅福祉サービス「あいはあと」事業協力会員養成講座の実施。						
	<R3・2021年度> 彩の国ボランティア体験プログラム(1)、住民参加型在宅福祉サービス「あいはあと」事業協力会員養成講座の実施(1)。						
	<R4・2022年度> 彩の国ボランティア体験プログラム(1)、住民参加型在宅福祉サービス「あいはあと」事業協力会員養成講座(1)、ボランティア講座(1)の実施						
	<R5・2023年度> 彩の国ボランティア体験プログラム(1)、住民参加型在宅福祉サービス「あいはあと」事業協力会員養成講座(1)、ボランティア講座(1)の実施						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
彩の国ボランティア体験プログラム等の実施(回)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	4	5	8	2	3	3
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	分野・目的別にボランティア講座の開催はできているが、ボランティア活動の裾野を広げるプログラムが不足している。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
H31年度 (2019)	C	ボランティア活動の裾野を広げる講座を開催し、ボランティア活動のキッカケづくりとなった。また、講座終了後も座談会を行うことで講座参加者のつながりが強くなった。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R2年度 (2020)	C	新規事業、住民参加型在宅福祉サービス「あいはあと」を実施するため、協力会員養成講座を開催し、地域の助け合い・支え合い活動への機会の提供を進めた。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R3年度 (2021)	C	住民参加型在宅福祉サービス「あいはあと」の、新規協力会員養成講座を開催し、地域の助け合い・支え合い活動への機会の提供を進めた。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R4年度 (2022)	C	社会参加や地域活動への参加意欲の向上を図り、ボランティア活動のきっかけづくりとなるよう、ボランティア講座を開催した。その際、障害のある人の講演等も盛り込み、理解の促進に努めた。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R5年度 (2023)	C	ボランティア講座は、昨年度と同様の内容で、開催地域を変えて実施した。幅広い年代の方の参加があり、今後のボランティア活動に繋がるのが期待される。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	② 障害のある人等への理解の促進						
事業名	⑤ ボランティア活動の促進						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	地域で活動する各種団体への働きかけやボランティアに関心のある人を広く公募するなどの取り組みにより、ボランティアのすそ野を広げます。また、ボランティア活動団体の組織化を推進するとともに、ボランティアコーディネーターなどの体制を整備し、ボランティア活動の活性化を促進します。また、活動を促進するため、地域福祉活動の拠点である社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を通じて、ボランティアセンターの運営を支援します。さらに、ボランティア団体などに対して、場所・機材等の貸し出しやボランティア保険の加入などの支援を行うとともに、団体相互の交流・連携を促進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> ボランティア参加のきっかけづくりとなる機会を設ける。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 彩の国ボランティア体験プログラムの実施。サロン交流会の実施。 <H31・2019年度> 彩の国ボランティア体験プログラム、地域デビュー講座、ボランティア交流会(市民活動支援ステーションと共催)の実施。 <R2・2020年度> 彩の国ボランティア体験プログラムの実施、オリンピックパラリンピックおもてなしボランティアへ活動意欲に向けてボランティアの心得等の動画配信の実施。ボランティア活動団体等へのサロン活動サポート会の開催。 <R3・2021年度> 彩の国ボランティア体験プログラムの実施(1)、オリンピックパラリンピックおもてなしボランティア、都市ボランティアを対象とした交流会でのブース設営(1)、ボランティア活動団体等へのサロン活動サポート会の開催(1)。 <R4・2022年度> 彩の国ボランティア体験プログラム(1)、災害ボランティア講座(1)、ボランティア講座(1)の実施、市民活動支援ステーションの協力を得てボランティア保険受付出張窓口(1)の実施 <R5・2023年度> 彩の国ボランティア体験プログラム(1)、ボランティア講座(1)、サロン交流会(1)の実施、市民活動支援ステーションの協力を得てボランティア保険受付出張窓口(1)の実施						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
彩の国ボランティア体験プログラム等の実施(回)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	2	4	3	3	4	4
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	彩の国ボランティア体験プログラムでは、親子でも参加できるメニューを用意し、実際に参加があった。サロン交流会では、交流会を通じて顔見知りになった団体が、互いのサロンを訪問する等のつながりを持つ機会となった。参加者には新たにサロン活動を始めたいと考えている方の参加もあった。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	彩の国ボランティア体験プログラムでは、幅広い世代の参加者から応募があった。市民活動支援ステーションと共催で市内ボランティア団体の交流会を実施し、分野を超えたボランティア団体同士がつながる機会となった。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	彩の国ボランティア体験プログラムは、新型コロナウイルス感染症の影響により市内の福祉施設等への受け入れが困難となることも多く、ボランティア活動希望者は個別対応で行った。感染症の影響により地域のサロン活動や福祉施設等へのボランティア活動に繋げる難しさがあった					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	彩の国ボランティア体験プログラムは、説明会を2回に分けて実施、参加者には活動日の2週間前からチェックシートによる体調管理をお願いするなど、感染症対策を講じ実施した。また、ボランティア交流会でボランティアセンターブースを設け、ボランティアセンターの紹介を行った。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	彩の国ボランティア体験プログラムは、前年度同様、説明会を2回に分けて行い、参加者の体調管理など感染症対策を講じて実施した。また、ボランティア団体などに対して、ボランティア保険の加入の支援として、ボランティア保険受付のための出張窓口を実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	彩の国ボランティア体験プログラムの参加者で、ボランティア活動につながる人がいた。ボランティア活動のきっかけづくりとなった。サロン交流会では、ボランティア同士の情報交換や交流を図り、活動の活性化を図った。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の促進

施策(中柱)	③ 障害者団体の育成・交流促進						
事業名	① 障害者団体等への支援						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある人の社会参加を促進するため、障害者団体の活動に対する支援を行い、組織の強化を図ります。また、朝霞市障害者団体協議会の活動を支援し、障害者団体の連携強化やネットワークづくりを促進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 障害者団体協議会や行事を通して障害者および障害のある方についての市民の理解を深めていくために、啓発・広報を積極的に展開する。また、市内の福祉団体に対して、参加をよびかけます。 * 変更の際に記載 障害福祉の向上を目指し活動している障害者団体に対し、補助金を交付し、団体の活動を支援する。 (障害者団体協議会が解散となったため目標及び指標を変更)						
事業内容	<H30・2018年度> 年間で総会1回、役員会5回、研修会2回、懇談会1回の活動をおこなう。 <H31・2019年度> 4月22日の総会で解散承認。 <R2・2020年度> 市内の障害者団体に対し、補助金を交付し、活動を支援する。 <R3・2021年度> 市内の障害者団体に対し、補助金を交付し、活動を支援する。 <R4・2022年度> 市内の障害者団体に対し、補助金を交付し、活動を支援する。 <R5・2023年度> 市内の障害者団体に対し、補助金を交付し、活動を支援する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害に関する啓発・広報 活動回数(回)(H30-H31) 補助金交付対象団体数(団体) (R2-R5)	目標・計画	10	10	4	4	4	4
	実績	10	1	4	4	3	3
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	障害者団体協議会の研修会では講師を招き、市民を交えた講演会を開催した。しかし、役員の高齢化等の理由により、平成30年度をもって同団体は解散となった。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 (○) 縮小	
H31年度 (2019)	E	障害者団体協議会平成31年4月22日の総会において、平成30年度末で解散することが承認された。なお、各団体を支援する方針に変更はない。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 (○) 縮小	
R2年度 (2020)	A	障害福祉の向上を目指し活動している市内障害者団体(4団体)に補助金を交付し、活動を支援した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	障害福祉の向上を目指し活動している市内障害者団体(4団体)に補助金を交付し、活動を支援した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	障害福祉の向上を目指し活動している市内障害者団体(3団体)に補助金を交付し、活動を支援した。1団体については、コロナ等の影響で活動が難しく、補助金の申請がなかった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	障害福祉の向上を目指し活動している市内障害者団体(3団体)に補助金を交付し、活動を支援した。新たな団体と調整し今後の支援について協議した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	③ 障害者団体の育成・交流促進						
事業名	② 交流の場の確保						
担当課	福祉相談課						
事業の目的	障害のある人となない人との相互の交流を促進するため、総合福祉センターの交流スペース、その他公共施設の利用を促進します。また、市や関係機関が開催する各種イベントへの障害者団体の参加促進などにより、障害のある人となない人が広く交流できる場の確保に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 総合福祉センターの有効利用において、障害者を含めた市民の交流事業として、毎年、「はあとぴあふれあい祭り」を社会福祉協議会の主催により開催する。そのほか、障害者と児童館利用の子どもたちとの交流等も随時行う。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 「はあとぴあふれあい祭り」の実施について指定管理業務とし、開催に係る支援を行う。 <H31・2019年度> 「はあとぴあふれあい祭り」の開催に係る支援を行う。 <R2・2020年度> 「はあとぴあふれあい祭り」の開催に係る支援を行う。 <R3・2021年度> 「はあとぴあふれあい祭り」の開催に係る支援を行う。 <R4・2022年度> 「はあとぴあふれあい祭り」の開催に係る支援を行う。 <R5・2023年度> 「はあとぴあふれあい祭り」の開催に係る支援を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
はあとぴあふれあい祭り 参加人数(人)	目標・計画	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	実績	1,009	—	—	—	396	1,087
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	参加人数は1,009人であり、目標・計画通りであった。「はあとぴあふれあい祭り」のチラシ等を設置し、周知をした。今後も周知等を含め、社会福祉協議会と連携し、支援を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	E	「はあとぴあふれあい祭り」の開催について、チラシを掲示するなど周知をしたが、イベントの中止を求める内容の不審な郵便物が届いたため中止となった。今後も社会福祉協議会と連携し、交流の場の確保に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	E	「はあとぴあふれあい祭り」の開催について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。今後も社会福祉協議会と連携し、交流の場の確保に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	E	「はあとぴあふれあい祭り」の開催について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。今後も社会福祉協議会と連携し、交流を促進する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	コロナ禍での開催となり規模を縮小した結果、参加人数は396人であったが、交流の場の提供ができた。引き続き、「はあとぴあふれあい祭り」のチラシ等を設置し、周知をした。今後も周知等を含め、社会福祉協議会と連携し、支援を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	B	参加人数は1,087人であり、目標・計画通りであった。引き続き、「はあとぴあふれあい祭り」のチラシ等を設置し、周知をした。今後も周知等を含め、社会福祉協議会と連携し、支援を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	③ 障害者団体の育成・交流促進						
事業名	② 交流の場の確保						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	障害のある人となない人との相互の交流を促進するため、総合福祉センターの交流スペース、その他公共施設の利用を促進します。また、市や関係機関が開催する各種イベントへの障害者団体の参加促進などにより、障害のある人となない人が広く交流できる場の確保に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～>障害のある人となない人との相互の交流を促進するため、総合福祉センターを利用して交流事業を実施する。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 障害のある人と地域のボランティアの交流のため、「知的障害者スポーツレクリエーション」を実施する。 <H31・2019年度> 障害のある人と地域のボランティアの交流のため、「知的障害者スポーツレクリエーション」を実施する。 <R2・2020年度> 障害のある人と地域のボランティアの交流のため、「知的障害者スポーツレクリエーション」を実施する。 <R3・2021年度> <R4・2022年度> <R5・2023年度>						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
知的障害者スポーツレクリエーションの実施(回)	目標・計画	10	10	10	10	10	10
	実績	9	8	0			
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	彩の国ボランティア体験プログラムのメニューとなっているため、地域の学生や親子の参加があり、スポーツを通じて交流を深めることができた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	彩の国ボランティア体験プログラムのメニューとなっており、地域の小学生や学生の参加があり、交流を深めることができた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	E	参加者の多くが市内の障害者施設に通所しているため、感染のリスクを回避するため中止となった。令和3年度以降は事業の見直しを行うため事業を終了することになった。					() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 (○) 縮小
R3年度 (2021)							() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)							() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)							() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (1) 相互理解の推進

施策(中柱)	③ 障害者団体の育成・交流促進						
事業名	③ 障害のある人が行う活動への支援						
担当課	福祉相談課						
事業の目的	障害のある人の地域福祉活動や行事活動に対し、障害者団体などの活動への助成(地域保健福祉活動振興事業費補助金)を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 在宅保健福祉の普及及び向上、健康づくり、生きがいづくり又はボランティア活動の活性化等を図るため、各種民間団体が行う先導的事業及び拡充事業に対し予算の範囲内において補助金を交付し、もって地域保健福祉の増進に資する。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 当事者団体が実施する活動に対して助成金の交付を行う。 <H31・2019年度> 当事者団体が実施する活動に対して助成金の交付を行う。 <R2・2020年度> 当事者団体が実施する活動に対して助成金の交付を行う。 <R3・2021年度> 当事者団体が実施する活動に対して助成金の交付を行う。 <R4・2022年度> 当事者団体が実施する活動に対して助成金の交付を行う。 <R5・2023年度> 当事者団体が実施する活動に対して助成金の交付を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
補助団体のうち障害者関係団体数(団体)	目標・計画	5	5	5	5	5	5
	実績	4	4	5	4	5	3
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	昨年度と同じく、当事者団体に対しての助成金交付は4団体であった。今後も、広報等での周知を徹底し、助成金の利用を促進する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	昨年度と同じく、当事者団体に対しての助成金交付は4団体であった。今後も、広報等での周知を徹底し、助成金の利用を促進する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	令和2年度は、障害者関係団体に対しての助成金交付は5団体であった。今後も、広報等での周知を徹底し、助成金の利用を促進する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	令和3年度は、障害者関係団体に対しての助成金交付は4団体であった。今後も、広報等での周知を徹底し、助成金の利用を促進する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	令和4年度は、障害者関係団体に対しての助成金交付は5団体であった。今後も、広報等での周知を徹底し、助成金の利用を促進する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	令和5年度は、障害者関係団体に対しての助成金交付は3団体であった。今後も、広報等での周知を徹底し、助成金の利用を促進する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (2) 差別解消の推進

施策(中柱)	① 差別解消の推進						
事業名	① 人権問題講演会等の実施						
担当課	生涯学習・スポーツ課						
事業の目的	差別のない明るい社会の実現を目指し、人権問題についての理解を広めるため、市民を対象とした講演会や講座を開催します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 障害のある方に関する多様な人権課題について学習できるよう、テーマの設定や講師の選定に一層の工夫を図るほか、聴覚障害のある方が参加いただける、手話通訳や要約筆記を配した講演会の開催を行う。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 市民人権教育研修会3回、企業人権教育研修会2回、人権問題講演会、公民館人権講座6回 延参加者数773人 <H31・2019年度> 市民人権教育研修会3回、企業人権教育研修会2回、人権問題講演会、公民館人権講座4回 延参加者数621人 <R2・2020年度> 公民館人権教育講座1回(6館合同開催)(延べ参加者50人) <R3・2021年度> 企業人権教育研修会1回、公民館人権教育講座1回(6館合同開催)(延べ参加者188人) <R4・2022年度> 市民人権教育研修会1回、企業人権教育研修会1回、人権問題講演会、公民館人権講座1回(6館合同) 延参加者数348人 <R5・2023年度> 市民人権教育研修会1回、企業人権教育研修会1回、人権問題講演会、公民館人権講座1回(6館合同) 延参加者数323人						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
人権教育研修会等参加者数 (人)	目標・計画	700	700	710	710	720	720
	実績	773	621	50	188	348	323
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	研修会や講座参加者数については、計画どおり目標値を達成することができた。今後も、市民一人一人が人権問題を正しく理解し、認識いただくために事業展開していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった講座があり、目標の参加者数には届かなかったが、開催した講座に関しては参加者から高い評価を得ており事業目標を達成することができた。今後も、市民一人一人が人権問題を正しく理解し、認識いただくために事業を展開していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公民館人権教育講座(手話通訳有り)1回の開催となったが、講座終了後のアンケートでは参加者から高い評価を得ており、事業目標を達成することができた。今後も、差別のない明るい社会の実現を目指し事業を展開していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、企業人権教育研修会及び公民館人権教育講座(手話通訳有り)の各1回ずつの開催となったが、講座終了後のアンケートでは参加者から高い評価を得ており、事業目標を達成することができた。今後も、差別のない明るい社会の実現を目指し事業を展開していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	研修会や講座参加者数については、目標値を達成することはできなかったが、前年度と比較して、参加者数は増加している。引き続き、市民一人一人が人権問題を理解し、差別の解消等について認識いただけるよう周知・啓発に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	研修会や講座参加者数については、目標値を達成することはできなかった。新型コロナが5類に移行したが、参加者数は期待していたほどではなかった。今後も市民一人一人が人権問題を理解し、認識いただき、差別解消につながるよう周知・啓発に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (2) 差別解消の推進

施策(中柱)	① 差別解消の推進						
事業名	② 差別解消に関する研修の実施						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある人が地域で差別や偏見のない生活が送れるよう、差別解消に向けた研修を実施します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 差別解消法の職員研修を全職員対象に行う。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 1月25,28日の2日間で「差別解消法」に係る職員研修を実施。688名が受講(公社・社会福祉協議会を含む)した。 <H31・2019年度> 1月30,31日の2日間で「差別解消法」に係る職員研修を実施。669名が受講(公社・社会福祉協議会を含む)した。 <R2・2020年度> 11月12日、13日の2日間で「差別解消法」に係る職員研修を実施。137名が受講(公社・社会福祉協議会を含む)した。 <R3・2021年度> 11月9日、10日の2日間で「差別解消法」に係る職員研修を実施。437名が受講(公社・社会福祉協議会を含む)した。 <R4・2022年度> 11月9日、10日の2日間で「差別解消法」に係る職員研修を実施。359名が受講(公社・社会福祉協議会を含む)した。 <R5・2023年度> 10月24日、25日の2日間で「差別解消法」に係る職員研修を実施。251名が受講(公社・社会福祉協議会等の指定管理者を含む)した。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
職員研修の実施回数(回)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	1
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	前年度と研修の時期を変更し、差別解消法の研修を実施した。昨年度の参加者数384人を大幅に上回る参加があり、今後も様々な障害の種類に関する研修が実施できるように努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	A	前年度と同じ1月に開催した。差別解消法の職員参加型の研修として実施した。前年度とほぼ同等の参加者数で、職員の大多数が参加し、差別解消に対する理解が深まっている。今後も研修の時期や時間を検討し、多くの職員が参加できるように努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	B	コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模を縮小して開催した。今後も情勢を見ながら開催に向けて準備していく。					() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 (○) 縮小
R3年度 (2021)	A	前年度と同じ11月に開催した。前年を大幅に上回る参加があり差別解消法に対する理解が深まっている。今後も様々な研修ができるように努めていく。					(○) 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	前年度と同じ11月に開催した。参加者は前年を下回ったが、研修内容を撮影した動画の貸出を行ったところ、多くの貸出希望があった。今後も多くの人に内容が共有できるよう研修方法を検討していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	10月に職員研修を実施した。3月には埼玉県及び近隣4市共催で、事業者向け障害者差別解消法説明会を実施。ワークショップ形式で、意見交換を行うことで理解促進に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (3) 権利擁護の取組の充実

施策(中柱)	① 権利擁護の支援						
事業名	① 成年後見制度の周知と利用支援						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある人の権利擁護や権利行使の援助などを支援するため、国や県と連携し、成年後見制度の普及と利用促進を図ります。また、低所得者などを対象に成年後見人の報酬の一部を支援する成年後見制度利用支援事業の推進に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 必要に応じ、身寄りのない障害のある方については成年後見の市長申立てを行うとともに、成年後見人の報酬の一部を支援する成年後見制度利用給付金の支払を行う。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・市長申立て: 1件(※その他、調査はしたが申立てに至らなかったもの1件) ・成年後見制度利用給付金支払: 1人270,000円(市長申立てによる者: 対象者は5人だが、給付金支払いは1人) <H31・2019年度> ・市長申立て: 3件(※その他、市長申立てには至らなかったが家族による申立ての支援を1件) ・成年後見制度利用給付金支払: 1人270,000円(市長申立てによる者: 対象者は6人だが、給付金支払いは0人) <R2・2020年度> ・市長申立て: 3件 ・成年後見制度利用給付費支払: 0円(市長申立てによる者: 対象者9名。うち1名が給付金支払に該当していたが、死亡したため実績は0人) <R3・2021年度> ・市長申立て: 1件 ・成年後見制度利用給付費支払: 509,000円(市長申立てによる者: 対象者9名。給付金支払いはうち2名。) <R4・2022年度> ・市長申立て: 1件 ・成年後見制度利用給付費支払: 773,000円(市長申立てによる者: 対象者10名。給付金支払いはうち3名。) <R5・2023年度> ・市長申立て: 3件 ・成年後見制度利用給付費支払: 1,017,000円(市長申立てによる者: 対象者13名。給付金支払いはうち4名。)						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
成年後見制度利用給付金支払者数(人)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0	2	3	4
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	障害者を支援する入所施設職員・相談支援事業所職員あるいは本人からの相談を受け、着実に成年後見制度利用の相談・市長申立て件数・給付金支払人数が増えている。制度の周知についても検討していく。				☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
H31年度 (2019)	A	支援者あるいは本人・家族からの相談から、着実に成年後見制度利用の相談及び市長申立て件数は増えている。地区担当CWが相談支援事業所等と連携を図り、制度の周知や制度の利用の促進につなげていく。※事業の給付金支払いは0人となっているが、後見人の財産管理により給付金を利用しないでマネジメントできていた。				☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
R2年度 (2020)	A	支援者あるいは本人・家族からの相談を受け、成年後見制度利用の相談及び市長申立てにつながった。今後も地区担当CWが相談支援事業所等と連携を図り、制度の周知や制度の利用の促進につなげていく。※事業の給付金支払いは0人となっているが、後見人の財産管理により給付金を利用しないでマネジメントできていた。今後、令和2年度市長申立てによる者のうち1名が給付金支払い対象となることが想定される。				☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
R3年度 (2021)	A	支援者あるいは本人・家族からの相談を受け、成年後見制度利用の相談及び市長申立てにつながった。今年度、給付金支払い人数は目標を上回っており、今後も地区担当CWが相談支援事業所等と連携を図り、制度の周知や制度の利用の促進につなげていく。				☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
R4年度 (2022)	A	支援者あるいは本人・家族からの相談を受け、成年後見制度利用の相談及び市長申立てにつながった。今年度、給付金支払い人数は目標を上回っており、今後も地区担当CWが相談支援事業所等と連携を図り、制度の周知や制度の利用の促進につなげていく。				☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
R5年度 (2023)	A	支援者あるいは本人・家族からの相談を受け、成年後見制度利用の相談及び市長申立てにつながった。今年度、給付金支払い人数は目標を上回っており、今後も地区担当CWが相談支援事業所等と連携を図り、制度の周知や制度の利用の促進につなげていく。				☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (3) 権利擁護の取組の充実

施策(中柱)	① 権利擁護の支援						
事業名	① 成年後見制度の周知と利用支援						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	障害のある人の権利擁護や権利行使の援助などを支援するため、国や県と連携し、成年後見制度の普及と利用促進を図ります。また、低所得者などを対象に成年後見人の報酬の一部を支援する成年後見制度利用支援事業の推進に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 成年後見制度についての知識を深め、制度の周知・啓発に努める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・埼玉県成年後見制度利用促進協議会に参加し、制度についての理解を深める。また、市関係部署との会議を継続する。 ・成年後見制度の利用が適切と思われる方へ、成年後見制度についての情報を提供し、制度利用につなげる。						
	<H31・2019年度> ・埼玉県成年後見制度利用促進協議会に参加し、制度についての理解を深める。また、市関係部署との会議を継続する。 ・成年後見制度の利用が適切と思われる方へ、成年後見制度についての情報を提供し、制度利用につなげる。						
	<R2・2020年度> ・埼玉県成年後見制度利用促進協議会に参加し、制度についての理解を深める。また、市関係部署との会議を継続する。 ・成年後見制度の利用が適切と思われる方へ、成年後見制度についての情報を提供し、制度利用につなげる。						
	<R3・2021年度> ・埼玉県成年後見制度利用促進協議会に参加するなど、制度についての理解を深める。 ・成年後見制度の利用が適切と思われる方へ、成年後見制度についての情報を提供し、制度利用につなげる。						
	<R4・2022年度> ・埼玉県成年後見制度利用促進協議会や成年後見制度に関する研修に参加し、制度についての理解を深める。 ・法人後見実施に向けて成年後見制度や権利擁護についての知識を深めるために職員研修を実施。						
	<R5・2023年度> ・埼玉県成年後見制度利用促進協議会や成年後見制度に関する研修に参加し、来年度の事業実施に向けて制度についての理解を深める。 ・成年後見制度を広く市民に周知するために、行政書士による成年後見・遺言・相続等の無料個別相談会を実施。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
成年後見制度に関する啓発・ 広報活動件数(件)	目標・計画	12	12	12	12	12	12
	実績(見込)	1	2	2	14	18	19
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	D	埼玉県成年後見制度利用促進協議会へ参加をしたが、成年後見制度についての啓発・広報活動には至らなかった。今後は、成年後見制度利用促進を市関係部署と連携を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	D	埼玉県成年後見制度利用促進協議会へ参加をしたが、成年後見制度についての啓発・広報活動には至らなかった。しかし、研修等への参加は積極的に行っている。課題として、関係機関との連携が不十分である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	D	埼玉県成年後見制度利用促進協議会への参加は文書での回答という形になり、成年後見制度についての積極的な啓発・広報活動には至らなかった。関係機関との連携についても不十分なので、今後も連携を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	埼玉県成年後見制度利用促進協議会へ参加したほか、法人後見事業を行っている他市町村社協を訪問するなど調査研究に努めた。また、SNSや社協あさかで啓発・広報活動を積極的に行った。成年後見制度に関する相談支援体制の整備が課題。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	埼玉県成年後見制度利用促進協議会へ参加したほか、成年後見制度に関する研修等へ積極的に参加した。また、成年後見制度に関する相談支援体制を整備する第一歩として、埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター職員を講師に招き、成年後見制度についての職員研修を実施し、学びを深めた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	埼玉県成年後見制度利用促進協議会へ参加したほか、成年後見制度に関する研修等へ積極的に参加した。また、来年度の法人後見事業実施に向けて予算策定等準備を進めた。成年後見制度・法人後見について広く市民に周知するために、行政書士による成年後見・相続・遺言等の無料個別相談会を実施した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (3) 権利擁護の取組の充実

施策(中柱)	① 権利擁護の支援						
事業名	② 権利擁護の促進						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	市においては、障害のある人の生活設計や生活上の諸問題についての相談などを充実し、親亡き後の不安解消や権利が守られるよう、弁護士など専門家との連携を図るとともに、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が設置している権利擁護センターの利用を促進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 障害者自立支援協議会専門部会において、障害者差別解消に関する事例検討を行うとともに、関係機関との連携を図る。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 平成31年1月17日(木) 出席委員7名(専門部会委員8名) 内容: 障害者差別等、障害者の権利擁護に係る事例報告・検討、障害者の権利擁護について						
	<H31・2019年度> 令和元年11月20日(水) 出席委員7名(専門部会委員7名) 内容: 障害者差別解消法及び差別解消に係る相談内容・件数の報告、障害者差別解消法研修の報告、障害者差別等、障害者の権利擁護に係る事例報告及び検討、障害者の権利擁護について						
	<R2・2020年度> 令和3年2月18日(木) 出席委員8名(専門部会委員8名) 内容: 障害者差別解消法及び差別解消に係る相談内容・件数の報告、障害者差別解消法研修の報告、障害者差別等、障害者の権利擁護に係る事例報告及び検討、障害者の権利擁護について						
	<R3・2021年度> 令和3年11月1日(月) 出席委員7名(専門部会委員8名) 内容: 障害者差別解消法及び差別解消に係る相談内容・件数の報告、障害者差別解消法研修の報告、障害者差別等、障害者の権利擁護に係る事例報告及び検討、障害者の権利擁護について						
	<R4・2022年度> 令和4年11月17日(木) 出席委員8名(専門部会委員名) 内容: 障害者差別解消法及び差別解消に係る相談内容・件数の報告、障害者差別解消法研修の報告、障害者差別等、障害者の権利擁護に係る事例報告及び検討、障害者の権利擁護について						
	<R5・2023年度> 令和6年1月24日(水) 出席委員7名(専門部会委員名) 内容: 障害者差別解消法及び差別解消に係る相談内容・件数の報告、障害者差別解消法研修の報告、障害者差別等、障害者の権利擁護に係る事例報告及び検討、障害者の権利擁護について						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害者自立支援協議会専門部会(権利擁護部会)の開催回数 (回)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	1
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	障害のある人の権利擁護について、今後も弁護士など専門家をはじめ、相談支援事業者などの関係機関と連携を密にする必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	障害のある人の権利擁護については、今後も障害者自立支援協議会の権利擁護部会で協議を行い、また相談支援事業者などの関係機関と連携を密にし、必要な支援等について継続的に検討していく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	障害のある人の権利擁護については、今後も自立支援協議会専門部会の権利擁護部会で協議を行うと共に、弁護士等の専門家や相談支援事業者などの関連機関と連携し、課題や必要な支援を検討していく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	障害のある人の権利擁護については、今後も自立支援協議会専門部会の権利擁護部会で協議を行うと共に、弁護士等の専門家や相談支援事業者などの関連機関と連携し、課題や必要な支援を検討していく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	障害のある人の権利擁護については、今後も自立支援協議会専門部会の権利擁護部会で協議を行うと共に、弁護士等の専門家や相談支援事業者などの関連機関と連携し、課題や必要な支援を検討していく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	権利擁護については、自立支援協議会専門部会の権利擁護部会で協議を行うと共に、弁護士等の専門家や相談支援事業者などの関連機関と連携し、課題や必要な支援を検討していく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (3) 権利擁護の取組の充実

施策(中柱)	① 権利擁護の支援						
事業名	② 権利擁護の促進						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	市においては、障害のある人の生活設計や生活上の諸問題についての相談などを充実し、親亡き後の不安解消や権利が守られるよう、弁護士など専門家との連携を図るとともに、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が設置している権利擁護センターの利用を促進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 社協の相談窓口として、権利擁護に関する幅広い相談に対応出来るよう他機関と連携し、権利擁護の促進に努める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 埼玉県の権利擁護センターと連携し、福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」の利用促進を図る。						
	<H31・2019年度> 埼玉県の権利擁護センターと連携し、福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」の利用促進を図る。						
	<R2・2020年度> 埼玉県の権利擁護センターと連携し、福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」の利用促進を図る。						
	<R3・2021年度> 埼玉県の権利擁護センターと連携し、福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」の利用促進を図る。						
	<R4・2022年度> 埼玉県の権利擁護センターと連携し、福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」の利用促進を図る。						
	<R5・2023年度> 埼玉県の権利擁護センターと連携し、福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」の利用促進を図る。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
権利擁護に関する相談件数 (件)	目標・計画	60	60	60	60	60	60
	実績(見込)	43	53	98	77	110	121
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	あんしんサポートねっとについて社協ホームページ等のSNSや社協あさかに記事を掲載するなどの広報を行った。また、各関係機関からの情報提供もあり、相談につなげることが出来た。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	あんしんサポートねっとについて社協ホームページ等のSNSや社協あさかに記事を掲載するなどの広報を行った。また、あんしんサポート利用者で判断能力の低下が認められた利用者に対し、成年後見制度の利用に結び付いた。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	あんしんサポートねっとについて社協ホームページやSNS、社協あさかに記事を掲載するなどの広報を行った。また、各関係機関からの情報提供などにより新規の契約に結びつけることができた。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	あんしんサポートねっとについて社協ホームページやSNS、社協あさかに記事を掲載するなどの広報を行った。また、各関係機関からの情報提供などにより新規の相談や契約に結びつけることができた。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	あんしんサポートねっとについて社協ホームページやSNS、社協あさかに記事を掲載するなどの広報を行った。また、民生委員向けに事業説明の出前講座を行った。あんしんサポート利用者で判断能力の低下が認められた利用者に対し、成年後見制度の利用に結び付けた。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	あんしんサポートねっとについて社協ホームページやSNS、社協あさかに記事を掲載するなどの広報を行った。また、各関係機関からの情報提供などにより新規の契約に結びつけることができた。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (3) 権利擁護の取組の充実

施策(中柱)	② 虐待防止の推進						
事業名	① 虐待に関する意識の啓発による虐待の未然防止						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	家庭や教育機関、就業先での虐待防止のために、障害のある人への虐待に関する情報提供を通じた啓発により、虐待の未然防止に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 虐待を受けた人だけでなく障害のある人の養護者の負担軽減や虐待に該当する行為等について、ホームページ等により周知を図り、虐待の未然防止に努める。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・障害者虐待防止センターの業務内容(虐待を受けた又は見聞きした場合の通報・相談先であることや障害のある人の養護者の負担軽減、虐待に該当する行為等)を広報、ホームページ等で周知する。 <H31・2019年度> ・障害者虐待防止センターの業務内容(虐待を受けた又は見聞きした場合の通報・相談先であることや障害のある人の養護者の負担軽減、虐待に該当する行為等)を広報、ホームページ等で周知する。 <R2・2020年度> ・障害者虐待防止センターの業務内容(虐待を受けた又は見聞きした場合の通報・相談先であることや障害のある人の養護者の負担軽減、虐待に該当する行為等)を広報、ホームページ等で周知する。 <R3・2021年度> ・障害者虐待防止センターの業務内容(虐待を受けた又は見聞きした場合の通報・相談先であることや障害のある人の養護者の負担軽減、虐待に該当する行為等)を広報、ホームページ等で周知する。 <R4・2022年度> ・障害者虐待防止センターの業務内容(虐待を受けた又は見聞きした場合の通報・相談先であることや障害のある人の養護者の負担軽減、虐待に該当する行為等)を広報、ホームページ等で周知する。 <R5・2023年度> ・障害者虐待防止センターの業務内容(虐待を受けた又は見聞きした場合の通報・相談先であることや障害のある人の養護者の負担軽減、虐待に該当する行為等)を広報、ホームページ等で周知する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害者虐待防止センター事業 の広報への掲載回数(回)	目標・計画	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	3	3	3
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	虐待を受けた又は見聞きした場合の連絡先、障害のある人の養護者の負担軽減、虐待の種類等を広報、ホームページ、市民ハンドブック等へ掲載することにより、虐待防止の啓発に努めた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	虐待を受けた又は見聞きした場合の連絡先、障害のある人の養護者の負担軽減、虐待の種類等を広報、ホームページ等に掲載することにより、虐待防止の啓発に努めた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	虐待を受けた又は見聞きした場合の連絡先、障害のある人の養護者の負担軽減、虐待の種類等を広報、ホームページ等に掲載することにより、虐待防止の啓発に努めた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	虐待を受けた又は見聞きした場合の連絡先、障害のある人の養護者の負担軽減、虐待の種類等を広報、ホームページ等に掲載することにより、虐待防止の啓発に努めた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	虐待を受けた又は見聞きした場合の連絡先、障害のある人の養護者の負担軽減、虐待の種類等を広報、ホームページ等に掲載することにより、虐待防止の啓発に努めた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	虐待を受けた又は見聞きした場合の連絡先、障害のある人の養護者の負担軽減、虐待の種類等を広報、ホームページ等に掲載することにより、虐待防止の啓発に努めた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (3) 権利擁護の取組の充実

施策(中柱)	② 虐待防止の推進						
事業名	② 虐待の未然防止・早期発見のための地域連携						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある子どもを含め、障害のある人への虐待の未然防止に向けた相談体制の充実を図るとともに、早期発見に向けて地域関係者との連携づくりに努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 虐待の未然防止に向けた相談体制の充実を図る。また、虐待の早期発見に向けて関係機関と連携を図る。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・障害福祉課内設置の障害者虐待防止センターの他、はあとぴあ障害者相談支援センター(指定管理)において、障害のある人の相談支援を実施し、相談体制の充実を図るとともに地域の関係機関との連携に努める。 <H31・2019年度> ・障害福祉課内設置の障害者虐待防止センターの他、はあとぴあ障害者相談支援センター(指定管理)において、障害のある人の相談支援を実施し、相談体制の充実を図るとともに地域の関係機関との連携に努める。 <R2・2020年度> ・障害福祉課内設置の障害者虐待防止センターの他、はあとぴあ障害者相談支援センター(指定管理)において、障害のある人の相談支援を実施し、相談体制の充実を図るとともに地域の関係機関との連携に努める。 <R3・2021年度> ・障害福祉課内設置の障害者虐待防止センターの他、はあとぴあ障害者相談支援センター(指定管理)において、障害のある人の相談支援を実施し、相談体制の充実を図るとともに地域の関係機関との連携に努める。 <R4・2022年度> ・障害福祉課内設置の障害者虐待防止センターの他、はあとぴあ障害者相談支援センター(指定管理)において、障害のある人の相談支援を実施し、相談体制の充実を図るとともに地域の関係機関との連携に努める。 <R5・2023年度> ・障害福祉課内設置の障害者虐待防止センターの他、はあとぴあ障害者相談支援センター(指定管理)において、障害のある人の相談支援を実施し、相談体制の充実を図るとともに地域の関係機関との連携に努める。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害者虐待防止センターへの 相談内容・件数の報告回数 (回)	目標・計画	12	12	12	12	12	12
	実績	12	12	11	12	18	23
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	「虐待防止ダイヤル#7171」のリーフレットやポスターを市内障害福祉施設へ訪問配布した上で設置依頼したのに併せ、障害者虐待の未然防止等をお願いした。また、虐待に関する通報・相談があった際に関連部署と密に連絡を取り合った。				☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
H31年度 (2019)	B	市内の障害者虐待防止センターとして、障害福祉施設へ、障害者虐待の未然防止等をお願いした。また、虐待に関する通報・相談があった際に関連部署と密に連絡を取り合った。				☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
R2年度 (2020)	B	「虐待防止ダイヤル#7171」のリーフレットやポスターを市内障害福祉施設や相談支援事業所等へ設置依頼をし、障害者虐待の未然防止等をお願いした。また、虐待に関する通報・相談があった際に関連部署と密に連絡を取り合った。				☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
R3年度 (2021)	B	「虐待防止ダイヤル#7171」のリーフレットやポスターを市内障害福祉施設や相談支援事業所等へ設置依頼をし、障害者虐待の未然防止等をお願いした。また、虐待に関する通報・相談があった際に関連部署と密に連絡を取り合った。				☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
R4年度 (2022)	A	「虐待防止ダイヤル#7171」のリーフレットやポスターを市内障害福祉施設や相談支援事業所等へ設置依頼をし、障害者虐待の未然防止等をお願いした。また、虐待に関する通報・相談があった際に関連部署と密に連絡を取り合った。				☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
R5年度 (2023)	A	「虐待防止ダイヤル#7171」のリーフレットやポスターを市内障害福祉施設や相談支援事業所等へ設置依頼をし、障害者虐待の未然防止等をお願いした。また、虐待に関する通報・相談があった際に関連部署と密に連絡を取り合った。				☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (3) 権利擁護の取組の充実

施策(中柱)	② 虐待防止の推進						
事業名	② 虐待の未然防止・早期発見のための地域連携						
担当課	こども未来課						
事業の目的	障害のある子どもを含め、障害のある人への虐待の未然防止に向けた相談体制の充実を図るとともに、早期発見に向けて地域関係者との連携づくりに努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 要保護児童対策地域協議会における各種会議を効果的に活用し児童虐待の未然防止・早期発見を図るとともに、児童虐待防止推進月間の広報及び啓発に努める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・関係機関と連携を図り児童相談の実施 ・要保護児童対策地域協議会における定期的な会議の開催 ・児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)に児童虐待防止のためのセミナーの開催や啓発活動の実施						
	<H31・2019年度> ・関係機関と連携を図り児童相談の実施 ・要保護児童対策地域協議会における定期的な会議の開催 ・児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)に児童虐待防止のためのセミナーの開催や啓発活動(新たに警察へ協力依頼)の実施						
	<R2・2020年度> ・関係機関と連携を図り児童相談の実施 ・要保護児童対策地域協議会における定期的な会議の開催 ・TwitterやFacebookなどのSNSを活用した情報発信 ・児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)に啓発活動(懸垂幕や横断幕の掲示、パネル展示、児童虐待防止に関するパンフレット作成)の実施						
	<R3・2021年度> ・関係機関と連携を図り児童相談の実施 ・要保護児童対策地域協議会における定期的な会議の開催 ・TwitterやFacebookなどのSNSを活用した情報発信 ・小中学生向け児童虐待に関する啓発物配布 ・児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)に啓発活動(懸垂幕や横断幕の掲示、パネル展示、学校配信メール、市民配信メールの活用)の実施						
	<R4・2022年度> ・関係機関と連携を図り児童相談の実施 ・要保護児童対策地域協議会における定期的な会議の開催 ・TwitterやFacebookなどのSNSを活用した情報発信 ・小中学生向け児童虐待に関する啓発物配布 ・児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)に啓発活動(懸垂幕や横断幕の掲示、パネル展示、学校配信メール、市民配信メールの活用)の実施、市民向けに児童虐待防止セミナー開催						
	<R5・2023年度> ・関係機関と連携を図り児童相談の実施 ・要保護児童対策地域協議会における定期的な会議の開催 ・TwitterやFacebookなどのSNSを活用した情報発信 ・小中学生向け児童虐待に関する啓発物配布 ・児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)に啓発活動(懸垂幕や横断幕の掲示、パネル展示、学校配信メール、市民配信メールの活用)の実施、市民向けに児童虐待防止セミナー開催						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
要保護児童対策地域協議会の 実施回数(代表者会議、実務 者会議) (回)	目標・計画	7	7	7	7	7	7
	実績	7	7	7	7	7	7
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	代表者会議1回、実務者会議6回を実施し、延べ参加人数は185人でした。 朝霞市の状況と児童相談所の業務概要について、関係機関で認識を共有するとともに、実務者会議では個別のケースについて情報共有と、支援方針の確認を行いました。関係機関の役割分担を明確化することで、本会議の機能強化を図ってまいります。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	代表者会議1回、実務者会議6回を実施し、延べ参加人数は180人でした。 代表者及び実務者合同の研修会を開催し児童虐待対応への認識を深めるとともに、関係機関の連携強化を図りました。要保護児童地域対策協議会の調整機関として、研修の受講やスーパーバイズにより専門性の強化を図り、関係機関によるネットワークが機能するよう取り組んだ。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	代表者会議1回、実務者会議6回を実施し、延べ参加人数は184人でした。 代表者及び実務者合同の研修会、保育園、幼稚園や学校などのスタッフを対象とした児童虐待対応者研修会を開催し、児童虐待に関する関係機関の理解を深めるとともに、連携強化を図りました。コロナ禍における児童の見守り体制を整えるため、新たにSNSを活用した情報発信や、保育園、幼稚園や学校などに定期的に情報提供依頼を行うなど、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	代表者会議1回、実務者会議6回を実施し、延べ参加人数は179人でした。 代表者及び実務者合同の研修会、保育園、幼稚園や学校などのスタッフを対象とした児童虐待対応者研修会を開催し、児童虐待に関する関係機関の理解を深めるとともに、連携強化を図りました。SNSを活用した情報発信や、小中学生向けに児童虐待に関する啓発物を配布するなど、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	代表者会議1回、実務者会議6回を実施し、延べ参加人数は192人でした。 代表者及び実務者合同の研修会、保育園、幼稚園や学校などのスタッフを対象とした児童虐待対応者研修会、市民向け児童虐待防止セミナーを開催し、児童虐待に関する関係機関の理解を深めるとともに、連携強化を図りました。SNSを活用した情報発信や、小中学生向けに児童虐待に関する啓発物を配布するなど、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	代表者会議1回、実務者会議6回を実施し、延べ参加人数は197人でした。 代表者及び実務者合同の研修会、保育園、幼稚園や学校などのスタッフを対象とした児童虐待対応者研修会、市民向け児童虐待防止セミナーを開催し、児童虐待に関する関係機関の理解を深めるとともに、連携強化を図りました。SNSを活用した情報発信や、小中学生向けに児童虐待に関する啓発物を配布するなど、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 1 共生社会の実現を目指す

基本施策 (3) 権利擁護の取組の充実

施策(中柱)	② 虐待防止の推進						
事業名	③ 障害者虐待防止センターの周知及び機能の充実						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある人に係る虐待の相談、指導及び助言、また、虐待の防止に関する広報その他の啓発活動などを行う障害者虐待防止センターの周知を図るとともに、障害のある人への虐待を防止するため、家族、事業者、教育関係者などの抱える問題や課題の解決に向けた相談体制の構築に努め、虐待の防止及び対応に対する機能の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 広報やホームページを活用し、障害福祉課内に設置している障害者虐待防止センターについて周知し、虐待の未然防止を図るほか、関係機関との連携等により、相談窓口としての強化を図る。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・障害者虐待防止センターの業務内容を広報、福祉ガイドブック、ホームページにより周知する。 ・関係機関との連携を取り合い、虐待の未然防止を図る。 <H31・2019年度> ・障害者虐待防止センターの業務内容を広報、福祉ガイドブック、ホームページにより周知する。 ・関係機関との連携を取り合い、虐待の未然防止を図る。 <R2・2020年度> ・障害者虐待防止センターの業務内容を広報、福祉ガイドブック、ホームページにより周知する。 ・関係機関との連携を取り合い、虐待の未然防止を図る。 <R3・2021年度> ・障害者虐待防止センターの業務内容を広報、福祉ガイドブック、ホームページにより周知する。 ・関係機関との連携を取り合い、虐待の未然防止を図る。 <R4・2022年度> ・障害者虐待防止センターの業務内容を広報、福祉ガイドブック、ホームページにより周知する。 ・関係機関との連携を取り合い、虐待の未然防止を図る。 <R5・2023年度> ・障害者虐待防止センターの業務内容を広報、福祉ガイドブック、ホームページにより周知する。 ・関係機関との連携を取り合い、虐待の未然防止を図る。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
虐待防止に関する研修への参加回数(回)	目標・計画	3	3	3	3	3	3
	実績	4	4	3	3	3	3
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	埼玉県等主催の虐待防止研修に参加し機能強化を図ったほか、障害者虐待防止センターの業務内容を広報やホームページ等へ掲載し、障害者虐待防止の啓発に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	B	埼玉県等主催の虐待防止研修に参加し、障害者虐待防止センターの機能強化を図ったほか、同センターの業務内容を広報やホームページ等へ掲載し、障害者虐待防止の啓発に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	B	埼玉県等主催の虐待防止研修に参加(Web等)し、障害者虐待防止センターの機能強化を図ったほか、同センターの業務内容を広報、ホームページ等へ掲載し、積極的な啓発に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	B	埼玉県等主催の虐待防止研修に参加(Web等)し、障害者虐待防止センターの機能強化を図ったほか、同センターの業務内容を広報、ホームページ等へ掲載し、積極的な啓発に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	B	埼玉県等主催の虐待防止研修に参加(Web等)し、障害者虐待防止センターの機能強化を図ったほか、同センターの業務内容を広報、ホームページ等へ掲載し、積極的な啓発に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	B	埼玉県等主催の虐待防止研修に参加(Web等)し、障害者虐待防止センターの機能強化を図ったほか、同センターの業務内容を広報、ホームページ等へ掲載し、積極的な啓発に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	① 相談支援体制の整備						
事業名	① 相談支援体制の整備						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	相談支援専門員を配置し、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会が行う「はあとびあ障害者相談支援センター」の充実を図るとともに、今後、基幹相談支援センターなどについて調査・研究を行います。また、既存の福祉施設などにおける相談機能の充実により、相談支援ネットワークの形成を図り、一人一人に応じた相談支援に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 「はあとびあ障害者相談支援センター」が基幹相談支援センターを目指すための準備をすすめる。 市内相談支援事業所の相談機能の強化を目指す。						
事業内容	<H30・2018年度> ・基幹相談支援センターなどの調査・研究を開始する。 ・相談支援ネットワークの質の向上に努めるため、特定相談支援事業所連絡会を開催する。 <H31・2019年度> ・基幹相談支援センターなどの調査・研究を開始する。 ・相談支援ネットワークの質の向上に努めるため特定相談支援事業所連絡会にてGSV(グループスーパービジョン)を実施する。 <R2・2020年度> ・他市の基幹相談支援センターへ視察に行き、調査する。 ・相談支援ネットワークの質の向上に努めるため、特定相談支援事業所連絡会を開催し、地域課題の検討を行う。 <R3・2021年度> ・基幹相談支援センターなどのあり方について、引き続き調査・研究を進める。 ・相談支援ネットワークの質の向上に努めるため、特定相談支援事業所連絡会を開催し、地域課題の検討を行う。 <R4・2022年度> ・基幹相談支援センターなどのあり方について、引き続き調査・研究を進める。 ・相談支援ネットワークの質の向上に努めるため、特定相談支援事業所連絡会を開催し、地域課題の検討を行う。 <R5・2023年度> ・基幹相談支援センターなどのあり方について、引き続き調査・研究を進める。 ・相談支援ネットワークの質の向上に努めるため、特定相談支援事業所連絡会を開催し、地域課題の検討を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
特定相談支援事業所連絡会の 開催回数(回)	目標・計画	6	6	8	8	10	10
	実績	6	10	2	7	6	12
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	特定相談支援事業所連絡会を定期的に実施することで、相談機能の充実や相談支援のネットワーク形成につながっている。一方、基幹相談支援センターの調査・研究は着手できていない。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	B	特定相談支援事業所連絡会に関しては、回数を増やしGSVを実施することで、相談機能の充実や相談支援のネットワーク形成につながっている。一方、基幹相談支援センターの設置の調査・研究に関しては、着手できていない。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	特定相談支援事業所連絡会はコロナの影響のため、実施回数も少なく、GSVの実施はできなかったが、地域課題の検討を行った。基幹相談支援センターについては、他市(狭山市、鶴ヶ島市)に視察へ行き、相談支援体制について調査をすることができた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	特定相談支援事業所連絡会では、地域課題の検討を行った。GSVを実施し、相談支援専門員等の相談の質の向上や、ネットワークの形成につながっている。基幹相談支援センターについては引き続き調査・研究をすすめている。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	B	障害福祉政策の報告のほか処遇検討会を開催。10月以降は毎回、埼玉県相談支援専門員協会の地域生活支援体制整備事業アドバイザー同席のもと、相談支援事業所主体で相談支援体制の充実に向けて協議を進めている。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	基幹相談支援センターについて、朝霞の地域課題を踏まえて検討を進めている。連絡会を行うことで、相談支援事業所同士の横のつながりを作ることができ、さらなる相談支援体制の充実に向けた協議を行うことができている。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	① 相談支援体制の整備						
事業名	② 相談窓口体制の充実						
担当課	地域づくり支援課						
事業の目的	行政相談や法律相談、消費生活相談など、市民の悩みや問題の解決支援ができるよう、相談体制の充実を図ります。また、相談内容の多様化に対応し、保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。						
事業目標	・日常生活で起きた諸問題について、障害のある方も安心して相談を受けられるよう支援体制の充実を図める。 ・「朝霞市相談事業連絡会」により、相談窓口間における連携強化に努める。						
	* 変更の際に記載 朝霞市相談事業庁内連絡会から朝霞市相談事業連絡会に名称を変更						
事業内容	＜H30・2018年度＞ ・法律相談、行政相談、消費生活相談を実施する。 ・庁内の相談窓口間の連携と相談機能強化のため「朝霞市相談事業庁内連絡会」を実施する。						
	＜H31・2019年度＞ ・法律相談、行政相談、消費生活相談を実施する。 ・庁内の相談窓口間の連携と相談機能強化のため「朝霞市相談事業庁内連絡会」を実施する。						
	＜R2・2020年度＞ ・法律相談、行政相談、消費生活相談を実施する。 ・庁内の相談窓口間の連携と相談機能強化のため「朝霞市相談事業庁内連絡会」を実施する。						
	＜R3・2021年度＞ ・法律相談、行政相談、消費生活相談を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から「朝霞市相談事業庁内連絡会」は未実施だった。						
	＜R4・2022年度＞ ・法律相談、行政相談、消費生活相談を実施する。 ・庁内の相談窓口間の連携と相談機能強化のため「朝霞市相談事業庁内連絡会」を実施する。						
	＜R5・2023年度＞ ・法律相談、行政相談、消費生活相談を実施する。 ・庁内の相談窓口間の連携と相談機能強化のため「朝霞市相談事業連絡会」を実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
消費生活相談件数(件)	目標・計画	800	810	820	830	840	850
	実績	799	824	958	829	846	783
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	法律相談、行政相談、消費生活相談を実施し、市民の抱えてる不安や問題に対して解決の助言や支援を行った。相談事業庁内連絡会では情報交換を行い、相談窓口間の連携を図った。今後も各種相談窓口の周知、啓発に努め、庁内の相談窓口の相互理解、連携強化を図る。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	消費生活相談の件数は824件で、年々増加傾向にある。消費者トラブルは日々複雑・多様化しており、消費生活相談員のスキル向上は必要不可欠である。引き続き、消費生活相談員に対する研修参加支援を行い、スキル向上を目指すことで、消費生活相談の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、マスクの送り付けトラブルやステイホームによる通販トラブルが増加したことで相談件数が前年と比べ大幅に増加した。これは、消費生活センターの役割を多くの方に周知されていることと思われる。今後も消費生活相談の件数は増加が見込まれることから、引き続き、消費生活相談員のスキル向上に努め、消費生活相談の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	消費生活相談の件数は829件で、目標値と同程度の件数であった。消費者トラブルは日々複雑・多様化しており、消費生活相談員のスキル向上は必要不可欠である。引き続き、消費生活相談員に対する研修参加支援を行い、スキル向上を目指すことで、消費生活相談の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	消費生活相談の件数は846件で、目標値を上回ることができた。引き続き、消費生活センターの認知度を高めるために啓発は行う。また、日々複雑・多様化している消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員のスキル向上を目的に研修参加の支援を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	消費生活相談の件数は783件で目標値を下回ったことから、トラブルが少なかったとみる一方で、消費生活センターの認知度が低いと捉えることもできる。今後は、消費生活センターの啓発を行うとともに、日々複雑・多様化している消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員のスキル向上を目的に研修参加の支援を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	① 相談支援体制の整備						
事業名	② 相談窓口体制の充実						
担当課	健康づくり課						
事業の目的	民生委員児童委員が行う相談活動をはじめとして、行政相談や法律相談、人権相談、女性総合相談、消費生活相談など、身近な相談体制の充実を図ります。 また、相談内容の多様化に対応し、保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 心身の健康に関する指導及び助言を行い、健康の保持増進を図る。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・発育発達相談(身体、精神、心理)・精神保健福祉相談(こころの健康相談)、精神保健事例検討会を実施する						
	<H31・2019年度> ・発育発達相談(身体、精神、心理)・精神保健福祉相談(こころの健康相談)、精神保健事例検討会を実施する						
	<R2・2020年度> ・発育発達相談(身体、精神、心理)・精神保健福祉相談(こころの健康相談)、精神保健事例検討会を実施する						
	<R3・2021年度> ・発育発達相談(身体、精神、心理)・精神保健福祉相談(こころの健康相談)、精神保健事例検討会を実施する						
	<R4・2022年度> ・発育発達相談(身体、精神、心理)・精神保健福祉相談(こころの健康相談)、精神保健事例検討会を実施する						
	<R5・2023年度> ・発育発達相談(身体、精神、心理)・精神保健福祉相談(こころの健康相談)、精神保健事例検討会を実施する						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
精神保健事例検討会 実施回数(回)		目標・計画	9	9	9	9	9
		実績	9	9	7	9	9
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	各種窓口で相談対応をする保健師や社会福祉士等の専門職が多様化する相談内容に対応できるよう事例をととして相談スキルの向上を図った。今後も各部署と連携を図りながら相談体制の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	各種窓口で相談対応をする保健師や社会福祉士等の専門職が多様化する相談内容に対応できるよう事例をととして相談スキルの向上を図った。相談援助を行う各部署と連携を図りながら相談体制の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	各種窓口で相談対応をする保健師や社会福祉士等の専門職が多様化する相談内容に対応できるよう事例をととして相談スキルの向上を図ったが、コロナ禍で実施回数は7回となった。相談援助を行う各部署と連携を図りながら相談体制の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	各種窓口で相談対応をする保健師や社会福祉士等の専門職が多様化する相談内容に対応できるよう事例をととして相談スキルの向上を図ったが、コロナ禍で実施回数は7回となった。相談援助を行う各部署と連携を図りながら相談体制の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	各種窓口で相談対応をする保健師や社会福祉士等の専門職が多様化する相談内容に対応できるよう事例をととして相談スキルの向上を図った。相談援助を行う各部署と連携を図りながら相談体制の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	各種窓口で相談対応をする保健師や社会福祉士等の専門職が多様化する相談内容に対応できるよう事例をととして相談スキルの向上を図った。相談援助を行う各部署と連携を図りながら相談体制の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	① 相談支援体制の整備						
事業名	② 相談窓口体制の充実						
担当課	福祉相談課						
事業の目的	民生委員児童委員が行う相談活動をはじめとして、行政相談や法律相談、人権相談、女性総合相談、消費生活相談など、身近な相談体制の充実を図ります。また、相談内容の多様化に対応し、保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 高齢者の困りごと相談をはじめ、生活困窮者など福祉に関わる相談を受け支援を行う。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 福祉の総合相談及び生活困窮者自立支援相談を実施する。						
	<H31・2019年度> 福祉の総合相談及び生活困窮者自立支援相談を実施する。						
	<R2・2020年度> 福祉の総合相談及び生活困窮者自立支援相談を実施する。						
	<R3・2021年度> 福祉の総合相談及び生活困窮者自立支援相談を実施する。						
	<R4・2022年度> 福祉の総合相談及び生活困窮者自立支援相談を実施する。						
	<R5・2023年度> 福祉の総合相談及び生活困窮者自立支援相談を実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
相談件数(件)	目標・計画	300	900	900	1,400	1,400	1,400
	実績	944	1,211	2,704	1,994	1,686	884
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	相談件数は482件で目標件数を上回る結果であった。今後も民生委員児童委員をはじめとする関係機関と連携を図りながら、福祉に関わる相談を受け、支援を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	B	相談件数は505件で目標件数を上回る結果であった。今後も民生委員児童委員をはじめとする関係機関と連携を図りながら、福祉に関わる相談を受け、支援を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	A	新型コロナウイルス感染症の影響を受け就労機会が減少するなど、生活に困窮する方からの相談が多く寄せられ、相談件数は2,704件で目標件数を大きく上回る結果であった。引き続き、関係機関と連携を図りながら、支援を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	A	新型コロナウイルス感染症の長期化により、経済的に困窮する方からの相談が多く寄せられ、相談件数は1,994件と令和元年度比で165%増となっている。今後も、関係機関との情報共有や連携を図り、相談者の状況に合わせた支援に結びつけられるよう、更なる支援体制の構築に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	令和4年度の相談件数は令和3年度と比較減少しているが、相談内容においては、複雑かつ問題が多岐に渡る案件が増加しており、現状の支援の中では解決に結びつけることが困難な状況がある。次年度以降、関係機関と多問題を抱える相談者の支援を検討していく場として支援会議の設置を行い、更なる相談支援体制の構築を目指していく。					(○) 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	B	新型コロナの5類移行などにより、困窮等の相談は減少しているが、相談窓口の充実を図るため、関係機関と課題の整理等を目的とした引きこもり庁内連絡会を立ち上げた。引き続き、相談・支援体制を整備し、福祉の総合的な相談支援を行っていく。					(○) 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会生活を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	① 相談支援体制の整備						
事業名	② 相談窓口体制の充実						
担当課	人権庶務課(人権庶務係)						
事業の目的	民生委員児童委員が行う相談活動をはじめとして、行政相談や法律相談、人権相談、女性総合相談、消費生活相談など、身近な相談体制の充実を図ります。また、相談内容の多様化に対応し、保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 人権擁護委員と連携しながら人権相談を実施し、市民の基本的人権の擁護に努めるとともに、人権尊重意識の向上を図る。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 毎月第1月曜日(祝日場合は翌週の月曜日)の午後1時から午後4時まで、市役所市民相談室で人権擁護委員による人権相談を実施しました。また、6月1日が「人権擁護委員の日」であることから、6月は人権相談を午前10時から午後3時まで実施しました。 <H31・2019年度> 毎月第1月曜日(祝日場合は翌週の月曜日)の午後1時から午後4時まで、市役所市民相談室で人権擁護委員による人権相談を実施しました。また、6月1日が「人権擁護委員の日」であることから、6月は人権相談を午前10時から午後3時まで実施しました。 <R2・2020年度> 例年、毎月第1月曜日(祝日場合は翌週の月曜日)、市役所市民相談室で人権擁護委員による人権相談を実施していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、4月のみ実施しました。 <R3・2021年度> 毎月第1月曜日(祝日場合は翌週の月曜日)の午後1時から午後4時まで、市役所市民相談室で人権擁護委員による人権相談を実施しました。また、6月1日が「人権擁護委員の日」であることから、6月は人権相談を午前10時から午後3時まで実施しました。 <R4・2022年度> 毎月第1月曜日(祝日場合は翌週の月曜日)の午後1時から午後4時まで、市役所市民相談室で人権擁護委員による人権相談を実施しました。また、6月1日が「人権擁護委員の日」であることから、6月は人権相談を午前10時から午後3時まで実施しました。 <R5・2023年度> 毎月第1月曜日(祝日場合は翌週の月曜日)の午後1時から午後4時まで、市役所市民相談室で人権擁護委員による人権相談を実施しました。また、6月1日が「人権擁護委員の日」であることから、6月は人権相談を午前10時から午後3時まで実施しました。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
人権相談実施回数(回)	目標・計画	12	12	12	12	12	12
	実績	12	12	1	12	12	12
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	平成30年度は毎月1回計12回人権相談を実施し、相談件数は11件でした。相談者の悩みや心配ごとを傾聴し、相談者が自ら問題を解決できるよう適切な助言等を行いました。人権問題は相談者により様々であり、全ての問題について解決策を見出すことは難しい状況ですが、引き続き、人権擁護委員と連携し、人権の擁護に努めるとともに人権尊重意識の向上を図ります。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	平成31年度は毎月1回計12回人権相談を実施し、相談件数は2件でした。相談者の悩みや心配ごとを傾聴し、適切な助言等を行いました。人権問題は相談者により様々であり、全ての問題について解決策を見出すことは難しい状況ですが、今後も各種相談窓口の周知、啓発に努め、引き続き、人権擁護委員と連携し、人権の擁護に努めるとともに人権尊重意識の向上を図ります。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	E	令和2年度の人権相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、4月の1回のみ実施し、相談件数は0件でした。人権問題は相談者により様々であり、全ての問題について解決策を見出すことは難しい状況ですが、今後も各種相談窓口の周知、啓発に努め、引き続き、人権擁護委員と連携し、人権の擁護に努めるとともに人権尊重意識の向上を図ります。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	令和3年度は毎月1回計12回人権相談を実施し、相談件数は6件でした。相談者の悩みや心配ごとを傾聴し、適切な助言等を行いました。人権問題は相談者により様々であり、全ての問題について解決策を見出すことは難しい状況ですが、今後も各種相談窓口の周知、啓発に努め、引き続き、人権擁護委員と連携し、人権の擁護に努めるとともに人権尊重意識の向上を図ります。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	令和4年度は毎月1回計12回人権相談を実施し、相談件数は8件でした。相談者の悩みや心配ごとを傾聴し、適切な助言等を行いました。人権問題は相談者により様々であり、全ての問題について解決策を見出すことは難しい状況ですが、今後も各種相談窓口の周知、啓発に努め、引き続き、人権擁護委員と連携し、人権の擁護に努めるとともに人権尊重意識の向上を図ります。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	令和5年度は毎月1回計12回人権相談を実施し、相談件数は4件でした。相談者の悩みや心配ごとを傾聴し、適切な助言等を行いました。人権問題は相談者により様々であり、全ての問題について解決策を見出すことは難しい状況ですが、今後も各種相談窓口の周知、啓発に努め、引き続き、人権擁護委員と連携し、人権の擁護に努めるとともに人権尊重意識の向上を図ります。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会生活を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	① 相談支援体制の整備						
事業名	② 相談窓口体制の充実						
担当課	人権庶務課(男女平等推進係)①						
事業の目的	民生委員児童委員が行う相談活動をはじめとして、行政相談や法律相談、人権相談、女性総合相談、消費生活相談など、身近な相談体制の充実を図ります。また、相談内容の多様化に対応し、保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 夫婦、嫁姑などの親族間のもめごとや近隣、職場などの対人関係に悩む女性相談者に寄り添う姿勢を心がけるとともに、他の相談事業や関係機関等との連携を図りつつ対応していく。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・毎週木曜日に女性総合相談を実施する。 <H31・2019年度> ・毎週木曜日に女性総合相談を実施する。 <R2・2020年度> ・毎週木曜日に女性総合相談を実施する。 <R3・2021年度> ・毎週木曜日に女性総合相談を実施する。 <R4・2022年度> ・毎週木曜日に女性総合相談を実施する。 <R5・2023年度> ・毎週木曜日に女性総合相談を実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
女性総合相談開催日数(日)	目標・計画	51	51	51	52	51	52
	実績	51	51	51	52	51	52
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	年間を通じ、女性のさまざまな悩みを相談できる窓口を開催できたことは評価。相談件数が年々減少傾向であるため、相談窓口の周知と多種多様な相談に対応できるような相談員のスキル向上が課題である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	年間を通じ、女性のさまざまな悩みを相談できる窓口を開催できたことは評価。相談件数はH30年度と比べると少し増えているものの、相談窓口の周知と多種多様な相談に対応できるような相談員のスキル向上が課題である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	年間を通じ、女性のさまざまな悩みを相談できる窓口を実施できたことは評価。昨年度より相談件数が増加し、多様な相談内容も適切に相談支援ができています。相談窓口をもっと周知していくことが課題である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	年間を通じ、女性のさまざまな悩みを相談できる窓口を実施できたことは評価。昨年度より相談人数は増加し、多様な相談内容も適切に相談支援ができています。相談窓口をもっと周知していくことが課題である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	年間を通じ、女性のさまざまな悩みを相談できる窓口を実施できたことは評価。相談人数は減少したが、相談者に寄り添い必要に応じて関係機関等を案内するなど丁寧な対応に努めた。引き続き、相談員のスキル向上を図るとともに、相談窓口の周知に努めていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	年間を通じ、女性のさまざまな悩みを相談できる窓口を実施した。相談人数は増加し相談内容も多様であったが、相談者に寄り添い必要に応じて関係機関等を案内するなど丁寧な対応に努めた。引き続き、相談員のスキル向上を図るとともに、相談窓口の周知に努めていく。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、令和6年度より女性総合相談の相談時間を拡大する。				(○) 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会生活を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	① 相談支援体制の整備						
事業名	② 相談窓口体制の充実						
担当課	人権庶務課(男女平等推進係)②						
事業の目的	民生委員児童委員が行う相談活動をはじめとして、行政相談や法律相談、人権相談、女性総合相談、消費生活相談など、身近な相談体制の充実を図ります。また、相談内容の多様化に対応し、保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> (元)配偶者や恋人などパートナーからの暴力で悩む相談者に寄り添う姿勢を心がけるとともに、他の相談事業や関係機関等との連携を図りつつ対応していく。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・DV相談を実施する。						
	<H31・2019年度> ・DV相談を実施する。						
	<R2・2020年度> ・DV相談を実施する。						
	<R3・2021年度> ・DV相談を実施する。						
	<R4・2022年度> ・DV相談を実施する。						
	<R5・2023年度> ・DV相談を実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
DV専門相談開所日数(日)	目標・計画	102	206	205	205	205	205
	実績	102	206	205	205	205	205
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	DV専門相談員による相談開所日数の目標は達成できたことは評価。年々相談件数が増加し、複雑に絡み合った内容の相談が多くなっていることから、相談員のスキル向上と連携体制の強化が必要である。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	H31年度からは、DV専門相談員による相談日を週2日から週4日に増設し実施しているが、相談開所日数の目標は達成できたことは評価。年々相談件数が増加し、複雑に絡み合った内容の相談が多くなっていることから、相談員のスキル向上と連携体制の強化が必要である。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	週4日の専門相談日を年間実施したことで、市民の安心した相談窓口として、信頼を得ることができた。外国人や精神疾患を抱えている人の相談が増えていることで、相談員のスキル向上は必要不可欠である。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	週4日の専門相談日を年間実施したことで、市民の安心した相談窓口として、信頼を得ることができた。外国人や精神疾患を抱えている人の相談が増えていることで、相談員のスキル向上は必要不可欠である。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	ここ数年、相談件数は増加傾向にある。DV問題は多様化しており、相談員のスキル向上は必要不可欠である。引き続き、相談員のスキル向上に努めながら、相談窓口の周知や関係機関との情報共有・連携を図り、相談者の状況に合わせた支援を行っていく。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	相談件数は前年度と比較し減少したが、相談内容は複雑・多様化していることから、引き続き、相談員のスキル向上を図る必要がある。相談員のスキル向上に取り組むとともに、相談窓口の周知や関係機関との情報共有・連携を図り、相談者の状況に合わせた支援を行っていく。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	① 相談支援体制の整備						
事業名	③ 計画相談の充実						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害児・者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行い、障害児・者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントに基づき、きめ細かくサービス等利用計画の作成を促進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・障害福祉サービスの利用者は、サービス等利用計画の作成を促し、必要なサービスを利用できるようにする。 ・セルフプラン作成者に対してもサービス等利用計画の作成を促す。 ・各相談支援専門員の質の向上を目指す。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・障害福祉サービスを利用者に対して、サービス等利用計画の作成を促す。 ・市内特定相談支援事業者等に対して、研修の案内や情報共有する機会を設け質の向上を目指す。						
	<H31・2019年度>・障害福祉サービスを利用者に対して、サービス等利用計画の作成を促す。 ・市内特定相談支援事業者等に対して、研修の案内や情報共有する機会を設け質の向上を目指す。						
	<R2・2020年度>・障害福祉サービスを利用者に対して、サービス等利用計画の作成を促す。 ・市内特定相談支援事業者等に対して、研修の案内や情報共有する機会を設け質の向上を目指す。						
	<R3・2021年度>・障害福祉サービスを利用者に対して、サービス等利用計画の作成を促す。 ・市内特定相談支援事業者等に対して、研修の案内や情報共有する機会を設け質の向上を目指す。						
	<R4・2022年度>・障害福祉サービスを利用者に対して、サービス等利用計画の作成を促す。 ・市内特定相談支援事業者等に対して、研修の案内や情報共有する機会を設け質の向上を目指す。						
	<R5・2023年度>・障害福祉サービスを利用者に対して、サービス等利用計画の作成を促す。 ・市内特定相談支援事業者等に対して、研修の案内や情報共有する機会を設け質の向上を目指す。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
支給決定における相談支援事業所の計画導入率(%)	目標・計画	100	100	100	100	100	100
	実績	97	98	98	96	96	88
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	着実にセルフプランから計画相談導入の流れが進んでいる。相談支援事業所の質の向上に向け、各種研修の案内や事業所向けの相談の機会も検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	着実にセルフプランから計画相談導入への移行が進んでいる(98%)。今後は、相談支援事業所の質の向上に向け、各種研修の案内や事業所向けの相談の機会も検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	新規開設の事業所及び相談員も増加し相談支援事業所向けの各種研修等を計画していたが、新型コロナウイルスの影響で開催ができなかった。今後、相談事業所の質の向上に向け開催方法を検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	新規開設の事業所及び相談員も増加し相談支援事業所向けの各種研修等を計画していたが、新型コロナウイルスの影響で開催ができなかった。今後、相談事業所の質の向上に向け開催方法を検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	新規利用希望者に対し一時的にセルフプラン利用となる場合があるが、計画相談に引き継がれるケースが多い。今後、継続的なセルフプラン利用者に対して計画相談を促す方法を検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	新規利用希望者に対し一時的にセルフプラン利用となる場合があるが、計画相談に引き継がれるケースが多い。今後、継続的なセルフプラン利用者に対して計画相談を促す方法を検討していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	① 相談支援体制の整備						
事業名	④ 精神保健福祉相談の充実						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	精神科医、精神保健福祉士などによる精神障害のある人への専門相談の充実を図るとともに、地域生活における医療・生活面に係る支援体制の整備に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 精神障害のある当事者・家族等への専門相談の場を設け、充実した地域生活を送るための体制整備に努める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 精神保健福祉士による専門相談を月2回実施するとともに、広く市民に利用してもらえるよう周知に努める。						
	<H31・2019年度> 精神保健福祉士による専門相談の周知を広げ、広く精神障害を持つ当事者・家族に利用してもらえるように努める。						
	<R2・2020年度> 精神保健福祉士による専門相談の周知を広げ、広く市民に利用してもらえるように努める。						
	<R3・2021年度> 精神保健福祉士による専門相談の周知を広げ、広く市民に利用してもらえるように努める。						
	<R4・2022年度> 精神保健福祉士による専門相談の周知を広げ、広く市民に利用してもらえるように努める。						
	<R5・2023年度> 精神保健福祉士による専門相談の周知を広げ、広く市民に利用してもらえるように努める。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
精神保健福祉士による専門相談件数(件)	目標・計画	24	24	24	24	24	24
	実績	28	42	25	47	50	32
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	1回あたり1件程度の相談件数ではあったが、医療や福祉に係る当事者・家族からの難解な相談が多く、専門相談の場の提供の意義は大きいと評価できる。相談対象や周知の方法についても検討しより充実した相談の場にしていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	広報やホームページの他、相談支援専門員等の支援機関への周知等により、相談件数が増加するとともに、精神障害を持つ当事者・家族がタイムリーに専門家に相談できている。今後はケースワーカーによる相談と住み分けをし、さらに充実した専門相談の場となるようにする。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	新型コロナウイルス感染症の影響により4～6月は中止としたが、相談件数は目標を上回った。外出自粛等の影響により、当事者・家族の生活状況や困りごとに変化しており、専門相談の場があることの意義は大きい。今後も、対象者や関係者が必要な時に活用できるよう、周知や利用方法等工夫していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	新型コロナウイルス感染症の影響が緩和し、昨年度より相談件数が増加した。当事者及び家族からの相談に加え、関係者からの相談も積極的に受けている。今後も、対象者や関係者が必要な時に活用できるよう、周知や利用方法等工夫していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	新型コロナウイルス感染症の影響もあり相談件数は増加傾向にある。相談内容としては当事者及び家族からの医療や福祉に係る難解な相談に加え、関係機関からの相談も積極的に受けている。今後も、対象者や関係者が必要な時に活用できるよう、周知や利用方法等工夫していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	新型コロナウイルス感染症による制限が撤廃され、昨年度より相談件数は減少した。相談内容としては当事者及び家族からの医療や福祉に係る難解な相談が多い。今後も、対象者や関係者が必要な時に活用できるよう、周知や利用方法等工夫していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	① 相談支援体制の整備						
事業名	④ 精神保健福祉相談の充実						
担当課	健康づくり課						
事業の目的	精神科医、精神保健福祉士などによる精神障害のある人の専門相談の充実を図るとともに、地域生活における医療・生活面に係る支援体制の整備に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 精神障害者及びその家族に対し、相談、訪問指導等を行うとともに、市民に対して精神的健康の保持、増進を図る。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 精神面の健康に不安や障害がある本人、家族等からの相談に応じ、助言指導を行っている。 ・個別相談(面接・電話・訪問)の実施。保健師が随時対応。 ・精神保健福祉相談の実施。予約制による精神科医師・精神保健福祉士による専門相談。 <H31・2019年度> 精神面の健康に不安や障害がある本人、家族等からの相談に応じ、助言指導を行っている。 ・個別相談(面接・電話・訪問)の実施。保健師が随時対応。 ・精神保健福祉相談の実施。予約制による精神科医師・精神保健福祉士による専門相談。 <R2・2020年度> 精神面の健康に不安や障害がある本人、家族等からの相談に応じ、助言指導を行っている。 ・個別相談(面接・電話・訪問)の実施。保健師が随時対応。 ・精神保健福祉相談の実施。予約制による精神科医師・精神保健福祉士による専門相談。 <R3・2021年度> 精神面の健康に不安や障害がある本人、家族等からの相談に応じ、助言指導を行っている。 ・個別相談(面接・電話・訪問)の実施。保健師が随時対応。 ・精神保健福祉相談の実施。予約制による精神科医師・精神保健福祉士による専門相談。 <R4・2022年度> 精神面の健康に不安や障害がある本人、家族等からの相談に応じ、助言指導を行っている。 ・個別相談(面接・電話・訪問)の実施。保健師が随時対応。 ・精神保健福祉相談の実施。予約制による精神科医師・精神保健福祉士による専門相談。 <R5・2023年度> 精神面の健康に不安や障害がある本人、家族等からの相談に応じ、助言指導を行っている。 ・個別相談(面接・電話・訪問)の実施。保健師が随時対応。 ・精神保健福祉相談の実施。予約制による精神科医師・精神保健福祉士による専門相談。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
精神保健福祉相談 実施回数(回)	目標・計画	12	12	12	12	12	12
	実績	12	9	14	10	10	8
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	精神面の健康に不安等を抱える本人家族等からの相談には随時対応し、必要に応じて専門医や精神保健福祉士への相談や助言を行うことで、引き続き健康の保持・増進を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	精神面の健康に不安等を抱える本人家族等からの相談には随時対応し、必要に応じて専門医や精神保健福祉士への相談や助言を行うことで、引き続き健康の保持・増進を図っていく。利用についても柔軟に対応する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	コロナ禍で自殺者の増加傾向が見られたため、回数を増やして実施した。精神面の健康に不安等を抱える本人家族等からの相談には随時対応し、必要に応じて専門医や精神保健福祉士への相談や助言を行うことで、引き続き健康の保持・増進を図っていく。利用についても柔軟に対応する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	精神面の健康に不安等を抱える本人家族等からの相談には随時対応し、必要に応じて専門医や精神保健福祉士への相談や助言を行うことで、引き続き健康の保持・増進を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	精神面の健康に不安等を抱える本人家族等からの相談には随時対応し、必要に応じて専門医や精神保健福祉士への相談や助言を行うことで、引き続き健康の保持・増進を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	精神面の健康に不安等を抱える本人家族等からの相談には随時対応し、必要に応じて専門医や精神保健福祉士への相談や助言を行うことで、引き続き健康の保持・増進を図っていく。事業の周知方法を検討すると共に、利用についても柔軟に対応する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	① 相談支援体制の整備						
事業名	⑤ 発達障害のある子どもの相談の充実						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	小児神経医、臨床心理士などの協力を得て、発達障害のある子どもの専門相談の充実を図ります。 また、育み支援バーチャルセンター事業として、保育園、幼稚園、小・中学校への巡回相談を実施するなど、関係機関との連携を強化して、支援を充実します。さらに、発達障害のある子どもの相談支援体制についても検討を進めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・障害福祉サービス事業者との連携を強化し、支援の充実を図る。 ・発達障害に対する普及啓発。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・発達障害のある子に対する研修や講演会の周知。発達障害に対して、HPや福祉ガイドブック・広報での普及啓発。 ・サポート手帳の配布 <H31・2019年度> ・朝霞市発達障害児支援体制整備連絡協議会にて情報交換・情報共有。講演会の周知。発達障害に対して、HPや福祉ガイドブック・広報での普及啓発。 ・サポート手帳の配布 <R2・2020年度> ・コロナウイルスの影響により、昨年度に比べて、研修や講演会等の開催が少なかった。 ・発達障害児の支援に関する研修や講演会の周知。発達障害に対して、HPや福祉ガイドブック・広報での普及啓発。 ・サポート手帳の普及啓発と配布。 <R3・2021年度> ・発達障害児の支援に関する研修や講演会の周知。発達障害に対して、HPや福祉ガイドブック・広報での普及啓発。 ・サポート手帳の普及啓発と配布。 <R4・2022年度> ・発達障害児の支援に関する研修や講演会の周知。発達障害に対して、HPや福祉ガイドブック・広報での普及啓発。 ・サポート手帳の普及啓発と配布。 <R5・2023年度> ・発達障害児の支援に関する研修や講演会の周知。発達障害に対して、HPや福祉ガイドブック・広報での普及啓発。 ・サポート手帳の普及啓発と配布。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
サポート手帳の配布数(冊)	目標・計画	10	10	10	10	10	10
	実績	11	8	20	31	30	14
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	市HPや福祉ガイドブック等による周知により、サポート手帳の所持者が一定数いる。引き続き発達障害に係る研修、サポート手帳の周知をすすめていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	B	育み支援バーチャルセンター事業への協力を検討していく。昨年に引き続き発達障害に係る研修、サポート手帳の周知を進めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	B	市HPや福祉ガイドブック、ポスター掲示等による周知によって、サポート手帳の所持者が一定数いる。コロナウイルスによる感染拡大を鑑みて、昨年に引き続き発達障害に係る研修、サポート手帳の周知を進めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	A	市HPや福祉ガイドブック、ポスター掲示等による周知によって、サポート手帳の配布・所持者が増加している。コロナウイルスによる感染拡大を鑑みて、昨年に引き続き発達障害に係る研修、サポート手帳の周知を進めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	市HPや福祉ガイドブック、ポスター掲示等による周知によって、サポート手帳の配布・所持者が増加している。引き続き、発達障害にかかる研修、サポート手帳の周知を進めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	市HPや福祉ガイドブック、ポスター掲示等による周知によって、サポート手帳の配布・所持者が増加しているが、今年度の配布数は低下したため。HPの見直し、研修の周知媒体を増やし、より発達障害にかかる研修、サポート手帳の周知を進めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	① 相談支援体制の整備						
事業名	⑤ 発達障害のある子どもの相談の充実						
担当課	教育指導課						
事業の目的	小児神経科医、臨床心理士などの協力を得て、発達障害のある子どもの専門相談の充実を図ります。また、育み支援バーチャルセンター事業として、保育園、幼稚園、小・中学校への巡回相談を実施するなど、関係機関との連携を強化して、支援を充実します。さらに、発達障害のある子どもの相談支援体制についても検討を進めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・小・中学校への巡回相談の実施。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・児童生徒の学校での状況から、学校から希望をとり、巡回相談が必要な児童生徒を対象に実施する。 <H31・2019年度> ・児童生徒の学校での状況から、学校から希望をとり、巡回相談が必要な児童生徒を対象に実施する。 <R2・2020年度> ・児童生徒の学校での状況から、巡回相談が必要な児童生徒を対象に実施する。 <R3・2021年度> ・児童生徒の学校での状況から、学校から希望をとり、巡回相談が必要な児童生徒を対象に実施する。 <R4・2022年度> ・児童生徒の学校での状況から、学校から希望をとり、巡回相談が必要な児童生徒を対象に実施する。 <R5・2023年度> ・児童生徒の学校での状況から、学校から希望をとり、巡回相談が必要な児童生徒を対象に実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
小中学校への巡回相談実施率 (%)	目標・計画	100	100	100	100	100	100
	実績	100	100	100	100	100	100
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	・市内小・中学校15校の在籍児童生徒のうち、発達の遅れや発達が心配な児童生徒の教育的支援のため、専門家チーム(医学博士、心理相談員、保健師、指導主事)による、教諭に対する巡回相談を希望に基づき、年間1回を基本として実施。児童生徒の実態、学校の状況から必要に応じて、追加実施。 ・巡回相談事業の評価を目的とした報告会を、年度末に実施。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	A	・市内小・中学校15校の在籍児童生徒のうち、発達の遅れや発達が心配な児童生徒の教育的支援のため、専門家チーム(医学博士、心理相談員、保健師、指導主事)による、教諭に対する巡回相談を希望に基づき、年間1回を基本として実施。児童生徒の実態、学校の状況から必要に応じて、追加実施。 ・巡回相談事業の評価を目的とした報告会を、年度末に実施。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	A	・市内小・中学校15校の在籍児童生徒のうち、発達の遅れや発達が心配な児童生徒の教育的支援のため、専門家チーム(医学博士、心理相談員、保健師、指導主事)による、教諭に対する巡回相談を希望に基づき、年間1回を基本として実施。児童生徒の実態、学校の状況から必要に応じて、追加実施。 ・巡回相談事業の評価を目的とした報告会を、年度末に実施。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	A	・市内小・中学校15校の在籍児童生徒のうち、発達の遅れや発達が心配な児童生徒の教育的支援のため、専門家チーム(臨床心理士、保健師、指導主事)による、教諭に対する巡回相談を希望に基づき、年間1回を基本として実施。児童生徒の実態、学校の状況から必要に応じて、2回目以降を追加実施。 ・巡回相談事業の評価を目的とした報告会を、年度末に実施。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	・市内小・中学校15校の在籍児童生徒のうち、発達の遅れや発達が心配な児童生徒の教育的支援のため、専門家チーム(臨床心理士、保健師、指導主事)による、教諭に対する巡回相談を希望に基づき、年間1回を基本として実施。児童生徒の実態、学校の状況から必要に応じて、2回目以降を追加実施。 ・巡回相談事業の評価を目的とした報告会を、年度末に実施。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	・発達の遅れ等が心配な児童生徒の教育的支援のため、専門家チーム(臨床心理士、保健師、指導主事)による教諭に対する巡回相談を、市内の全小中学校において年間1回を基本として実施。また、児童生徒や学校の実態等を踏まえ、2回目以降を追加実施。 ・巡回相談事業の評価を目的とした報告会を、年度末に実施。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)		① 相談支援体制の整備					
事業名		⑤ 発達障害のある子どもの相談の充実					
担当課		健康づくり課					
事業の目的		小児神経科医、臨床心理士などの協力を得て、発達障害のある子どもの専門相談の充実に努めます。 また、育み支援バーチャルセンター事業として、保育園、幼稚園、小・中学校への巡回相談を実施するなど、関係機関との連携を強化して、支援を充実します。さらに、発達障害のある子どもの相談支援体制についても検討を進めます。					
事業目標		<H30・2018年度～> 発達障害の早期発見・早期支援とライフステージに応じ、地域で途切れなく支援をしていく。 * 変更の際に記載					
事業内容		<H30・2018年度> ①相談業務(巡回相談)・・・保育園・幼稚園・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発達支援相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・保育園、小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会					
		<H31・2019年度> ①相談業務(巡回相談)・・・保育園・幼稚園・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発達支援相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・保育園、小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会					
		<R2・2020年度> ①相談業務(巡回相談)・・・保育園・幼稚園・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発達支援相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・保育園、小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会					
		<R3・2021年度> ①相談業務(巡回相談)・・・保育園・幼稚園・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発達支援相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・保育園、小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会					
		<R4・2022年度> ①相談業務(巡回相談)・・・保育園・幼稚園・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発達支援相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・保育園、小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会					
		<R5・2023年度> ①相談業務(巡回相談)・・・保育園・幼稚園・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発達支援相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・保育園、小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会					
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
巡回相談実施回数(回) (幼稚園)	目標・計画	16	16	16	16	16	16
	実績	14	14	7	10	13	13
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	市内の保育園、幼稚園、小中学校への巡回相談や各種相談、会議等を通してライフステージに応じた切れ目のない支援体制の強化が図られている。事業の円滑な運営と各関係機関との役割の再確認が今後の課題である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	市内の保育園、幼稚園、小中学校への巡回相談や各種相談、会議等を通してライフステージに応じた切れ目のない支援体制の強化が図られている。事業の円滑な運営と各関係機関との役割の再確認が今後の課題である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	コロナ禍で実施回数は減っているが、市内の保育園、幼稚園、小中学校への巡回相談や各種相談、会議等を通してライフステージに応じた切れ目のない支援体制の強化が図られている。事業の円滑な運営と各関係機関との役割の再確認が今後の課題である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	市内の保育園、幼稚園、小中学校への巡回相談や各種相談、会議等を通してライフステージに応じた切れ目のない支援体制の強化が図られている。事業の円滑な運営と各関係機関との役割の再確認が今後の課題である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	市内の保育園、幼稚園、小中学校への巡回相談や各種相談、会議等を通してライフステージに応じた切れ目のない支援体制の強化が図られている。事業の円滑な運営と各関係機関との役割の再確認が今後の課題である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	市内の保育園、幼稚園、小中学校への巡回相談や各種相談、会議等を通してライフステージに応じた切れ目のない支援体制の強化が図られている。事業の円滑な運営と各関係機関との役割の再確認が今後の課題である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	① 情報提供の充実						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	利用者の立場に立ったわかりやすい「広報紙」や「福祉ガイドブック」、「ホームページ」などを活用し、相談窓口や障害福祉サービス等の幅広い福祉情報の提供に努め、利用促進を図ります。また、災害時においても障害のある人に確実に情報が伝達できる手段を確立するなど情報のバリアフリー化を進めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 広報紙やガイドブック、インターネットを活用するとともに、障害者団体協議会等を通じて、福祉情報をはじめとした幅広い情報提供を実施する。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 障害者総合支援法改正の内容を周知できるよう、広報紙、ガイドブック、インターネットおよびガイドブックの内容を改訂する。 <H31・2019年度> 障害者総合支援法改正の内容を周知できるよう、広報紙、ガイドブック、インターネットおよびガイドブックの内容を改訂する。 <R2・2020年度> 障害者総合支援法改正の内容を周知できるよう、広報紙、ガイドブック、インターネットおよびガイドブックの内容を改訂する。 <R3・2021年度> 障害者総合支援法改正の内容を周知できるよう、広報紙、ガイドブック、インターネットおよびガイドブックの内容を改訂する。 <R4・2022年度> 障害者総合支援法改正の内容を周知できるよう、広報紙、ガイドブック、インターネットおよびガイドブックの内容を改訂する。 <R5・2023年度> 障害者総合支援法改正の内容を周知できるよう、広報紙、ガイドブック、インターネットおよびガイドブックの内容を改訂する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
ガイドブックの改訂回数(回)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	3	1	1	1	1
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	新たに設立された障害関係施設の情報を載せることができた。今後も障害の制度や施設等の情報が得られ次第、順次更新していくことが必要であるため、年に1回以上の福祉ガイドブックの改訂を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	福祉ガイドブックについては、新たに設立された障害関係施設の情報を記すことができた。今後も障害の制度や施設等の情報について、順次更新していくことが必要であるため、年に1回以上の改訂を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	福祉ガイドブックについては、新たに設立された障害関係施設の情報を記すことができた。今後も障害の制度や施設等の情報について、順次更新していくことが必要であるため、年に1回以上の改訂を行っていく。合わせてホームページの充実も図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	福祉ガイドブックについては、新たに設立された障害関係施設の情報を記すことができた。今後も障害の制度や施設等の情報について、順次更新していくことが必要であるため、年に1回以上の改訂を行っていく。合わせてホームページの充実も図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	福祉ガイドブックについては、新たに設立された障害関係施設の情報を記すことができた。今後も障害の制度や施設等の情報について、順次更新していくことが必要であるため、年に1回以上の改訂を行っていく。合わせてホームページの充実も図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	福祉ガイドブックについては、新たに設立された障害関係施設の情報を記すことができた。今後も障害の制度や施設等の情報について、順次更新していくことが必要であるため、年に1回以上の改訂を行っていく。合わせてホームページの充実も図っていく。この他にも、障害福祉課からの発送封筒には、Uni-Voiceのコードを印刷して、切込みを入れることにより視覚障害をお持ちの方にも情報が伝わりやすくなるよう工夫した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	① 情報提供の充実						
担当課	危機管理室						
事業の目的	利用者の立場に立ったわかりやすい「広報紙」や「福祉ガイドブック」、「ホームページ」などを活用し、相談窓口や障害福祉サービス等の幅広い福祉情報の提供に努め、利用促進を図ります。 また、災害時においても障害のある人に確実に情報が伝達できる手段を確立するなど情報のバリアフリー化を進めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 災害時に迅速かつ広範囲に災害情報を提供できるよう、防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、平時から維持管理を適切に実施する。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・防災行政無線の整備及び維持管理を行う。 ・広報誌に防災に関する情報を掲載し、防災に関する各種情報の普及・啓発に努める。						
	<H31・2019年度> ・防災行政無線の整備及び維持管理を行う。 ・広報誌に防災に関する情報を掲載し、防災に関する各種情報の普及・啓発に努める。						
	<R2・2020年度> ・防災行政無線の整備及び維持管理を行う。 ・広報誌に防災に関する情報を掲載し、防災に関する各種情報の普及・啓発に努める。						
	<R3・2021年度> ・防災行政無線の整備及び維持管理を行う。 ・広報誌に防災に関する情報を掲載し、防災に関する各種情報の普及・啓発に努める。						
	<R4・2022年度> ・防災行政無線の整備及び維持管理を行う。 ・広報誌に防災に関する情報を掲載し、防災に関する各種情報の普及・啓発に努める。						
	<R5・2023年度> ・防災行政無線の整備及び維持管理を行う。 ・広報誌に防災に関する情報を掲載し、防災に関する各種情報の普及・啓発に努める。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
広報への防災に関する啓発記事掲載 (回)	目標・計画	1	2	2	2	2	2
	実績	1	2	2	2	2	2
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	防災行政無線デジタル化整備工事、委託業者による維持管理を適切に実施し、情報伝達体制を整備するとともに、平成30年6月発行の「別冊広報あさか」において、水害からの避難、日頃の備えなど、防災に関する情報の普及・啓発を行うことができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	防災行政無線デジタル化整備工事、委託業者による維持管理を適切に実施し、情報伝達体制を整備するとともに、広報6月では風水害、9月号では地震からの避難、日頃の備えなど、防災に関する情報の普及・啓発を行うことができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	昨年度に引き続き、防災行政無線デジタル化整備工事、委託業者による維持管理を適切に実施し、情報伝達体制を整備するとともに、広報6月では風水害、9月号では地震からの避難、日頃の備えなど、防災に関する情報の普及・啓発を行うことができた。また、水害ハザードマップの更新を行い、Webでも見られるよう整備した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	昨年度に引き続き、防災行政無線の委託業者による維持管理を適切に実施し、情報伝達体制を整備するとともに、広報6月では風水害、9月号では地震からの避難、日頃の備えなど、防災に関する情報の普及・啓発を行うことができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	昨年度に引き続き、防災行政無線の委託業者による維持管理を適切に実施し、情報伝達体制を整備するとともに、広報6月では風水害、9月号では地震からの避難、日頃の備えなど、防災に関する情報の普及・啓発を行うことができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	昨年度に引き続き、防災行政無線の委託業者による維持管理を適切に実施し、情報伝達体制を整備するとともに、広報6月では風水害、9月号では地震からの避難、日頃の備えなど、防災に関する情報の普及・啓発を行うことができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	② 音声テープなどによる情報提供						
担当課	シティ・プロモーション課						
事業の目的	視覚障害のある人に対し情報提供方法の周知を図り、広報あさか(概要版)の音声テープ、デージー形式のCDなどによる情報提供を推進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 音訳ボランティアグループが作成した「広報あさか」の音声CD(テープ)を市公式ホームページに掲載する。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 音訳ボランティアグループが作成した「広報あさか」の音声CD(テープ)を市公式ホームページに掲載。また、音声CDを希望する視覚障害のある人に対し、郵送するとともに図書館と北朝霞分館に貸し出し用として備え置いた。対象者への郵送用の専用袋等を購入し、援助した。 <H31・2019年度> 音訳ボランティアグループが作成した「広報あさか」の音声CD(テープ)を市公式ホームページに掲載。また、音声CDを希望する視覚障害のある人に対し、郵送するとともに図書館と北朝霞分館に貸し出し用として備え置いた。 <R2・2020年度> 音訳ボランティアグループが作成した「広報あさか」の音声CD(デージー形式)を市公式ホームページに掲載。また、音声CDを希望する視覚障害のある人に対し、郵送するとともに図書館と北朝霞分館に貸し出し用として備え置いた。また、広報あさかに音声CDの情報を掲載する際、記事を大きく掲載した。 <R3・2021年度> 音訳ボランティアグループが作成した「広報あさか」の音声CD(デージー形式)を市公式ホームページに掲載。また、音声CDを希望する視覚障害のある人に対し、郵送するとともに図書館と北朝霞分館に貸し出し用として備え置いた。 <R4・2022年度> 音訳ボランティアグループが作成した「広報あさか」の音声CD(デージー形式)を市公式ホームページに掲載。また、音声CDを希望する視覚障害のある人に対し、郵送するとともに図書館と北朝霞分館に貸し出し用として備え置いた。 <R5・2023年度> 音訳ボランティアグループが作成した「広報あさか」の音声CD(デージー形式)を市公式ホームページに掲載。また、音声CDを希望する視覚障害のある人に対し、郵送するとともに図書館と北朝霞分館に貸し出し用として備え置いた。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
ホームページにおける声の広報掲載数(回)	目標・計画	13	13	13	12	12	12
	実績	13	13	13	12	12	12
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	音訳ボランティアグループの協力をいただき、希望する視覚障害のある方へデージー形式の音声CDを郵送すること及び図書館に貸し出し用CDを備え付けることが予定どおり行えた。今後も引き続き、広報あさかの音声CDの作成や郵送をボランティアサークルに依頼していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	音訳ボランティアグループの協力をいただき、希望する視覚障害のある方へデージー形式の音声CDを郵送すること及び図書館に貸し出し用CDを備え付けることが予定どおり行えた。今後も引き続き、広報あさかの音声CDの作成や郵送をボランティアサークルに依頼していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	音訳ボランティアグループの協力をいただき、希望する視覚障害のある方へデージー形式の音声CDを郵送すること及び図書館に貸し出し用CDを備え付けることが予定どおり行えた。今後も引き続き、広報あさかの音声CDの作成や郵送をボランティアサークルに依頼していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	音訳ボランティアグループの協力をいただき、希望する視覚障害のある方へデージー形式の音声CDを郵送すること及び図書館に貸し出し用CDを備え付けることが予定どおり行えた。今後も引き続き、広報あさかの音声CDの作成や郵送をボランティアサークルに依頼していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	音訳ボランティアグループの協力をいただき、希望する視覚障害のある方へデージー形式の音声CDを郵送すること及び図書館に貸し出し用CDを備え付けることが予定どおり行えた。今後も引き続き、広報あさかの音声CDの作成や郵送をボランティアサークルに依頼していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	音訳ボランティアグループの協力をいただき、希望する視覚障害のある方へデージー形式の音声CDを郵送すること及び図書館に貸し出し用CDを備え付けることが予定どおり行えた。今後も引き続き、広報あさかの音声CDの作成や郵送をボランティアサークルに依頼していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	② 音声テープなどによる情報提供						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	視覚障害のある人に対し情報提供方法の周知を図り、広報あさか(概要版)の音声テープ、デージー(デジタル録音図書)形式のCDなどによる情報提供を推進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 広報紙 社協あさかの音声テープ、デージー(デジタル録音図書)形式のCDなどを、市内の視覚に障害がある方へ情報提供できるよう、音訳ボランティアと調整を図る。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 視覚に障害がある方への音訳CDの作成補助。 <H31・2019年度> 視覚に障害がある方への音訳CDの作成補助。 <R2・2020年度> 視覚に障害がある方への音訳CDの作成補助。 <R3・2021年度> 視覚に障害がある方への音訳CDの作成補助。 <R4・2022年度> 視覚に障害がある方への音訳CDの作成補助。 <R5・2023年度> 視覚に障害がある方への音訳CDの作成補助。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
社協あさかの音訳CD作成 (件)	目標・計画	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	3	4	4	4
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	音訳ボランティアの協力により、視覚に障害がある方へ音声で社協あさかや市内の情報を伝えることができた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	音訳ボランティアの協力により、視覚に障害がある方へ音声で社協あさかや市内の情報を伝えることができた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	音訳ボランティアの協力により、視覚に障害がある方へ音声で社協あさかや市内の情報を伝えることができた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	音訳ボランティアの協力により、視覚に障害がある方へ音声で社協あさかや市内の情報を伝えることができた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	音訳ボランティアの協力により、視覚に障害がある方へ音声で社協あさかや市内の情報を伝えることができた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	音訳ボランティアの協力により、視覚に障害がある方へ音声で社協あさかの情報を伝えることができた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	③ サービス提供者間の連携						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	適切なサービスが提供できるよう、サービス提供者間の連携を密にします。						
事業目標	<H30・2018年度～> 障害福祉サービスを提供する事業所同士が、連携できるよう、相談支援専門員が中心となってマネジメントを行う。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 計画作成に伴い、個別支援会議を実施していき、適切なサービスが利用できるよう支援する。 <H31・2019年度> 計画作成に伴い、個別支援会議を実施していき、適切なサービスが利用できるよう支援する。 <R2・2020年度> 計画作成に伴い、個別支援会議を実施していき、適切なサービスが利用できるよう支援する。 <R3・2021年度> 計画作成に伴い、個別支援会議を実施していき、適切なサービスが利用できるよう支援する。 <R4・2022年度> 計画作成に伴い、個別支援会議を実施していき、適切なサービスが利用できるよう支援する。 <R5・2023年度> 計画作成に伴い、個別支援会議を実施していき、適切なサービスが利用できるよう支援する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
特定相談支援事業所連絡会の 開催回数(回)	目標・計画	6	6	8	8	10	10
	実績	6	10	2	7	6	12
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	特定相談支援事業所連絡会を定期的に実施することで、計画作成や相談支援の機能強化や適切なサービス提供につながっている。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
H31年度 (2019)	A	特定相談支援事業所連絡会を定期的に開催し、同連絡会で、GSV(グループ・スーパー・ビジョン)を実施することで、計画作成、相談支援の機能強化や適切なサービス提供につながっている。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R2年度 (2020)	D	特定相談支援事業所連絡会はコロナの影響のため、実施回数も少なく、GSVの実施はできなかったが、地域課題の検討は実施することはできた。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R3年度 (2021)	A	特定相談支援事業所連絡会を定期的に開催し、同連絡会で、GSV(グループ・スーパー・ビジョン)を実施することで、計画作成、相談支援の機能強化や適切なサービス提供につながっている。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R4年度 (2022)	A	特定相談支援事業所連絡会を定期的に開催し、同連絡会で、GSV(グループ・スーパー・ビジョン)を実施することで、計画作成、相談支援の機能強化や適切なサービス提供につながっている。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R5年度 (2023)	A	特定相談支援事業所連絡会を定期的に開催し、同連絡会で、GSV(グループ・スーパー・ビジョン)や情報共有を実施することで、計画作成、相談支援の機能強化や連携及び適切なサービス提供につながっている。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	④ 福祉人材の確保・育成						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害福祉サービス充実のため、保健師や社会福祉士、精神保健福祉士など専門知識や資格を有する人材の確保に努めます。また、障害福祉サービス事業者などを通じて、人材の確保・育成を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・専門職の人材確保・育成に努める * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・専門職員の効果的な配置や人材確保・育成について検討を開始する。 <H31・2019年度> ・専門職員の効果的な配置や人材確保・育成について調査・研究を深める。 <R2・2020年度> ・専門職員の効果的な配置や人材確保・育成について調査・研究を深める。 <R3・2021年度> ・専門職員の効果的な配置や人材確保・育成について調査・研究を深める。 <R4・2022年度> ・専門職員の効果的な配置や人材確保・育成について調査・研究を深める。 <R5・2023年度> ・専門職員の効果的な配置や人材確保・育成について調査・研究を深める。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
専門職員1人あたりの専門研修への参加回数(回)	目標・計画	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	3	3	3
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	保健師3名、社会福祉士1名の配置。1人あたり年3回の専門研修に参加し、専門職の質の向上に努めている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	障害福祉課においては、保健師3名、社会福祉士1名を配置し、1人当たり年3回の専門研修に参加し、専門職の質の向上に努めている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	障害福祉課においては、ケースワーカーに保健師2名、社会福祉士2名を配置し、1人当たり平均年3回の専門研修に参加し、専門職の質の向上に努めている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	障害福祉課においては、ケースワーカーに保健師2名、社会福祉士2名を配置し、1人当たり平均年3回の専門研修に参加し、専門職の質の向上に努めている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	障害福祉課においては、ケースワーカーに保健師2名、社会福祉士1名を配置し、1人当たり平均年3回の専門研修に参加し、専門職の質の向上に努めている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	障害福祉課においては、ケースワーカーに保健師2名、社会福祉士1名を配置し、1人当たり平均年3回の専門研修に参加し、専門職の質の向上に努めている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	④ 福祉人材の確保・育成						
担当課	職員課						
事業の目的	障害福祉サービス充実のため、保健師や社会福祉士、精神保健福祉士など専門知識や資格を有する人材の確保に努めます。また、障害福祉サービス事業者などを通じて、人材の確保・育成を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 福祉部門に保健師や社会福祉士などの専門職を配置する。						
事業内容	<H30・2018年度> 政策企画課の人員配置に基づき、福祉部門に保健師及び社会福祉士を配置する。 ※社会福祉士については平成30年度から配置						
	<H31・2019年度> 政策企画課の人員配置に基づき、福祉部門に保健師及び社会福祉士を配置する。						
	<R2・2020年度> 政策企画課の人員配置に基づき、福祉部門に保健師及び社会福祉士を配置する。						
	<R3・2021年度> 政策企画課の人員配置に基づき、福祉部門に保健師及び社会福祉士を配置する。						
	<R4・2022年度> 政策企画課の人員配置に基づき、福祉部門に保健師及び社会福祉士を配置する。						
	<R5・2023年度> 政策企画課の人員配置に基づき、福祉部門に保健師及び社会福祉士を配置する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
福祉部門(健康づくり課を除く)への保健師、社会福祉士の配置人数(6課)(人)	目標・計画	13	15	15	16	14	15
	実績	13	15	15	16	14	15
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	政策企画課の人員配置を基に、専門的な知識が求められる福祉部門に保健師11人及び社会福祉士2人を配置した。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	政策企画課の人員配置を基に、専門的な知識が求められる福祉部門に保健師11人及び社会福祉士4人を配置した。(H30年度から社会福祉士を2人増員)				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	政策企画課の人員配置を基に、専門的な知識が求められる福祉部門に保健師10人及び社会福祉士5人を配置した。(R元年度から保健師を1人減員、社会福祉士を1人増員)				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	政策企画課の人員配置を基に、専門的な知識が求められる福祉部門に保健師11人及び社会福祉士5人を配置した。(R2年度から保健師を2人増員)				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	政策企画課の人員配置を基に、専門的な知識が求められる福祉部門に保健師10人及び社会福祉士4人を配置した。(R3年度から保健師を1人減員)				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	政策企画課の人員配置を基に、専門的な知識が求められる福祉部門に保健師10人及び社会福祉士5人を配置した。(R5年度から社会福祉士を1人増員)				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	④ 福祉人材の確保・育成						
担当課	長寿はつらつ課						
事業の目的	障害福祉サービス充実のため、保健師や社会福祉士、精神保健福祉士など専門知識や資格を有する人材の確保に努めます。また、障害福祉サービス事業者などを通じて、人材の確保・育成を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを実現する。 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員といった専門職の配置を規定している、地域包括支援センターにおいては、地域共生社会を見据え、障害者や子ども、高齢者などのすべての人々が包括的に適切な支援が受けられるよう、総合的に相談に応じることが出来るよう、センター機能の強化を図る。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度>共生社会の実現のため、総合相談支援の充実を図り、地域包括支援センター業務である指定介護予防支援と指定居宅介護支援において、ケアマネジャーは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する、指定特定相談支援事業者との連携に努めることとの制度改正について、研修会及び説明会を行い、連携を促進した。また、地域包括支援センターを中心に、ケアマネジャーの資質向上を目指した研修会及び多職種参加による地域ケア会議を実施した。 <H31・2019年度>共生社会の実現のため、総合相談支援の充実を図り、地域包括支援センターを中心に、ケアマネジャーの資質向上を目指した研修会及び多職種参加による地域ケア会議を実施した。 <R2・2020年度>共生社会の実現のため、総合相談支援の充実を図るとともに、ケアマネジャー等の資質向上を目指し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を対象に研修会及び多職種参加による地域ケア会議を実施した。 <R3・2021年度>共生社会の実現のため、総合相談支援の充実を図るとともに、ケアマネジャー等の資質向上を目指し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を対象に研修会及び多職種参加による地域ケア会議を実施した。また、より適切な支援が、円滑に行え、複雑・多様化する相談に対応できるよう、各地域包括支援センターに専門職を増員した。 <R4・2022年度>圏域を5箇所から6箇所に増やし、共生社会の実現のため、総合相談支援の充実を図るとともに、ケアマネジャー等の資質向上を目指し、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を対象に研修会及び多職種参加による地域ケア会議を実施した。また、ケアマネジャー及びアドバイザーを対象に地域ケア会議に関する意見交換会を実施し、地域ケア会議の見直し及び運営マニュアルの作成を行った。 <R5・2023年度>共生社会の実現のため、総合相談支援の充実を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所を対象に研修会及び多職種参加による地域ケア会議を実施した。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
専門職の配置人数 (市内5箇所、R4から6箇所) (人)	目標・計画	21	21	21	21	21	21
	実績	23	22	21	25	27	27
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	地域ケア会議を12回開催し、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメント実践能力や資質向上等を図った。各地域包括支援センターに専門職の配置が出来ている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	地域ケア会議を12回開催し、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメント実践能力や資質向上等を図った。各地域包括支援センターに専門職の配置が出来ている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	新たに居宅介護支援事業所を事例提出の対象に加え、地域ケア会議を15回開催し、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメント実践能力や資質向上等を図った。各地域包括支援センターに専門職の配置が出来ている。				(○) 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	地域ケア会議を23回開催し、新たにテーマ設定をして事例の提出を求め、アセスメント能力の向上に努めるとともに、ケア会議に提出する事例以外においても、統一した課題に基づき、ケアマネジメントにおける共通の視点を整理し、ケアマネジャーが、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントが行えるような体制を整備した。各地域包括支援センターに新たに専門職を1名増員し、支援体制の充実を図った。				(○) 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	地域ケア会議を15回開催し、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメント実践能力や資質向上等を図った。圏域を一つ増やし、各地域包括支援センターに専門職の配置が出来ている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	地域ケア会議を6回開催し、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメント実践能力や資質向上等を図った。各地域包括支援センターに専門職の適切な配置が出来ている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	④ 福祉人材の確保・育成						
担当課	健康づくり課						
事業の目的	障害福祉サービス充実のため、保健師や社会福祉士、精神保健福祉士など専門知識や資格を有する人材の確保に努めます。また、障害福祉サービス事業者などを通じて、人材の確保・育成を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 保健事業実施にあたり、専門スタッフを活用することにより、事業の充実を図る。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 小児神経科医(発育発達相談) 精神科医師(精神保健福祉相談・教育) 心理士(発育発達相談) 保健師(健診、健康相談、訪問指導等、健康教育) <H31・2019年度> 小児神経科医(発育発達相談) 精神科医師(精神保健福祉相談・教育) 心理士(発育発達相談) 保健師(健診、健康相談、訪問指導等、健康教育) <R2・2020年度> 小児神経科医(発育発達相談) 精神科医師(精神保健福祉相談・教育) 心理士(発育発達相談) 保健師(健診、健康相談、訪問指導等、健康教育) <R3・2021年度> 小児神経科医(発育発達相談) 精神科医師(精神保健福祉相談・教育) 心理士(発育発達相談) 保健師(健診、健康相談、訪問指導等、健康教育) <R4・2022年度> 小児神経科医(発育発達相談) 精神科医師(精神保健福祉相談・教育) 心理士(発育発達相談) 保健師(健診、健康相談、訪問指導等、健康教育) <R5・2023年度> 小児神経科医(発育発達相談) 精神科医師(精神保健福祉相談・教育) 心理士(発育発達相談) 保健師(健診、健康相談、訪問指導等、健康教育)						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
巡回相談実施回数(回) (保・幼・小中)	目標・計画	106	106	106	106	106	106
	実績	77	97	58	95	97	110
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	各専門スタッフによる助言等が関係機関や市民に積極的に活用されている。関係機関からの要望は年々高くなっているが、それに見合ったスタッフの確保には苦慮しており、必要な人材の確保に努めていく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	各専門スタッフによる助言等が関係機関や市民に積極的に活用されている。関係機関からの要望は年々高くなっており、相談件数も多くなっているが、それに見合ったスタッフの確保には苦慮しており、必要な人材の確保に努めていく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	各専門スタッフによる助言等が関係機関や市民に積極的に活用されている。令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり、実施できない期間もあったが、関係機関からの要望は年々高くなっており、相談件数も多くなっているが、それに見合ったスタッフの確保には苦慮しており、必要な人材の確保に努めていく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	各専門スタッフによる助言等が関係機関や市民に積極的に活用されている。関係機関からの要望は年々高くなっており、相談件数も多くなっているが、それに見合ったスタッフの確保には苦慮しており、必要な人材の確保に努めていく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	各専門スタッフによる助言等が関係機関や市民に積極的に活用されている。関係機関からの要望は年々高くなっており、相談件数も多くなっているが、それに見合ったスタッフの確保には苦慮しており、必要な人材の確保に努めていく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	各専門スタッフによる助言等が関係機関や市民に積極的に活用されている。関係機関からの要望は年々高くなっており、相談件数も多くなっているが、それに見合ったスタッフの確保には苦慮しており、必要な人材の確保に努めていく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	④ 福祉人材の確保・育成						
担当課	社会福祉協議会(総務課)						
事業の目的	障害福祉サービス充実のため、保健師や社会福祉士、精神保健福祉士など専門知識や資格を有する人材の確保に努めます。また、障害福祉サービス事業者などを通じて、人材の確保・育成を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 地域の福祉ニーズに迅速に対応するため、欠員が生じた場合には適宜、採用試験を実施するなど専門職の人材の確保に努める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 充実した福祉サービスの提供を図るべく、広報紙やホームページのほか、埼玉県福祉人材センターやハローワーク等の公共機関、大学・専門学校等の関係機関へ職員募集の案内を広く周知する。						
	<H31・2019年度> 充実した福祉サービスの提供を図るべく、広報紙やホームページのほか、埼玉県福祉人材センターやハローワーク等の公共機関、大学・専門学校等の関係機関並びに求人サイト等を活用して職員募集の案内を広く周知する。						
	<R2・2020年度> 充実した福祉サービスの提供を図るべく、広報紙やホームページのほか、埼玉県福祉人材センターやハローワーク等の公共機関、大学・専門学校等の関係機関並びに求人サイト等を活用して職員募集の案内を広く周知し、人材の確保に努める。						
	<R3・2021年度> 充実した福祉サービスの提供を図るべく、広報紙やホームページのほか、埼玉県福祉人材センターやハローワーク等の公共機関、大学・専門学校等の関係機関並びに求人サイト等を活用して職員募集の案内を広く周知し、人材の確保に努める。						
	<R4・2022年度> 充実した福祉サービスの提供を図るべく、広報紙やホームページのほか、埼玉県福祉人材センターやハローワーク等の公共機関、大学・専門学校等の関係機関並びに求人サイト等を活用して職員募集の案内を広く周知し、人材の確保に努める。						
	<R5・2023年度> 充実した福祉サービスの提供を図るべく、広報紙やホームページのほか、埼玉県福祉人材センターやハローワーク等の公共機関、大学・専門学校等の関係機関並びに求人サイト等を活用して職員募集の案内を広く周知し、人材の確保に努める。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
職員募集回数(回)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	5	13	2	2	2	2
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	職員の欠員状況に応じて、適宜採用試験を実施した。 【課題】幅広い人材を確保するため、求人サイトの活用など、周知・啓発方法の検討が必要である。					() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	B	職員の欠員状況に応じて、適宜採用試験を実施した。 【課題】採用後の人材育成にも力を入れ、離職の防止など、人材の定着化を図る。					() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	B	職員の欠員状況に応じて、適宜採用試験を実施した。 【課題】キャリアパス体制を確立し、離職の防止など、人材の定着化を図る。					() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	職員の欠員状況に応じて、適宜採用試験を実施した。 【課題】目標管理体制やキャリアパス体制を確立し、離職の防止など、人材の定着を図る。					() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	職員の欠員状況に応じて、適宜採用試験を実施した。 【課題】目標管理体制やキャリアパス体制を確立し、離職の防止など、人材の定着を図る。					() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	職員の欠員状況に応じて、適宜採用試験を実施した。 人材育成指針を策定し、組織が一体となって人材育成に取り組む体制の整備に努めた。また、指針の中で各階級に求められる役割と能力を明確にし、体系化を図った。					() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	⑤ 障害のある人の家族に対する支援						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある成人のいる家庭では本人の高齢化や介護者の高齢化が進んでいます。そこで、福祉サービスの提供に加えて、NPO法人やボランティアによる障害のある人を支える家族に対する支援の充実を図り、障害のある人に対する虐待の防止に努めるとともに、障害のある人の家庭の生活環境の向上を図ります。また、障害のある人の家族会などの活動支援の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 障害のある人を支える家族に対する支援の充実に向け、虐待防止や生活環境の向上に資するよう努める。また、障害のある人の家族会などの支援の充実にも努める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・相談支援事業所等の活用につなげる関わりをすすめる ・障害のある人の家族会のニーズの把握をする						
	<H31・2019年度> ・相談支援事業所等の活用につなげる関わりをすすめる ・障害のある人の家族会のニーズの把握をする						
	<R2・2020年度> ・相談支援事業所等の活用につなげる関わりをすすめる ・障害のある人の家族会のニーズの把握をする						
	<R3・2021年度> ・相談支援事業所等の活用につなげる関わりをすすめる ・障害のある人の家族会のニーズの把握をする						
	<R4・2022年度> ・相談支援事業所等の活用につなげる関わりをすすめる ・障害のある人の家族会のニーズの把握をする						
	<R5・2023年度> ・相談支援事業所等の活用につなげる関わりをすすめる ・障害のある人の家族会のニーズの把握をする						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
お届け講座の実施回数(回)	目標・計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	1	0	1	0	1
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	障害者施設や家族会からの依頼を受け、お届け講座を年2回実施。障害サービスや各種相談窓口の啓発を行っており、相談支援事業所につながるケースが着実に増えている。家族会のニーズの把握も引き続き細やかに行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	民生委員からの依頼を受け、地区定例会にて障害福祉に係る講座を実施した。障害サービスや各種相談窓口の啓発も行っており、相談支援事業所につながるケースが着実に増えている。障害者団体や家族会のニーズの把握も引き続き細やかに行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	E	コロナの影響のため、お届け講座の依頼はなかった。家族会の活動や会議等は短時間での実施や縮小傾向にあることが影響しているものと思われる。しかし、障害サービスや制度等の普及啓発は必要であり、実施方法を検討する必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	民生委員からの依頼を受け、障害者差別に関するお届け講座を行い、障害者差別に関する理解啓発を行った。新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、障害者団体や家族会のニーズを把握し、引き続き、障害サービスや制度等の普及啓発を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	今年度、お届け講座の依頼はなかったため実施されなかったが、障害者団体や家族会に参加し、ニーズの把握に努めた又特別支援学校や手話講習会で障害福祉サービスの説明を行った。引き続き、ニーズの把握を細やかに行い、障害サービスや制度の普及啓発を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	民生委員からの依頼を受け、障害福祉に係る講座を実施。各種手帳所持者数や障害サービス、各種相談窓口の啓発も行っており、相談支援につながるケースが増えている。障害者団体や家族会のニーズの把握も引き続き細やかに行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	⑤ 障害のある人の家族に対する支援						
担当課	健康づくり課						
事業の目的	障害のある成人のいる家庭では本人の高齢化や介護者の高齢化が進んでいます。そこで、福祉サービスの提供に加えて、NPO法人やボランティアによる障害のある人を支える家族に対する支援の充実を図り、障害のある人に対する虐待の防止に努めるとともに、障害のある人の家庭の生活環境の向上を図ります。また、障害のある人の家族会などの活動支援の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 精神障害者及びその家族に対し、相談、訪問指導を行うとともに、市民に対して精神的健康の保持、増進を図る。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・保健師による随時の個別相談(電話、面接、訪問等)を実施している。 ・親子グループ指導による保護者への支援の実施。 <H31・2019年度> ・保健師による随時の個別相談(電話、面接、訪問等)を実施している。 ・親子グループ指導による保護者への支援の実施。 <R2・2020年度> ・保健師による随時の個別相談(電話、面接、訪問等)を実施している。 ・親子グループ指導による保護者への支援の実施。 <R3・2021年度> ・保健師による随時の個別相談(電話、面接、訪問等)を実施している。 ・親子グループ指導による保護者への支援の実施。 <R4・2022年度> ・保健師による随時の個別相談(電話、面接、訪問等)を実施している。 ・親子グループ指導による保護者への支援の実施。 <R5・2023年度> ・保健師による随時の個別相談(電話、面接、訪問等)を実施している。 ・親子グループ指導による保護者への支援の実施。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
親子グループ実施回数(回)	目標・計画	48	48	48	48	48	48
	実績	48	48	36	48	48	48
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	家族からの各種個別相談には随時対応するとともに、グループを実施する中で、参加した本人だけでなく、家族の精神的健康の保持、増進に努めた。引き続き相談や事業を通して家族の支援につなげていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	A	家族からの各種個別相談には随時対応するとともに、グループを実施する中で、参加した本人だけでなく、家族の精神的健康の保持、増進に努めた。引き続き相談や事業を通して家族の支援につなげていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	A	コロナ禍で実施回数は減少しているが、家族からの各種個別相談には随時対応するとともに、グループを実施する中で、参加した本人だけでなく、家族の精神的健康の保持、増進に努めた。引き続き相談や事業を通して家族の支援につなげていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	A	家族からの各種個別相談には随時対応するとともに、グループを実施する中で、参加した本人だけでなく、家族の精神的健康の保持、増進に努めた。引き続き相談や事業を通して家族の支援につなげていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	家族からの各種個別相談には随時対応するとともに、グループを実施する中で、参加した本人だけでなく、家族の精神的健康の保持、増進に努めた。引き続き相談や事業を通して家族の支援につなげていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	家族からの各種個別相談には随時対応するとともに、グループを実施する中で、参加した本人だけでなく、家族の精神的健康の保持、増進に努めた。引き続き相談や事業を通して家族の支援につなげていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	② 福祉基盤の充実						
事業名	⑥ 精神保健福祉に関する連絡調整会議の開催						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	精神障害のある人が地域の中で安心して暮らせる地域づくりを目指し、保健と福祉の連絡調整を図るため、会議を開催します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 保健と福祉の連絡調整を図るため、会議を開催する。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の為、会議を開催する。						
	<H31・2019年度> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場設置に向け、連絡調整会議を活用する。						
	<R2・2020年度> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場設置に向け、連絡調整会議を活用する。						
	<R3・2021年度> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場設置に向け、連絡調整会議を活用する。						
	<R4・2022年度> 障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」を新規に設置した。 ※既存の精神保健福祉担当者会議からの移行						
	<R5・2023年度> 障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」を実施						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
精神保健福祉に関する連絡調整会議の開催回数(回)	目標・計画	4	4	4	4	4	4
	実績	4	3	2	5	8	10
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	精神保健福祉担当者会議1回及び、精神保健福祉担当者会議及び特定相談支援事業所等連絡会を3回行っています。事例検討を行うことにより、地域の課題や成果を再認識する場となっています。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	精神保健福祉担当者会議1回及び、精神保健福祉担当者会議及び特定相談支援事業所等連絡会を2回実施。GSV(グループ・スーパー・ビジョン)による地域の課題の把握は進んできており、次年度の協議の場の設置に向け、具体的な会議の活用方法の共有が課題となる。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	D	新型コロナウイルス感染症の影響により、精神保健福祉担当者会議を1回、特定相談支援事業所等連絡会との合同会議を1回と回数を減らして実施した。協議の場の設置に向け、本市の現状や必要な準備(地域アセスメント等)を確認・共有した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	B	精神保健福祉担当者会議1回、精神保健福祉担当者会議及び特定相談支援事業所等連絡会を4回実施。協議の場の設置に向け、地域アセスメントを実施し、地域の課題や現状を共有した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」会議を2回実施。また、特定相談支援事業所等連絡会を6回実施。地域アセスメントに基づいた地域の課題を共有したうえで「地域ビジョン(地域のあるべき姿)」を検討した。					(○) 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」会議を2回実施。また、特定相談支援事業所等連絡会を8回実施。地域アセスメントに基づいた地域の課題を共有したうえで「地域ビジョン(地域のあるべき姿)」を検討した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	③ 障害福祉サービス等の充実						
事業名	① 障害福祉サービスの充実						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害者総合支援法等による総合的な自立支援システムづくりを推進し、各種障害福祉サービス等の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 相談支援事業所ともに、本人が希望する生活に沿ったサービスを支給決定に努める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 相談・各種申請があった場合、利用希望者に対して計画相談支援の導入を案内する。						
	<H31・2019年度> 相談・各種申請があった場合、利用希望者に対して計画相談支援の導入を案内する。						
	<R2・2020年度> 相談・各種申請があった場合、利用希望者に対して計画相談支援の導入を案内する。						
	<R3・2021年度> 相談・各種申請があった場合、利用希望者に対して計画相談支援の導入を案内する。						
	<R4・2022年度> 相談・各種申請があった場合、利用希望者に対して計画相談支援の導入を案内する。						
	<R5・2023年度> 相談・各種申請があった場合、利用希望者に対して計画相談支援の導入を案内する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
サービス利用における計画相談導入率(%)	目標・計画	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	サービス提供事業所が近隣に設立されたことにより、新規利用申請数も月に10人以上増加した。今後も利用希望者が増加すると見込まれたため、本人が希望する生活に沿ったサービスの支給決定のために計画相談支援の導入を案内する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	A	3歳から5歳までの障害児通所支援の無償化が令和元年10月から始まったこともあり、障害児通所支援を中心に障害福祉サービスの利用が増加した。引き続き利用希望者が増加すると見込まれるため、本人が希望する生活に沿ったサービスの支給決定のために計画相談支援の導入を案内する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	A	障害児通所支援を中心に障害福祉サービスの利用が年々増加傾向にある。今後も本人が希望する生活に沿ったサービスの提供が適切に行えるよう計画相談支援の充実を図る。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	A	障害児通所支援を中心に障害福祉サービスの利用が年々増加傾向にある。今後も本人が希望する生活に沿った計画が作成されるよう関係機関と連携を図る。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	障害児通所支援や就労系サービスを中心に障害福祉サービスの利用が年々増加傾向にある。今後も本人が希望する生活に沿った計画が作成されるよう関係機関と連携を図る。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	障害児通所支援や就労系サービスを中心に障害福祉サービスの利用が年々増加傾向にある。今後も本人が希望する生活に沿った計画が作成されるよう関係機関と連携を図る。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	③ 障害福祉サービス等の充実						
事業名	② 地域生活支援事業の充実						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害者総合支援法では、市町村が地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として地域生活支援事業を位置付けています。「親亡き後」に備えるとともに、地域で生活する障害のある人の自立した日常生活や社会生活の充実に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 障害のある人等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 【必須事業】理解促進・啓発事業／自発的活動支援事業／相談支援事業／成年後見制度支援事業／成年後見制度法人後見支援事業／意思疎通支援事業／日常生活用具給付等事業／手話通訳者等養成事業／移動支援事業／地域活動支援センター事業 【任意事業】日常生活支援／社会参加支援／権利擁護支援／就業・就労支援／朝霞市独自事業 【障害支援区分認定等事務】 <H31・2019年度> 【必須事業】理解促進・啓発事業／自発的活動支援事業／相談支援事業／成年後見制度支援事業／成年後見制度法人後見支援事業／意思疎通支援事業／日常生活用具給付等事業／手話通訳者等養成事業／移動支援事業／地域活動支援センター事業 【任意事業】日常生活支援／社会参加支援／権利擁護支援／就業・就労支援／朝霞市独自事業 【障害支援区分認定等事務】 <R2・2020年度> 【必須事業】理解促進・啓発事業／自発的活動支援事業／相談支援事業／成年後見制度支援事業／成年後見制度法人後見支援事業／意思疎通支援事業／日常生活用具給付等事業／手話通訳者等養成事業／移動支援事業／地域活動支援センター事業 【任意事業】日常生活支援／社会参加支援／権利擁護支援／就業・就労支援／朝霞市独自事業 【障害支援区分認定等事務】 <R3・2021年度> 【必須事業】理解促進・啓発事業／自発的活動支援事業／相談支援事業／成年後見制度支援事業／成年後見制度法人後見支援事業／意思疎通支援事業／日常生活用具給付等事業／手話通訳者等養成事業／移動支援事業／地域活動支援センター事業 【任意事業】日常生活支援／社会参加支援／権利擁護支援／就業・就労支援／朝霞市独自事業 【障害支援区分認定等事務】 <R4・2022年度> 【必須事業】理解促進・啓発事業／自発的活動支援事業／相談支援事業／成年後見制度支援事業／成年後見制度法人後見支援事業／意思疎通支援事業／日常生活用具給付等事業／手話通訳者等養成事業／移動支援事業／地域活動支援センター事業 【任意事業】日常生活支援／社会参加支援／権利擁護支援／就業・就労支援／朝霞市独自事業 【障害支援区分認定等事務】 <R5・2023年度> 【必須事業】理解促進・啓発事業／自発的活動支援事業／相談支援事業／成年後見制度支援事業／成年後見制度法人後見支援事業／意思疎通支援事業／日常生活用具給付等事業／手話通訳者等養成事業／移動支援事業／地域活動支援センター事業 【任意事業】日常生活支援／社会参加支援／権利擁護支援／就業・就労支援／朝霞市独自事業 【障害支援区分認定等事務】						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
移動支援事業 年間実利用者数(人)	目標・計画	96	100	104	96	98	100
	実績	96	92	70	73	72	101
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	目標の数値に達することができた。引き続きサービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	D	目標の数値に達することができなかったが、今後は他市等の実施状況も調査研究し、引き続き、サービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、適切なサービスの提供を継続していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	D	令和2年度は特に新型コロナウイルス感染症の影響により目標の数値に達することができなかったが、今後は、感染症対策を踏まえ、サービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、適切なサービスの提供を継続していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	D	令和3年度は令和2年度よりも若干回復傾向がみられるが、通常の水準には戻らず、新型コロナウイルス感染症の影響もあると思われ、目標の数値に達することができなかった。今後も感染症対策を踏まえ、サービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、適切なサービスの提供を継続していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	D	令和4年度は前年度と比べ同水準となり、目標の数値に達することができなかった。引き続き、サービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、適切なサービスの提供を継続していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	実利用者数は増加し、目標を達成した。引き続き、サービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、適切なサービスの提供を継続していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	③ 障害福祉サービス等の充実						
事業名	③ 経済的な支援						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある人やその家族に対し、日常生活支援、社会参加支援サービスの提供のほか、各種手当などの支給により経済的な支援を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 制度の周知と適正な運営により、経済的なサポートを行う。 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・在宅重度心身障害者手当 ・難病見舞金の支給など * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 特別児童扶養手当(県事業) 延べ2,052人・特別障害者手当 延べ586人・障害児福祉手当 延べ502人・経過的措置による福祉手当 延べ24人・在宅重度心身障害者手当 延べ22,325人・難病見舞金の給付 延べ740人 <H31・2019年度> 特別児童扶養手当(県事業) 延べ2,196人・特別障害者手当 延べ602人・障害児福祉手当 延べ542人・経過的措置による福祉手当 延べ24人・在宅重度心身障害者手当 延べ22,763件・難病見舞金の給付 延べ757人 <R2・2020年度> 特別児童扶養手当(県事業) 延べ2,112人・特別障害者手当 延べ648人・障害児福祉手当 延べ564人・経過的措置による福祉手当 延べ24人・在宅重度心身障害者手当 延べ22,673件・難病見舞金の給付 延べ780人 <R3・2021年度> 特別児童扶養手当(県事業) 延べ2,280人・特別障害者手当 延べ737人・障害児福祉手当 延べ567人・経過的措置による福祉手当 延べ24人・在宅重度心身障害者手当 延べ22,745件・難病見舞金の給付 延べ846人 <R4・2022年度> 特別児童扶養手当(県事業) 延べ2,316人・特別障害者手当 延べ814人・障害児福祉手当 延べ577人・経過的措置による福祉手当 延べ24人・在宅重度心身障害者手当 延べ23,225件・難病見舞金の給付 延べ903人 <R5・2023年度> 特別児童扶養手当(県事業) 延べ2,400人・特別障害者手当 延べ852人・障害児福祉手当 延べ610人・経過的措置による福祉手当 延べ24人・在宅重度心身障害者手当 延べ22,872件・難病見舞金の給付 延べ1,194人						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
各種手当についての 広報掲載回数(回)	目標・計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	2	2	1
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	制度の周知と適正な運営により、目標とする経済的なサポートを行うことができた。今後も、障害のある人のニーズ、国、県の動向、社会情勢を見ながら引き続き各種手当の内容の検討及び制度の周知に努めていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	経済的な支援を行うために各制度の周知に努めてきたが、給付件数の増加という形で結果を出すことができた。今後も、各制度の周知を継続し、適正な運営を行い、より円滑な給付を実施していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	引き続き、経済的な支援を行うために各制度の周知に努め、例年と同水準での給付を行うことができた。国・県・近隣自治体の動向、社会情勢を見ながら引き続き各種手当の内容の検討及び制度の周知に努めていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	前年度に続き、経済的な支援を行うために各制度の周知に努め例年と同水準での給付を行うことができた。今後も各制度の周知を継続し、各手当の内容及び制度の周知に努めていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	前年度に続き、経済的な支援を行うために各制度の周知に努め例年と同水準での給付を行うことができた。今後も各制度の周知を継続し、各手当の内容及び制度の周知に努めていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	前年度に続き、経済的な支援を行うために各制度の周知に努め例年と同水準での給付を行うことができた。今後も各制度の周知を継続し、各手当の内容及び制度の周知に努めていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	③ 障害福祉サービス等の充実						
事業名	④ 生活基盤の支援						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	地域での生活の基盤となる地域活動支援センターや生活ホームへの運営支援、グループホームの入所者に係る支援として、家賃の一部を補助する特定障害者特別給付費等の支給を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 受入体制の充実を図るとともに、定期的に広報あさか等に内容を掲載し周知を図るようにする。 * 変更の際に記載 家庭環境や住宅事情などで自立が阻害される等の理由で生活ホームを利用している障害者の経済的負担を軽減し、安定的な受け入れ体制の確保を図る。						
事業内容	<H30・2018年度>市内の生活ホーム事業者に対し、月12万円の家賃の補助を行う。 <H31・2019年度>市内の生活ホーム事業者に対し、月12万円の家賃の補助を行う。 <R2・2020年度>市内の生活ホーム事業者に対し、月12万円の家賃の補助を行う。 <R3・2021年度>市内の生活ホーム事業者に対し、月12万円の家賃の補助を行う。 <R4・2022年度>市内の生活ホーム事業者に対し、月12万円の家賃の補助を行う。 <R5・2023年度>市内の生活ホーム事業者に対し、月12万円の家賃の補助を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
生活ホームの実利用者数(人)	目標・計画	5	5	5	5	5	5
	実績	5	5	5	5	5	4
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	定員(5人)を満たして利用している。生活ホームには月12万円の家賃補助金を半年分ずつ、年2回給付を行った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	生活ホームに関しては、定員(5人)を満たして運営しており、市として月12万円の家賃に係る補助金を6カ月分ずつ、年2回給付を行い支援している。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	生活ホームに関しては、定員(5人)を満たして運営しており、市として月12万円の家賃に係る補助金を6カ月分ずつ、年2回給付を行い支援している。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	生活ホームに関しては、定員(5人)を満たして運営しており、市として月12万円の家賃に係る補助金を6カ月分ずつ、年2回給付を行い支援している。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	生活ホームに関しては、5月まで定員(5人)を満たして運営していたが、1名退所により減員となった。市として月12万円の家賃に係る補助金を6カ月分ずつ、年2回給付を行い支援している。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	生活ホームに関しては、利用者の増減なしでの運営となった。市として月12万円の家賃に係る補助金を6カ月分ずつ、年2回給付を行い支援している。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	③ 障害福祉サービス等の充実						
事業名	⑤ 緊急時の支援						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	災害などの緊急時に援護を必要とする人への迅速な支援を図るため、避難行動要支援者台帳への登録、普及促進に努めます。また、アプリを使用した「ネット119」、や「FAX119」などの普及を図るとともに、手話通訳者の緊急時派遣の実施などにより、緊急時の支援体制の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 避難行動要支援者台帳について、積極的な啓発等を行うことにより、登録者の増加の促進に努め、アプリを使用した「ネット119」、や「FAX119」などについて、申請者の増加の促進に努め、緊急時の支援体制の充実を図ります。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 広報、窓口にて避難行動要支援者台帳についての周知を図り、普及促進を図れた。「ネット119」や「FAX119」は申込者がなかった、今後も積極的な啓発をし、緊急時の支援体制の充実を図る。 <H31・2019年度> 広報、窓口にて避難行動要支援者台帳についての周知を図り、普及促進を図れた。「ネット119」や「FAX119」は申込者がなかった、今後も積極的な啓発をし、緊急時の支援体制の充実を図る。 <R2・2020年度> 広報、窓口にて避難行動要支援者台帳についての周知を図り、普及促進を図れた。「ネット119」や「FAX119」は申し込みがなかった。今後も積極的な啓発をし、緊急時の支援体制の充実を図る。 <R3・2021年度> 広報、窓口にて避難行動要支援者台帳についての周知を図り、普及促進を図れた。「ネット119」や「FAX119」は申し込みがなかった。今後も積極的な啓発をし、緊急時の支援体制の充実を図る。 <R4・2022年度> 広報、窓口にて避難行動要支援者台帳についての周知を図り、普及促進を図れた。「ネット119」や「FAX119」は申し込みがなかった。今後も積極的な啓発をし、緊急時の支援体制の充実を図る。 <R5・2023年度> 広報、窓口にて避難行動要支援者台帳についての周知を図り、普及促進を図れた。「ネット119」や「FAX119」は申し込みがなかった。今後も積極的な啓発をし、緊急時の支援体制の充実を図る。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
避難行動要支援者台帳の登録者数(人)	目標・計画	1000	1200	1200	1200	1200	1000
	実績	1095	860	850	825	770	748
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	避難行動要支援者台帳の登録者は順調に増えているが「ネット119」「FAX119」の申込がなかった、今後も緊急時の支援体制の充実を図って行く。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	B	避難行動要支援者台帳の登録者は順調に増えているが「ネット119」「FAX119」の申込がなかった、今後も緊急時の支援体制の充実を図って行く。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	B	避難行動要支援者台帳の登録者は順調に増えているが「ネット119」「FAX119」の申込がなかった、今後も緊急時の支援体制の充実を図って行く。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	B	「ネット119」「FAX119」の申込がなかった、今後も緊急時の支援体制の充実を図って行く。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	B	「ネット119」「FAX119」の申込がなかった、今後も緊急時の支援体制の充実を図って行く。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	B	「ネット119」「FAX119」の申込がなかった、今後も緊急時の支援体制の充実を図って行く。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	③ 障害福祉サービス等の充実						
事業名	⑤ 緊急時の支援						
担当課	長寿はつらつ課						
事業の目的	災害などの緊急時に援護を必要とする人への迅速な支援を図るため、避難行動要支援者台帳への登録、普及促進に努めます。また、アプリを使用した「ネット119」、や「FAX119」などの普及を図るとともに、手話通訳者の緊急時派遣の実施などにより、緊急時の支援体制の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～>避難行動要支援者 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者のうち、避難時に支援が必要となる者に対し、適切かつ円滑に避難行動の支援を実施するために事前に避難行動要支援者台帳への登録、普及促進を行う。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 12月に広報にて周知活動を行うとともに、新たに対象となった1,102名の方に対し、案内文及び登録申請書を送付し避難行動要支援者台帳への登録を促した。 <H31・2019年度> 12月に広報にて周知活動を行うとともに、新たに対象となった1,058名の方に対し、案内文及び登録申請書を送付し避難行動要支援者台帳への登録を促した。 <R2・2020年度> 12月に広報にて周知活動を行うとともに、新たに対象となった964名の方に対し、案内文及び登録申請書を送付し避難行動要支援者台帳への登録を促した。 <R3・2021年度> 12月に広報にて周知活動を行うとともに、新たに対象となった921名の方に対し、案内文及び登録申請書を送付し避難行動要支援者台帳への登録を促した。 <R4・2022年度> 12月に広報にて周知活動を行うとともに、新たに対象となった1,341名の方に対し、案内文及び登録申請書を送付し避難行動要支援者台帳への登録を促した。 <R5・2023年度> 12月に広報にて周知活動を行うとともに、新たに対象となった1,372名の方に対し、案内文及び登録申請書を送付し避難行動要支援者台帳への登録を促した。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
避難行動要支援者台帳 への登録者数(人)	目標・計画	3,250	3,400	3,550	3,700	3,850	4,000
	実績	3,187	3,389	3,379	3,289	3,380	3,297
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	案内文及び登録申請書の送付により、避難行動要支援者台帳への登録を促し、台帳への登録者を増加させた。今後も引き続き、台帳への登録を促していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	案内文及び登録申請書の送付により、避難行動要支援者台帳への登録を促し、台帳への登録者を増加させた。今後も引き続き、台帳への登録を促していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	案内文及び登録申請書の送付により、避難行動要支援者台帳への登録を促し、台帳への登録者を増加させた。今後も引き続き、台帳への登録を促していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	D	案内文及び登録申請書の送付により、避難行動要支援者台帳への登録を促したが、登録者数の目標値・計画値には至らなかった。今後も引き続き、台帳への登録を促していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	案内文及び登録申請書の送付により、避難行動要支援者台帳への登録を促し、台帳への登録者を増加させた。今後も引き続き、台帳への登録を促していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	案内文及び登録申請書の送付により、避難行動要支援者台帳への登録を促したが、登録者数の目標値・計画値には至らなかった。今後も引き続き、台帳への登録を促していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	③ 障害福祉サービス等の充実						
事業名	⑥ 介護保険との連携						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	脳梗塞などの後遺症である高次脳機能障害は精神障害ですが、認知度が低く、身体面を重要視し、介護保険サービスは利用するものの障害の認識がない例もあることなどから、若年性認知症などについても介護保険サービスと障害福祉サービスとの総合的な支援において、ケースワーカー、相談支援専門員やケアマネジャーなどとの連携によるマネジメントを図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 支援者や関係各機関と連携し、相談・各種申請があった場合、利用希望者に対して介護保険・障害福祉のサービスを両制度から希望する生活に沿ったサービスの案内に努める。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 介護保険・障害福祉のサービスの両制度から支給できるサービスを検討し、利用希望者に障害状況に応じたサービスを支給する。 <H31・2019年度> 利用希望者に対して介護保険・障害福祉の両制度の説明を行い、相談支援専門員やケアマネジャーとも連携をはかり、希望者の障害状況に応じたサービスの提供に努める。 <R2・2020年度> 利用希望者に対して介護保険・障害福祉の両制度の説明を行い、相談支援専門員やケアマネジャーとも連携をはかり、希望者の障害状況に応じたサービスの提供に努める。 <R3・2021年度> 利用希望者に対して介護保険・障害福祉の両制度の説明を行い、相談支援専門員やケアマネジャーとも連携をはかり、希望者の障害状況に応じたサービスの提供に努める。 <R4・2022年度> 利用希望者に対して介護保険・障害福祉の両制度の説明を行い、相談支援専門員やケアマネジャーとも連携をはかり、希望者の障害状況に応じたサービスの提供に努める。 <R5・2023年度> 利用希望者に対して介護保険・障害福祉の両制度の説明を行い、相談支援専門員やケアマネジャーとも連携をはかり、希望者の障害状況に応じたサービスの提供に努める。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
サービス利用におけるケアプラン導入率(%)	目標・計画	100	100	100	100	100	100
	実績	100	100	100	100	100	100
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	提出されたケアプランを基に、介護保険と障害福祉サービスの優先順位を考慮しつつ、サービスの過剰・過少支給を防いでいく。また、ケアプラン作成者に対して障害福祉サービス制度の理解・周知を促進する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	A	介護保険と障害福祉サービスの利用希望者に対して、各制度の特徴や併用における留意点等、相談支援専門員やケアマネジャー等の支援者とも連携を図ることで、必要なサービスや支給量の提供につなげている。引き続き、制度の周知や関係機関との連携を進め、利用者に必要なサービスの提供に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	A	介護保険と障害福祉サービスの利用希望者に対して、各制度の特徴や併用における留意点等、相談支援専門員やケアマネジャー等の支援者とも連携を図ることで、必要なサービスや支給量の提供につなげている。引き続き、制度の周知や関係機関との連携を進め、利用者に必要なサービスの提供に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	A	介護保険と障害福祉サービスの利用希望者に対して、各制度の特徴や併用における留意点等、相談支援専門員やケアマネジャー等の支援者とも連携を図ることで、必要なサービスや支給量の提供につなげている。引き続き、制度の周知や関係機関との連携を進め、利用者に必要なサービスの提供に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	介護保険と障害福祉サービスの利用希望者に対して、各制度の特徴や併用における留意点等、相談支援専門員やケアマネジャー等の支援者とも連携を図ることで、必要なサービスや支給量の提供につなげている。引き続き、制度の周知や関係機関との連携を進め、利用者に必要なサービスの提供に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	介護保険と障害福祉サービスの利用希望者に対して、各制度の特徴や併用における留意点等、相談支援専門員やケアマネジャー等の支援者とも連携を図ることで、必要なサービスや支給量の提供につなげている。引き続き、制度の周知や関係機関との連携を進め、利用者に必要なサービスの提供に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	③ 障害福祉サービス等の充実						
事業名	⑥ 介護保険との連携						
担当課	長寿はつらつ課						
事業の目的	脳梗塞などの後遺症である高次脳機能障害は精神障害ですが、認知度が低く、身体面を重要視し、介護保険サービスは利用するものの障害の認識がない例もあることなどから、若年性認知症などについても介護保険サービスと障害福祉サービスとの総合的な支援において、ケースワーカー、相談支援専門員やケアマネジャーなどとの連携によるマネジメントを図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 地域包括支援センター職員やケアマネジャーの介護保険サービス及び福祉サービス両制度への理解を深める。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 事業所向けに介護保険サービス及び福祉サービスの集団指導等を実施し、両制度の周知を図る。 <H31・2019年度> 事業所向けに介護保険サービス及び福祉サービスの集団指導等を実施し、両制度の周知を図る。 <R2・2020年度> 事業所向けに介護保険サービス及び福祉サービスの集団指導等を実施し、両制度の周知を図る。 障害のある高齢者の方など、障害福祉課と連携した個別ケース対応。 <R3・2021年度> 事業所向けに介護保険サービス及び福祉サービスの集団指導等を実施し、両制度の周知を図る。 障害のある高齢者の方など、障害福祉課と連携した個別ケース対応。 <R4・2022年度> 事業所向けに介護保険サービス及び福祉サービスの集団指導等を実施し、両制度の周知を図る。 障害のある高齢者の方など、障害福祉課と連携した個別ケース対応。 <R5・2023年度> 事業所向けに介護保険サービス及び福祉サービスの集団指導等を実施し、両制度の周知を図る。 障害のある高齢者の方など、障害福祉課と連携した個別ケース対応。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
事業所向け集団指導等の開催 (回)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	1
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	集団指導を実施し、制度の周知を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	集団指導を実施し、制度の周知を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	集団指導を実施し、制度の周知を図った。 随時、障害福祉課と連携して個別ケース対応を行った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	集団指導を実施し、制度の周知を図った。 随時、障害福祉課と連携して個別ケース対応を行った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	集団指導を実施し、制度の周知を図った。 随時、障害福祉課と連携して個別ケース対応を行った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	集団指導を実施し、制度の周知を図った。 随時、障害福祉課と連携して個別ケース対応を行った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (1) 地域生活支援の充実

施策(中柱)	④ 住まいの支援						
事業名	① 障害のある人向けの住宅の整備の促進						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある人が共同して生活できる場や障害のある人が自立して生活できる場としての住宅の確保が求められています。住宅の改修に対する理解の促進を図り、障害のある人に配慮した構造や仕様への改修を促進するとともに、ユニバーサルデザインの考えの普及を図ります。また、住宅改修を促進するため、重度障害者住宅改善費補助や個人住宅リフォーム資金補助金等の経済的支援の活用を促進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 住まいの確保に対する支援を行うとともに、居宅の一部を障害に応じ使いやすく改善し、障害者の日常生活の利便と福祉の増進を図ること。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 住まいの確保に対する支援を行うとともに、住宅改善を行い、障害者の日常生活の利便と福祉の増進を図る。						
	<H31・2019年度> 住まいの確保に対する支援を行うとともに、住宅改善を行い、障害者の日常生活の利便と福祉の増進を図る。						
	<R2・2020年度> 住まいの確保に対する支援を行うとともに、住宅改善を行い、障害者の日常生活の利便と福祉の増進を図る。						
	<R3・2021年度> 住まいの確保に対する支援を行うとともに、住宅改善を行い、障害者の日常生活の利便と福祉の増進を図る。						
	<R4・2022年度> 住まいの確保に対する支援を行うとともに、住宅改善を行い、障害者の日常生活の利便と福祉の増進を図る。						
	<R5・2023年度> 住まいの確保に対する支援を行うとともに、住宅改善を行い、障害者の日常生活の利便と福祉の増進を図る。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
住宅改善費補助金申請件数 (件)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	0
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	D	H30年度は申請が無かったが、今後も住宅改善費補助金の周知を図ると共に、申請があれば対応していく。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
H31年度 (2019)	C	平成31年度の申請は無かったが、住宅改善に係る相談を受け、必要となる他課(生活相談課や生活支援課)のサービスにつなげることで、住まいの確保に対する支援を行うことができた。今後も本制度の周知を図り、他課と協同して対応していく。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R2年度 (2020)	C	令和2年度は、相談はあったが対象とならない「増築」であったため、申請まで至らなかった。今後も住宅改善費補助金の周知を図ると共に、申請があれば対応していく。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R3年度 (2021)	D	R3年度は申請が無かったが、今後も住宅改善費補助金の周知を図ると共に、申請があれば対応していく。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R4年度 (2022)	C	R4年度の住宅改善費補助金の申請はなかったが、日常生活用具としての住宅改修費給付事業や産業振興課が実施している個人住宅リフォーム資金補助金の申請を案内し、住まいの改善にかかる相談に対応した。また、住宅確保用配慮者に対する居住支援相談等の周知も図り、今後も他課と共同して対応していく。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R5年度 (2023)	C	R4年度の住宅改善費補助金の申請はなかったが、日常生活用具としての住宅改修費給付事業や産業振興課が実施している個人住宅リフォーム資金補助金の申請を案内し、住まいの改善にかかる相談に対応した。また、住宅確保用配慮者に対する居住支援相談等の周知も図り、今後も他課と共同して対応していく。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (2) 日中活動の場の充実

施策(中柱)	① 日中活動の場の充実						
事業名	① 施設から地域への移行の推進						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある人本人の意向を反映した地域生活への移行を支援するため、日中活動系サービスや地域生活支援事業などを活用します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 市が設置し、指定管理で朝霞市社会福祉協議会が運営を行う朝霞市総合福祉センター及び朝霞市障害者ふれあいセンターにおいて、日中活動系サービス(生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型)を実施し、地域での日中活動の場を提供する。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 指定管理により日中活動系サービスを実施する。(2施設・定員140人) <H31・2019年度> 指定管理により日中活動系サービスを実施する。(2施設・定員140人) <R2・2020年度> 指定管理により日中活動系サービスを実施する。(2施設・定員140人) <R3・2021年度> 指定管理により日中活動系サービスを実施する。(2施設・定員140人) <R4・2022年度> 指定管理により日中活動系サービスを実施する。(2施設・定員140人) <R5・2023年度> 指定管理により日中活動系サービスを実施する。(2施設・定員140人)						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
指定管理における日中活動系サービスの利用者数(年度末実人数)	目標・計画	127	134	138	139	140	140
	実績	116	128	114	110	103	107
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	D	利用者数は目標に達しなかったが、引き続き、指定管理による地域での日中活動の場の提供を実施する。現在の指定管理期間が令和3年度で終了するため、次期に向け、ニーズも踏まえたサービス内容や定員の見直しを行う必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	D	利用者数は目標に達しなかったが、引き続き、指定管理による地域での日中活動の場の提供を実施する。現在の指定管理期間が令和3年度で終了するため、次期に向け、ニーズも踏まえたサービス内容や定員の見直しを行う必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	D	利用者数は目標に達しなかったが、引き続き、指定管理による地域での日中活動の場の提供を実施する。現在の指定管理期間が令和3年度で終了するため、次期に向け、ニーズも踏まえたサービス内容や定員の見直しを行う必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	D	利用者数は目標に達しなかったが、引き続き、指定管理による地域での日中活動の場の提供を実施する。現在の指定管理期間が令和3年度で終了し、次期指定については、新たな事業計画に基づき、ニーズを踏まえたサービス提供を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	D	利用者数は目標に達しなかったが、引き続き、指定管理による地域での日中活動の場の提供を実施する。令和4年度から新しい指定管理期間が開始し、事業計画に基づき、ニーズを踏まえたサービス提供を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	D	利用者数は目標に達しなかったが、引き続き、指定管理による地域での日中活動の場の提供を実施する。利用者の募集にあたっては、市広報、社協HP、社協だよりなど様々な媒体により今後も周知に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (2) 日中活動の場の充実

施策(中柱)	① 日中活動の場の充実						
事業名	② 地域活動支援センター等への運営支援						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある人の社会参加を促進するため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、就業機会の拡大に努める地域活動支援センターなどの運営を支援します。						
事業目標	＜H30・2018年度～＞各施設における運営の充実をはかるとともに、施設の有効利用を促進する。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	＜H30・2018年度＞市内の地域活動支援センター(デイケア型2施設、精神小規模型1施設)に対し、運営に係る経費を補助し、団体が行う障害者の社会参加促進事業を支援する。						
	＜H31・2019年度＞市内の地域活動支援センター(デイケア型2施設、精神小規模型1施設)に対し、運営に係る経費を補助し、団体が行う障害者の社会参加促進事業を支援する。						
	＜R2・2020年度＞市内の地域活動支援センター(デイケア型2施設、精神小規模型1施設)に対し、運営に係る経費を補助し、団体が行う障害者の社会参加促進事業を支援する。						
	＜R3・2021年度＞市内の地域活動支援センター(デイケア型2施設、精神小規模型1施設)に対し、運営に係る経費を補助し、団体が行う障害者の社会参加促進事業を支援する。						
	＜R4・2022年度＞市内の地域活動支援センター(デイケア型2施設、精神小規模型1施設)に対し、運営に係る経費を補助し、団体が行う障害者の社会参加促進事業を支援する。						
	＜R5・2023年度＞市内の地域活動支援センター(デイケア型2施設、精神小規模型1施設)に対し、運営に係る経費を補助し、団体が行う障害者の社会参加促進事業を支援する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
補助金交付対象事業所数 (ヶ所)	目標・計画	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	3	3	3
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	対象事業所3ヶ所に所要額に見合う補助金交付を行う。年間の補助金限度額の見直しの検討が今後の課題である。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	A	対象事業所3ヶ所に所要額に見合う補助金の交付を行う。年間の補助金限度額の見直しを行い、平成31年度(令和元年度)中に要綱を改正し、令和2年度から補助限度額を増額し、制度の充実を図った。					(○) 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	A	対象事業所3ヶ所に所要額に見合う補助金の交付を行う。障害者週間においては、地域活動支援センター3施設の活動内容をパネルで紹介し、市民への理解促進、情報提供も実施した。また、コロナウイルス感染症対策として衛生用品等の支給などの活動支援も実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	A	対象事業所3ヶ所に所要額に見合う補助金の交付を行う。また、コロナウイルス感染症対策として衛生用品等の購入のための感染症対策支援金や生産活動支援補助金、従事者処遇改善補助金などの活動支援も実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	対象事業所3ヶ所に所要額に見合う補助金の交付を行う。また、コロナウイルス感染症対策として衛生用品等の購入のための感染症対策支援金や従事者処遇改善補助金、光熱費等高騰対策支援金などの活動支援も実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	対象事業所3ヶ所に所要額に見合う運営費補助金の交付を行う。また、従事者処遇改善補助金、光熱費等高騰対策支援金など、昨今の状況に応じた活動支援も実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (3) コミュニケーション支援

施策(中柱)	① コミュニケーション手段の充実						
事業名	① 手話通訳者の養成・派遣						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援する人材育成のため手話講習会を開催するとともに、手話通訳者派遣制度の充実 に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 手話通訳者数の増員を目的とし、手話講習会を実施する。 手話通訳者の派遣の委託(平成21年2月から朝霞市社会福祉協議会へ委託) * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 手話講習会(入門・基礎40回、養成後半38回、カルチャー講座4回)。手話通訳者の派遣。 * いずれも社会福祉協議会へ委託 <H31・2019年度> 手話講習会(入門・基礎40回、養成前半21回、カルチャー講座4回)。手話通訳者の派遣。 * いずれも社会福祉協議会へ委託 <R2・2020年度> 手話講習会(入門・基礎、養成後半)。手話通訳者の派遣。手話体験講座の実施。 * いずれも社会福祉協議会へ委託 <R3・2021年度> 手話講習会(入門20回、養成前半・後半(日中)58回、養成後半(夜間)20回)。手話通訳者の派遣。手話体験講座の実施。 * いずれも社会福祉協議会へ委託 <R4・2022年度> 手話講習会((日中)入門20回、基礎20回、(夜間)基礎20回、中級20回)。手話通訳者の派遣。手話体験講座の実施。 * いずれも社会福祉協議会へ委託 <R5・2023年度> 手話講習会((日中)中級20回、養成前半22回、(夜間)養成前半・後半58回)。手話通訳者の派遣。手話体験講座の実施。 * いずれも社会福祉協議会へ委託						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
登録手話通訳者数(人)	目標・計画	12	13	14	14	14	15
	実績	11	11	10	11	10	9
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	養成講習会を修了したが、手話通訳登録者の合格者はいなかった。引続き、日中と夜間の講習会を平行して実施し、通訳者の養成に寄与する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	手話通訳者の養成講習会を実施したが、手話通訳登録者の合格者はいなかった。新型コロナウイルスの影響で一部の参加者を任意とした。日中と夜間の講習会を平行して実施し、手話通訳者の養成に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	手話通訳者の養成講習会を実施したが、手話通訳登録者の合格者はいなかった。新型コロナウイルスの影響で一部を延期とした。日中と夜間の講習会を平行して実施し、手話通訳者の養成に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	手話通訳者の養成講習会を実施し、手話通訳登録者の合格者1名出ました。新型コロナウイルスの影響で、一部オンラインで実施した。日中と夜間の講習会を並行して実施し、手話通訳者の養成に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	新型コロナウイルスの影響で募集人数を15名から8名とした。日中と夜間の講習会を平行して実施し、手話通訳者の養成に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	募集人数を元に戻し、日中と夜間の講習会を平行して実施し、手話通訳者の養成に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (3) コミュニケーション支援

施策(中柱)	① コミュニケーション手段の充実						
事業名	① 手話通訳者の養成・派遣						
担当課	障害福祉課(委託・社会福祉協議会(総務課))						
事業の目的	聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援する人材育成のため手話講習会を開催するとともに、手話通訳者派遣制度の充実に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 手話学習者等の拡大に努める。登録手話通訳者の育成に努める。手話の周知に努める。聴覚障害者の理解の促進。						
	* 変更の際に記載 R2(2020)年度評価分から担当課を社協総務課から障害福祉課に変更。						
事業内容	<H30・2018年度> ・手話講習会【昼】(養成後半)(フォローアップ)、【夜】(入門)(基礎)の実施 ・小学生まで対象年齢を広げた「手話体験講座」の実施。派遣事務所主催講演会の実施。登録手話通訳者試験の実施。						
	<H31・2019年度> ・手話講習会【昼】(入門)(基礎)、【夜】(中級)(養成前半)の実施 ・手話体験講座、派遣事務所主催講演会の実施						
	<R2・2020年度> 手話講習会(入門・基礎、養成後半)。手話通訳者の派遣。 手話体験講座、派遣事務所主催講演会の実施						
	<R3・2021年度>						
	<R4・2022年度>						
	<R5・2023年度>						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
登録手話通訳者数(人)	目標・計画	12	13	14	14	14	15
	実績	11	11	10			
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	講習会を予定通り実施。手話体験会や派遣事務所主催講演会では、小学生を含む多くの方に参加いただき、手話の周知を行うことが出来た。 【課題】登録手話通訳者試験を実施するも合格者が出なかったため、講習会の内容等を講師と協議していく。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	講習会を予定通り実施。2回目となる手話体験では新たな参加者も多かった。派遣事務所主催講演会も含め幅広い年齢層の方に参加いただき、手話の周知を行うことができた。 【課題】登録手話通訳者試験の募集を行ったが申込が無く実施しなかった。一度不合格となった人にも再度挑戦してもらえるよう働きかけが必要。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	手話通訳者の養成講習会を実施したが、手話通訳登録者の合格者はいなかった。新型コロナウイルスの影響で一部を延期とした。日中と夜間の講習会を平行して実施し、手話通訳者の養成に努める。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)		※障害福祉課委託事業・内容がシート2841と同様であるため令和3年度から統合。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (3) コミュニケーション支援

施策(中柱)	① コミュニケーション手段の充実						
事業名	② 点訳・音声訳・朗読奉仕員の活用						
担当課	図書館						
事業の目的	点訳・音声訳・朗読奉仕員を必要に応じて活用し、障害のある人に対して適切な情報提供に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> ボランティアとの連携により、点字資料や録音資料等の充実を図ると共に、必要に応じて対面朗読や宅配サービスなどのきめ細やかなサービスに努める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 利用者の申出を受け、図書館又は館長が適当と認めた場所において、利用者の希望する資料を朗読者が朗読する。 録音資料(広報あさか、社協あさか、コンパス、声のあさか図書館だよりなど)を登録されている方に郵送している。						
	<H31・2019年度> 録音資料(広報あさか、社協あさか、コンパス、声のあさか図書館だよりなど)を登録されている方に郵送している。						
	<R2・2020年度> 録音資料(広報あさか、社協あさか、コンパスなど)を登録されている方に郵送している。						
	<R3・2021年度> 録音資料(広報あさか、社協あさか、コンパスなど)を登録されている方に郵送している。						
	<R4・2022年度> 録音資料(広報あさか、社協あさか、コンパスなど)を登録している方に郵送した。また、電子図書館の資料に画面の拡大や読み上げ機能のあるコンテンツの充実を図った。						
	<R5・2023年度> 録音資料(広報あさか、社協あさか、コンパスなど)を登録している方に郵送した。また、電子図書館の資料に画面の拡大や読み上げ機能のあるコンテンツの充実を図った。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害者サービス利用者数(人)	目標・計画	8	8	9	9	10	10
	実績	8	6	8	6	6	5
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	利用登録している障がいのある人には、適切な情報提供ができたと考える。引き続き、広報やホームページを通じ利用者拡大に努める必要がある。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
H31年度 (2019)	C	利用登録している障がいのある人には、適切な情報提供ができたと考える。引き続き、広報やホームページを通じ利用者拡大に努める必要がある。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R2年度 (2020)	D	実績は目標・計画の指標に及ばなかったが、利用登録している障がいのある人には、適切な情報提供ができたと考える。引き続き、広報やホームページを通じ利用者拡大に努める必要がある。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R3年度 (2021)	D	実績は目標・計画の指標に及ばなかったが、利用登録をしている障がいのある人には、適切な情報提供ができたと考える。引き続き、広報やホームページを通じ利用者拡大に努める必要がある。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R4年度 (2022)	C	利用登録をしている方に適切な情報提供を行った。引き続き、広報紙やホームページ等を通じて、利用拡大に努める必要がある。また、令和4年3月に導入した電子図書館には、画面の拡大や音声読み上げ機能を備えたコンテンツもあるので、周知していく。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R5年度 (2023)	C	利用登録をしている方に適切な情報提供を行った。引き続き、広報紙やホームページ等を通じて、利用拡大に努める必要がある。また、画面拡大や音声読み上げ機能を備えた電子図書コンテンツを充実・周知していく。					☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (3) コミュニケーション支援

施策(中柱)	① コミュニケーション手段の充実						
事業名	② 点訳・音声訳・朗読奉仕員の活用						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	点訳・音声訳・朗読奉仕員を必要に応じて活用し、障害のある人に対して適切な情報提供に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 点訳、音声訳が必要とされている方への情報提供を図ります。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 社協あさかの音声訳CDの作成。その他必要に応じてボランティアと調整を図る。						
	<H31・2019年度> 社協あさかの音声訳CDの作成。その他必要に応じてボランティアと調整を図る。						
	<R2・2020年度> 社協あさかの音声訳CDの作成。その他必要に応じてボランティアと調整を図る。						
	<R3・2021年度> 社協あさかの音声訳CDの作成。その他必要に応じてボランティアと調整を図る。						
	<R4・2022年度> 社協あさかの音声訳CDの作成。その他必要に応じてボランティアと調整を図る。						
	<R5・2023年度> 社協あさかの音声訳CDの作成。その他必要に応じてボランティアと調整を図る。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
社協あさかの音訳CDの作成数 (件)	目標・計画	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	3	4	4	4
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	音訳ボランティアの協力により、視覚に障害がある方へ音声で社協あさかや市内の情報を伝えることができた。音訳する資機材が経年劣化により、音訳に支障が出始めている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	音訳ボランティアの協力により、視覚に障害がある方へ音声で社協あさかや市内の情報を伝えることができた。音訳する資機材が経年劣化により、音訳に支障が出始めている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	新型コロナウイルス感染症の影響の中であっても、音訳ボランティアの協力により、視覚に障害がある方へ音声で社協あさかや市内の情報を伝えることができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	感染症予防対策として録音室に空気清浄機を導入することで、コロナ禍であっても、音訳ボランティアの協力を得て、視覚に障害がある方へ音声で社協あさかや市内の情報を伝えることができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	昨年度に引き続き、録音室に空気清浄機を設置し感染症予防対策を講じることで、コロナ禍であっても、音訳ボランティアの協力を得て、視覚に障害がある方へ音声で社協あさかの情報等を伝えることができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	音訳ボランティアの協力により、視覚に障害がある方へ音声で社協あさかの情報を伝えることができた。録音室(はあとびあ)の空調故障により、活動場所を変更するなど音訳活動に支障をきたすことがあった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (3) コミュニケーション支援

施策(中柱)	① コミュニケーション手段の充実						
事業名	③ 要約筆記者の養成						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	必用に応じて要約筆記に関する講習会を開催し、要約筆記者の養成を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 県主催の講習会の周知や、講演会等で手話通訳者と同様に要約筆記を設置し、その必要性をPRする。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ホームページに要約筆記について掲載。 ※社会福祉協議会に委託。 <H31・2019年度> ホームページに要約筆記について掲載。障害福祉課窓口にポスター掲示。 ※社会福祉協議会に委託。 <R2・2020年度> ホームページに要約筆記について掲載。障害福祉課窓口にポスター掲示。 ※社会福祉協議会に委託。 <R3・2021年度> ホームページに要約筆記について掲載。障害福祉課窓口にポスター掲示。 ※社会福祉協議会に委託。 <R4・2022年度> ホームページに要約筆記について掲載。障害福祉課窓口にポスター掲示。 ※社会福祉協議会に委託。 <R5・2023年度> ホームページに要約筆記について掲載。障害福祉課窓口にポスター掲示。 ※社会福祉協議会に委託。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
要約筆記講習会受講者数(人)	目標・計画	3	4	5	5	5	5
	実績	0	0	0	0	0	1
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	D	県主催の要約筆記講習会受講者への助成を行っているが、参加者がいなかった。要約筆記の必要性を周知する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	D	県主催の要約筆記講習会の受講者への交通費助成を行っているが、参加者がいなかった。社会福祉協議会と協力し、要約筆記の必要性を周知する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	D	県主催の要約筆記講習会の受講者への交通費助成を行っているが、参加者がいなかった。社会福祉協議会と協力し、要約筆記の必要性を周知する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	D	県主催の要約筆記講習会の受講者への交通費助成を行っているが、参加者がいなかった。社会福祉協議会と協力し、要約筆記の必要性を周知する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	D	県主催の要約筆記講習会の受講者への交通費助成を行っているが、参加者がいなかった。社会福祉協議会と協力し、要約筆記の必要性を周知する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	県主催の要約筆記講習会の受講者への交通費助成を行った。社会福祉協議会と協力し、要約筆記の必要性を周知する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (3) コミュニケーション支援

施策(中柱)	① コミュニケーション手段の充実						
事業名	③ 要約筆記者の養成						
担当課	障害福祉課(委託・社会福祉協議会(総務課))						
事業の目的	必用に応じて要約筆記に関する講習会を開催し、要約筆記者の養成を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> ホームページや広報紙において、要約筆記者の派遣について周知・啓発を行う。 要約筆記体験会の検討。 県のと約筆記者養成講習会の受講に際し、交通費の助成を行うPR。 * 変更の際に記載 R2(2020)年度評価分から担当課を社協総務課から障害福祉課に変更。						
事業内容	<H30・2018年度> ホームページにて要約筆記の派遣についてPRを行った。 要約筆記体験会を実施。県主催の講習会受講に際し交通費助成のPRを広報紙で行った。 <H31・2019年度> ホームページにて要約筆記派遣についてPRを行った。 要約筆記体験会を実施。県主催の講習会受講に際し交通費助成のPRを広報紙で行った。 <R2・2020年度> ホームページや広報で要約筆記派遣や県主催の講習会受講に際し交通費助成のPRを行った。 <R3・2021年度> <R4・2022年度> <R5・2023年度>						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
県主催の要約筆記講習会受講者への助成人数(人)	目標・計画	3	4	5	5	5	5
	実績	0	0	0			
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	D	広報紙やSNSを活用し、派遣や県主催講習会への交通費助成のPRを行った。また、県の講習会につなげるため、要約筆記体験会を2回実施した。 【課題】県主催講習会参加者がいなかったため、必要性や助成などをさらに周知していく必要がある。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	D	広報紙やSNSを活用し、派遣や県主催講習会への交通費助成のPRを行った。また、県の講習会につなげるため、要約筆記体験会を1回実施した。 【課題】県主催講習会参加者がいなかった。また体験会は当初2回実施予定で募集をしたが、申込者が少なく1回になった。必要性・助成のさらなる周知が必要。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	D	県主催の要約筆記講習会の受講者への交通費助成を行っているが、参加者がいなかった。要約筆記の必要性を周知する。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)		※障害福祉課委託事業・内容がシート29-11と同様であるため令和3年度から統合。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (3) コミュニケーション支援

施策(中柱)	① コミュニケーション手段の充実						
事業名	④ 円滑なコミュニケーションのための研修の実施						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	市の職員研修の中に手話講習などを盛り込み、円滑なコミュニケーションを築けるよう職員の意識啓発を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 市職員として、朝霞市日本手話言語条例の理解と周知を図る。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 1月25,28日の2日間で6回「朝霞市日本手話言語条例」に係る職員研修を実施。688名が受講(公社・社会福祉協議会を含む)した。 <H31・2019年度> 1月30,31日の2日間で6回「朝霞市日本手話言語条例」に係る職員研修を実施。669名が受講(公社・社会福祉協議会を含む)した。 <R2・2020年度> 11月12,13日の2日間で6回「朝霞市日本手話言語条例」に係る職員研修を実施。137名が受講(公社・社会福祉協議会を含む)した。 <R3・2021年度> 11月9,10日の2日間で6回「朝霞市日本手話言語条例」に係る職員研修を実施。388名が受講(公社・社会福祉協議会を含む)した。 <R4・2022年度> 11月9,10日の2日間で6回「朝霞市日本手話言語条例」に係る職員研修を実施。359名が受講(公社・社会福祉協議会を含む)した。 <R5・2023年度> 10月24,25日の2日間で3回「朝霞市日本手話言語条例」に係る職員研修を実施。251名が受講(公社・社会福祉協議会を含む)した。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
職員研修における手話講習回数(回)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	1
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	前年度と時期を変更し、手話実技の職員参加型の研修とし実施した。昨年度の参加者数384人を大幅に上回る参加があり、今後も研修の時期や時間を検討し、多くの職員が受講できるように努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	A	前年度と同時期に開催、手話実技の職員参加型の研修として実施した。前年度とほぼ同等の参加者数で、職員の大多数が参加し、手話に対する理解が深まっている。今後も研修の時期や時間を検討し、多くの職員が受講できるように努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	A	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、過去に本研修に参加していない人を対象として研修を実施した。受講経験がない職員に対する手話に対する理解が深まった。今後も研修の時期や時間を検討し、多くの職員が受講できるように努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	A	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、過去に本研修に参加していない人を対象として研修を実施した。受講経験がない職員に対する手話に対する理解が深まった。今後も研修の時期や時間を検討し、多くの職員が受講できるように努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、過去に本研修に参加していない人を対象として研修を実施した。受講経験がない職員に対する手話に対する理解が深まった。今後も研修の時期や時間を検討し、多くの職員が受講できるように努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	例年と同様全職員を対象としたが、指定管理施設職員には積極的に参加するよう促し研修を実施した。ろう者の方を講師として開催し、職員に対する手話に対する理解が深まった。今後も研修内容等検討し、開催するよう努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (3) コミュニケーション支援

施策(中柱)	① コミュニケーション手段の充実						
事業名	④ 円滑なコミュニケーションのための研修の実施						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	市の職員研修の中に手話講習などを盛り込み、円滑なコミュニケーションを築けるよう職員の意識啓発を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 車椅子体験やアイマスク体験を通じて障害者の理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を高めます。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 車椅子・アイマスク体験の実施。 <H31・2019年度> 車椅子・アイマスク体験の実施。 <R2・2020年度> 車いす・アイマスク体験の実施。 <R3・2021年度> 車いす・アイマスク体験の実施。 <R4・2022年度> 車いす・アイマスク体験の実施。 <R5・2023年度> 車いす・アイマスク体験の実施。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
車椅子体験・アイマスク体験の 実施(回)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	0	1	1	1
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	参加者22人。車椅子やアイマスク体験を通じて当事者の気持ちや市役所で気をつけるポイント等について理解を深めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	参加者43人。車椅子やアイマスク体験を通じて当事者の気持ちや市役所内外で気をつけるポイント等について理解を深めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	E	新型コロナウイルス感染症の影響により、職員研修の依頼がありませんでした。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	参加者13人。車椅子やアイマスク体験を通じて当事者の気持ちや市役所内外で気をつけるポイント等について理解を深めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	参加者35人。市の職員研修にて、社協職員が講師となり、車椅子やアイマスク体験を行い当事者の気持ちに寄り添うことや市役所内外で配慮すべきポイント等について理解を深めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	参加者33人。市の職員研修にて、社協職員が講師となり、ボランティアの協力を得て、車椅子やアイマスク体験を通じ、当事者の気持ちに寄り添うこと、市役所内外で配慮すべきポイント等について理解を深めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (3) コミュニケーション支援

施策(中柱)		① コミュニケーション手段の充実					
事業名		⑤ 障害のある児童への支援					
担当課		健康づくり課					
事業の目的		障害のある児童が障害のない児童や周囲の人々との円滑なコミュニケーションを図れるように支援を行います。また、障害のある児童とその保護者のコミュニケーションの充実に向けて、必要な支援に努めます。					
事業目標		<H30・2018年度～> 発達障害の早期発見・早期支援とライフステージに応じ、地域で途切れなく支援をしていく。 * 変更の際に記載					
事業内容		<H30・2018年度> ①相談業務(巡回相談)・・・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発育発達相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会					
		<H31・2019年度> ①相談業務(巡回相談)・・・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発育発達相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会					
		<R2・2020年度> ①相談業務(巡回相談)・・・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発育発達相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会					
		<R3・2021年度> ①相談業務(巡回相談)・・・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発育発達相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会					
		<R4・2022年度> ①相談業務(巡回相談)・・・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発育発達相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会					
		<R5・2023年度> ①相談業務(巡回相談)・・・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発育発達相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会					
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
巡回相談実施回数(回) (小・中学校)	目標・計画	30	30	30	30	30	30
	実績	15	15	9	13	11	13
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	小中学校への巡回相談や専門スタッフによる個別相談を通して、障害のある児童とその保護者へのアドバイス等をするともに、関係機関との連携を図ることで、周囲の人々と円滑なコミュニケーションを図れるよう調整を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	小中学校への巡回相談や専門スタッフによる個別相談を通して、障害のある児童とその保護者へのアドバイス等をするともに、関係機関との連携を図ることで、周囲の人々と円滑なコミュニケーションを図れるよう調整を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	コロナ禍で回数は減少したが、小中学校への巡回相談や専門スタッフによる個別相談を通して、障害のある児童とその保護者へのアドバイス等をするともに、関係機関との連携を図ることで、周囲の人々と円滑なコミュニケーションを図れるよう調整を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	小中学校への巡回相談や専門スタッフによる個別相談を通して、障害のある児童とその保護者へのアドバイス等をするともに、関係機関との連携を図ることで、周囲の人々と円滑なコミュニケーションを図れるよう調整を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	小中学校への巡回相談や専門スタッフによる個別相談を通して、障害のある児童とその保護者へのアドバイス等をするともに、関係機関との連携を図ることで、周囲の人々と円滑なコミュニケーションを図れるよう調整を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	小中学校への巡回相談や専門スタッフによる個別相談を通して、障害のある児童とその保護者へのアドバイス等をするともに、関係機関との連携を図ることで、周囲の人々と円滑なコミュニケーションを図れるよう調整を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (3) コミュニケーション支援

施策(中柱)	① コミュニケーション手段の充実						
事業名	⑤ 障害のある児童への支援						
担当課	教育指導課						
事業の目的	障害のある児童が障害のない児童や周囲の人々との円滑なコミュニケーションを図れるように支援を行います。また、障害のある児童とその保護者のコミュニケーションの充実に向けて、必要な支援に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 交流及び共同学習を推進する。 支援籍学習を推進する。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 教科学習、運動会、校外学習等、児童生徒の障害の程度に応じて、交流及び共同学習を実施する。 知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校、聾特別支援学校との支援籍学習の実施する。						
	<H31・2019年度> 教科学習、運動会、校外学習等、児童生徒の障害の程度に応じて、交流及び共同学習を実施する。 知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校、聾特別支援学校との支援籍学習の実施する。						
	<R2・2020年度> 教科学習、運動会、校外学習等、児童生徒の障害の程度に応じて、交流及び共同学習を実施する。 知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校、支援籍学習の実施する。						
	<R3・2021年度> 教科学習、運動会、校外学習等、児童生徒の障害の程度に応じて、交流及び共同学習を実施する。 知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校、ろう特別支援学校との支援籍学習の実施する。						
	<R4・2022年度> 教科学習、運動会、校外学習等、児童生徒の障害の程度に応じて、交流及び共同学習を実施する。 知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校、ろう特別支援学校との支援籍学習の実施する。						
	<R5・2023年度> 教科学習、運動会、校外学習等、児童生徒の障害の程度に応じて、交流及び共同学習を実施する。 知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校、ろう特別支援学校との支援籍学習の実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
特別支援学校から朝霞市立小・中学校への支援籍学習の実施(%)	目標・計画	100	100	100	100	100	100
	実績	100	100	100%	100%	100%	100%
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	交流学習や給食など、通常学級と特別支援学級の児童生徒が交流活動を行った。特別支援学級作品展や発表会を行い、他校の児童生徒との交流の機会を持った。県立特別支援学校との連携を図り、支援籍学習を実施した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	交流学習や給食など、通常学級と特別支援学級の児童生徒が交流活動を行った。特別支援学級作品展や発表会を行い、他校の児童生徒との交流の機会を持った。県立特別支援学校との連携を図り、支援籍学習を実施した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	障害の程度に応じて、各学校において、手紙や絵のやり取り、オンラインでの交流及び共同学習を県立特別支援学校との連携を図り実施した。特別支援学級作品展を行い、他校の児童生徒との交流の機会を持った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	新型コロナウイルスの影響もあり、訪問による支援籍学習は実施できない場合があった。各校工夫を凝らし、手紙や絵のやり取り、オンラインでの交流及び共同学習を県立特別支援学校との連携を図り実施した。特別支援学級作品展を行い、他校の児童生徒との交流の機会を持った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	新型コロナウイルスの影響もあり、訪問による支援籍学習は実施できない場合があった。各校工夫を凝らし、手紙や絵のやり取り、オンラインでの交流及び共同学習を県立特別支援学校との連携を図り実施した。特別支援学級作品展を行い、他校の児童生徒との交流の機会を持った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	通常の学級における特別な支援を要する児童生徒の支援員により、交流学習等の際に、適切なサポートをすることができた。各校工夫を凝らし、手紙や絵のやり取り、オンラインでの交流及び共同学習を県立特別支援学校との連携を図り実施した。特別支援学級作品展を行い、他校の児童生徒との交流の機会を持った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (3) コミュニケーション支援

施策(中柱)	① コミュニケーション手段の充実						
事業名	⑤ 障害のある児童への支援						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある児童が障害のない児童や周囲の人々との円滑なコミュニケーションを図れるように支援を行います。 また、障害のある児童とその保護者のコミュニケーションの充実に向けて、必要な支援に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 関係団体や、児童発達支援センター・放課後等デイサービスが行う事業を活用しながら、支援の充実を図る。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 関係団体が実施する講演会や研修、放課後等デイサービスが行う事業の周知を行う。						
	<H31・2019年度> 関係団体が実施する講演会や研修、放課後等デイサービスが行う事業の周知を行う。						
	<R2・2020年度> 関係団体が実施する講演会や研修、放課後等デイサービスが行う事業の周知を行う。						
	<R3・2021年度> 関係団体が実施する講演会や研修、放課後等デイサービスが行う事業の周知を行う。						
	<R4・2022年度> 関係団体が実施する講演会や研修、放課後等デイサービスが行う事業の周知を行う。						
	<R5・2023年度> 関係団体が実施する講演会や研修、放課後等デイサービスが行う事業の周知を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
関係団体主催事業の年間周知 回数(回)	目標・計画	10	10	10	10	10	10
	実績	10	10	10	10	10	10
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	関係団体からの要請を受け、市HP掲載、課内チラシ設置、関係機関への周知をほぼ毎月実施している。引き続き周知の方法もあわせ検討を続ける。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	関係団体からの要請を受け、市ホームページに掲載、課にチラシ設置、関係機関への周知をほぼ毎月実施している。引き続き、周知の方法も合わせ、検討を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	関係団体からの要請を受け、市HPに掲載、課内チラシ設置、市内事業所一覧の作成、関係機関への周知をほぼ毎月実施している。引き続き周知の方法もあわせ検討を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	関係団体からの要請を受け、市HPに掲載、課内チラシ設置、市内事業所一覧の作成、関係機関への周知をほぼ毎月実施している。引き続き周知の方法もあわせ検討を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	関係団体からの要請を受け、市HPに掲載、課内チラシ設置、市内事業所一覧の作成、関係機関への周知をほぼ毎月実施している。引き続き周知の方法もあわせ検討を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	関係団体からの要請を受け、市HPに掲載、課内チラシ設置、市内事業所一覧の作成、関係機関への周知をほぼ毎月実施している。引き続き周知の方法もあわせ検討を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (4) 社会参加の支援

施策(中柱)	① 外出の支援						
事業名	① 福祉有償運送等の移動支援の利用促進						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害等により交通機関の利用が困難な方を対象に、福祉有償運送、生活サポート事業、移動支援等を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 市内では、朝霞市社会福祉協議会他、計3事業所が福祉有償運送サービスを実施(このうち3事業所とも生活サポートを実施)している。これらの事業についての情報提供を行うとともに、サービスの有効活用により利用者の便宜を図る。						
	* 変更の際に記載 市内では、計3事業所が福祉有償運送サービスを実施(このうち3事業所とも生活サポートを実施)している。これらの事業についての情報提供を行うとともに、サービスの有効活用により利用者の便宜を図る。						
事業内容	<H30・2018年度> 市内登録事業所4ヶ所のうち、1事業所が事業期間の更新申請を本会議で行い、承認を受けた。						
	<H31・2019年度> 市内登録事業所4ヶ所のうち、1事業所が業務を終了した。						
	<R2・2020年度> 市内登録事業所3ヶ所が福祉有償運送サービスを実施。						
	<R3・2021年度> 市内登録事業所3ヶ所が福祉有償運送サービスを実施。						
	<R4・2022年度> 市内登録事業所3ヶ所が福祉有償運送サービスを実施。						
	<R5・2023年度> 市内登録事業所2ヶ所が福祉有償運送サービスを実施。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
福祉有償運送の本会議開催 (出席)回数(回)	目標・計画	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	3	3	3
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	登録4事業所のうち、1事業所の3年に1度の更新申請を本会議において審議する。 今後も定期的に登録事業の更新を行い、新規の事業所のサポートを行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	登録4事業所のうち、社会福祉協議会が事業を終了した。残りの3事業所につき、定期的に登録事業の更新を行い、また、新規の事業所のサポートを行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	市内3事業所において、定期的に登録事業の更新を行い継続して福祉有償運送サービスを実施する。また、新規の事業所のサポートを行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	市内3事業所において、定期的に登録事業の更新を行い継続して福祉有償運送サービスを実施する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	市内3事業所において、定期的に登録事業の更新を行い継続して福祉有償運送サービスを実施する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	市内2事業所において、定期的に登録事業の更新を行い継続して福祉有償運送サービスを実施する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (4) 社会参加の支援

施策(中柱)	① 外出の支援						
事業名	① 福祉有償運送等の移動支援の利用促進						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	障害等により交通機関の利用が困難な方を対象に、福祉有償運送、生活サポート事業、移動支援等を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 車椅子利用者等、身体的理由により他の交通機関の利用が困難な方を対象に、地域住民の協力による有償の送迎サービスを行う。 * 変更の際に記載 H31(R1・2019)年度末にて事業終了						
事業内容	<H30・2018年度> 福祉有償運送事業の実施 <H31・2019年度> 福祉有償運送事業の実施 <R2・2020年度> <R3・2021年度> <R4・2022年度> <R5・2023年度>						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
福祉有償運送事業延べ回数 (回)	目標・計画	134	134	134	134	134	134
	実績	92	58				
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	D	社協ホームページ等のSNSや社協あさかに募集記事を掲載しているが、利用者の拡大には至らなかった。また、協力員であるドライバーも高齢になっていることから、どのように中年世代を取り込んでいくか課題である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	D	社協ホームページ等のSNSや社協あさかに募集記事を掲載しているが、利用者やドライバーの拡大には至らなかった。今年度にて事業終了となった。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 (○) 縮小	
R2年度 (2020)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (4) 社会参加の支援

施策(中柱)	① 外出の支援						
事業名	② リフト付き車両、福祉機器の貸し出し						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	通院や旅行、レクリエーションへの参加などのための移動手段として、リフト付き車両の貸し出しを行います。 また、車いすなどの福祉機器の貸し出しを行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 広報等により、事業の周知に努める。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 車いすが一時的に必要な場合、貸し出しを行う。(期間は原則2週間以内) <H31・2019年度> 車いすが一時的に必要な場合、貸し出しを行う。(期間は原則2週間以内) <R2・2020年度> 車いすが一時的に必要な場合、貸し出しを行う。(期間は原則2週間以内) <R3・2021年度> 車いすが一時的に必要な場合、貸し出しを行う。(期間は原則2週間以内) <R4・2022年度> 車いすが一時的に必要な場合、貸し出しを行う。(期間は原則2週間以内) <R5・2023年度> 車いすが一時的に必要な場合、貸し出しを行う。(期間は原則2週間以内)						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
車いすの貸し出し件数(件)	目標・計画	25	26	26	27	27	28
	実績	79	69	60	61	60	45
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	車いすの在庫に余裕がある時は、延長利用も認めており、外出の支援として必要に応じた利用ができています。今後も利用者に安心して使用してもらうため、老朽化(耐用年数切れを含む)及び破損した車両の廃棄を行うとともに、新しい車両を随時入れ替えていく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	車いすの在庫に余裕があるときは、延長利用も認めており、外出の支援として必要に応じた利用ができています。今後も利用者に安心して使用してもらうため、老朽化(耐用年数切れを含む)及び破損した車両の廃棄を行うとともに、企業からの寄付等も活用し、新しい車両と随時入れ替えていく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	車いすの在庫に余裕があるときは、延長利用も認めており、外出の支援として必要に応じた利用ができています。今後も利用者に安心して使用してもらうため、老朽化(耐用年数切れを含む)及び破損した車両の廃棄を行うとともに、企業からの寄付等も活用し、新しい車両と随時入れ替えていく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	車いすの在庫に余裕があるときは、延長利用も認めており、外出の支援として必要に応じた利用ができています。今後も利用者に安心して使用してもらうため、老朽化(耐用年数切れを含む)及び破損した車両の廃棄を行うとともに、企業からの寄付等も活用し、新しい車両と随時入れ替えていく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	車いすの在庫に余裕があるときは、延長利用も認めており、外出の支援として必要に応じた利用ができています。今後も利用者に安心して使用してもらうため、老朽化(耐用年数切れを含む)及び破損した車両の廃棄を行うとともに、企業からの寄付等も活用し、新しい車両と随時入れ替えていく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	車いすの在庫に余裕があるときは、延長利用も認めており、外出の支援として必要に応じた利用ができています。今後も利用者に安心して使用してもらうため、老朽化(耐用年数切れを含む)及び破損した車両の廃棄を行うとともに、企業からの寄付等も活用し、新しい車両と随時入れ替えていく必要がある。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (4) 社会参加の支援

施策(中柱)	① 外出の支援						
事業名	② リフト付き車両、福祉機器の貸し出し						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	通院や旅行、レクリエーションへの参加などのための移動手段として、リフト付き車両の貸し出しを行います。また、車いすなどの福祉機器の貸し出しを行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 支援が必要な方の移動手段・社会参加の支援として、リフト付き車両の貸し出しおよび車いすの貸し出しを行う。 * 変更の際に記載 H31(R1・2019)年度末にて事業終了						
事業内容	<H30・2018年度> 通院や余暇活動等への移動手段としてリフト付き車両の貸し出しおよび車いすの貸し出しを行う。 <H31・2019年度> 通院や余暇活動等への移動手段としてリフト付き車両の貸し出しおよび車いすの貸し出しを行う。 <R2・2020年度> <R3・2021年度> <R4・2022年度> <R5・2023年度>						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
①リフト付き福祉車両の貸し出し回数(件) ②車いすの貸し出し日数(日)	目標・計画	①15 ②1,162(62件)	①15 ②1,162(62件)	①15 ②1,162(62件)	①15 ②1,162(62件)	①15 ②1,162(62件)	①15 ②1,162(62件)
	実績	①26 ②1,388(48件)	①27 ②1,833(50件)				
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	怪我や疾病による理由で車いすの貸し出し日数が前年より226日増えた。今後も広報を通して啓発活動を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	怪我や疾病による理由で車いすの貸し出し日数が前年より226日増えた。今後も広報を通して啓発活動を行っていく。また、貸出車両の老朽化等の理由から、今年度を持ち、リフト付き車両の貸し出し事業終了となる。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (4) 社会参加の支援

施策(中柱)	① 外出の支援						
事業名	③ 外出に対する支援						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある人の移動・外出のため、自動車運転免許取得費の補助や自動車改造費の補助、自動車燃料費の補助、福祉タクシー利用料金の助成、バス・鉄道共通ICカード補助、駐輪場利用料金の減免、市内循環バス特別乗車証の交付など、経済的な支援を実施します。また、障害のある人などが利用しやすいノンステップバスの導入を促進します。						
事業目標	＜H30・2018年度～＞ 地域での自立生活を支える。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	＜H30・2018年度＞ 自動車運転免許取得費の補助や自動車改造費の補助、自動車燃料費の補助、福祉タクシー利用料金の助成、バス・鉄道共通ICカード補助、駐輪場利用料金の減免、市内循環バス特別乗車証の交付						
	＜H31・2019年度＞ 自動車運転免許取得費の補助や自動車改造費の補助、自動車燃料費の補助、福祉タクシー利用料金の助成、バス・鉄道共通ICカード補助、駐輪場利用料金の減免、市内循環バス特別乗車証の交付						
	＜R2・2020年度＞ 自動車運転免許取得費の補助や自動車改造費の補助、自動車燃料費の補助、福祉タクシー利用料金の助成、バス・鉄道共通ICカード補助、駐輪場利用料金の減免、市内循環バス特別乗車証の交付						
	＜R3・2021年度＞ 自動車運転免許取得費の補助や自動車改造費の補助、自動車燃料費の補助、福祉タクシー利用料金の助成、バス・鉄道共通ICカード補助、駐輪場利用料金の減免、市内循環バス特別乗車証の交付						
	＜R4・2022年度＞ 自動車運転免許取得費の補助や自動車改造費の補助、自動車燃料費の補助、福祉タクシー利用料金の助成、バス・鉄道共通ICカード補助、駐輪場利用料金の減免、市内循環バス特別乗車証の交付						
	＜R5・2024年度＞ 自動車運転免許取得費の補助や自動車改造費の補助、自動車燃料費の補助、福祉タクシー利用料金の助成、バス・鉄道共通ICカード補助、駐輪場利用料金の減免、市内循環バス特別乗車証の交付						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
自動車燃料費の補助、福祉タクシー利用料金の助成及びバス・鉄道共通ICカード補助の利用登録者数(人)	目標・計画	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760
	実績	2,875	2,911	2,969	3,023	3,085	2,928
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	平成30年度、福祉タクシー券交付者数638名・自動車燃料費助成利用登録者数 1,153名・バス・鉄道共通ICカード利用登録者数1,084名。利用者の需要を把握するとともに利用状況を踏まえ、より良い補助体制の充実に向けて引き続き調査・研究が必要。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	平成31年度は、福祉タクシー券交付者数579名・自動車燃料費助成利用登録者数1,170名・バス・鉄道共通ICカード利用登録者数1,162名。引き続き利用者の需要を把握するとともに、料金の改定等を踏まえ、適切な補助を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	令和2年度は、福祉タクシー券交付者数563名・自動車燃料費助成利用登録者数1,168名・バス・鉄道共通ICカード利用登録者数1,238名。引き続き利用者の需要を把握するとともに、利便性向上のために一部郵送申請も受け付けるなど、適切な補助を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	令和3年度は、福祉タクシー券交付者数466名・自動車燃料費助成利用登録者数1,189名・バス・鉄道共通ICカード利用登録者数1,368名。引き続き利用者の需要を把握するとともに、利便性向上のために一部郵送申請も受け付けるなど、適切な補助を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	令和4年度は、福祉タクシー券交付者数431名・自動車燃料費助成利用登録者数1,200名・バス・鉄道共通ICカード利用登録者数1,454名。引き続き利用者の需要を把握するとともに、利便性向上のために一部郵送申請も受け付けるなど、適切な補助を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	令和5年度は、福祉タクシー券交付者数383名・自動車燃料費助成利用登録者数1,135名・バス・鉄道共通ICカード利用登録者数1,410名。引き続き利用者の需要を把握するとともに、利便性向上のために一部郵送申請も受け付けるなど、適切な補助を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策（4）社会参加の支援

施策(中柱)	① 外出の支援						
事業名	③ 外出に対する支援						
担当課	まちづくり推進課						
事業の目的	障害のある人の移動・外出のため、自動車運転免許取得費の補助や自動車改造費の補助、自動車燃料費の補助、福祉タクシー利用料金の助成、バス・鉄道共通ICカード補助、駐輪場利用料金の減免、市内循環バス特別乗車証の交付など、経済的な支援を実施します。また、障害のある人などが利用しやすいノンステップバスの導入を促進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 障害者認定を受けている方に対し、朝霞市営自転車等駐車場の定期利用料金を減免する。また、特別乗車証を交付されている方に市内循環バスを無料で乗車していただくことにより、外出時の経済的支援に努める。バス事業者に対し、ノンステップバス導入の補助を行うことで、障害のある人などが利用しやすいノンステップバス導入促進に努める。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 障害者認定を受けている方に対し、朝霞市営自転車等駐車場の定期利用料金を減免する。特別乗車証を交付されている方に市内循環バスを無料で乗車していただく。バス事業者に対し、ノンステップバス導入の補助を行う。 <H31・2019年度> 障害者認定を受けている方に対し、朝霞市営自転車等駐車場の定期利用料金を減免する。特別乗車証を交付されている方に市内循環バスを無料で乗車していただく。バス事業者に対し、ノンステップバス導入の補助を行う。 <R2・2020年度> 障害者認定を受けている方に対し、朝霞市営自転車等駐車場の定期利用料金を減免する。特別乗車証を交付されている方に市内循環バスを無料で乗車していただく。バス事業者に対し、ノンステップバス導入の補助を行う。 <R3・2021年度> 障害者認定を受けている方に対し、朝霞市営自転車等駐車場の定期利用料金を減免する。特別乗車証を交付されている方に市内循環バスを無料で乗車していただく。バス事業者に対し、ノンステップバス導入の補助を行う。 <R4・2022年度> 障害者認定を受けている方に対し、朝霞市営自転車等駐車場の定期利用料金を減免する。特別乗車証を交付されている方に市内循環バスを無料で乗車していただく。バス事業者に対し、ノンステップバス導入の補助を行う。 <R5・2023年度> 障害者認定を受けている方に対し、朝霞市営自転車等駐車場の定期利用料金を減免する。特別乗車証を交付されている方に市内循環バスを無料で乗車していただく。バス事業者に対し、ノンステップバス導入の補助を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
自転車駐車場減免件数(件) ノンステップバス補助件数 (件)	目標・計画	210 3	210 3	215 3	215 3	220 3	220 3
	実績	212 3	211 2	214 0	225 0	224 0	231 0
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	・朝霞市営有料自転車等駐車場の定期利用の場合、障害者認定を受けている方については、利用料金を免除している。 ・特別乗車証を交付されている、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も含め、市内の障害のある方は無料で市内循環バスを利用できる様になっています。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	・朝霞市営有料自転車等駐車場の定期利用の場合、障害者認定を受けている方については、利用料金を免除している。 ・特別乗車証を交付されている、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も含め、市内の障害のある方は無料で市内循環バスを利用できる様になっています。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	・朝霞市営有料自転車等駐車場の定期利用の場合、障害者認定を受けている方については、利用料金を免除している。 ・特別乗車証を交付されている、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も含め、市内の障害のある方は無料で市内循環バスを利用できる様になっている。 ・ノンステップバスについては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者が導入を見送ったため、補助実績はありません。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	・朝霞市営有料自転車等駐車場の定期利用の場合、障害者認定を受けている方については、利用料金を免除している。 ・特別乗車証を交付されている、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も含め、市内の障害のある方は無料で市内循環バスを利用できる様になっている。 ・ノンステップバスについては、事業者による導入がなかったため、補助実績はありません。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	・朝霞市営有料自転車等駐車場の定期利用の場合、障害者認定を受けている方については、利用料金を免除している。 ・特別乗車証を交付されている、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も含め、市内の障害のある方は無料で市内循環バスを利用できる様になっている。 ・ノンステップバスについては、事業者による導入がなかったため、補助実績はありません。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	・朝霞市営有料自転車等駐車場の定期利用の場合、障害者認定を受けている方については、利用料金を免除している。 ・特別乗車証を交付されている、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も含め、市内の障害のある方は無料で市内循環バスを利用できる様になっている。 ・ノンステップバスについては、事業者による導入がなかったため、補助実績はありません。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (4) 社会参加の支援

施策(中柱)	② スポーツ、芸術・文化活動の充実						
事業名	① スポーツ活動の促進						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある人と家族がスポーツに親しみ、スポーツを通じた交流を図るため、障害者スポーツ大会などを開催します。また、県が主催する埼玉県障害者スポーツ大会などへの参加を促進し、支援します。さらに、市内で開催される各種スポーツイベントについても、障害のある人の参加ができるように働きかけます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 障害児(者)とその家族等の親睦が深まるとともに、社会参加を促進を図る。						
事業内容	<H30・2018年度>9月にふれあいスポーツ大会を開催						
	<H31・2019年度>9月にふれあいスポーツ大会を開催						
	<R2・2020年度>9月にふれあいスポーツ大会を開催						
	<R3・2021年度>9月にふれあいスポーツ大会を開催						
	<R4・2022年度>9月にふれあいスポーツ大会を開催						
	<R5・2023年度>9月にふれあいスポーツ大会を開催						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
ふれあいスポーツ大会 参加者数(人)	目標・計画	270	270	270	270	270	270
	実績	261	287	0	0	93	123
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	9月16日に、総合体育館アリーナでふれあいスポーツ大会を開催した。競技は7種目を実施。今後も新しい競技や内容の検討をしながら実施していく。				☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
H31年度 (2019)	B	9月28日に、総合体育館アリーナでふれあいスポーツ大会を開催した。競技は7種目を実施。今後も新しい競技や内容の検討をしながら実施していく。				☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
R2年度 (2020)	E	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。				☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
R3年度 (2021)	E	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。				☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
R4年度 (2022)	B	9月28日に、総合体育館アリーナでふれあいスポーツ大会を開催した。競技は4種目を実施。今後も新しい競技や内容の検討をしながら実施していく。				☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小	
R5年度 (2023)	B	9月23日に、総合体育館アリーナでふれあいスポーツ大会を開催した。競技は4種目を実施。今後も新しい競技や内容の検討をしながら実施していく。				☐ 拡大・拡充 ☒ 現状どおり推進 ☐ 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (4) 社会参加の支援

施策(中柱)	② スポーツ、芸術・文化活動の充実						
事業名	① スポーツ活動の促進						
担当課	生涯学習・スポーツ課						
事業の目的	障害のある人と家族がスポーツに親しみ、スポーツを通じた交流を図るため、障害者スポーツ大会などを開催します。 また、県が主催する埼玉県障害者スポーツ大会などへの参加を促進し、支援します。 さらに、市内で開催される各種スポーツイベントについても、障害のある人の参加ができるように働きかけます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 幅広い年齢層の市民がスポーツに親しむ機会を提供できるようニュースポーツを取り入れながら多様なニーズに配慮した各種スポーツ教室大会等の充実を図る。 また、市民体育祭では、種目など内容を検証し、多くの方に参加してもらえるような大会にしていこう。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 市民体育祭(10/7)、ウォークラリー大会(12/9)、市民スポーツ教室(四半的弓道教室8/28、8/29、H31.2/19、2/20)、小学生スポーツ教室(ミニテニス教室7/24～7/26、なぎなた教室8/22～8/23、コーディネーショントレーニング6/23、11/10、11/24)、ロードレース大会(11/23)、オリンピック・パラリンピック開催に伴う機運醸成の事業として、誰でもOK記録を破れ(11/10)、ビームライフル体験会(H31.2/2)を開催。 <H31・2019年度> ウォークラリー大会(4/14)、市民スポーツ教室(四半的弓道教室8/27、8/28)、小学生スポーツ教室(ミニテニス7/30、7/31、8/1、なぎなた教室8/21～8/23、コーディネーショントレーニング6/29、12/7、12/21)、オリンピック・パラリンピック開催に伴う機運醸成の事業として、誰でもOK記録を破れ(11/9)、ビームライフル体験・ボッチャ体験(7/13、7/14)を開催 <R2・2020年度> 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた事業が全て中止となった。 <R3・2021年度> ウォークラリー大会(4/18)、市民スポーツ教室(ボッチャ体験教室・8/20、R4.2/16)、小学生スポーツ教室(ミニテニス教室・8/3～5)を開催。 <R4・2022年度> ウォークラリー大会(4/17)、市民スポーツ教室(ボッチャ体験教室・8/20、ボッチャ教室・R5.2/21～22)、小学生スポーツ教室(ミニテニス教室・8/2～4、なぎなた教室・8/16～18)、市民体育祭(10/9)を開催。 オリパラレガシー事業として、ビームライフル体験会(8/20～21)、誰でもOK記録を破れ(R5.1.28)を開催。 <R5・2023年度> ウォークラリー大会(4/16)、市民スポーツ教室(ボッチャ教室・8/9～10、R6.2/21～22)、小学生スポーツ教室(ミニテニス教室・7/25～27、なぎなた教室・8/1～3)、市民体育祭(10/8)、ロードレース大会(11/23)を開催。オリパラレガシー事業として、ビームライフル・ビームピストルスポーツ射撃体験会(6/11、8/26)、誰でもOK記録を破れ(R6.1/27)を開催。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害のある人でも参加できるスポーツ大会等の(回)	目標・計画	4	4	4	4	4	4
	実績	4	3	0	2	4	4
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	市民がスポーツに親しみながら充実した生活を送れるようスポーツの機会及び場所を提供した。また、市民体育祭では、種目など内容を検証し、多くの方に参加してもらえるような大会にしていこう。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	多くの人が参加する市民体育祭、ロードレース大会が中止となった。 今後は、スポーツ教室の内容を見直し、障害の有無を問わず誰でもスポーツに参加できる場を提供していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	E	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた事業が全て中止となった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	多くの人が参加する市民体育祭、ロードレース大会が中止となった。 市民がスポーツに親しみながら充実した生活を送れるようスポーツの機会及び場所を提供した。また、市民体育祭では、種目など内容を検証し、多くの方に参加してもらえるような大会にしていこう。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	多くの人が参加するロードレース大会が中止となった。 今後は、スポーツ教室の内容や市民体育祭における競技種目について適宜検討し、障害の有無にかかわらず、多くの方がスポーツに参加できる場を提供していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、コロナ前と同様に事業を実施することができた。引き続き、市民がスポーツに親しみながら充実した生活を送ることができるよう、障害の有無を問わず誰でもスポーツに参加できる場を提供していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (4) 社会参加の支援

施策(中柱)	② スポーツ、芸術・文化活動の充実						
事業名	② 芸術・文化活動の支援						
担当課	生涯学習・スポーツ課						
事業の目的	芸術・文化に親しむ機会を増やすため、各種イベントなどを開催するとともに、市民による自主学習グループの活動を支援し、生涯学習の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度> 催し物情報の提供について、市の広報やホームページ、市内公共施設等へのチラシの設置やポスターの掲示など周知を図るとともに、障害者団体、障害者施設へも声かけを行い、障害のある方への文化・芸術活動への働きかけを行っていく。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 芸術文化展(6/2~3)、市民芸能まつり(7/8)、夏休み親子陶芸教室(7/23、8/20)、文化祭展示部門(11/3~12/9)、発表部門(11/2~12/2)、家庭教育学級合同講演会(10/18)、人権問題講演会(7/24)を開催。 <H31・2019年度> 芸術文化展(6/1~2)、市民芸能まつり(7/7)、夏休み親子陶芸教室(7/22、8/19)、文化祭展示部門(11/2~12/15)、発表部門(10/27~11/30)、家庭教育学級合同講演会(10/16)を開催。 <R2・2020年度> 芸術文化展(6/6~7)、市民芸能まつり(7/5)、文化祭展示部門(10/31~12/3)、発表部門(11/1~11/22)、家庭教育学級合同講演会(10/22)の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からすべて中止とした。 <R3・2021年度> 芸術文化展(6/5~6)、文化祭展示部門(10/30~10/31)、発表部門(11/14・11/28)を開催した。なお、家庭教育学級合同講演会及び市民芸能まつりは新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止とした。 <R4・2022年度> 芸術文化展(6/4~5)、市民芸能まつり(7/3)、夏休み親子陶芸教室(7/25、8/22)、文化祭展示部門(10/29~10/30)、発表部門(10/30~11/20)、家庭教育学級合同講演会(10/19)、人権問題講演会(7/20)を開催。 <R5・2023年度> 芸術文化展(6/3~4)、市民芸能まつり(7/2)、夏休み親子陶芸教室(7/24、8/21)、文化祭展示部門(10/28~10/29)、発表部門(10/29~11/19)、家庭教育学級合同講演会(10/19)、人権問題講演会(7/21)を開催。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
芸術・文化事業来場者数(人)	目標・計画	10,000	10,000	11,000	11,000	12,000	12,000
	実績	12,894	12,366	0	2,196	8,030	14,585
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	障害のある方が芸術・文化活動を行うことで、自らの生きがいや自信を創出し、自立と社会への参加を促進するものでもあります。2020年のオリンピック・パラリンピックを前に、機運も高揚する中で、芸術・文化事業について、市を挙げた取組みに努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	全体の来場者数を例年達成している状況で、文化祭へ参加する障害福祉施設等の団体も増加傾向にある。今後も、作品展示や舞台発表等、障害のある方が気兼ねなく芸術・文化活動を行うことができるよう事業実施に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、芸術・文化事業が全て中止となり、目標・計画とする来場者数を達成することができなかった。引き続き、作品展示や舞台発表等、障害のある方が気兼ねなく芸術・文化活動を行うことができるよう事業実施に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑みながら、例年より規模を縮小しながらも、可能な限り事業を実施するように努めた。今後も、感染状況を注視しつつ、作品展示や舞台発表等、障害のある方が気兼ねなく芸術・文化活動を行うことができるよう事業実施に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	障害のある方も芸術・文化活動を鑑賞し、また、行うことにより、自らの生きがいや自信を創出する機会を支援することができた。今後も、作品展示や舞台発表等、障害のある方が気兼ねなく芸術・文化活動を行うことができるよう事業実施に努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	B	新型コロナウイルス感染症が5類になり、コロナ前と同規模で事業を実施することができた。障害福祉施設等の団体の参加もあり、全体の来場者数が大きく前年を上回り、目標を達成することができた。今後も、作品展示や舞台発表等、障害のある方が気兼ねなく芸術・文化活動を行うことができる事業となるよう努めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (4) 社会参加の支援

施策(中柱)	② スポーツ・芸術・文化活動の充実						
事業名	③ レクリエーション活動の促進						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	各障害者団体では余暇活動を積極的に展開しています。団体に所属していない人も含め、障害のある人のレクリエーションに親しむ機会を増やすため、市内で開催されるレクリエーション活動に、障害のある人が参加できるよう働きかけます。						
事業目標	<H30・2018年度> 平成30年度から市主催で、スポーツ・レクリエーションの集いを実施する。障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資すること及びスポーツを普及することを目的として、障害のない人も含め、多くの方に参加していただき、交流を図る。 * 変更の際に記載 新型コロナウイルス感染症により令和2年度から事業が中止となっている状況下において、事業を見直し、市内の障害者団体、支援者による団体、障害福祉事業所及びボランティア等が連携して実施するスポーツ活動、レクリエーション活動などのイベントを支援し、障害者の余暇活動の質の向上、親睦及び交流を通じ、社会参加を促進することを目的とした朝霞市障害者レクリエーション事業補助金(上限2万円)を創設し、レクリエーション活動を促進する形に変更した。						
事業内容	<H30・2018年度> 7月7日(土)スポーツ・レクリエーションの集いを開催 <H31・2019年度> 7月7日(日)スポーツ・レクリエーションの集いを開催 <R2・2020年度> 7月4日(土)スポーツ・レクリエーションの集いを開催 <R3・2021年度> 7月3日(土)スポーツ・レクリエーションの集いを開催 <R4・2022年度> 制度の見直しを行った結果、スポーツ・レクリエーションの集いを廃止し、朝霞市障害者レクリエーション補助金を創設。 <R5・2023年度>						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
スポーツ・レクリエーションの集いの参加者数(人)	目標・計画	270	270	270	270	270	270
	実績	91	122	0	0	—	—
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	D	平成30年7月7日(土)スポーツ・レクリエーションの集いを開催し91人の方に参加していただいた。平成29年度より参加者数が減ってしまった。イベント周知などに見直しすることが必要。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	前年度より多い122名の方に参加していただいた。本会場と同じ建物内の児童館を利用した児童が多く、障害者の方の参加は少なかったが、今後は、障害者施設への電話連絡など事前広報の強化で参加者を集めたい。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	E	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	E	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)		朝霞市障害者レクリエーション補助金を創設し、周知に努めた。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)						() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (4) 社会参加の支援

施策(中柱)	② スポーツ、芸術・文化活動の充実						
事業名	④ 生涯学習の推進						
担当課	生涯学習・スポーツ課						
事業の目的	生涯学習を総合的、体系的に推進するため、生涯学習計画に基づいて生涯学習関連事業の充実に努めます。なお、図書館では、障害のある人に対応したサービスを行っており、これらの充実と利用の促進を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 「一人一人が心豊かに とともに学び 生きるまち あさか」を実現するため、学びと学び、人と人、さらに、地域へと連鎖、循環しながら高まっていく「知の循環型社会」を目指すために、市民の皆さんの主体的な学習活動を支援し、ライフスタイルやライフステージに応じた学習機会や、地域やまち、ひとつづくりとしての学習機会を提供し、計画の基本理念の実現に努める。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 社会教育委員会議3回、生涯学習推進会議2回 <H31・2019年度> 社会教育委員会議3回、生涯学習推進会議1回 <R2・2020年度> 社会教育委員会議3回 <R3・2021年度> 社会教育委員会議3回、生涯学習推進会議1回、生涯学習庁内連絡会1回 <R4・2022年度> 社会教育委員会議3回 <R5・2023年度> 社会教育委員会議3回						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
社会教育委員会議の開催(回)	目標・計画	3	3	3	3	3	3
	実績	3	3	3	3	3	3
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	第3次朝霞市生涯学習計画に基づき、引き続き市全体で、生涯学習体制の推進に努めていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	第3次朝霞市生涯学習計画に基づき、市全体で生涯学習体制を推進するため、社会教育委員会議を開催し計画の進捗管理を行う。引き続き生涯学習関連事業の充実に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	第3次朝霞市生涯学習計画に基づき、市全体で生涯学習体制を推進するため、社会教育委員会議を開催し、計画の進捗管理を行った。引き続き、生涯学習関連事業の充実に努めていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	第3次朝霞市生涯学習計画の計画期間が平成28年度から5年が経過したため、計画の見直しの必要性について社会教育委員会議、生涯学習庁内連絡会、生涯学習推進会議において検討した。その結果、前期期間の計画を引き続き推進していくこととした。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	第3次朝霞市生涯学習計画に基づき、市全体で生涯学習体制を推進するため、社会教育委員会議を開催し、計画の進捗管理を行った。引き続き、生涯学習関連事業の充実に努めていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	第3次朝霞市生涯学習計画に基づき、市全体で生涯学習体制を推進するため、社会教育委員会議を開催し、計画の進捗管理を行った。今後も、生涯学習関連事業の充実に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (4) 社会参加の支援

施策(中柱)	② スポーツ、芸術・文化活動の充実						
事業名	④ 生涯学習の推進						
担当課	図書館						
事業の目的	生涯学習を総合的、体系的に推進するため、生涯学習計画に基づいて生涯学習関連事業の充実に努めます。 なお、図書館では、障害のある人に対応したサービスを行っており、これらの充実と利用の促進を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 郵送貸出・宅配サービスなど障害のある人に対応したサービスを継続すると共に、広報・ホームページを通じて更なる利用者の拡大に努める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 郵送貸出・宅配サービスなどを実施する。						
	<H31・2019年度> 郵送貸出・宅配サービスなどを実施する。						
	<R2・2020年度> 郵送貸出・宅配サービスなどを実施する。						
	<R3・2021年度> 郵送貸出・宅配サービスなどを実施する。						
	<R4・2022年度> 郵送貸出・宅配サービスなどの実施に加え、電子図書館の利用について周知していく。						
	<R5・2023年度> 郵送貸出・宅配サービスなどの実施に加え、電子図書館の利用について周知していく。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
郵送貸出・宅配サービス利用者 数(人)	目標・計画	8	8	9	9	10	10
	実績	2	1	3	1	1	2
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	D	実績は目標・計画の指標に及ばなかったが、事業目標として利用登録している障がいのある人には、郵送貸出により読書活動の一助になったと考える。引き続き、広報・ホームページを通じて更なる利用者の拡大に努める必要がある。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	D	実績は目標・計画の指標に及ばなかったが、利用登録している障がいのある人には、郵送貸出により読書活動の一助になったと考える。引き続き、広報・ホームページを通じて更なる利用者の拡大に努める必要がある。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	D	実績は目標・計画の指標に及ばなかったが、利用登録している障がいのある人には、郵送貸出により読書活動の一助になったと考える。引き続き、広報・ホームページを通じて更なる利用者の拡大に努める必要がある。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	D	実績は目標・計画の指標に及ばなかったが、利用登録している障がいのある人には、郵送貸出により読書活動の一助になったと考える。引き続き、広報・ホームページを通じて更なる利用者の拡大に努める必要がある。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	実績は少なかつたものの、利用登録をしている方には、読書活動支援の一助になったと考える。引き続き、広報紙やホームページ等を通じて利用の拡大に努めるとともに、令和4年3月に導入した電子図書館には、拡大や音声読み上げ機能を備えたコンテンツがあることを周知していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	実績は少なかつたものの、利用登録をしている方には、読書活動支援の一助になったと考える。引き続き、広報紙やホームページ等を通じて利用の拡大に努めるとともに、拡大や音声読み上げ機能を備えた電子図書館コンテンツを周知していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

基本施策 (4) 社会参加の支援

施策(中柱)	② スポーツ、芸術・文化活動の充実							
事業名	⑤ 市民農園の利用促進							
担当課	産業振興課							
事業の目的	野菜や花などを栽培することにより、身近な自然に触れ合う機会を増やすため、障害のある人の優先利用枠を設けるとともに、障害者手帳所持者の利用料の免除を行い、利用の促進を図ります。							
事業目標	<H30・2018年度～> 野菜や花などを栽培することにより、身近な自然に触れ合う機会を増やすため、障害のある人の優先利用枠を設けるとともに、障害者手帳所持者の利用料の免除を行い、利用の促進を図ります。 * 変更の際に記載							
事業内容	<H30・2018年度> 浜崎農園に9区画の障害者手帳所有者専用の福祉農園を併設し、うち2区画に車椅子用として高い位置にプランターを設置している。定期更新の利用者募集に際し、身体障害者手帳、みどりの手帳(療育手帳)又は精神障害者保健福祉手帳を有する世帯から利用申込があったときは、優先で利用者として決定するとともに利用料を免除している。 <H31・2019年度> 浜崎農園に9区画の障害者手帳所有者専用の福祉農園を併設し、うち2区画に車椅子専用として高い位置にプランターを設置している。定期更新の利用者募集に際し、障害者手帳を有する世帯から利用申込があったときは、利用料を免除している。 <R2・2020年度> 浜崎農園に9区画の障害者手帳所有者専用の福祉農園を併設し、うち2区画に車椅子専用として高い位置にプランターを設置している。定期更新の利用者募集に際し、障害者手帳を有する世帯から利用申込があったときは、利用料を免除している。 <R3・2021年度> 浜崎農園に9区画の障害者手帳所有者専用の福祉農園を併設し、うち2区画に車椅子専用として高い位置にプランターを設置している。定期更新の利用者募集に際し、障害者手帳を有する世帯から利用申込があったときは、利用料を免除している。 <R4・2022年度> 浜崎農園に9区画の障害者手帳所有者専用の福祉農園を併設し、うち2区画に車椅子専用として高い位置にプランターを設置している。定期更新の利用者募集に際し、障害者手帳を有する世帯から利用申込があったときは、利用料を免除している。 <R5・2023年度> 浜崎農園に9区画の障害者手帳所有者専用の福祉農園を併設し、うち2区画に車椅子専用として高い位置にプランターを設置している。定期更新の利用者募集に際し、障害者手帳を有する世帯から利用申込があったときは、利用料を免除している。							
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
身体障害者手帳を持つ 市民農園の利用者数(人)	目標・計画	50	50	50	50	50	50	
	実績	50	56	70	58	48	47	
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開	
H30年度 (2018)	B	前年度に引き続き、目標を超える障害者に利用していただくことができた。 より多くの障害者に利用していただくために広報のみならず、様々な媒体でPRをしていくことが必要である。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	前年度に引き続き、目標を上回る障害者に利用していただくことができた。 より多くの障害者に利用していただくために広報のみならず、様々な媒体でPRをしていくことが必要である。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	前年度に引き続き、目標を上回る障害者に利用していただくことができた。 より多くの障害者に利用していただくために広報のみならず、様々な媒体でPRをしていくことが必要である。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	前年度に引き続き、目標を上回る障害者に利用していただくことができた。 より多くの障害者に利用していただくために広報のみならず、様々な媒体でPRをしていくことが必要である。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	今年度、農園が1か所閉鎖になったため利用者数は減っているが、他の農園では前年度と同様に障害者に利用していただくことができた。 より多くの障害者に利用していただくために広報のみならず、様々な媒体でPRをしていくことが必要である。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	目標を若干下回っているが、浜崎農園の福祉農園9区画は、すべてを障害者に利用していただくことができた。 より多くの障害者に利用していただくために、様々な媒体でPRをしていくことが必要である。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	① 就労の場の確保						
事業名	① 啓発活動の実施						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	県やハローワークとの連携を図りつつ、事業所に対する障害のある人を対象とした雇用促進キャンペーンや広報誌などを通じた広報活動を行い、障害のある人の雇用の促進を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 指定管理により、障害者就労支援センター事業を実施し、企業訪問などによる職場開拓、障害者雇用についての啓発を行う。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・障害のある人を雇用したい企業に対して県が発行しているパンフレットを、窓口にて設置し、配布を行う。 ・障害者就労支援センターにおいて、事業者の新規開拓を行い、雇用の促進を図る。 <H31・2019年度> ・障害のある人を雇用したい企業に対して県が発行しているパンフレットを、窓口にて設置し、配布を行う。 ・障害者就労支援センターにおいて、事業者の新規開拓を行い、雇用の促進を図る。 <R2・2020年度> ・障害のある人を雇用したい企業に対して県が発行しているパンフレットを、窓口にて設置し、配布を行う。 ・障害者就労支援センターにおいて、事業者の新規開拓を行い、雇用の促進を図る。 <R3・2021年度> ・障害のある人を雇用したい企業に対して県が発行しているパンフレットを、窓口にて設置し、配布を行う。 ・障害者就労支援センターにおいて、事業者の新規開拓を行い、雇用の促進を図る。 <R4・2022年度> ・障害のある人を雇用したい企業に対して県が発行しているパンフレットを、窓口にて設置し、配布を行う。 ・障害者就労支援センターにおいて、事業者の新規開拓を行い、雇用の促進を図る。 <R5・2023年度> ・障害のある人を雇用したい企業に対して県が発行しているパンフレットを、窓口にて設置し、配布を行う。 ・障害者就労支援センターにおいて、事業者の新規開拓を行い、雇用の促進を図る。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
指定管理である障害者就労支援センターにおける新規開拓事業者数(ヶ所)	目標・計画	40	40	40	40	40	40
	実績	41	24	19	25	26	16
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	新規事業者開拓は、地域の事業者に対する障害者雇用啓発の大切な機会であるので、今後も引き続き推進する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	D	新規事業者の開拓は、地域の事業者に対する障害者雇用の啓発の大切な機会であるので、今後も引き続き推進する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	D	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、企業への訪問などについては活発に行うことが困難であった。また、新規開拓事業所については県の障害者雇用総合サポートセンターの情報も活用しているが数字に含めていない。新規事業者の開拓は、地域の事業者に対する障害者雇用の啓発の大切な機会であるので、今後も引き続き推進する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	D	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、企業への訪問などについては活発に行うことが困難であった。また、新規開拓事業所については県の障害者雇用総合サポートセンターの情報も活用しているが数字に含めていない。新規事業者の開拓は、地域の事業者に対する障害者雇用の啓発の大切な機会であるので、今後も引き続き推進する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	D	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、企業への訪問などについては活発に行うことが困難であった。また、新規開拓事業所については県の障害者雇用総合サポートセンターの情報も活用しているが数字に含めていない。新規事業者の開拓は、地域の事業者に対する障害者雇用の啓発の大切な機会であるので、今後も引き続き推進する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	事業所の新規開拓については県の障害者雇用総合サポートセンターが主体的となって実施している。障害者就労支援センターでの新規開拓件数は減少しているが、市内事業所の情報提供など県と連携して取り組んでいるため、今後も引き続き推進していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	① 就労の場の確保						
事業名	① 啓発活動の実施						
担当課	障害福祉課(指定管理・社会福祉協議会(地域福祉推進課))						
事業の目的	県やハローワークとの連携を図りつつ、事業所に対する障害のある人を対象とした雇用促進キャンペーンや広報誌などを通じた広報活動を行い、障害のある人の雇用の促進を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 障害のある人の就労の場の確保につながる広報及び啓発に努める。						
	* 変更の際に記載 R2(2020)年度評価分から担当課を社協地域福祉推進課から障害福祉課に変更。						
事業内容	<H30・2018年度> ・社協ホームページ等のSNSや社協あさか広報に就労支援センターに関する記事を掲載する。 ・障害のある人と一緒に事業所見学を行い情報を収集するとともに、事業所に対して障害者雇用について啓発活動を行う。						
	<H31・2019年度> 埼玉県雇用総合サポートセンターの短期訓練制度の活用を積極的に行い、障害者雇用の促進を図る。						
	<R2・2020年度> ・社協ホームページ等のSNSや社協あさか広報に就労支援センターに関する記事を掲載する。 ・埼玉県雇用総合サポートセンターと連携して障害者雇用の啓発をする。						
	<R3・2021年度> ・社協ホームページ等のSNSや社協あさか広報に就労支援センターに関する記事を掲載する。 ・埼玉県雇用総合サポートセンターと連携して障害者雇用の啓発をする。						
	<R4・2022年度> ・社協ホームページ等のSNSや社協あさか広報に就労支援センターに関する記事を掲載する。 ・埼玉県雇用総合サポートセンターと連携して障害者雇用の啓発をする。						
	<R5・2023年度> ・社協ホームページ等のSNSや社協あさか広報に就労支援センターに関する記事を掲載する。 ・埼玉県雇用総合サポートセンターと連携して障害者雇用の啓発をする。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
新規開拓事業者数(件)	目標・計画	40	40	40	40	40	40
	実績	41	24	19	25	26	16
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	社協ホームページにハローワーク主催の合同面接会の記事を掲載して、就労の場の情報提供をした。また、社協SNS、社協あさか広報を活用して啓発活動を行った。今後も就労の場の確保、啓発を促進していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの短期訓練制度を活用することにより、事業所側が障害者を雇用する体制整備が図れるため、より一層の活用を検討する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	広報紙社協あさかにて障害者雇用の啓発記事を掲載した。また、埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの短期訓練制度を活用した職場実習を5件、その他の職場実習を2件調整することによって企業側に対する障害者雇用の理解促進を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	広報紙社協あさかにて障害者雇用の啓発記事を掲載した。また、埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの短期訓練制度を活用した職場実習を2件、その他の職場実習を7件調整することによって企業側に対する障害者雇用の理解促進を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	広報紙社協あさか、社協ホームページ、社協ツイッターなどを利用し多数回にわたり障害者雇用の啓発記事を掲載した。職業相談、就職準備支援、職場定着支援等を行い、障害者雇用促進に努めた。令和4年度において、35人が当該センター登録後に就職に至った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	広報紙社協あさか、社協ホームページ、社協ツイッターなどを利用し多数回にわたり障害者雇用の啓発記事を掲載した。職業相談、就職準備支援、職場定着支援等を行い、障害者雇用促進に努めた。令和5年度において、28人が当該センター登録後に就職に至った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	① 就労の場の確保						
事業名	② 障害のある人の雇用の促進						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	法定雇用率の達成に向けて県と連携し、企業などに対してさまざまな働きかけを行います。 就労移行支援、就労継続支援、訓練施設などを活用するとともに、関係機関との協力体制により障害のある人の就業促進を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 指定管理により、障害福祉サービス事業(就労移行支援、就労継続支援B型)を実施し、知的障害のある方が、一般企業などへの就労、もしくは就労移行支援事業での就労訓練ができるよう支援を行う場を提供する。指定管理により、障害者就労支援センター事業を実施し、関係機関との協力体制により障害のある人の就業促進を図る。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・指定管理により、「はあとぴあ福祉作業所」(就労継続支援B型)、「障害者ふれあいセンターあさか福祉作業所」(就労移行支援・就労継続支援B型)において、就業訓練を実施し、一般企業への就業促進を図る。 <H31・2019年度> ・指定管理により、「はあとぴあ福祉作業所」(就労継続支援B型)、「障害者ふれあいセンターあさか福祉作業所」(就労移行支援・就労継続支援B型)において、就業訓練を実施し、一般企業への就業促進を図る。 <R2・2020年度> ・指定管理により、「はあとぴあ福祉作業所」(就労継続支援B型)、「障害者ふれあいセンターあさか福祉作業所」(就労移行支援・就労継続支援B型)において、就業訓練を実施し、一般企業への就業促進を図る。 <R3・2021年度> ・指定管理により、「はあとぴあ福祉作業所」(就労継続支援B型)、「障害者ふれあいセンターあさか福祉作業所」(就労移行支援・就労継続支援B型)において、就業訓練を実施し、一般企業への就業促進を図る。 <R4・2022年度> ・指定管理により、「はあとぴあ福祉作業所」(就労継続支援B型)、「障害者ふれあいセンターあさか福祉作業所」(就労移行支援・就労継続支援B型)において、就業訓練を実施し、一般企業への就業促進を図る。 <R5・2023年度> ・指定管理により、「はあとぴあ福祉作業所」(就労継続支援B型)、「障害者ふれあいセンターあさか福祉作業所」(就労移行支援・就労継続支援B型)において、就業訓練を実施し、一般企業への就業促進を図る。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
指定管理の就労移行支援事業における一般企業への就業者数(人)	目標・計画	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	0	0	0	0
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	D	指定管理の就労移行支援事業については、利用者1人が就業し、現在のところ就業率100%ではあるが、そもそもの利用者が少ないことが課題である。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	D	指定管理事業の就労移行支援事業については、利用者1人が就業し、就業率100%ではあるが、そもそもの利用者が少ないことが課題であり、検討を要する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	D	指定管理事業の就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、ともに一般企業への就業実績はなかった。そもそも就労移行支援事業利用者が2名と少ないことが課題であり、検討を要する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	D	指定管理事業の就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、ともに一般企業への就業実績はなかった。障害者就労支援センターなどの関係機関と連携し、就労移行支援事業利用者の拡大に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	D	指定管理事業の就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、ともに一般企業への就業実績はなかった。障害者就労支援センターなどの関係機関と連携し、就労移行支援事業利用者の拡大に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	D	指定管理事業の就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、ともに一般企業への就業実績はなかった。障害者就労支援センターなどの関係機関と連携し、就労移行支援事業利用者の拡大に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	① 就労の場の確保						
事業名	② 障害のある人の雇用の促進						
担当課	産業振興課						
事業の目的	法定雇用率の達成に向けて県と連携し、企業などに対してさまざまな働きかけを行います。 就労移行支援、就労継続支援、訓練施設などを活用するとともに、関係機関との協力体制により障害のある人の就業促進を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 就労移行支援、就労継続支援、訓練施設などを活用するとともに、関係機関との協力体制により障害のある人の就業促進を図ります。 ＊変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 障害者等の雇用・就業への啓発、相談援助や助言等の支援を行う公益社団法人埼玉県雇用開発協会の活動支援をするとともに、ハローワークと連携し、週1度求人情報を市ホームページに掲載しているほか、市役所1階市民ホールでも求人情報を配布。 <H31・2019年度> 障害者等の雇用・就業への啓発、相談援助や助言等の支援を行う公益社団法人埼玉県雇用開発協会の活動支援をするとともに、ハローワークと連携し、週1度求人情報を市ホームページに掲載しているほか、市役所1階市民ホールでも求人情報を配布。 <R2・2020年度> 障害者等の雇用・就業への啓発、相談援助や助言等の支援を行う公益社団法人埼玉県雇用開発協会の活動支援をするとともに、ハローワークと連携し、週1度求人情報を市ホームページに掲載しているほか、市役所1階市民ホールでも求人情報を配布。 <R3・2021年度> 障害者等の雇用・就業への啓発、相談援助や助言等の支援を行う公益社団法人埼玉県雇用開発協会の活動支援をするとともに、ハローワークと連携し、週1度求人情報を市ホームページに掲載しているほか、市役所1階市民ホールでも求人情報を配布。 <R4・2022年度> 障害者等の雇用・就業への啓発、相談援助や助言等の支援を行う公益社団法人埼玉県雇用開発協会の活動支援をするとともに、ハローワークと連携し、週1度求人情報を市ホームページに掲載しているほか、市役所1階市民ホールでも求人情報を配布。 <R5・2023年度> 障害者等の雇用・就業への啓発、相談援助や助言等の支援を行う公益社団法人埼玉県雇用開発協会の活動支援をするとともに、ハローワークと連携し、週1度求人情報を市ホームページに掲載しているほか、市役所1階市民ホールでも求人情報を配布。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
就労支援情報の発信(回)	目標・計画	48	48	48	48	48	48
	実績	48	48	48	48	48	48
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	ハローワークからの求人情報について、ホームページでの掲載及び市役所1階市民ホールにチラシを設置するなど、情報発信をしてきた。今後も継続して、情報を発信していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	ハローワークからの求人情報について、ホームページでの掲載及び市役所1階市民ホールにチラシを設置するなど、情報発信をしてきた。今後も継続して、情報を発信していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	ハローワークからの求人情報について、ホームページでの掲載及び市役所1階市民ホールにチラシを設置するなど、情報発信をしてきた。今後も継続して、情報を発信していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	ハローワークからの求人情報について、ホームページでの掲載及び市役所1階市民ホールにチラシを設置するなど、情報発信をしてきた。今後も継続して、情報を発信していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	ハローワークからの求人情報について、ホームページでの掲載及び市役所1階市民ホールにチラシを設置するなど、情報発信をしてきた。今後も継続して、情報を発信していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	ハローワークからの求人情報について、ホームページでの掲載及び市役所2階市民ホールにチラシを設置するなど、情報発信をしてきた。今後も継続して、情報を発信していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	① 就労の場の確保						
事業名	② 障害のある人の雇用の促進						
担当課	職員課						
事業の目的	法定雇用率の達成に向けて県と連携し、企業などに対してさまざまな働きかけを行います。就労移行支援、就労継続支援、訓練施設などを活用するとともに、関係機関との協力体制により障害のある人の就業促進を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 障害者の雇用の促進等に関する法律で定める障害者の法定雇用率を維持することにより、障害のある人の雇用促進に寄与する。 ※法定雇用率2.6%						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・職員採用試験において、障害のある人を対象とした試験を実施する。						
	<H31・2019年度> ・職員採用試験において、障害のある人を対象とした試験を実施する。						
	<R2・2020年度> ・職員採用試験において、障害のある人を対象とした試験を実施する。						
	<R3・2021年度> ・職員採用試験において、障害のある人を対象とした試験を実施する。						
	<R4・2022年度> ・職員採用試験において、障害のある人を対象とした試験を実施する。						
	<R5・2023年度> ・職員採用試験において、障害のある人を対象とした試験を実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害者雇用率(%)	目標・計画	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6
	実績	2.8	3.5	2.8	2.9	2.9	2.9
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	法定雇用率以上の水準を維持することにより、障害のある人の雇用促進に寄与することができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	法定雇用率以上の水準を維持することにより、障害のある人の雇用促進に寄与することができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	法定雇用率以上の水準を維持することにより、障害のある人の雇用促進に寄与することができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	法定雇用率以上の水準を維持することにより、障害のある人の雇用促進に寄与することができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	法定雇用率以上の水準を維持することにより、障害のある人の雇用促進に寄与することができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	法定雇用率以上の水準を維持することにより、障害のある人の雇用促進に寄与することができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	① 就労の場の確保						
事業名	② 障害のある人の雇用の促進						
担当課	障害福祉課(指定管理・社会福祉協議会(はあとぴあ福祉作業所・あさか福祉作業所))						
事業の目的	法定雇用率の達成に向けて県と連携し、企業などに対してさまざまな働きかけを行います。 就労移行支援、就労継続支援、訓練施設などを活用するとともに、関係機関との協力体制により障害のある人の就業促進を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 社会福祉協議会が運営を行う、はあとぴあ福祉作業所(就労継続支援B型)、あさか福祉作業所(就労移行支援、就労継続支援B型)にて、知的障害のある方が、一般企業などへの就労、もしくは就労移行支援事業での就労訓練ができるよう支援を行う。 * 変更の際に記載 R2(2020)年度評価分から担当課を社協から障害福祉課に変更。						
事業内容	<H30・2018年度> 個別支援計画に基づく支援、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、事業所内や企業における作業や実習、適正に合った職場探し等を行う。 <H31・2019年度> 個別支援計画に基づく支援、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、事業所内や企業における作業や実習、適正に合った職場探し等を行う。 <R2・2020年度> 個別支援計画に基づく支援、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、事業所内や企業における作業や実習、適正に合った職場探し等を行う。 <R3・2021年度> 個別支援計画に基づく支援、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、事業所内や企業における作業や実習、適正に合った職場探し等を行う。 <R4・2022年度> 個別支援計画に基づく支援、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、事業所内や企業における作業や実習、適正に合った職場探し等を行う。 <R5・2023年度> 個別支援計画に基づく支援、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、事業所内や企業における作業や実習、適正に合った職場探し等を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害者の一般企業などへの就労、もしくは就労移行支援事業での就労訓練者数(人)	目標・計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	3	2	2	0	0
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	本人の希望に基づき就労訓練や職場探しを行い、1人を就労に結びつけることができた。また、就労支援センターと連携し、就労訓練を希望する方を就労移行支援のサービス利用へとつなげた。今後も就労に向けた支援を継続するが、就労希望者を発掘するのが課題となっている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	本人の希望に基づき就労訓練や職場探しを行い、1人を就労に結びつけることができた。また、就労支援センターと連携し、就労訓練を希望する方を就労移行支援のサービス利用へとつなげた。今年度は、就労継続支援B型利用者1人が就労移行支援で体験実習を行った。今後も就労に向けた支援を継続するが、就労希望者を発掘するのが課題となっている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	指定管理事業の就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、ともに一般企業への就業実績はなかったが、継続的に就労支援センターと連携し、就労訓練を希望する方を就労移行支援のサービス利用へと繋げている。今後、事業に関して広く周知等を行い、就労支援を推進していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	指定管理事業の就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、ともに一般企業への就業実績はなかった。今後においても、継続的に就労支援センターと連携し、就労訓練を希望する方を就労移行支援のサービス利用へと繋げるとともに、本人の希望や特性等に基づいて、適切・柔軟に支援を行っていく。あわせて、事業に関して広く周知等を行い、就労支援を推進していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	指定管理事業の就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、ともに一般企業への就業実績はなかったが、スキル向上のため研修を行った。今後においても、継続的に就労支援センターと連携し、就労訓練を希望する方を就労移行支援のサービス利用へと繋げるとともに、本人の希望や特性等に基づいて、適切・柔軟に支援を行っていく。あわせて、事業に関して広く周知、就労に向けた支援の継続、研修等を行うが、就労希望者の発掘が課題となっている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	指定管理事業の就労移行支援事業、就労継続支援事業B型、ともに一般企業への就業実績はなかったが、スキル向上のため研修を行った。今後においても、継続的に就労支援センターと連携し、就労訓練を希望する方を就労移行支援のサービス利用へと繋げるとともに、本人の希望や特性等に基づいて、適切・柔軟に支援を行っていく。あわせて、事業に関して広く周知、就労に向けた支援の継続、研修等を行うが、就労希望者の発掘が課題となっている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	② 就労の促進と安定						
事業名	① 相談窓口の整備						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害のある人の就労には、障害の状況に応じたきめ細やかな配慮が必要なことから、ハローワーク、県、特別支援学校、市内の障害者団体などと連携を図りながら、障害のある人の状況を踏まえた就業情報の提供や就業における配慮事項などに関するアドバイスを含めたきめ細やかな相談に努めます。また、ハローワークや県などと連携を図りながら障害のある人の就業・起業等への支援、NPO法人化への支援など、相談体制の充実に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 指定管理により、障害者就労支援センター事業を実施し、支援対象者及びその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に対応する。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・障害者就労支援センターにおいて、支援対象者及びその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に対応する。						
	<H31・2019年度> ・障害者就労支援センターにおいて、支援対象者及びその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に対応する。						
	<R2・2020年度> ・障害者就労支援センターにおいて、支援対象者及びその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に対応する。						
	<R3・2021年度> ・障害者就労支援センターにおいて、支援対象者及びその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に対応する。						
	<R4・2022年度> ・障害者就労支援センターにおいて、支援対象者及びその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に対応する。						
	<R5・2023年度> ・障害者就労支援センターにおいて、支援対象者及びその家族、事業主などからの就労全般に関する相談に対応する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
指定管理である障害者就労支援センターにおける相談・支援 件数(件)	目標・計画	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	実績	5,098	4,700	3,377	3,390	4,466	4,828
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	相談・支援件数は目標を大きく上回っており、障害のある人の就労の相談窓口として、障害者就労支援センターが定着していることが伺える。今後もより一層の充実に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	障害者就労支援センターの相談・支援件数は目標を大きく上回っており、障害のある人の就労の相談窓口として定着していることが伺える。今後もより一層の充実に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	D	新型コロナウイルス感染症の影響により障害者就労支援センターの相談・支援件数は目標を下回ったが、障害のある人の就労の相談窓口として今後もより一層の充実に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	D	令和2年度よりは実績は増えたものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には達していない。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ、相談・支援を適切に行い、障害のある人の就労支援の充実に図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきたこともあり、障害者就労支援センターの相談・支援件数は目標を大きく上回っており、障害のある人の就労の相談窓口として定着していることが伺える。今後もより一層の充実に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	障害者就労支援センターの相談・支援件数は目標を大きく上回っており、障害のある人の就労の相談窓口として適切な支援を行うことができた。今後もより一層の充実に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	② 就労の促進と安定						
事業名	① 相談窓口の整備						
担当課	産業振興課						
事業の目的	障害のある人の就労には、障害の状況に応じたきめ細やかな配慮が必要なことから、ハローワーク、県、特別支援学校、市内の障害者団体などと連携を図りながら、障害のある人の状況を踏まえた就業情報の提供や就業における配慮事項などに関するアドバイスを含めたきめ細やかな相談に努めます。 また、ハローワークや県などと連携を図りながら障害のある人の就業・起業等への支援、NPO法人化への支援など、相談体制の充実に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 特定非営利活動法人キャリアプラザ埼玉と契約し、月2回就職支援相談を実施し、障害のある方も含めて広くご活用いただく。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 特定非営利活動法人キャリアプラザ埼玉と契約し、月2回就職支援相談を実施 <H31・2019年度> 特定非営利活動法人キャリアプラザ埼玉と契約し、月2回就職支援相談を実施 <R2・2020年度> 特定非営利活動法人キャリアプラザ埼玉と契約し、月2回就職支援相談を実施 <R3・2021年度> 特定非営利活動法人キャリアプラザ埼玉と契約し、月2回就職支援相談を実施 <R4・2022年度> 特定非営利活動法人キャリアプラザ埼玉と契約し、月2回就職支援相談を実施 <R5・2023年度> 特定非営利活動法人キャリアプラザ埼玉と契約し、月2回就職支援相談を実施						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
就職支援相談の実施	目標・計画	24回	24回	24回	24回	24回	24回
	実績	24回	24回	24回	24回	24回	24回
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	計画通り就職支援相談を実施し、相談の機会を提供した。今後、より多くの方に利用してもらえるようPRしていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	計画通り就職支援相談を実施し、相談の機会を提供した。今後、より多くの方に利用してもらえるようPRしていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	計画通り就職支援相談を実施し、相談の機会を提供した。今後、より多くの方に利用してもらえるようPRしていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	計画通り就職支援相談を実施し、相談の機会を提供した。今後、より多くの方に利用してもらえるようPRしていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	計画通り就職支援相談を実施し、相談の機会を提供した。今後、より多くの方に利用してもらえるようPRしていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	計画通り就職支援相談を実施し、相談の機会を提供した。今後、より多くの方に利用してもらえるようPRしていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	② 就労の促進と安定						
事業名	② 障害者就労支援センターの活用						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	障害者就労支援センターにおいて、職業相談をはじめ、就職準備支援、職場定着支援、生活支援など各種支援により、障害のある人の雇用を進めます。職場定着支援については、埼玉障害者職業センターが行うジョブコーチ支援事業なども活用して、障害のある人の定着促進を図ります。また、生活支援についても重要な支援ととらえ、きめ細かな対応に努めるとともに、余暇活動のニーズを踏まえつつ支援のあり方についても調査・研究を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 指定管理により、障害者就労支援センター事業を実施し、職業相談、就職準備支援、職場実習支援、職場定着支援、離職時・離職後支援、生活支援、職場開拓、雇用・実習相談、関係機関との連携等、各種支援を行い、障害のある人の雇用を進める。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・障害者就労支援センターにおいて、職業相談、就職準備支援、職場実習支援、職場定着支援、離職時・離職後支援、生活支援、職場開拓、雇用・実習相談、関係機関との連携等、各種支援を行う。 <H31・2019年度> ・障害者就労支援センターにおいて、職業相談、就職準備支援、職場実習支援、職場定着支援、離職時・離職後支援、生活支援、職場開拓、雇用・実習相談、関係機関との連携等、各種支援を行う。 <R2・2020年度> ・障害者就労支援センターにおいて、職業相談、就職準備支援、職場実習支援、職場定着支援、離職時・離職後支援、生活支援、職場開拓、雇用・実習相談、関係機関との連携等、各種支援を行う。 <R3・2021年度> ・障害者就労支援センターにおいて、職業相談、就職準備支援、職場実習支援、職場定着支援、離職時・離職後支援、生活支援、職場開拓、雇用・実習相談、関係機関との連携等、各種支援を行う。 <R4・2022年度> ・障害者就労支援センターにおいて、職業相談、就職準備支援、職場実習支援、職場定着支援、離職時・離職後支援、生活支援、職場開拓、雇用・実習相談、関係機関との連携等、各種支援を行う。 <R5・2023年度> ・障害者就労支援センターにおいて、職業相談、就職準備支援、職場実習支援、職場定着支援、離職時・離職後支援、生活支援、職場開拓、雇用・実習相談、関係機関との連携等、各種支援を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
指定管理である障害者就労支援センター登録者数(人)	目標・計画	280	300	320	340	350	360
	実績	292	318	348	372	402	431
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	障害者就労支援センターの利用者数は今後も増加が見込まれるため、利用者一人ひとりへの行き届いた相談や支援が行われるよう配慮する必要がある。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	A	障害者就労支援センターの登録者数は昨年度と比べ増加し、目標を上回っており、就労の相談窓口として、障害者就労支援センターが定着していることが伺える。今後もより一層の充実に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	A	障害者就労支援センターの登録者数は昨年度と比べ増加し、目標を上回っており、就労の相談窓口として、障害者就労支援センターが定着していることが伺える。今後もより一層の充実に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	A	障害者就労支援センターの登録者数は昨年度と比べ増加し、目標を上回っており、就労の相談窓口として、障害者就労支援センターが定着していることが伺える。今後もより一層の充実に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	障害者就労支援センターの登録者数は昨年度と比べ増加し、目標を上回っており、就労の相談窓口として、障害者就労支援センターが定着していることが伺える。今後もより一層の充実に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	障害者就労支援センターの登録者数は、目標を上回っており、就労の相談窓口として、障害者就労支援センターが定着していることが伺える。今後もより一層の充実に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	② 就労の促進と安定						
事業名	② 障害者就労支援センターの活用						
担当課	障害福祉課(指定管理・社会福祉協議会(地域福祉推進課))						
事業の目的	障害者就労支援センターにおいて、職業相談をはじめ、就職準備支援、職場定着支援、生活支援など各種支援により、障害のある人の雇用を進めます。職場定着支援については、埼玉障害者職業センターが行うジョブコーチ支援事業なども活用して、障害のある人の定着促進を図ります。また、生活支援についても重要な支援ととらえ、きめ細かな対応に努めるとともに、余暇活動のニーズを踏まえつつ支援のあり方についても調査・研究を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> ハローワーク等の関係機関と連携を図り障害のある人の就労の促進と職場への定着の促進に努める。 * 変更の際に記載 R2(2020)年度評価分から担当課を社協地域福祉推進課から障害福祉課に変更。						
事業内容	<H30・2018年度> ・ハローワーク等の関係機関との連携を強化する。 ・就職準備支援を充実させ、就職後の定着の促進を図る。 <H31・2019年度> ・ハローワーク等の関係機関との連携を強化する。 ・就職準備支援を充実させ、就職後の定着の促進を図る。 <R2・2020年度> ・社協ホームページ等のSNSや社協あさか広報に就労支援センターに関する記事を掲載する。 ・埼玉県雇用総合サポートセンターと連携して障害者雇用の啓発をする。 <R3・2021年度> ・ハローワーク等の関係機関との連携を強化する。 ・就職準備支援を充実させ、就職後の定着の促進を図る。 <R4・2022年度> ・ハローワーク等の関係機関との連携を強化する。 ・就職準備支援を充実させ、就職後の定着の促進を図る。 <R5・2023年度> ・ハローワーク等の関係機関との連携を強化する。 ・就職準備支援を充実させ、就職後の定着の促進を図る。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害者就労支援センター登録者数(人)	目標・計画	280	300	320	340	350	360
	実績	292	318	348	372	402	431
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	県と連携して事業所において障害のある人の実習を行い、障害者雇用について啓発活動を行った。また、実習を行うことにより事業所、障害のある人双方に対して就労、定着の促進を図ることができた。センター活用の需要が増えているため利用者に対して平等な支援の提供が課題になっている。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	B	埼玉県障害者雇用総合サポートセンターの事業である、短期訓練、アセスメント、ジョブコーチ支援を活用し準備支援、定着支援を実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	B	障害者雇用促進のため障害のある人の支援として、就職準備支援を607件、職場定着支援を941件、生活支援29件など各種支援。企業側の支援として773件、関係機関との連携を876件の相談支援を実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	B	障害者雇用促進のため障害のある人の支援として、就職準備支援を490件、職場定着支援を1,036件、生活支援43件など各種支援。企業側の支援として762件、関係機関との連携を863件の相談支援を実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	障害者雇用促進のため障害のある人の支援として、就職準備支援を772件、職場定着支援を1,268件、生活支援112件など各種支援。企業側の支援として884件、関係機関との連携を1,120件の相談支援を実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	障害者雇用促進のため障害のある人の支援として、就職準備支援を859件、職場定着支援を1,308件、生活支援155件など各種支援。企業側の支援として988件、関係機関との連携を1,168件の相談支援を実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	② 就労の促進と安定						
事業名	③ 就職支度金の支給						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	就労に係る施設の入所及び通所者が、就職などにより自立生活する際に、就職支度金を支給します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 所定の障害者施設利用者が就職した際に就職支度金の支給を行うことにより、自立生活をサポートする一助とする。 あわせて、対象となる障害者施設や相談支援事業所に対して制度の周知をすすめていく。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 就労移行支援事業所および就労継続支援事業所等をととして制度の周知をすすめていく。						
	<H31・2019年度> 就労移行支援事業所および就労継続支援事業所等をととして制度の周知をすすめていく。						
	<R2・2020年度> 就労移行支援事業所および就労継続支援事業所等をととして制度の周知をすすめていく。						
	<R3・2021年度> 就労移行支援事業所および就労継続支援事業所等をととして制度の周知をすすめていく。						
	<R4・2022年度> 就労移行支援事業所および就労継続支援事業所等をととして制度の周知をすすめていく。						
	<R5・2023年度> 就労移行支援事業所および就労継続支援事業所等をととして制度の周知をすすめていく。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
就職支度金支給件数(件)	目標・計画	15	16	17	18	19	20
	実績	17	15	6	11	12	6
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	関係機関、対象者本人への周知をすすめてきた結果、就職支度金の支給は着実に増加している。引き続き周知の方法も検討していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	関係機関、対象者本人への周知を進めてきた結果、就職支度金の支給は安定している。引き続き、周知の方法も検討していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	令和2年度はコロナ禍ということもあり、そもそもの就職活動を行うことが困難な状態であった。そのため、就職数も減少し、申請も減少している。しかし、今後は回復し例年通りの申請が見込まれる。引き続き、関係機関、対象者本人への周知を進めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	目標値は下回ったが、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和し、昨年度より申請件数が増加した。引き続き、関係機関、対象者本人への周知を進めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	新型コロナウイルス感染症の影響により目標値は下回ったが、前年度と同程度の申請件数であった。引き続き、関係機関、対象者本人への周知を進めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	就職数も減少し、申請も減少している。引き続き、関係機関、対象者本人への周知を進めていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	② 就労の促進と安定						
事業名	④ 就労移行支援の実施						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	就労移行支援は、一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適正に合った職場への就労などが見込まれる人に対し、作業訓練や職場実習等を実施する事業で、就労が見込まれる人の積極的な利用を支援します。この一環として、県や周辺自治体、特別支援学校、障害のある人を雇用している事業所などとの連携により、特別支援学校を卒業した人が就業に先立ち、職業訓練を受けることができる場について調査・研究を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 一般就労を希望する方に支給決定し、一般就労に向けた職業訓練などを行い、就労が見込まれる人の積極的な利用を支援する。指定管理により、就労移行支援事業を実施し、知的障害のある方が、一般企業などへの就労、もしくは就労移行支援事業での就労訓練ができるよう支援を行う場を提供する。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 一般就労を希望する方に支給決定し、一般就労に向けた職業訓練などを行い、就労が見込まれる人の積極的な利用を支援する。						
	<H31・2019年度> 一般就労を希望する方に支給決定し、一般就労に向けた職業訓練などを行い、就労が見込まれる人の積極的な利用を支援する。						
	<R2・2020年度> 一般就労を希望する方に支給決定し、一般就労に向けた職業訓練などを行い、就労が見込まれる人の積極的な利用を支援する。						
	<R3・2021年度> 一般就労を希望する方に支給決定し、一般就労に向けた職業訓練などを行い、就労が見込まれる人の積極的な利用を支援する。						
	<R4・2022年度> 一般就労を希望する方に支給決定し、一般就労に向けた職業訓練などを行い、就労が見込まれる人の積極的な利用を支援する。						
	<R5・2023年度> 一般就労を希望する方に支給決定し、一般就労に向けた職業訓練などを行い、就労が見込まれる人の積極的な利用を支援する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
就労移行支援年間延べ利用者数(人)	目標・計画	600	660	720	720	720	720
	実績	556	441	700	721	719	758
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	D	年間のべ利用者数は目標に達しなかった。就労移行支援は、1人あたりの支給決定期間が2年間と決められていることによる開始・終了時期や、就職による利用終了などにより、実利用者数が39～53人と月によりばらつきがあることも原因と思われる。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	D	年間延べ利用者数は目標に達しなかったが、就労定着支援の利用者が急増しており、就労移行支援の利用後のサービスが定着していることも減少の理由として考えられる。しかしながら、障害のある方の就労をさらに促進するためにも、引き続き就労移行支援も行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	D	年間延べ利用者数は目標に達しなかったが、前年度より1.6倍以上の延べ利用者数となっている。コロナの影響による就労移行延長を行う方が増加したためとも考えられる。障害のある方の就労をさらに促進するためにも、引き続き就労移行支援を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	年間延べ利用者は目標に達した。一般就労を希望する方に適切な訓練が受けられるよう、引き続き就労移行支援を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	年間延べ利用者は目標に達しなかったが、就労定着支援の利用者が増加しており、就労定着支援の利用後のサービスが定着していることも減少の理由として考えられる。しかしながら、障害のある方の就労をさらに促進するためにも、引き続き就労移行支援も行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	年間延べ利用者は目標に達した。一般就労を希望する方に適切な訓練が受けられるよう、引き続き就労移行支援を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	② 就労の促進と安定						
事業名	⑤ 就労定着支援の実施						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障害のある人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている方を対象に、就労定着支援事業所の方が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、安定した就労が継続できるよう支援します。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・就労移行支援を経て一般就労した方を対象に支給決定し、就労が継続できるように支援する。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・就労定着支援対象者に対して支給決定し、安定した就労が継続できるように支援する。						
	<H31・2019年度> ・就労定着支援対象者に対して支給決定し、安定した就労が継続できるように支援する。						
	<R2・2020年度> ・就労定着支援対象者に対して支給決定し、安定した就労が継続できるように支援する。						
	<R3・2021年度> ・就労定着支援対象者に対して支給決定し、安定した就労が継続できるように支援する。						
	<R4・2022年度> ・就労定着支援対象者に対して支給決定し、安定した就労が継続できるように支援する。						
	<R5・2023年度> ・就労定着支援対象者に対して支給決定し、安定した就労が継続できるように支援する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
就労定着支援 年間延利用者数(人)	目標・計画	6	7	8	8	8	8
	実績	34	145	247	227	235	449
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	関係機関への周知の成果もあり、実施数は好調なスタートである。引き続き周知の方法もあわせ検討を重ねていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	関係機関への周知の成果もあり、実施数は非常に伸びている。引き続き周知の方法も合わせて検討を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	関係機関への周知の成果もあり、実施数は非常に伸びている。引き続き周知の方法も合わせて検討を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	年間延べ利用者数は大きく目標を上回った。今後も関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	年間延べ利用者数は大きく目標を上回った。今後も関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	年間延べ利用者数は大きく目標を上回った。今後も関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	② 就労の促進と安定							
事業名	⑥ 就労継続支援の実施							
担当課	障害福祉課							
事業の目的	就労継続支援事業では、雇用継続に必要な知識や能力の向上のための訓練の実施、一定の賃金水準のもとで継続した就労の機会を提供するなどのサービスを行っています。また、市としても可能な業務については、これら障害者施設に対し、業務発注に努めるなど支援します。これら施設の利用については、本人の希望を尊重するとともに、一般就労に必要な知識・能力の高まった人については、一般就労に向けた支援を行います。また、就労したものの職場や仕事に馴染めずに離職した人に対して、職業訓練施設などの利用により、就労復帰に導きます。							
事業目標	<H30・2018年度～> ・指定管理により、就労継続支援B型事業を実施し、知的障害のある方が、雇用継続に必要な知識や能力の向上のための訓練の実施、一定の賃金水準のもとで継続した就労の機会を提供する。 ・障害者優先調達推進法に基づき、朝霞市障害者優先調達推進方針を定め、市各課に周知(通知、研修での説明)を行う。 * 変更の際に記載							
事業内容	<H30・2018年度> ・指定管理により、就労継続支援B型事業を実施する。 ・朝霞市障害者優先調達推進方針を定め、各課に周知する。							
	<H31・2019年度> ・指定管理により、就労継続支援B型事業を実施する。 ・朝霞市障害者優先調達推進方針を定め、各課に周知する。							
	<R2・2020年度> ・指定管理により、就労継続支援B型事業を実施する。 ・朝霞市障害者優先調達推進方針を定め、各課に周知する。							
	<R3・2021年度> ・指定管理により、就労継続支援B型事業を実施する。 ・朝霞市障害者優先調達推進方針を定め、各課に周知する。							
	<R4・2022年度> ・指定管理により、就労継続支援B型事業を実施する。 ・朝霞市障害者優先調達推進方針を定め、各課に周知する。							
	<R5・2023年度> ・指定管理により、就労継続支援B型事業を実施する。 ・朝霞市障害者優先調達推進方針を定め、各課に周知する。							
指標(説明)			H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
就労継続支援(A型・B型) 年間延べ利用者数(人)		目標・計画	1,872	1,944	2,028	2,028	2,028	2,028
		実績	1,903	1,908	2,031	2,131	2,141	2,603
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開	
H30年度 (2018)	B	年間延べ利用者数は目標を上回った。一般就労に必要な知識・能力の高まった人については、就労継続支援から、就労移行支援や一般就労に向けての支援を努める必要がある。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	D	目標数値には若干達していないが、利用者はA型、B型共に増加している。また、就労定着支援も増加していることから、一般就労に向けた支援の成果が伺える。今後も本人の希望する支援と就労の場の提供に努める必要がある。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	年間延べ利用者数は若干ながら目標を上回った。今後も本人の希望する支援と就労の場の提供に努めながら、サービスの周知を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	年間延べ利用者数は大きく目標を上回った。今後も本人の希望する支援と就労の場の提供に努めながら、サービスの周知を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	年間延べ利用者数は大きく目標を上回った。今後も本人の希望する支援と就労の場の提供に努めながら、サービスの周知を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	年間延べ利用者数は大きく目標を上回った。今後も本人の希望する支援と就労の場の提供に努めながら、サービスの周知を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 3 就労を支援する

基本施策 (1) 就労の支援

施策(中柱)	② 就労の促進と安定						
事業名	⑥ 就労継続支援の実施						
担当課	障害福祉課(指定管理・社会福祉協議会(はあとぴあ福祉作業所・あさか福祉作業所))						
事業の目的	就労継続支援事業では、雇用継続に必要な知識や能力の向上のための訓練の実施、一定の賃金水準のもとで継続した就労の機会を提供するなどのサービスを行っています。また、市としても可能な業務については、これら障害者施設に対し、業務発注に努めるなど支援します。これらの施設の利用については、本人の希望を尊重するとともに、一般就労に必要な知識・能力の高まった人については、一般就労に向けた支援を行います。また、就労したものの職場や仕事に馴染めずに離職した人に対して、職業訓練施設などの利用により、就労復帰に導きます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 社会福祉協議会が運営を行う、はあとぴあ福祉作業所(就労継続支援B型)、あさか福祉作業所(就労継続支援B型)では、知的障害のある方に、個別支援計画に基づく支援、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うとともに、一定の賃金水準を保つため、企業からの受託作業、売店や喫茶、パン工房等の運営に努めます。また、障害者相談支援事業所等、関係機関との連携を図り、サービスの充実に努めます。 * 変更の際に記載 R2(2020)年度評価分から担当課を社協から障害福祉課に変更。						
事業内容	<H30・2018年度> ・個別面談を行い、個別支援計画の作成、評価、見直し等を行う。 ・工賃向上や売店等の運営・PR、支援内容に関する検討会議を行う。 <H31・2019年度> ・個別面談を行い、個別支援計画の作成、評価、見直し等を行う。 ・工賃向上や売店等の運営・PR、支援内容に関する検討会議を行う。 <R2・2020年度> ・個別面談を行い、個別支援計画の作成、評価、見直し等を行う。 ・工賃向上や売店等の運営・PR、支援内容に関する検討会議を行う。 <R3・2021年度> ・個別面談を行い、個別支援計画の作成、評価、見直し等を行う。 ・工賃向上や売店等の運営・PR、支援内容に関する検討会議を行う。 <R4・2022年度> ・個別面談を行い、個別支援計画の作成、評価、見直し等を行う。 ・工賃向上や売店等の運営・PR、支援内容に関する検討会議を行う。 <R5・2023年度> ・個別面談を行い、個別支援計画の作成、評価、見直し等を行う。 ・工賃向上や売店等の運営・PR、支援内容に関する検討会議を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
・個別面談の実施 ・検討会議の開催 (回)	目標・計画	4	4	4	4	4	4
	実績	6	6	4	4	5	4
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	個人面談を行い、本人や家族のニーズを基に、個別支援計画を作成し、就労に必要な知識や能力の向上のための支援に努めた。また、継続した就労の機会を提供するために受託作業等についての会議を開催した。今年度より、市内の企業の協力を得て、社屋の食堂にあるカフェを両作業所で運営を開始した。今後も継続した就労の機会を提供する等のサービスの向上に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	個人面談を行い、本人や家族のニーズを基に、個別支援計画を作成し、就労に必要な知識や能力の向上のための支援に努めた。また、継続した就労の機会を提供するために受託作業等についての会議を開催した。昨年度より、市内の企業の協力を得て、社屋の食堂にあるカフェを両作業所で運営をしている。パン工房や喫茶室等については、SNSにて施設のPRを行っている。今後も継続した就労の機会を提供する等のサービスの向上に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	新型コロナの影響により、一部、書面で実施となったが、個人面談を行い、本人や家族のニーズを基に、個別支援計画を作成し、就労に必要な知識や能力の向上のための支援に努めた。また、継続した就労の機会を提供するために受託作業等についての会議を開催した。今後も引き続き、関係機関と連携し、就労の支援に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	新型コロナの影響により、一部、書面で実施となったが、個人面談を行い、本人や家族のニーズを基に、個別支援計画を作成し、就労に必要な知識や能力の向上のための支援に努めた。また、継続した就労の機会を提供するために受託作業等についての会議を開催した。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、社会の経済活動を注視し、今後も引き続き、関係機関と連携し、就労の支援に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	B	個人面談を行い、本人や家族のニーズを基に、個別支援計画を作成し、就労に必要な知識や能力の向上のための支援に努めた。また、継続した就労の機会を提供するために受託作業等についての会議を開催した。については、SNSにて施設のPRを行っている。最低賃金上昇、物価高騰に伴い、受注先に交渉し、単価の値上げを行い、工賃向上今後も継続した就労の機会を提供する等のサービスの向上に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	B	個人面談を行い、本人や家族のニーズを基に、個別支援計画を作成し、就労に必要な知識や能力の向上のための支援に努めた。また、継続した就労の機会を提供するために受託作業等についての会議を開催した。については、SNSにて施設のPRを行っている。最低賃金上昇、物価高騰に伴い、受注先に交渉し、単価の値上げを行い、工賃向上今後も継続した就労の機会を提供する等のサービスの向上に努める。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	① 療育の充実							
事業名	① 親子グループ指導の実施							
担当課	健康づくり課							
事業の目的	ことばの遅れなどがある乳幼児や育児不安を持つ親に対し、グループでの活動を通して子どもの発達を促すとともに、適切な時期に親に対して適切なアドバイスや各種援助を行います。							
事業目標	<H30・2018年度～> 発達障害の早期発見・早期支援とライフステージに応じ、地域で途切れなく支援をしていく。							
	* 変更の際に記載							
事業内容	<H30・2018年度> <親子グループ>「こぼんだ」…1歳6か月健診後の児と親 定員15組 全24回実施 親子遊び、課題遊び 「虹色いるか」…こぼんだグループ終了後、継続してグループ指導が必要な未就園児。 定員15組 全24回実施 グループワーク、母の会							
	<H31・2019年度> <親子グループ>「こぼんだ」…1歳6か月健診後の児と親 定員15組 全24回実施 親子遊び、課題遊び 「虹色いるか」…こぼんだグループ終了後、継続してグループ指導が必要な未就園児。 定員15組 全24回実施 グループワーク、母の会							
	<R2・2020年度> <親子グループ>「こぼんだ」…1歳6か月健診後の児と親 定員10組 全24回実施 親子遊び、課題遊び 「虹色いるか」…こぼんだグループ終了後、継続してグループ指導が必要な未就園児。 定員10組 全24回実施 グループワーク、母の会							
	<R3・2021年度> <親子グループ>「こぼんだ」…1歳6か月健診後の児と親 定員10組 全24回実施 親子遊び、課題遊び 「虹色いるか」…こぼんだグループ終了後、継続してグループ指導が必要な未就園児。 定員10組 全24回実施 グループワーク、母の会							
	<R4・2022年度> <親子グループ>「こぼんだ」…1歳6か月健診後の児と親 定員10組 全24回実施 親子遊び、課題遊び 「虹色いるか」…こぼんだグループ終了後、継続してグループ指導が必要な未就園児。 定員10組 全24回実施 グループワーク、母の会							
	<R5・2023年度> <親子グループ>「こぼんだ」…1歳6か月健診後の児と親 定員10組 全24回実施 親子遊び、課題遊び 「虹色いるか」…こぼんだグループ終了後、継続してグループ指導が必要な未就園児。 定員10組 全24回実施 グループワーク、母の会							
指標(説明)			H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
親子グループ実施回数(回)		目標・計画	48	48	48	48	48	48
		実績	48	48	36	48	48	48
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開	
H30年度 (2018)	A	幼稚園等への就園前の早期から発達に気がありのある親子が利用できる無料のグループを実施し、その後の療育や就園までの不安な時期をサポートできるような療育を実施できている。今後も早期からの関わりを持てる場として継続していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	幼稚園等への就園前の早期から発達に気がありのある親子が利用できる無料のグループを実施し、その後の療育や就園までの不安な時期をサポートできるような療育を実施できている。今後も早期からの関わりを持てる場として継続していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	幼稚園等への就園前の早期から発達に気がありのある親子が利用できる無料のグループを実施し、その後の療育や就園までの不安な時期をサポートできるような療育を実施できている。コロナ禍で今年度は実施回数が減少したが、今後も早期からの関わりを持てる場として継続していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	幼稚園等への就園前の早期から発達に気がありのある親子が利用できる無料のグループを実施し、その後の療育や就園までの不安な時期をサポートできるような療育を実施できている。コロナ禍で今年度は実施回数が減少したが、今後も早期からの関わりを持てる場として継続していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	幼稚園等への就園前の早期から発達に気がありのある親子が利用できる無料のグループを実施し、その後の療育や就園までの不安な時期をサポートできるような療育を実施できている。今後も早期からの関わりを持てる場として継続していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	幼稚園等への就園前の早期から発達に気がありのある親子が利用できる無料のグループを実施し、その後の療育や就園までの不安な時期をサポートできるような療育を実施できている。今後も早期からの関わりを持てる場として継続していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)		① 療育の充実					
事業名		② 療育学級の実施					
担当課		健康づくり課					
事業の目的		心身の発達に遅れのある乳幼児と保護者に対し、親子が触れ合いながらよりよい発育発達を促すため、リズム遊び(音楽療法)、体操などの遊びの指導を行います。					
事業目標		<H30・2018年度～> 発達障害の早期発見・早期支援とライフステージに応じ、地域で途切れなく支援をしていく。					
		* 変更の際に記載					
事業内容		<H30・2018年度> 療育学級(ひまわり教室)の実施 【対象】主に乳幼児とその保護者 【内容】心身の発達に遅れの心配のある児とその保護者を対象に、歌や音楽に合わせて身体を動かし、発達を促す療育を実施。					
		<H31・2019年度> 療育学級(ひまわり教室)の実施 【対象】主に乳幼児とその保護者 【内容】心身の発達に遅れの心配のある児とその保護者を対象に、歌や音楽に合わせて身体を動かし、発達を促す療育を実施。					
		<R2・2020年度> 療育学級(ひまわり教室)の実施 【対象】主に乳幼児とその保護者 【内容】心身の発達に遅れの心配のある児とその保護者を対象に、歌や音楽に合わせて身体を動かし、発達を促す療育を実施。					
		<R3・2021年度> 療育学級(ひまわり教室)の実施 【対象】主に乳幼児とその保護者 【内容】心身の発達に遅れの心配のある児とその保護者を対象に、歌や音楽に合わせて身体を動かし、発達を促す療育を実施。					
		<R4・2022年度> 療育学級(ひまわり教室)の実施 【対象】主に乳幼児とその保護者 【内容】心身の発達に遅れの心配のある児とその保護者を対象に、歌や音楽に合わせて身体を動かし、発達を促す療育を実施。					
		<R5・2023年度> 療育学級(ひまわり教室)の実施 【対象】主に乳幼児とその保護者 【内容】心身の発達に遅れの心配のある児とその保護者を対象に、歌や音楽に合わせて身体を動かし、発達を促す療育を実施。					
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
療育学級実施回数(回)	目標・計画	11	11	11	11	11	11
	実績	11	11	8	11	11	11
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	保健センターで実施することで、乳幼児期の親子でも参加しやすい教室となっている。療育期間のスタッフが運営スタッフに加わることで、その後の支援にもつながるきっかけとなっている。引き続き安心して参加できる療育学級として継続する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	保健センターで実施することで、乳幼児期の親子でも参加しやすい教室となっている。療育期間のスタッフが運営スタッフに加わることで、その後の支援にもつながるきっかけとなっている。引き続き安心して参加できる療育学級として継続する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	コロナ禍で回数は減ったが、保健センターで実施することで、乳幼児期の親子でも参加しやすい教室となっている。療育期間のスタッフが運営スタッフに加わることで、その後の支援にもつながるきっかけとなっている。引き続き安心して参加できる療育学級として継続する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	保健センターで実施することで、乳幼児期の親子でも参加しやすい教室となっている。療育期間のスタッフが運営スタッフに加わることで、その後の支援にもつながるきっかけとなっている。引き続き安心して参加できる療育学級として継続する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	保健センターで実施することで、乳幼児期の親子でも参加しやすい教室となっている。療育期間のスタッフが運営スタッフに加わることで、その後の支援にもつながるきっかけとなっている。引き続き安心して参加できる療育学級として継続する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	保健センターで実施することで、乳幼児期の親子でも参加しやすい教室となっている。療育期間のスタッフが運営スタッフに加わることで、その後の支援にもつながるきっかけとなっている。引き続き安心して参加できる療育学級として継続する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	① 療育の充実						
事業名	③ 保育体制の充実						
担当課	保育課						
事業の目的	保育園などにおける統合保育の充実を図るため、専門医による巡回指導や保育士の研修を実施します。家庭教育や就学など、それぞれの幼児の障害に応じたさまざまな相談に対し、適切な助言、指導ができるよう指導力の向上など、保育体制の充実を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・保育士の研修参加による資質向上						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・みつばすみれ学園での実習や発達支援サポーター育成研修への参加						
	<H31・2019年度> ・みつばすみれ学園での実習や発達支援サポーター育成研修への参加						
	<R2・2020年度> ・みつばすみれ学園での実習(コロナにより中止)や発達支援サポーター育成研修への参加						
	<R3・2021年度> ・みつばすみれ学園での実習(コロナにより中止)や発達支援サポーター育成研修への参加						
	<R4・2022年度> ・みつばすみれ学園での実習(コロナにより中止)や発達支援サポーター育成研修への参加						
	<R5・2023年度> ・みつばすみれ学園での実習や発達支援サポーター育成研修への参加						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
発達支援サポーター育成研修への参加(人)	目標・計画	30	30	30	30	30	30
	実績	34	47	43	0	0	34
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	みつばすみれ学園での実習に3名、埼玉県が主催する発達支援サポーター研修に延べ31名が参加し、発達障害児及びその家族への支援方法等の知識の研鑽を図った。今後も研修に参加し、支援の向上を図る。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
H31年度 (2019)	A	みつばすみれ学園での実習に9名、埼玉県が主催する発達支援サポーター研修に延べ38名が参加し、発達障害児及びその家族への支援方法等の知識の研鑽を図った。今後も研修に参加し、支援の向上を図る。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R2年度 (2020)	A	埼玉県が主催するZoomによる発達支援サポーター研修に延べ43名が参加し、発達障害児及びその家族への支援方法等の知識の研鑽を図った。今後も研修に参加し、支援の向上を図る。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R3年度 (2021)	D	令和3年度は埼玉県が主催する発達支援サポーター研修について受講者は0名であったが、各々が自主的に知識の研鑽を図っており、職員会議等において情報共有を行った。今後も研修に参加し、支援の向上を図る。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R4年度 (2022)	D	令和4年度は埼玉県が主催する発達支援サポーター研修について受講者は0名であったが、各々が自主的に知識の研鑽を図っており、職員会議等において情報共有を行った。今後も研修に参加し、支援の向上を図る。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R5年度 (2023)	B	・みつばすみれ学園での実習に13名、埼玉県が主催する発達支援サポーター研修に延べ34名が参加し、発達障害児及びその家族への支援方法等の知識の研鑽を図った。 ・令和5年度発達が気になる子の保育・実践研修が3日間あり、4名参加した。 今後も研修に参加し、支援の向上を図る。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	① 療育の充実						
事業名	④ 保育園における受け入れ体制の整備及び促進						
担当課	保育課						
事業の目的	保育園において障害のある子どもを受け入れるため、保育士の加配や施設のバリアフリー化など障害児保育体制の整備に努め、育成保育事業をさらに進めていきます。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・新設園の設置に伴い、育成保育・障害児保育事業の受け入れ体制についても整備をしていく。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・保育所2園、小規模保育施設5施設の設置手続を進め、合わせて育成保育・障害児保育の受け入れ体制についても整備していく。						
	<H31・2019年度> ・保育所2園、小規模保育施設2施設の設置手続を進め、合わせて育成保育・障害児保育の受け入れ体制についても整備していく。						
	<R2・2020年度> ・保育所1園、小規模保育施設2施設の設置手続を進め、合わせて育成保育・障害児保育の受け入れ体制についても整備していく。						
	<R3・2021年度> ・小規模保育施設1施設の設置手続を進め、合わせて育成保育・障害児保育の受け入れ体制についても整備していく。						
	<R4・2022年度> ・保育所2園の設置手続を進め、合わせて育成保育・障害児保育の受け入れ体制についても整備していく。 ・障害のある児童を受け入れ、専任の職員を配置した施設に補助金を支給						
	<R5・2023年度> ・障害のある児童を受け入れ、専任の職員を配置した施設に補助金を支給						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
保育園・小規模保育施設等における障害児の受入可能人数(人)	目標・計画	88	96	96	96	96	96
	実績	69	81	89	106	126	143
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	D	公設保育園においては、受入可能人数の児童が入園しているが、民設保育園においては、まだ受入可能な状態となっている。 今後も育成保育・障害児保育の受入を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	D	公設保育園においては、受入可能人数の児童が入園しているが、民設保育園においては、まだ受入可能な状態となっている。 今後も引き続き育成保育・障害児保育の受入を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	D	公設保育園においては、受入可能人数の児童が入園しているが、民設保育園においては、まだ受入可能な状態となっている。 今後も引き続き育成保育・障害児保育の受入を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	保育を必要とする障害(要加配)児の受入を行うことができた。 今後も引き続き育成保育・障害児保育の受入を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	保育を必要とする障害(要加配)児の受入を行うことができた。 今後も引き続き育成保育・障害児保育の受入を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	保育を必要とする障害(要加配)児の受入を行うことができた。 今後も引き続き育成保育・障害児保育の受入を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	① 療育の充実						
事業名	⑤ 障害児放課後児童保育への支援						
担当課	保育課						
事業の目的	放課後児童クラブで統合保育を行うため、指導員の適正配置など保育の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後健全育成事業を行う施設に助成を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・放課後等に保育を必要とする障害児に対し、保育サービスを提供する。						
	* 変更の際に記載 ・R4(2022)年度末をもって、障害児放課後児童クラブ管理運営事業を廃止する。						
事業内容	<H30・2018年度> ・障害児放課後児童クラブの運営をNPO法人なかよしねっとへ委託						
	<H31・2019年度> ・障害児放課後児童クラブの運営をNPO法人なかよしねっとへ委託						
	<R2・2020年度> ・障害児放課後児童クラブの運営をNPO法人なかよしねっとへ委託						
	<R3・2021年度> ・障害児放課後児童クラブの運営をNPO法人なかよしねっとへ委託						
	<R4・2022年度> ・障害児放課後児童クラブの運営をNPO法人なかよしねっとへ委託。令和4年度末をもって当該事業を廃止(休止) ・障害のある児童を受け入れ、専任の職員を配置した民間放課後児童クラブに補助金を支給						
	<R5・2023年度> ・障害のある児童を受け入れ、専任の職員を配置した民間放課後児童クラブに補助金を支給						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害児放課後児童クラブの定員(人)	目標・計画	20	20	20	20	20	20
	実績	20	20	20	20	20	廃止(休止)
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	NPO法人なかよしねっとに委託をしている「朝霞市障がい児放課後児童クラブなかよし」は、260日開所し、延べ132人の障害のある児童に対してサービスを提供することができた。児童の健全な育成を図るために、引き続き事業を継続する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	NPO法人なかよしねっとに委託をしている「朝霞市障がい児放課後児童クラブなかよし」では、259日開所し、延べ96人の障害のある児童に対してサービスを提供することができた。退室等により利用者は減員しているが、障害を持つ児童の居場所づくりとして引き続き事業を継続する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	NPO法人なかよしねっとに委託をしている「朝霞市障がい児放課後児童クラブなかよし」では、コロナの感染拡大防止のため、令和2年度の開所日数は256日となった。利用者は減員しているが、障害を持つ児童の居場所づくりとして引き続き事業を継続する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	NPO法人なかよしねっとに委託をしている「朝霞市障がい児放課後児童クラブなかよし」では、コロナの感染拡大防止のため、令和3年度の開所日数は259日となった。利用者は2名であり、うち1名が令和4年度末で退所し、残り1名も他施設に移る方針であることから、当該事業については、令和4年度末で終了する方針である。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 (○) 縮小	
R4年度 (2022)	C	NPO法人なかよしねっとに委託をしている「朝霞市障がい児放課後児童クラブなかよし」を令和4年度末で廃止(休止)した。障がいのある児童を受け入れ、専任の職員を配置した民間放課後児童クラブに対し、補助金を交付した(対象クラブ数:5)。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 (○) 縮小	
R5年度 (2023)	C	障がいのある児童を受け入れ、専任の職員を配置した民間放課後児童クラブに対し、補助金を交付した(対象クラブ数:5)。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	① 療育の充実						
事業名	⑥ 障害のある子どもへの支援						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	乳幼児健診や育児相談などを通じて、障害のある子どもの早期発見に努めることにより、子どもの早期療育を推進するとともに、家庭への適切な支援が必要とされています。そこで、各障害児施設などと連携して、障害のある子どもへの支援の充実に努めます。また、育み支援バーチャルセンター事業、関係団体の行う療育支援事業、児童発達支援センター、放課後等デイサービスなどの事業を活用しながら、障害のある子どもへの支援を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・県事業での発達支援マネージャーや発達支援サポーターの育成研修への参加の周知や、各団体等で実施している研修などを通じ、発達障害を理解する人材を増やす。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 発達支援マネージャー等の研修の周知、障害児通所支援事業所等の活用を周知していく。 <H31・2019年度> 発達支援マネージャー等の研修の周知、障害児通所支援事業所等の活用を周知していく。 <R2・2020年度> 発達支援マネージャー等の研修の周知、障害児通所支援事業所等の活用を周知していく。 <R3・2021年度> 発達支援マネージャー等の研修の周知、障害児通所支援事業所等の活用を周知していく。 <R4・2022年度> 発達支援マネージャー等の研修の周知、障害児通所支援事業所等の活用を周知していく。 <R5・2023年度> 発達支援マネージャー等の研修の周知、障害児通所支援事業所等の活用を周知していく。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
障害児通所支援受給者数(人)	目標・計画	350	400	450	500	500	500
	実績	401	438	482	624	772	903
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	発達支援マネージャー等の人材は着実に増えており、障害児通所支援受給者数も増加している。引き続き制度の周知等を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	発達支援マネージャー等の人材は着実に増えており、障害児通所支援受給者数も増加している。引き続き、制度の周知等を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	計画相談支援事業所による計画作成率、障害児通所支援受給者数、共に増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	計画相談支援事業所による計画作成率、障害児通所支援受給者数、共に増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	計画相談支援事業所による計画作成率、障害児通所支援受給者数、共に増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	障害児通所受給者数は安定して増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)		① 療育の充実					
事業名		⑥ 障害のある子どもへの支援					
担当課		健康づくり課					
事業の目的		乳幼児健診や育児相談などを通じて、障害のある子どもの早期発見に努めることにより、子どもの早期療育を推進するとともに、家庭への適切な支援が必要とされています。そこで、各障害児施設などと連携して、障害のある子どもへの支援の充実に努めます。また、育み支援バーチャルセンター事業、関係団体の行う療育支援事業、児童発達支援センター、放課後等デイサービスなどの事業を活用しながら、障害のある子どもへの支援を図ります。					
事業目標		<H30・2018年度～> 発達障害の早期発見・早期支援とライフステージに応じ、地域で途切れなく支援をしていく。 ＊変更の際に記載					
事業内容		<H30・2018年度> ①相談業務(巡回相談)・・・保育園・幼稚園・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発達支援相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・保育園、小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会 ⑥その他(1歳6か月児・3歳児健診での心理相談による相談)					
		<H31・2019年度> ①相談業務(巡回相談)・・・保育園・幼稚園・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発達支援相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・保育園、小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会 ⑥その他(1歳6か月児・3歳児健診での心理相談による相談)					
		<R2・2020年度> ①相談業務(巡回相談)・・・保育園・幼稚園・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発達支援相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・保育園、小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会 ⑥その他(1歳6か月児・3歳児健診での心理相談による相談)					
		<R3・2021年度> ①相談業務(巡回相談)・・・保育園・幼稚園・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発達支援相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・保育園、小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会 ⑥その他(1歳6か月児・3歳児健診での心理相談による相談)					
		<R4・2022年度> ①相談業務(巡回相談)・・・保育園・幼稚園・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発達支援相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・保育園、小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会 ⑥その他(1歳6か月児・3歳児健診での心理相談による相談)					
		<R5・2023年度> ①相談業務(巡回相談)・・・保育園・幼稚園・小中学校へ心理職等の専門スタッフ及び地域スタッフが出向き、関係機関職員の相談に応じる。 ②相談業務(発達支援相談)・・・小児神経科医・心理職等の専門スタッフが発達障害や精神発達に関して、来所での個別相談に応じる。 ③巡回相談報告会・・・保育園、小中学校ごとに巡回相談等の報告会を行う。 ④発達障害児者支援体制整備連絡会議・・・健康づくり課、こども未来課、保育課、教育指導課、障害福祉課、朝霞保健所、みつばすみれ学園等関係機関による、本事業についての協議 ⑤研修会 ⑥その他(1歳6か月児・3歳児健診での心理相談による相談)					
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
1歳6か月児・3歳児健診 実施回数(回)	目標・計画	48	48	48	48	48	48
	実績	48	48	36	48	48	48
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	はぐみ支援バーチャルセンター事業の運営を通して、乳幼児期から就学後まで切れ目ない支援を実施している。また、1歳6か月児健診、3歳児での心理相談の実施を行うことで、早期からの関わりと療育の充実を図っている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	はぐみ支援バーチャルセンター事業の運営を通して、乳幼児期から就学後まで切れ目ない支援を実施している。また、1歳6か月児健診、3歳児での心理相談の実施を行うことで、早期からの関わりと療育の充実を図っている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	はぐみ支援バーチャルセンター事業の運営を通して、乳幼児期から就学後まで切れ目ない支援を実施している。また、1歳6か月児健診、3歳児での心理相談の実施を行うことで、早期からの関わりと療育の充実を図っている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	はぐみ支援バーチャルセンター事業の運営を通して、乳幼児期から就学後まで切れ目ない支援を実施している。また、1歳6か月児健診、3歳児での心理相談の実施を行うことで、早期からの関わりと療育の充実を図っている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	はぐみ支援バーチャルセンター事業の運営を通して、乳幼児期から就学後まで切れ目ない支援を実施している。また、1歳6か月児健診、4歳児での心理相談の実施を行うことで、早期からの関わりと療育の充実を図っている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	はぐみ支援バーチャルセンター事業の運営を通して、乳幼児期から就学後まで切れ目ない支援を実施している。また、1歳6か月児健診、4歳児での心理相談の実施を行うことで、早期からの関わりと療育の充実を図っている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	① 療育の充実						
事業名	⑥ 障害のある子どもへの支援						
担当課	保育課						
事業の目的	乳幼児健診や育児相談などを通じて、障害のある子どもの早期発見に努めることにより、子どもの早期療育を推進するとともに、家庭への適切な支援が必要とされています。そこで、各障害児施設などと連携して、障害のある子どもへの支援の充実に努めます。また、育み支援バーチャルセンター事業、関係団体の行う療育支援事業、児童発達支援センター、放課後等デイサービスなどの事業を活用しながら、障害のある子どもへの支援を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 保育園等で巡回指導を実施し、対象児童の保育計画について育成協議会で検討を行う。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・巡回指導を前期3～4ヶ月程度・後期3～4ヶ月程度実施する。 ・育成協議会を年に3回(5月・9月・2月予定)実施する。 <H31・2019年度> ・巡回指導を前期3～4ヶ月程度・後期3～4ヶ月程度実施する。 ・育成協議会を年に2回(5月・10月)実施。(3月を予定していたが中止) <R2・2020年度> ・巡回指導を前期3～4ヶ月程度・後期3～4ヶ月程度実施。(前期は中止) ・育成協議会を年に2回(5月・10月)実施。(中止) <R3・2021年度> ・巡回指導を前期3～4ヶ月程度・後期3～4ヶ月程度実施。 ・育成協議会を年に2回(5月・10月)実施。(中止) <R4・2022年度> ・巡回指導を前期3～4ヶ月程度・後期3～4ヶ月程度実施。 ・育成協議会を年に2回(5月・10月)実施。(中止) <R5・2023年度> ・巡回指導を前期3～4ヶ月程度・後期3～4ヶ月程度実施。 ・育成協議会を年に2回(5月・10月)実施。(中止)						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
育成協議会の開催回数(回)	目標・計画	3	3	3	3	3	3
	実績	5	2	0	0	0	0
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	育み支援バーチャルセンター事業での巡回指導等を活用することで、障害児の早期発見・早期療育が実施できており、適切な支援が提供できている。引き続き実施していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	育み支援バーチャルセンター事業での巡回指導等を活用することで、障害児の早期発見・早期療育が実施できており、適切な支援が提供できている。引き続き実施していく。(育成協議会は3月に予定をしていたが中止となった)					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	D	コロナ禍で予定をしていた育成協議会は全て中止としたが、育み支援バーチャルセンター事業での巡回指導は後期のみ42園で行うことができ、障害児の早期発見・早期療育を実施することで適切な支援が提供できている。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	コロナ禍で予定をしていた育成協議会は全て中止としたが、育み支援バーチャルセンター事業での巡回指導は年間73回行うことができ、障害児の早期発見・早期療育を実施することで適切な支援が提供できている。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	コロナ禍で予定をしていた育成協議会は全て中止としたが、育み支援バーチャルセンター事業での巡回指導は年間73回行うことができ、障害児の早期発見・早期療育を実施することで適切な支援が提供できている。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	育成協議会は全て中止とし、年間指導計画の提出のみとしたが、育み支援バーチャルセンター事業での巡回指導は年間82回行うことができ、障害児の早期発見・早期療育を実施することで適切な支援が提供できている。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	① 療育の充実						
事業名	⑥ 障害のある子どもへの支援						
担当課	教育指導課						
事業の目的	乳幼児健診や育児相談などを通じて、障害のある子どもの早期発見に努めることにより、子どもの早期療育を推進するとともに、家庭への適切な支援が必要とされています。 そこで、各障害児施設などと連携して、障害のある子どもへの支援の充実に努めます。 また、育み支援バーチャルセンター事業、関係団体の行う療育支援事業、児童発達支援センター、放課後等デイサービスなどの事業を活用しながら、障害のある子どもへの支援を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・保・幼・小連絡協議会の開催。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・保・幼・小連絡協議会を開催し、保・幼・小の連携を図る。 <H31・2019年度> ・保・幼・小連絡協議会を開催し、保・幼・小の連携を図る。 <R2・2020年度> ・保・幼・小連絡協議会を開催し、保・幼・小の連携を図る。 <R3・2021年度> ・保・幼・小連絡協議会を開催し、保・幼・小の連携を図る。 <R4・2022年度> ・保・幼・小連絡協議会を開催し、保・幼・小の連携を図る。 <R5・2023年度> ・保・幼・小連絡協議会を開催し、保・幼・小の連携を図る。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
保・幼・小連絡協議会の開催 (回)	目標・計画	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	4	4	4	4
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	・保・幼・小連絡協議会を開催し、新就学児について、情報共有を図ることで、小学校生活へ円滑に移行できるようにすすめた。 ・幼稚園・保育園訪問や小学校の授業公開をとおし、幼児教育や学校教育への理解を深め、個に応じた指導の充実を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	・保・幼・小連絡協議会を開催し、新就学児について、情報共有を図ることで、小学校生活へ円滑に移行できるようにすすめた。 ・幼稚園・保育園訪問や小学校の授業公開をとおし、幼児教育や学校教育への理解を深め、個に応じた指導の充実を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	・保・幼・小連絡協議会を開催し、新就学児について、情報共有を図ることで、小学校生活へ円滑に移行できるようにすすめた。 ・幼稚園・保育園訪問や小学校の授業公開をとおし、幼児教育や学校教育への理解を深め、個に応じた指導の充実を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	・保・幼・小連絡協議会を開催し、新就学児について、情報共有を図ることで、小学校生活へ円滑に移行できるようにすすめた。 ・保育園訪問や小学校の生活科の授業のオンライン公開をとおし、幼児教育や学校教育への理解を深め、個に応じた指導の充実を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	・保・幼・小連絡協議会を開催し、新就学児について、情報共有を図ることで、小学校生活へ円滑に移行できるようにすすめた。 ・幼稚園・保育園訪問や小学校の授業公開をとおし、幼児教育や学校教育への理解を深め、個に応じた指導の充実を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	・保・幼・小連絡協議会を開催し、新就学児が小学校生活への円滑に移行できるよう情報共有し、必要となる支援の内容や方法等について連携を図った。 ・幼稚園や保育園への訪問、小学校の授業公開を通して、幼児教育や学校教育への理解を深め、個に応じた指導の充実を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	② 教育の充実							
事業名	① 特別支援教育の充実							
担当課	教育指導課							
事業の目的	特別支援教育の充実を図るため、それぞれの障害や程度に応じた教育課程を編成するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた支援、施設整備の充実を図ります。 また、特別支援学級を設置する小・中学校への特別支援学級補助員の配置、通常学級に通う障害のある児童生徒への支援員の配置、補助員・支援員への研修などにより、障害のある児童生徒の就学支援及び学習支援に努めます。							
事業目標	<H30・2018年度～> ・個別の支援計画・指導計画を作成し、個に応じた指導を実施する。 ・特別支援学級設置校に特別支援学級補助員を配置する。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に支援員を配置する。 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施する。 *変更の際に記載							
事業内容	<H30・2018年度> ・特別支援学級在籍児童生徒・通級による指導を受ける児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画を作成する。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒数、障害の程度に応じて、特別支援学級補助員を配置する。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒数、障害の程度に応じて、支援員の活用回数を決する。 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、適切な就学支援と個に応じた学習支援の体制を構築する。 <H31・2019年度> ・特別支援学級在籍児童生徒・通級による指導を受ける児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画を作成する。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒数、障害の程度に応じて、特別支援学級補助員を配置する。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒数、障害の程度に応じて、支援員の活用回数を決する。 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、適切な就学支援と個に応じた学習支援の体制を構築する。 <R2・2020年度> ・特別支援学級在籍児童生徒・通級による指導を受ける児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画を作成する。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒数、障害の程度に応じて、特別支援学級補助員を配置する。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒数、障害の程度に応じて、支援員の活用回数を決する。 <R3・2021年度> ・特別支援学級在籍児童生徒・通級による指導を受ける児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画を作成する。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒数、障害の程度に応じて、特別支援学級補助員を配置する。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒数、障害の程度に応じて、支援員の活用回数を決する。 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、適切な就学支援と個に応じた学習支援の体制を構築する。 <R4・2022年度> ・特別支援学級在籍児童生徒・通級による指導を受ける児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画を作成する。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒数、障害の程度に応じて、特別支援学級補助員を配置する。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒数、障害の程度に応じて、支援員の活用回数を決する。 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、適切な就学支援と個に応じた学習支援の体制を構築する。 <R5・2023年度> ・特別支援学級在籍児童生徒・通級による指導を受ける児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画を作成する。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒数、障害の程度に応じて、特別支援学級補助員を配置する。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒数、障害の程度に応じて、支援員の活用回数を決する。 ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、適切な就学支援と個に応じた学習支援の体制を構築する。							
	指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
	特別支援教育コーディネーター研修会の実施(回)	目標・計画	2回	2回	2回	2回	2回	2回
		実績	2回	2回	0回	2回	2回	2回
		達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	特別支援学級在籍児童生徒・通級による指導を受ける児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画を作成し、日々の成長や支援の在り方について保護者と確認を取りながら支援・指導をすすめた。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒数、障害の程度に応じて、特別支援学級補助員を配置し、実態に応じて、配置替えをおこなった。 ・年度当初に、支援員の活用回数を決し、9月に、各学校の実態に応じて、活用回数を増やすなど調整を図ることで、適切な支援をすすめていった。 ・年度当初と年度末に特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、適切な就学支援と個に応じた学習支援について理解を深め、各校の体制を整えていった。					()拡大・拡充 (○)現状どおり推進 ()縮小	
H31年度 (2019)	A	特別支援学級在籍児童生徒・通級による指導を受ける児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画を作成し、日々の成長や支援の在り方について保護者と確認を取りながら支援・指導をすすめた。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒数、障害の程度に応じて、特別支援学級補助員を配置し、実態に応じて、配置替えをおこなった。 ・年度当初に、支援員の活用回数を決し、9月に、各学校の実態に応じて、活用回数を増やすなど調整を図ることで、適切な支援をすすめていった。 ・年度当初と年度末に特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、適切な就学支援と個に応じた学習支援について理解を深め、各校の体制を整えていった。					()拡大・拡充 (○)現状どおり推進 ()縮小	
R2年度 (2020)	B	特別支援学級在籍児童生徒・通級による指導を受ける児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画を作成し、日々の成長や支援の在り方について保護者と確認を取りながら支援・指導をすすめた。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒数、障害の程度に応じて、特別支援学級補助員を配置し、実態に応じて、配置替えをおこなった。 ・年度当初に、支援員の活用回数を決し、9月に、各学校の実態に応じて、活用回数を増やすなど調整を図ることで、適切な支援をすすめていった。 ・特別支援教育コーディネーター研修会は新型コロナウイルス感染症の防止のため未実施。特別支援教育担当者会等を通じて特別支援教育の理解の促進を促した。					()拡大・拡充 (○)現状どおり推進 ()縮小	
R3年度 (2021)	A	特別支援学級在籍児童生徒・通級による指導を受ける児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画を作成し、日々の成長や支援の在り方について保護者と確認を取りながら支援・指導をすすめた。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒数などに応じて、特別支援学級補助員を配置し、実態に応じて、配置替えをおこなった。 ・通常学級における特別な支援を要する児童生徒支援員について、年度当初に、支援員の活用回数を決し、9月末に、各学校の実態に応じて、活用回数を増やすなど市全体で調整を図ることで、適切な支援をすすめていった。 ・年度当初と年度末に特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、特別支援教育に係る児童生徒に対しての適切な就学支援と個に応じた学習支援について理解を深め、各校の体制を整えていった。					()拡大・拡充 (○)現状どおり推進 ()縮小	
R4年度 (2022)	A	特別支援学級在籍児童生徒・通級による指導を受ける児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画を作成し、日々の成長や支援の在り方について保護者と確認を取りながら支援・指導をすすめた。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒数などに応じて、特別支援学級補助員を配置し、実態に応じて、配置替えをおこなった。 ・通常学級における特別な支援を要する児童生徒支援員について、年度当初に、支援員の活用回数を決し、各学校の実態に応じて、年度途中で活用回数を増やすなど市内全体で調整を図ることで、適切な支援をすすめていった。 ・年度当初と夏季休業中に特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、児童生徒に対しての適切な就学支援や個に応じた学習支援について理解を深め、各校の体制整備を図った。					()拡大・拡充 (○)現状どおり推進 ()縮小	
R5年度 (2023)	A	・特別支援学級在籍児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒について、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、保護者と確認を取りながら日々の指導や支援の充実を図った。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒数や実態等に応じて特別支援学級補助員を配置し、各校の状況等に応じて配置替えを行った。 ・通常学級における特別な支援を要する児童生徒支援員について、年度当初に支援員の活用回数を決し、年度途中で各校の実態に応じて活用回数を増やす等市内全体で調整することで、適切な支援の実現を図った。 ・年度当初と夏季休業中に特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、児童生徒に対しての適切な就学支援や個に応じた学習支援について理解を深め、各校の特別支援教育体制の整備と充実を図った。					()拡大・拡充 (○)現状どおり推進 ()縮小	

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)		② 教育の充実					
事業名		② 就学相談の充実					
担当課		教育指導課					
事業の目的		障害のある児童生徒が適切な教育が受けられる環境整備に努め、保育園、幼稚園、小・中学校との連携のもとに就学相談体制の充実を図ります。					
事業目標		<H30・2018年度～> ・障害のある児童生徒と保護者に対し、より適切な教育の場について考えられる就学相談を実施する。					
		* 変更の際に記載					
事業内容		<H30・2018年度> ・就学相談の流れについて理解を促すため、就学相談オリエンテーションを実施する。 ・就学相談を年間7回実施する。					
		<H31・2019年度> ・就学相談の流れについて理解を促すため、就学相談オリエンテーションを実施する。 ・就学相談を年間7回実施する。					
		<R2・2020年度> ・就学相談の流れについて理解を促すため、就学相談オリエンテーションを実施する。 ・就学相談を年間7回実施する。					
		<R3・2021年度> ・就学相談の流れについて理解を促すため、就学相談オリエンテーションを実施する。(5月と2月に開催する。2月は令和5年度の入学児童生徒を対象) ・就学相談を6月から12月にかけて年間7回実施する。					
		<R4・2022年度> ・就学相談の流れについて理解を促すため、就学相談オリエンテーションを実施する。(5月と10月に開催。10月は令和6年度の入学児童生徒を対象) ・就学相談を6月から12月にかけて年間7回実施する。					
		<R5・2023年度> ・就学相談の流れについて理解を促すため、就学相談オリエンテーションを実施する。(5月と10月に開催。10月は令和7年度の入学児童生徒を対象) ・就学相談を6月から12月にかけて年間7回実施する。					
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
就学相談実施回数(回)	目標・計画	7	7	7	7	7	7
	実績	7	7	7	7	7	7
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	・5月就学相談オリエンテーションを実施し、保護者等に特別支援教育について理解、就学先を決定するまでの流れについて理解をしていただいた。 ・年間7回の就学相談を実施し、保護者の意向、子供の実態を把握し、適切な就学先を決定するための合意形成を図っていった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	・5月就学相談オリエンテーションを実施し、保護者等に特別支援教育について理解、就学先を決定するまでの流れについて理解をしていただいた。 ・年間7回の就学相談を実施し、保護者の意向、子供の実態を把握し、適切な就学先を決定するための合意形成を図っていった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	・5月就学相談オリエンテーションを実施し、保護者等に特別支援教育について理解、就学先を決定するまでの流れについて理解をしていただいた。 ・年間7回の就学相談を実施し、保護者の意向、子供の実態を把握し、適切な就学先を決定するための合意形成を図っていった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	・5月および2月に就学相談オリエンテーションを実施し、保護者等に特別支援教育について理解、就学先を決定するまでの流れについて理解をしていただいた。 ・年間7回の就学相談を実施し、保護者の意向、子供の実態を把握し、適切な就学先を決定するための合意形成を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	・5月および10月に就学相談オリエンテーションを実施し、保護者等に特別支援教育について理解、就学先を決定するまでの流れについて理解をしていただいた。 ・年間7回の就学相談を実施し、保護者の意向、子供の実態を把握し、適切な就学先を決定するための合意形成を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	・5月および10月に就学相談オリエンテーションを実施し、保護者等に特別支援教育や就学先を決定するまでの流れ等について理解を促進した。 ・年間7回の就学相談を通じて保護者の意向や子供の実態を把握し、適切な就学先の決定に向けた合意形成を図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)		② 教育の充実					
事業名		③ 通常学級に在籍している子どもの支援					
担当課		教育指導課					
事業の目的		通常学級に在籍している発達障害などの子どもについては、それぞれの障害の特性を踏まえつつ、子どもの発達段階に応じた計画的、継続的な教育支援に努めます。					
事業目標		<H30・2018年度～> ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施する。 ・特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別の指導計画を作成し、個に応じた指導を実施する。 ・職員会議、校内研修等を通して、発達障害等のある児童生徒を把握する。 ＊変更の際に記載					
事業内容		<H30・2018年度> ・特別支援教育コーディネーター研修会を通して、通常学級に在籍している発達障害などの支援・配慮を必要とする児童生徒に対して、情報共有し、支援体制を整える。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成する。 ・校内研修等を通して、発達障害等のある児童生徒について把握し、共通認識をし、指導の充実に努める。 <H31・2019年度> ・特別支援教育コーディネーター研修会を通して、通常学級に在籍している発達障害などの支援・配慮を必要とする児童生徒に対して、情報共有し、支援体制を整える。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成する。 ・校内研修等を通して、発達障害等のある児童生徒について把握し、共通認識をし、指導の充実に努める。 <R2・2020年度> ・配慮を必要とする児童生徒の支援について、特別支援学級担当者会や就学支援委員会等の機会を利用し、情報提供をすることで各学校の支援体制の充実を図る。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成する。 ・校内研修等を通して、発達障害等のある児童生徒について把握し、共通認識をし、指導の充実に努める。 <R3・2021年度> ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の支援について、特別支援学級担当者会や就学支援委員会等の機会を利用し、情報提供をすることで各学校の支援体制の充実を図る。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成する。 ・学校からの申請に基づいて「特別な支援を必要とする児童生徒支援員」を配置し、個に応じた指導を実施する。 ・校内研修等を通して、発達障害等のある児童生徒について把握し、共通認識をし、指導の充実に努める。 <R4・2022年度> ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の支援について、特別支援学級担当者会や就学支援委員会等の機会を利用し、情報提供をすることで各学校の支援体制の充実を図る。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成する。 ・学校からの申請に基づいて「特別な支援を必要とする児童生徒支援員」を配置し、個に応じた指導を実施する。 ・校内研修等を通して、発達障害等のある児童生徒について把握し、共通認識をし、指導の充実に努める。 <R5・2023年度> ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の支援について、特別支援学級担当者会や就学支援委員会等の機会を利用し、情報提供をすることで各学校の支援体制の充実を図る。 ・通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成する。 ・学校からの申請に基づいて「特別な支援を必要とする児童生徒支援員」を配置し、個に応じた指導を実施する。 ・校内研修等を通して、発達障害等のある児童生徒について把握し、共通認識をし、指導の充実に努める。					
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
校内研修等の実施率(%)		目標・計画	100	100	100	100	100
		実績	100	100	80	100	100
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	・年度当初と年度末に特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援体制の構築について情報共有をおこなった。 ・各学校より報告された通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画を作成し、適切な支援を実施した。 ・特別支援学校のセンター機能等を活用し、校内研修を実施し、特別支援教育に対する理解を深め、指導の充実に図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	・年度当初と年度末に特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援体制の構築について情報共有をおこなった。 ・各学校より報告された通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画を作成し、適切な支援を実施した。 ・特別支援学校のセンター機能等を活用し、校内研修を実施し、特別支援教育に対する理解を深め、指導の充実に図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	・各学校より報告された通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画を作成し、適切な支援を実施した。 ・特別支援学校のセンター機能等を活用し、校内研修を実施し、特別支援教育に対する理解を深め、指導の充実に図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	・年度当初と年度末に特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援体制の構築について情報共有をおこなった。 ・各学校より報告された通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画を作成し、適切な支援を実施した。 ・特別支援学校のセンター機能等を活用し、指導者を要請する等して校内研修を実施し、特別支援教育に対する理解を深め、指導の充実に図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	・年度当初と年度末に特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援体制の構築について情報共有をおこなった。 ・各学校より報告された通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画を作成し、適切な支援を実施した。 ・特別支援学校のセンター機能等を活用し、指導者を要請する等して校内研修を実施し、特別支援教育に対する理解を深め、指導の充実に図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	・年度当初と年度末に特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援体制の構築について情報共有を行った。 ・各学校より報告された通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画を作成し、適切な支援を実施した。 ・特別支援学校のセンター機能等を活用し、指導者を要請する等して校内研修を実施し、特別支援教育に対する理解を深め、指導の充実に図った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	③ 福祉教育の充実						
事業名	① 交流及び共同学習の推進						
担当課	教育指導課						
事業の目的	通常学級における福祉教育を推進するとともに、通常学級と特別支援学級の児童生徒が共に学ぶ機会の設定、特別支援学級の児童生徒による学習発表会、作品展の開催などの機会を増やして、障害のある児童生徒への理解を深め、相互の交流及び共同学習を推進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・運動会、校外学習など、学校行事における交流及び共同学習を実施する。 ・教科学習における交流及び共同学習を充実させる。 ・なかよし発表会・作品展を開催する。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・児童生徒の障害の程度、特性に応じて、個をより成長させるための交流及び共同学習を実施する。 <H31・2019年度> ・児童生徒の障害の程度、特性に応じて、個をより成長させるための交流及び共同学習を実施する。 <R2・2020年度> ・児童生徒の障害の程度、特性に応じて、個をより成長させるための交流及び共同学習を実施する。 <R3・2021年度> ・児童生徒の障害の程度、特性に応じて、個をより成長させるための交流及び共同学習を実施する。 <R4・2022年度> ・児童生徒の障害の程度、特性に応じて、個をより成長させるための交流及び共同学習を実施する。 <R5・2023年度> ・児童生徒の障害の程度、特性に応じて、個をより成長させるための交流及び共同学習を実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
交流及び共同学習の実施率 (%)	目標・計画	100	100	100	100	100	100
	実績	100	100	80	80	100	100
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	・通常学級と特別支援学級の担任が密に連絡をとりながら、個をより成長させるため、障害の程度、特性に応じて、計画的に、交流及び共同学習を実施した。 ・なかよし発表会、なかよし作品展では、多くの方に、子供たちが日頃の学習や生活で学んだ力を発揮し、個性が輝く発表や作品を参観いただいた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	・通常学級と特別支援学級の担任が密に連絡をとりながら、個をより成長させるため、障害の程度、特性に応じて、計画的に、交流及び共同学習を実施した。 ・なかよし発表会、なかよし作品展では、多くの方に、子供たちが日頃の学習や生活で学んだ力を発揮し、個性が輝く発表や作品を参観いただいた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	・新型コロナウイルス感染症の防止の観点から交流及び共同学習に制限があったが、回数を減らす、オンライン実施、手紙による交流等形を変えて行った。 通常学級と特別支援学級の担任が密に連絡をとりながら、個をより成長させるため、障害の程度、特性に応じて、計画的に、交流及び共同学習を実施した。 ・なかよし作品展では、多くの方に、子供たちが日頃の学習や生活で学んだ力を発揮し、個性が輝く発表や作品を参観いただいた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	・令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の防止の観点から交流及び共同学習に制限があったが、回数を減らす、オンライン実施、手紙による交流等交流形態を変えて行った。 通常学級と特別支援学級の担任が密に連絡をとりながら、個をより成長させるため、障害の程度、特性に応じて、計画的に、交流及び共同学習を実施した。 ・なかよし作品展では、多くの方に、子供たちが日頃の学習や生活で学んだ力を発揮し、個性が輝く発表や作品を参観いただいた。 ・なかよし発表会は新型コロナ感染拡大影響のため中止となった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	・感染対策を取りながら、ほぼコロナ禍前の状態で共同学習や行事などを実施することができた。 通常学級と特別支援学級の担任が密に連絡をとりながら、個をより成長させるため、障害の程度、特性に応じて、計画的に、交流及び共同学習を実施した。 ・なかよし作品展では、多くの方に、子供たちが日頃の学習や生活で学んだ力を発揮し、個性が輝く発表や作品を参観いただいた。 ・なかよし発表会は3年ぶりにゆめばれすで実施し、入場制限を行ったものの多くの保護者の方々等に見ていただくことができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	・コロナ禍前の状態で共同学習や行事などを実施することができた。 ・通常学級と特別支援学級の担任が連携をとりながら、個をより成長させるため、障害の程度、特性に応じて、計画的に交流及び共同学習を実施した。 ・なかよし作品展では、多くの方に、子供たちが日頃の学習や生活で学んだ成果や、個性溢れる作品を参観していただくことができた。 ・なかよし発表会はコロナ禍後初めて観客の入場制限を撤廃し、日頃の成果や発表を多くの方々に見ていただくことができた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	③ 福祉教育の充実						
事業名	② 交流保育の推進						
担当課	保育課						
事業の目的	障害のある児童がいない保育所、障害のある児童がいる保育所や施設などとの交流会を開催し、触れ合いの場を創造します。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・知的障害児通園施設の児童と保育園の児童がクラス交流を月1回程度行い、ふれあいの場を設ける。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・みつばすみれ学園と保育園児の交流						
	<H31・2019年度> ・みつばすみれ学園と保育園児の交流						
	<R2・2020年度> ・みつばすみれ学園と保育園児の交流(コロナにより中止)						
	<R3・2021年度> ・みつばすみれ学園と保育園児の交流(コロナにより中止)						
	<R4・2022年度> ・みつばすみれ学園と保育園児の交流(コロナにより中止)						
	<R5・2023年度> ・みつばすみれ学園と保育園児の交流						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
みつばすみれ学園と保育園児 の交流回数(回)	目標・計画	20	20	20	20	20	20
	実績	20	20	0	0	0	20
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	平成30年度は北朝霞保育園と泉水保育園で各園10回の交流を行っており、引き続き計画的に継続をしていく					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	平成31年度は北朝霞保育園と泉水保育園で各園10回の交流を行っており、引き続き計画的に継続をしていく					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	D	令和2年度は北朝霞保育園と泉水保育園で各園10回の交流を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止を余儀なくされた。今後も状況により、引き続き継続をしていく					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	D	令和3年度は北朝霞保育園と泉水保育園で各園10回の交流を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止を余儀なくされた。今後も状況により、引き続き継続をしていく					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	D	令和4年度は北朝霞保育園と泉水保育園で各園10回の交流を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止を余儀なくされた。今後も状況により、引き続き継続をしていく					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	令和5年度は北朝霞保育園と東朝霞保育園で各園10回の交流を行っており、引き続き計画的に継続をしていく					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	③ 福祉教育の充実						
事業名	③ 障害のある児童生徒の交流会の実施						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	障害のある児童生徒との触れ合いの場を増やすため、障害のある児童生徒と地域住民との交流事業を促進します。						
事業目標	＜H30・2018年度～＞障害のある子どもと地域のボランティアの交流の機会を設ける。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	＜H30・2018年度＞彩の国ボランティア体験プログラムを実施し、障害児放課後児童クラブなど障害のある子どもとボランティアが交流できる場をメニューに含める。						
	＜H31・2019年度＞彩の国ボランティア体験プログラムを実施し、障害児放課後児童クラブなど障害のある子どもとボランティアが交流できる場をメニューに含める。						
	＜R2・2020年度＞ 彩の国ボランティア体験プログラムを実施するための活動メニューを増やし、障害児放課後児童クラブなどに協力を依頼し、広く広報啓発活動を進め、ボランティア活動を「通じて交流の機会や場の提供を行う。						
	＜R3・2021年度＞ 彩の国ボランティア体験プログラムを実施するための活動メニューを増やし、障害児放課後児童クラブなどに協力を依頼し、広く広報啓発活動を進め、ボランティア活動を「通じて交流の機会や場の提供を行う。						
	＜R4・2022年度＞ 彩の国ボランティア体験プログラムを実施するための活動メニューを増やし、障害児放課後児童クラブなどに協力を依頼し、広く広報啓発活動を進め、ボランティア活動を通じて交流の機会や場の提供を行う。						
	＜R5・2023年度＞ 彩の国ボランティア体験プログラムを実施するための活動メニューを作成し、広く広報啓発活動を進め、ボランティア活動を通じて交流の機会や場の提供を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
彩の国ボランティア体験プログラムにおける障害のある子どもとボランティアが交流できる場の設定(回)	目標・計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	1	1	0	1	1
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	彩の国ボランティア体験プログラムのメニューにしたことで、市内学生の参加があり、日帰り旅行等のプログラムに参加することで障害がある子どもたちと交流することができた。課題は、交流の機会となるメニューが少ないこと。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	彩の国ボランティア体験プログラムのメニューに掲載したが、希望する方はいなかった。メニューの検討が必要。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、彩の国ボランティア体験プログラムの実施が制限されることもあったが、障害児放課後児童クラブ等と、ボランティア活動希望者との個別による対応を行った。多くの福祉施設等感染対策が難しく、ボランティアの受け入れを行う難しさがあった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	E	彩の国ボランティア体験プログラムによる実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、障害のある子どもと交流できるメニューを用意することができなかった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	彩の国ボランティア体験プログラムによる実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、障害のある子どもと交流できるメニューが中止となった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	D	市内事業所の事業変更に伴い、障害児とふれあう活動(メニュー)については再検討とした。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	③ 福祉教育の充実						
事業名	④ 小学生の親子・中学生施設体験の実施						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	小学生の親子、中学生の障害者施設での体験など、福祉体験学習の機会を提供します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 親子で参加できるボランティア体験メニューの提供。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 彩の国ボランティア体験プログラムの実施。						
	<H31・2019年度> 彩の国ボランティア体験プログラムの実施。						
	<R2・2020年度> 彩の国ボランティア体験プログラムの実施。						
	<R3・2021年度> 彩の国ボランティア体験プログラムの実施。						
	<R4・2022年度> 彩の国ボランティア体験プログラムの実施。						
	<R5・2023年度> 彩の国ボランティア体験プログラムの実施。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
彩の国ボランティア体験プログラムの実施(回)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	0	1	1	1
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	彩の国ボランティア体験プログラムのメニューに小学生から参加できるメニューを用意し、親子での参加も見られた。小学生を受け入れてもらえる施設がないため、今後もアプローチが必要。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	小学生の参加は見られたが、親子での参加はなかった。引き続き親子で参加できるメニューを検討していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	E	彩の国ボランティア体験プログラムによる実施を予定していた地域ボランティア活動体験、福祉施設ボランティア活動体験等事業を実施するためのプログラムを感染症の影響により親子で参加できるメニューを用意することができなかった。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	彩の国ボランティア体験プログラムでは、小学生から参加できる福祉施設でのボランティア活動メニューを用意した。親子での参加はなかったが、小、中学生がそのメニューに参加することで福祉施設を知るきっかけとなった。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	彩の国ボランティア体験プログラムでは、小学生から参加できる福祉施設でのボランティア活動メニューを用意した。親子での参加があり、福祉施設を知るきっかけとなり、体験プログラム終了後も関係性が継続している。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	彩の国ボランティア体験プログラムでは、小学生から参加できる障害者福祉施設でのボランティア活動メニューを用意したが、小・中学生や親子での参加はなかった。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	③ 福祉教育の充実						
事業名	⑤ 障害のある人を理解する学校教育の充実						
担当課	教育指導課						
事業の目的	小・中学校において、児童生徒の発達段階に応じた計画的、継続的な福祉教育や障害のある人との交流教育、ボランティア教育の推進を図ります。 また、福祉への理解と関心を高めるために、地域や障害者団体・施設などと連携した福祉教育を促進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・共生社会の実現に向け、総合的な学習の時間、学級活動の時間、道徳等を使い、障害のある人への理解を深める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・総合的な学習の時間等において、福祉に関する教育を充実させる。						
	<H31・2019年度> ・総合的な学習の時間等において、福祉に関する教育を充実させる。						
	<R2・2020年度> ・総合的な学習の時間等において、福祉に関する教育を充実させる。						
	<R3・2021年度> ・総合的な学習の時間等において、福祉に関する教育を充実させる。						
	<R4・2022年度> ・総合的な学習の時間等において、福祉に関する教育を充実させる。						
	<R5・2023年度> ・総合的な学習の時間等において、福祉に関する教育を充実させる。 ・中学校社会科の公民分野において、社会保障の仕組みについて学ぶ。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
福祉教育の実施状況(%)	目標・計画	100	100	100	100	100	100
	実績	100	100	100	100	100	100
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	・小・中学校において、年間指導計画に基づき、車いす体験やアイマスク体験を実施したり、手話について学習したりすることで、福祉教育に対する理解を深めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	A	・小・中学校において、年間指導計画に基づき、車いす体験やアイマスク体験を実施したり、手話について学習したりすることで、福祉教育に対する理解を深めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	A	・小・中学校において、年間指導計画に基づき、車いす体験やアイマスク体験を実施したり、手話について学習したりすることで、福祉教育に対する理解を深めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	A	・小・中学校において、年間指導計画に基づき、車いす体験やアイマスク体験を実施したり、手話について学習したりすることで、福祉教育に対する理解を深めた。 ・視覚障害など障害のある方を実際に講師に招いて話を聞くなどして、共生社会実現に向けて理解を深めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	・小・中学校において、年間指導計画に基づき、車いす体験やアイマスク体験を実施したり、手話について学習したりすることで、福祉教育に対する理解を深めた。 ・視覚障害など障害のある方を実際に講師に招いて話を聞くなどして、共生社会実現に向けて理解を深めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	・小・中学校において、年間指導計画に基づき、車いす体験やアイマスク体験を実施したり、手話について学習したりすることで、福祉教育に対する理解を深めた。 ・視覚障害など障害のある方を実際に講師に招いて話を聞くなどして、共生社会実現に向けて理解を深めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

基本施策 (1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

施策(中柱)	③ 福祉教育の充実						
事業名	⑤ 障害のある人を理解する学校教育の充実						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	小・中学校において、児童生徒の発達段階に応じた計画的、継続的な福祉教育や障害のある人との交流教育、ボランティア教育の推進を図ります。また、福祉への理解と関心を高めるために、地域や障害者団体・施設などと連携した福祉教育を促進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 小・中学校での福祉教育で視覚や聴覚に障害がある方を講師に招き、障害への理解を深める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 視覚や聴覚に障害がある方を講師に招き、福祉教育を実施する。						
	<H31・2019年度> 視覚や聴覚に障害がある方を講師に招き、福祉教育を実施する。						
	<R2・2020年度> 視覚や聴覚に障害がある方を講師に招き、福祉教育を実施する。						
	<R3・2021年度> 視覚や聴覚に障害がある方を講師に招き、福祉教育を実施する。						
	<R4・2022年度> 視覚や聴覚に障害がある方を講師に招き、福祉教育を実施する。						
	<R5・2023年度> 視覚や聴覚に障害がある方を講師に招き、福祉教育を実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
福祉教育の実施学校数(校)	目標・計画	9	9	9	9	9	9
	実績	11	10	10	10	11	9
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	視覚に障害がある方の講演、盲導犬のデモンストレーション、手話体験等を通じて障害について理解を深めることができた。教員向けに実施している四市福祉教育研修会への参加が少ないことが課題の一つとなっている。また、福祉教育の依頼がない学校へのアプローチが必要。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	市内すべての小学校(10校)から福祉教育の依頼があり、中学校からも2校相談があったが、コロナウイルス感染症予防のため中学校2校については実施に至らなかった。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	新型コロナウイルス感染症が収束していない中での福祉教育を実施するために学校と感染対策等に向けた協議を行いながら、視覚障害についての当事者講演や車いす体験等の福祉教育を実施した。(小学校9校・中学校1校)					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	新型コロナウイルス感染症が収束していない中での福祉教育を実施するために学校と感染対策等に向けた協議を行いながら、福祉用具の貸し出しや、視覚障害についての当事者講演、車いす体験等の福祉教育を実施した。(小学校10校)					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	感染症対策を講じながら、福祉用具の貸し出しや、視覚・聴覚障害についての当事者講演、障害者団体の協力を得て手話体験等の福祉教育を実施した。(小学校9校、中学校2校)また、中学校教職員対象の校内研修において福祉教育の説明と視覚障害についての当事者の講演を実施した(中学校1校)					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	福祉用具の貸し出しや、視覚・聴覚障害についての当事者講演、障害者団体の協力を得て手話体験等の福祉教育を実施した。(小学校9校)					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (1) 福祉のまちづくりの推進

施策(中柱)	① 総合的なまちづくりの推進						
事業名	① 歩道の整備						
担当課	まちづくり推進課						
事業の目的	歩道と車道の分離、歩行空間の確保、道路拡幅、交差点における歩道と車道の段差解消など、バリアフリー化された歩行空間の整備を推進します。 また、新設道路については、歩道のフラット化(歩車道境界ブロックなどによる歩道と車道の分離)を進めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 都市計画道路を整備することにより、歩道の整備を進めるとともにバリアフリー化を推進し、障害のある人に配慮したまちづくりを行う。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 都市計画道路観音通線の街路築造工事、国道254号交差点の改良工事の実施 観音通線の用地買収、岡通線用地取得の準備、都市計画道路岡通線・駅東通線の事業認可申請準備 <H31・2019年度> 都市計画道路観音通線の街路築造工事、国道254号交差点の改良工事の実施 都市計画道路岡通線・駅東通線の用地取得の準備及び事業認可申請準備 <R2・2020年度> 都市計画道路駅東通線の用地買収、仮歩道整備工事の実施 都市計画道路岡通線の用地交渉に伴い不動産鑑定等を実施、管理用地の仮歩道整備工事の実施 <R3・2021年度> 都市計画道路駅東通線の仮歩道内に車止めポールを設置 都市計画道路岡通線の仮歩道と既存市道の段差解消工事を実施・事業用地4件の契約締結 <R4・2022年度> 都市計画道路岡通線の用地交渉に伴い不動産鑑定のほか、仮歩道整備工事の実施 <R5・2023年度> 都市計画道路駅東通線の用地交渉に伴い不動産鑑定のほか、建物調査及び補償積算委託の実施 都市計画道路岡通線の用地交渉に伴い不動産鑑定のほか、建物調査及び補償積算委託の実施						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
都市計画道路の整備(m) (道路供用延長)	目標・計画	207m	71m	—	—	—	—
	実績	207m	71m	—	—	—	—
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	朝霞第四中学校入口前交差点付近から県道新座和光線までの約207mの区間の観音通線築造工事が完了した。また、観音通線街路用地の買収を進め、取得率100%を達成した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	県道新座和光線から国道254号までの約71mの区間の観音通線築造工事が完了し、令和2年2月に朝霞駅南口から国道254号までの約944mの区間が全線開通した。				() 拡大・拡充 () 現状どおり推進 (○) 縮小	
R2年度 (2020)	C	現在、駅東通線約210m及び岡通線約198mの整備に向けて用地交渉を行っている。令和2年度は駅東通線において1件の用地取得が完了し、岡通線においては、用地取得に向けて不動産鑑定等を実施した。なお、用地取得した事業地には仮歩道を整備した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	現在、駅東通線約210m及び岡通線約198mの整備に向けて用地交渉を行っている。令和3年度は岡通線において4件の契約を行ったことで用地取得率が約73%となった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	現在、駅東通線約210m及び岡通線約198mの整備に向けて用地交渉を行っている。令和4年度は岡通線において1件の契約のほか、東京電力等の用地交渉を行った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	現在、駅東通線約210m及び岡通線約198mの整備に向けて用地交渉を行っている。令和5年度は岡通線において、東京電力と土地売買契約を締結した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (1) 福祉のまちづくりの推進

施策(中柱)	① 総合的なまちづくりの推進						
事業名	② 交通安全施設の整備						
担当課	道路整備課						
事業の目的	点字誘導ブロックや音声誘導装置、反射鏡、道路照明灯などの設置を促進します。 また、交通量や横断者の多い道路については、障害のある人の安全性にも配慮しながら、信号機の設置などについても、働きかけを行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 交通量や横断者の多い道路については、障害のある人の安全性にも配慮しながら、点字誘導ブロックや道路照明灯などの設置を促進します。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・対応必要箇所を把握するためのパトロール強化や情報収集を行います。 <H31・2019年度> ・対応必要箇所を把握するためのパトロール強化や情報収集を行います。実施できる箇所については、順次実施していきます。 <R2・2020年度> ・対応必要箇所を把握するためのパトロール強化や情報収集を行います。実施できる箇所については、順次実施していきます。 <R3・2021年度> ・対応必要箇所を把握するためのパトロール強化や情報収集を行います。実施できる箇所については、順次実施していきます。 <R4・2022年度> ・対応必要箇所を把握するためのパトロール強化や情報収集を行います。実施できる箇所については、順次実施していきます。 <R5・2023年度> ・対応必要箇所を把握するためのパトロール強化や情報収集を行います。実施できる箇所については、順次実施していきます。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
道路パトロール回数(日)	目標・計画	30	30	35	35	40	40
	実績	45	47	50	50	55	60
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	現場対応等で出動の際、帰庁時にパトロールも兼ねて見回りを行っている。今後も継続して行う。また新しい道路照明灯も5基設置した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	B	現場対応等で出動の際、帰庁時にパトロールも兼ねて見回りを行っている。点字ブロックについては、剥がれている箇所もあったため修繕を実施。新しい道路照明灯については、3基設置を行った。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	B	現場対応等で出動の際、帰庁時にパトロールも兼ねて見回りを行っている。今年度は北朝霞駅東口の点字ブロック修繕を実施し、朝霞駅東口駅前広場のトイレに設置していた音声案内の修繕も行った。また、道路照明灯は新規で7基設置した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	B	現場対応等で出動の際、帰庁時にパトロールも兼ねて見回りを行っている。点字ブロックについては、剥がれている箇所もあったため修繕を実施。新しい道路照明灯については、10基設置を行った。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	B	現場対応等で出動の際、帰庁時にパトロールも兼ねて見回りを行っている。点字ブロックについては、剥がれている箇所もあったため修繕を実施。新しい道路照明灯については、7基設置を行った。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	B	現場対応等で出動の際、帰庁時にパトロールも兼ねて見回りを行っている。点字ブロックについては、剥がれている箇所もあったため修繕を実施。横断歩道上のエスコートゾーンの修繕も順次実施している。また、新しい道路照明灯については、7基設置を行った。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (1) 福祉のまちづくりの推進

施策(中柱)	① 総合的なまちづくりの推進						
事業名	② 交通安全施設の整備						
担当課	まちづくり推進課						
事業の目的	点字誘導ブロックや音声誘導装置、反射鏡、道路照明灯などの設置を促進します。 また、交通量や横断者の多い道路については、障害のある人の安全性にも配慮しながら、信号機の設置などについても、働きかけを行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 見通しの悪い交差点やカーブに道路反射鏡の設置を促進し、安全性の向上に努める。 交通量や横断者の多い道路については、信号機の設置や音声誘導装置付き信号機への改良を警察に対し要望していく。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 道路反射鏡を設置する。 警察庁が制定した「信号機設置の指針」の条件を満たした箇所について、信号機設置の要望を行う。 <H31・2019年度> 道路反射鏡を設置する。 警察庁が制定した「信号機設置の指針」の条件を満たした箇所について、信号機設置の要望を行う。 <R2・2020年度> 道路反射鏡を設置する。 警察庁が制定した「信号機設置の指針」の条件を満たした箇所について、信号機設置の要望を行う。 <R3・2021年度> 道路反射鏡を設置する。 警察庁が制定した「信号機設置の指針」の条件を満たした箇所について、信号機設置の要望を行う。 <R4・2022年度> 道路反射鏡を設置する。 警察庁が制定した「信号機設置の指針」の条件を満たした箇所について、信号機設置の要望を行う。 <R5・2023年度> 道路反射鏡を設置する。 警察庁が制定した「信号機設置の指針」の条件を満たした箇所について、信号機設置の要望を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
道路反射鏡設置数(基)	目標・計画	10	10	10	10	10	10
	実績	13	3	11	16	9	12
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	B	道路反射鏡においては、目標値を上回ることができた。 また、信号機の視覚障害者用付加装置として音響式信号機の設置を朝霞警察署に要望し、2か所の交差点に設置していただきました。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	道路反射鏡においては目標値を下回っているが、要望があった場所の内、設置が可能な場所へ設置を行った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	道路反射鏡においては、目標値を上回ることができた。 また、信号機においては、時差式信号設置の要望を朝霞警察署に対し1件行った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	道路反射鏡においては、目標値を上回ることができた。 また、信号機においては、信号設置の要望を朝霞警察署に対し2件行った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	道路反射鏡においては目標値を下回っているが、要望があった場所の内、設置が可能な場所へ設置を行った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	道路反射鏡においては、目標値を上回ることができた。 また、信号機においては、信号設置の要望を朝霞警察署に対し1件行った。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (1) 福祉のまちづくりの推進

施策(中柱)	① 総合的なまちづくりの推進						
事業名	③ 路上放置物等障害物の解消						
担当課	まちづくり推進課						
事業の目的	障害のある人が安心して街中を歩ける交通環境を整備するため、放置自転車や障害物の撤去を行うとともに、駅前での駐輪及び駐車について指導の充実に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 放置禁止区域内に放置されている自転車を朝霞市自転車等放置防止条例に基づき撤去し、障害のある人が安心して歩ける交通環境を整備する。 また、放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導を行うことで、自転車利用者の意識の向上を促す。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 放置自転車の撤去を行う。 放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導を行う。 <H31・2019年度> 放置自転車の撤去を行う。 放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導を行う。 <R2・2020年度> 放置自転車の撤去を行う。 放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導を行う。 <R3・2021年度> 放置自転車の撤去を行う。 放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導を行う。 <R4・2022年度> 放置自転車の撤去を行う。 放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導を行う。 <R5・2023年度> 放置自転車の撤去を行う。 放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
放置自転車撤去台数(台)	目標・計画	495	495	490	490	485	485
	実績	416	369	156	117	76	76
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導し、合わせて放置自転車撤去を行うことにより、自転車利用者の放置自転車に対する意識を高め、自転車駐車場を利用するよう継続して誘導を行っていく必要がある。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
H31年度 (2019)	B	放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導し、合わせて放置自転車撤去を行うことにより、自転車利用者の放置自転車に対する意識を高め、自転車駐車場を利用するよう継続して誘導を行っていく必要がある。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R2年度 (2020)	A	放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導、定期的な放置自転車撤去に加え、シェアサイクルの普及により、放置自転車の数量は減少傾向にあり、安心して歩ける交通環境の整備に繋がっている。今後においても各種事業を継続的に実施する。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R3年度 (2021)	A	放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導、定期的な放置自転車撤去に加え、シェアサイクルの普及により、放置自転車の数量は減少傾向にあり、安心して歩ける交通環境の整備に繋がっている。今後においても各種事業を継続的に実施する。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R4年度 (2022)	A	放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導、定期的な放置自転車撤去に加え、シェアサイクルの普及により、放置自転車の数量は減少傾向にあり、安心して歩ける交通環境の整備に繋がっている。今後においても各種事業を継続的に実施する。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小
R5年度 (2023)	A	放置自転車等対策指導員による自転車利用者への啓発及び指導、定期的な放置自転車撤去に加え、シェアサイクルの普及により、放置自転車の数量は減少傾向にあり、安心して歩ける交通環境の整備に繋がっている。今後においても各種事業を継続的に実施する。					☐ 拡大・拡充 ☐ 現状どおり推進 ☐ 縮小

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (1) 福祉のまちづくりの推進

施策(中柱)	① 総合的なまちづくりの推進						
事業名	④ 交通安全運動の実施						
担当課	まちづくり推進課						
事業の目的	交通安全の普及・啓発活動として、交通安全運動(年4回)を実施し、交通事故による障害の発生を未然に防止します。また、この交通安全運動と連動して、広報紙や学校などを通じて交通安全の啓発を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 年4回の交通安全運動期間中に、警察及び交通関係団体と協力して街頭啓発活動を実施し、市民に対し交通ルールの遵守や交通マナーの意識向上を図ることで、交通事故の発生を防止する。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 交通安全運動期間中に街頭啓発活動を実施する。 <H31・2019年度> 交通安全運動期間中に街頭啓発活動を実施する。 <R2・2020年度> 交通安全運動期間中に街頭啓発活動を実施する。 <R3・2021年度> 交通安全運動期間中に街頭啓発活動を実施する。 <R4・2022年度> 交通安全運動期間中に街頭啓発活動を実施する。 <R5・2023年度> 交通安全運動期間中に街頭啓発活動を実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
交通死亡事故件数(件)	目標・計画	0	0	0	0	0	0
	実績	1	1	0	1	0	0
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	年4回の交通安全運動期間中の街頭活動に加え、道路反射鏡や区画線等の工事を実施することで、市内の交通安全対策の推進を図った。結果として、H29年度の死亡事故件数(2件)より減少はしたが、目標達成には至っていないため、継続した啓発活動が必要である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	年4回の交通安全運動期間中の街頭活動に加え、道路反射鏡や区画線等の工事を実施することで、市内の交通安全対策の推進を図った。結果として、H30年度の死亡事故件数から増加するとは無かったが、目標達成には至っていないため、継続した啓発活動が必要である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	年4回の交通安全運動期間中の街頭活動に加え、道路反射鏡や区画線等の工事を実施することで、市内の交通安全対策の推進を図った。結果として、R2年度は死亡事故は発生しなかったが、今後においても継続した啓発活動が必要である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	年4回の交通安全運動期間中の街頭活動に加え、道路反射鏡や区画線等の工事を実施することで、市内の交通安全対策の推進を図った。残念ながら、R3年度は死亡事故が1件発生したことから、目標達成に向け、さらなる啓発活動の推進に努める。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	年4回の交通安全運動期間中の街頭活動に加え、道路反射鏡や区画線等の工事を実施することで、市内の交通安全対策の推進を図った。結果として、R4年度は死亡事故は発生しなかったが、今後においても継続した啓発活動が必要である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	年4回の交通安全運動期間中の街頭活動に加え、道路反射鏡や区画線等の工事を実施することで、市内の交通安全対策の推進を図った。結果として、R5年度は死亡事故は発生しなかったが、今後においても継続した啓発活動が必要である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (1) 福祉のまちづくりの推進

施策(中柱)	① 総合的なまちづくりの推進						
事業名	⑤ 市の公共施設のバリアフリー化						
担当課	財産管理課						
事業の目的	障害のある人を含め多くの人が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。また、新たに整備する施設については、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 多くの方に安全で快適に公共施設を御利用いただくために、既存施設の大規模改修等に併せてバリアフリー化工事を実施する。また、施設の新築にあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れるものとする。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 市民会館耐震補強工事において、聴覚障害者の方向けにホールへヒアリンググループを設置する。保健センター耐震補強工事において、エレベーターの設置及びトイレの洋式化等を実施する。 <H31・2019年度> 新設する児童館のエレベーター設置等のバリアフリー化を実施する。総合体育館において、一部トイレの洋式化を図る。庁舎本館及び駐車場トイレの洋式化を行う。 <R2・2020年度> 八小増築棟にエレベーターを設置する他、既存校舎にスロープを設置する。総合体育館改修において、エレベーターの設置、トイレの様式化、車いす利用者専用の観客席を設置する。 <R3・2021年度> 図書館改修工事においてトイレの洋式化、車いす利用者棟対応カウンターの設置、休憩スペース・授乳室の設置をする。 <R4・2022年度> 市役所敷地内の多目的トイレに、仕切り用カーテンを設置する。市庁舎の男性用個室トイレもサンタリーボックスを設置する。警備員室出入り口階段部に手すりを設置。 <R5・2023年度> 埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミッド)の開始に伴い、市役所駐車場制度協力区画を設置する。市役所ベビールーム内に手すりを設置。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
バリアフリー改修を実施する (新築を含む)公共施設の数 (施設)	目標・計画	2	3	2	1	—	—
	実績	2	3	2	1	1	0
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	A	市民会館耐震補強工事において、聴覚障害者の方向けにホールへヒアリンググループを設置。保健センター耐震補強工事において、エレベーターの設置及びトイレの洋式化等を実施。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	A	庁舎トイレ(駐車場トイレ及び本館1階トイレ)について、洋式化を主とするバリアフリー化整備を実施。児童館建設工事において、エレベーター設置等バリアフリー化を実施。総合体育館2階についてトイレの様式化を実施。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	A	第八小学校増築棟において、エレベーターの設置、駐車場から既存校舎へのスロープを設置、バリアフリートイレの設置を実施。総合体育館改修において、エレベーターの設置、1階トイレの洋式化、車いす利用者専用の観客席の設置、駐車場に歩行者専用通路を設置。以上のバリアフリー化整備を実施。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	A	図書館本館改修工事において、授乳室、休憩スペース、盲導鈴、点字案内板、車いす使用者対応カウンターを新たに整備。また、館内の段差の解消や、利用者用トイレの洋式化、車いす対応ブース設置、バリアフリートイレのオストメイト用設備の設置等の既存設備も含め全面改修。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	A	・市役所敷地内の多目的トイレ(6カ所)に、仕切り用カーテンを設置。 ・市庁舎の男性用個室トイレもサンタリーボックスを設置。 ・警備員室出入り口階段部に手すりを設置。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	A	・埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミッド)の開始に伴い、市役所駐車場制度協力区画を設置。 ・市役所ベビールーム内に手すりを設置。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (1) 福祉のまちづくりの推進

施策(中柱)	① 総合的なまちづくりの推進						
事業名	⑥ 駅などの公共的施設等のバリアフリー化の促進						
担当課	まちづくり推進課						
事業の目的	駅などの公共的施設や大規模店舗などの集客施設については、その事業者に対して障害のある人が利用しやすい施設となるように、バリアフリー化を要請します。 特に、多くの人が利用する駅については、エレベーターや車いす対応のエスカレーターの設置などを促進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 駅などの公共的施設や大規模店舗などの集客施設のバリアフリー化を促進することで、全ての方にとって利用しやすい施設の整備を推進する。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 鉄道事業者に対し、沿線自治体で組織する協議会を通じ、エレベーターの設置やホームからの転落防止対策の実施を要望する。 <H31・2019年度> 鉄道事業者に対し、沿線自治体で組織する協議会を通じ、エレベーターの設置やホームからの転落防止対策の実施を要望する。 <R2・2020年度> 鉄道事業者に対し、沿線自治体で組織する協議会を通じ、エレベーターの設置やホームからの転落防止対策の実施を要望する。 <R3・2021年度> 鉄道事業者に対し、沿線自治体で組織する協議会を通じ、エレベーターの設置やホームからの転落防止対策の実施を要望する。 <R4・2022年度> 鉄道事業者に対し、沿線自治体で組織する協議会を通じ、エレベーターの設置やホームからの転落防止対策の実施を要望する。 <R5・2023年度> 鉄道事業者に対し、沿線自治体で組織する協議会を通じ、エレベーターの設置やホームからの転落防止対策の実施を要望する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び東武東上線改善対策協議会での要望(回)	目標・計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2	2	2	2
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	朝霞駅は、平成31年3月に上り側3、4番線ホームに視覚障害者の方などが駅ホームから転落する事故を防止するホームドアが設置された。次年度に下り側1、2番線ホームにもホームドアが設置される予定である。他の駅へのホームドアの設置、朝霞駅へのエレベーターの設置については、鉄道事業者に引き続き要望する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	朝霞駅は、昨年度の上り線に引き続き、令和2年3月に下り側1、2番線ホームに視覚障害者の方などが駅ホームから転落する事故を防止するホームドアが設置された。他の駅へのホームドアの設置、朝霞駅へのエレベーターの設置については、鉄道事業者に引き続き要望する。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	朝霞駅のエレベーター及びホームドア設置等のバリアフリー化、北朝霞駅へのホームドア設置について、鉄道事業者に引き続き要望を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	朝霞駅のエレベーター及びホームドア設置等のバリアフリー化、北朝霞駅へのホームドア設置について、鉄道事業者に引き続き要望を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	朝霞駅南口広場及び北朝霞駅東口広場内へ改札外エレベーターを設置することについて、令和5年2月28日に東武鉄道と協議が整い、バリアフリー化に向けて前進した。朝霞駅のエレベーター及びホームドア設置等のバリアフリー化、北朝霞駅へのホームドア設置について、鉄道事業者に引き続き要望を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	朝霞駅へのエレベーターを設置について、令和5年9月より東武鉄道によるエレベーター設置工事が開始され、令和7年度中に工事完成予定となっています。朝霞駅及び北朝霞駅へのホームドア設置について、鉄道事業者に引き続き要望を行う。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (1) 福祉のまちづくりの推進

施策(中柱)	① 総合的なまちづくりの推進						
事業名	⑦ 小・中学校におけるバリアフリー化						
担当課	教育総務課						
事業の目的	新しく整備する学校については、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進します。また、既存の校舎や体育館については、大規模改修時にあわせてバリアフリー化に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> ・小中学校の校舎や体育館において、階段手すり、点字ブロック、スロープ等の設置や、既設トイレの一部改修、各部の段差解消改修を行うことで学校施設のバリアフリー化を図り、誰でも使いやすい環境整備を進める。 ・第八小学校自校給食施設等整備事業における増築校舎について、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を実施する。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・既設小中学校の校舎や体育館において、階段手すり、点字ブロック等の設置やトイレの導尿対応改修を行う。 ・第八小学校自校給食施設等整備工事設計業務委託において、施設のバリアフリーについて検討する。						
	<H31・2019年度> ・第十小学校において、屋外通路の段差を解消するため改修を行う。						
	<R2・2020年度> ・既設小中学校の校舎において、階段手すりの設置やトイレの導尿対応改修を行う。 ・第八小学校自校給食施設等整備工事において、身障者対応のエレベーター及び、多目的トイレを新設する。						
	<R3・2021年度> ・既設小学校の校舎や屋外において、和式トイレから洋式トイレへの改修を行う。 ・第六小学校校舎増築工事設計業務委託において、施設のバリアフリーについて検討する。						
	<R4・2022年度> ・第二小学校の校舎において、トイレの導尿対応改修を行う。 ・既設小中学校のトイレ手洗いの自動水栓化を行う。 ・第九小学校校舎増築工事設計業務委託において、施設のバリアフリーについて検討する。						
	<R5・2023年度> ・第二中学校の校舎において、トイレの導尿対応改修を行う。 ・第八小学校・第四中学校敷地入り口部スロープ改修工事を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
小中学校の校舎・体育館におけるバリアフリー化設備等の設置・改修箇所数(箇所)	目標・計画	4	4	5	5	6	6
	実績	8	1	7	2	6	3
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	3校(三小、八小、三中)で階段手摺を新規設置し、1校(七小)で階段手摺の改修実施、2校(七小、十小)で点字ブロック改修実施、1校(一中)で多目的トイレ修繕実施、1校(九小)でトイレの導尿対応改修を実施しました。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	1校(十小)で通路の段差を解消するため、インターロッキング通路改修工事及び昇降口前樹蓋高さ改修工事を実施しました。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	1校(九小)でトイレの導尿対応改修を実施し、1校(三中)で階段手摺を新規設置、1校(八小)で増築校舎に車椅子利用者駐車場設置、駐車場から直接出入口へ行けるようスロープを設置、多目的トイレを設置し、既存の多目的トイレにオストメイトを追加、身障者対応のエレベーターを設置しました。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	2校(一小、六小)で和式トイレから洋式トイレへ改修工事を実施しました。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	1校(二小)でトイレの導尿対応改修を実施し、5校(四小、五小、八小、十小、一中)で新型コロナウイルス感染症対策も兼ねたトイレ手洗いの自動水栓化を実施しました。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	1校(二中)でトイレの導尿対応改修を実施しました。 また、第八小学校、第四中学校敷地入口スロープ改修を実施しました。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (1) 福祉のまちづくりの推進

施策(中柱)	① 総合的なまちづくりの推進						
事業名	⑧ 公園の整備						
担当課	みどり公園課						
事業の目的	公園については、障害のある人用のトイレ(多目的トイレ)、スロープ、車止めなど、障害のある人に配慮した付帯施設の整備、改善を推進します。また、住民に憩いと安らぎの場を提供する公園を整備します。						
事業目標	<H30・2018年度～> バリアフリー化、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公園施設の整備に努める。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 都市公園の新設や既存施設を改修する際には、バリアフリー化に資する工事を実施するとともに、適切に管理・運営を行う。 <H31(R1)・2019年度> 都市公園の新設や既存施設を改修する際には、バリアフリー化に資する工事を実施するとともに、適切に管理・運営を行う。 <R2・2020年度> 都市公園の新設や既存施設を改修する際には、バリアフリー化に資する工事を実施するとともに、適切に管理・運営を行う。 <R3・2021年度> 都市公園の新設や既存施設を改修する際には、バリアフリー化に資する工事を実施するとともに、適切に管理・運営を行う。 <R4・2022年度> 都市公園の新設や既存施設を改修する際には、バリアフリー化に資する工事を実施するとともに、適切に管理・運営を行う。 <R5・2023年度> 都市公園の新設や既存施設を改修する際には、バリアフリー化に資する工事を実施するとともに、適切に管理・運営を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
公園施設のバリアフリー化に係る工事等実施件数(件)	目標・計画	3	3	3	3	3	3
	実績	0	2	3	1	0	0
	達成度						今後の展開
H30年度 (2018)	D	都市公園の新設や既存施設の改修はなく、実績は上がらなかった。今後も公園を適切に管理・運営するとともに、障害のある人に配慮した整備に努めます。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	朝霞中央公園の2箇所のトイレについて、多目的トイレの前広温便器、手摺、ペーパーシート、軽量扉、照明を新しいものに交換したほか、公園入口部分まで点字誘導ブロックを設置するなどバリアフリー化に努めた。今後も公園を適切に管理・運営するとともに、障害のある人に配慮した整備に努めます。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	南の風公園、滝の根公園の多目的トイレ扉を軽量扉に交換したほか、中道公園出入口の1か所を電動車椅子が出入りできるよう車止めを改修するなど、障害のある人に配慮した整備に努めた。今後も公園を適切に管理・運営するとともに、障害のある人に配慮した整備に努めます。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	北割公園、南割公園の多目的トイレ扉を軽量扉に交換し、障害のある人に配慮した整備に努めた。今後も公園を適切に管理・運営するとともに、障害のある人に配慮した整備に努めます。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	都市公園の新設や既存施設の改修はなく、実績は上がらなかったが適切に管理・運営はできた。今後も公園を適切に管理・運営するとともに障害のある人に配慮した整備に努めます。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	(仮称)宮戸二丁目公園及びまぼりひがし公園、まぼりみなみ公園の整備工事の実施に向け、バリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた設計を行うことができた。今後は新設公園の整備のほか、既存の公園についても障害のある人に配慮した改修に努めます。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (2) 保健・医療サービスの充実

施策(中柱)		① 保健サービスの充実					
事業名		① 健康診査の充実					
担当課		健康づくり課					
事業の目的		健康の保持と疾病予防や疾病(障害)の早期発見のため、妊婦・乳幼児健康診査、特定健康診査、がん検診など各種健康診査の充実を図ります。 また、健診を通じた専門相談の充実を図ります。					
事業目標		<H30・2018年度～> 乳幼児健康診査により、疾病や障害の早期発見・早期治療及び早期療育へつなぐことにより、保護者が安心して子育てができる。					
		* 変更の際に記載					
事業内容		<H30・2018年度> ・乳幼児健診(4か月児、10か月児、1. 6歳児、3歳児)を月2回					
		<H31・2019年度> ・乳幼児健診(4か月児、10か月児、1. 6歳児、3歳児)を月2回					
		<R2・2020年度> ・乳幼児健診(4か月児、10か月児、1. 6歳児、3歳児)を月2回					
		<R3・2021年度> ・乳幼児健診(4か月児、10か月児、1. 6歳児、3歳児)を月2回					
		<R4・2022年度> ・地域医療を側面的に支援するため、朝霞地区医師会・朝霞地区歯科医師会・朝霞地区看護専門学校に補助金を交付。 ・朝霞地区医師会に保健事業や予防接種事業、朝霞地区歯科医師会に歯科保健事業の協力を依頼し、事業を実施。 ・保健センターガイドに市内医療機関を掲載。 ・初期救急医療として、在宅当番医制運営事業を実施。 ・第二次救急医療として、小児救急医療支援事業及び病院群輪番制病院運営事業を実施					
		<R5・2023年度> ・地域医療を側面的に支援するため、朝霞地区医師会・朝霞地区歯科医師会・朝霞地区看護専門学校に補助金を交付。 ・朝霞地区医師会に保健事業や予防接種事業、朝霞地区歯科医師会に歯科保健事業の協力を依頼し、事業を実施。 ・保健センターガイドに市内医療機関を掲載。 ・初期救急医療として、在宅当番医制運営事業を実施。 ・第二次救急医療として、小児救急医療支援事業及び病院群輪番制病院運営事業を実施					
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
乳幼児健康診査実施回数 (回)	目標・計画	96	96	96	96	96	96
	実績	96	96	72	96	96	96
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	乳幼児の各健診を実施し、問診や医師による診察により、疾病の予防や早期発見に努めている。また、相談においても専門スタッフが対応することで必要な機関等への連携等も図れている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	乳幼児の各健診を実施し、問診や医師による診察により、疾病の予防や早期発見に努めている。また、相談においても専門スタッフが対応することで必要な機関等への連携等も図れている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	乳幼児の各健診を実施し、問診や医師による診察により、疾病の予防や早期発見に努めている。また、相談においても専門スタッフが対応することで必要な機関等への連携等も図れている。コロナ禍で個別健診や感染予防対策を講じた実施が課題である。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	乳幼児の各健診を実施し、問診や医師による診察により、疾病の予防や早期発見に努めている。また、相談においても専門スタッフが対応することで必要な機関等への連携等も図れている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	乳幼児の各健診を実施し、問診や医師による診察により、疾病の予防や早期発見に努めている。また、相談においても専門スタッフが対応することで必要な機関等への連携等も図れている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	乳幼児の各健診を実施し、問診や医師による診察により、疾病の予防や早期発見に努めている。また、相談においても専門スタッフが対応することで必要な機関等への連携等も図れている。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (2) 保健・医療サービスの充実

施策(中柱)	① 保健サービスの充実						
事業名	② 健康相談の充実						
担当課	健康づくり課						
事業の目的	健康の保持増進を図るため、育児相談、健診後の健康相談及び栄養相談などの健康相談を充実します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 心身の健康に関する指導及び助言を行い、健康の保持増進を図る。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 【母子保健】 発育発達相談 【精神保健】 精神保健福祉相談、電話・来所による随時相談						
	<H31・2019年度> 【母子保健】 発育発達相談 【精神保健】 精神保健福祉相談、電話・来所による随時相談						
	<R2・2020年度> 【母子保健】 発育発達相談 【精神保健】 精神保健福祉相談、電話・来所による随時相談						
	<R3・2021年度> 【母子保健】 発育発達相談 【精神保健】 精神保健福祉相談、電話・来所による随時相談						
	<R4・2022年度> ・地域医療を側面的に支援するため、朝霞地区医師会・朝霞地区歯科医師会・朝霞地区看護専門学校に補助金を交付。 ・朝霞地区医師会に保健事業や予防接種事業、朝霞地区歯科医師会に歯科保健事業の協力を依頼し、事業を実施。 ・保健センターガイドに市内医療機関を掲載。 ・初期救急医療として、在宅当番医制運営事業を実施。 ・第二次救急医療として、小児救急医療支援事業及び病院群輪番制病院運営事業を実施						
	<R5・2023年度> ・地域医療を側面的に支援するため、朝霞地区医師会・朝霞地区歯科医師会・朝霞地区看護専門学校に補助金を交付。 ・朝霞地区医師会に保健事業や予防接種事業、朝霞地区歯科医師会に歯科保健事業の協力を依頼し、事業を実施。 ・保健センターガイドに市内医療機関を掲載。 ・初期救急医療として、在宅当番医制運営事業を実施。 ・第二次救急医療として、小児救急医療支援事業及び病院群輪番制病院運営事業を実施						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
精神保健福祉相談 実施回数(回)	目標・計画	12	12	12	12	12	12
	実績	12	9	14	10	9	8
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	精神科医や精神保健福祉士による専門相談を実施し、市民に対して心身の健康に関する指導及び助言を行い、健康の保持増進を図っている。今後も随時各種相談に対応していきたい。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	精神科医や精神保健福祉士による専門相談を実施し、市民に対して心身の健康に関する指導及び助言を行い、健康の保持増進を図っている。今後も随時各種相談に対応していきたい。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	コロナ禍で自殺者が増加したことを受け、精神科医や精神保健福祉士による専門相談の回数を増やして実施し、市民に対して心身の健康に関する指導及び助言を行い、健康の保持増進を図っている。今後も随時各種相談に対応していきたい。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	精神科医や精神保健福祉士による専門相談を実施し、市民に対して心身の健康に関する指導及び助言を行い、健康の保持増進を図っている。今後も随時各種相談に対応していきたい。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	精神科医や精神保健福祉士による専門相談を実施し、市民に対して心身の健康に関する指導及び助言を行い、健康の保持増進を図っている。今後も随時各種相談に対応していきたい。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	精神科医や精神保健福祉士による専門相談を実施し、市民に対して心身の健康に関する指導及び助言を行い、健康の保持増進を図っている。今後随時各種相談に対応すると共に事業周知の工夫や個別ケースへの声掛け等行っていききたい。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (2) 保健・医療サービスの充実

施策(中柱)	① 保健サービスの充実						
事業名	③ 訪問指導の実施						
担当課	健康づくり課						
事業の目的	来所での相談が困難な方(母子、成人、高齢者、障害のある人など)に対して家庭訪問による保健指導を実施します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 精神障害者及びその家族に対し、教育、相談、訪問指導を行うとともに、市民に対して精神的健康の保持、増進を図る。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 精神障害者やその家族、精神的に不健康な状態にある者に対して訪問し、精神障害者の社会参加及び生活自立の促進を図り精神保健福祉の推進を図る。						
	<H31・2019年度> 精神障害者やその家族、精神的に不健康な状態にある者に対して訪問し、精神障害者の社会参加及び生活自立の促進を図り精神保健福祉の推進を図る。						
	<R2・2020年度> 精神障害者やその家族、精神的に不健康な状態にある者に対して訪問し、精神障害者の社会参加及び生活自立の促進を図り精神保健福祉の推進を図る。						
	<R3・2021年度> 精神障害者やその家族、精神的に不健康な状態にある者に対して訪問し、精神障害者の社会参加及び生活自立の促進を図り精神保健福祉の推進を図る。						
	<R4・2022年度> 精神障害者やその家族、精神的に不健康な状態にある者に対して訪問し、精神障害者の社会参加及び生活自立の促進を図り精神保健福祉の推進を図る。						
	<R5・2023年度> 精神障害者やその家族、精神的に不健康な状態にある者に対して訪問し、精神障害者の社会参加及び生活自立の促進を図り精神保健福祉の推進を図る。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
精神訪問指導の実施(件数)	目標・計画	20	20	20	20	20	20
	実績	19	13	26	14	11	1
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	随時、必要に応じて訪問指導を実施している。母子、精神各訪問指導を通じて、心身の状態だけでなく、生活状況等も把握し、各家庭にあった相談、指導を行っている。引き続き事例に応じた対応を実施していく。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	随時、必要に応じて訪問指導を実施している。母子、精神各訪問指導を通じて、心身の状態だけでなく、生活状況等も把握し、各家庭にあった相談、指導を行っている。引き続き事例に応じた対応を実施していく。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	随時、必要に応じて訪問指導を実施している。母子、精神各訪問指導を通じて、心身の状態だけでなく、生活状況等も把握し、各家庭にあった相談、指導を行っている。引き続き事例に応じた対応を実施していく。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	随時、必要に応じて訪問指導を実施している。母子、精神各訪問指導を通じて、心身の状態だけでなく、生活状況等も把握し、各家庭にあった相談、指導を行っている。引き続き事例に応じた対応を実施していく。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	随時、必要に応じて訪問指導を実施している。母子、精神各訪問指導を通じて、心身の状態だけでなく、生活状況等も把握し、各家庭にあった相談、指導を行っている。引き続き事例に応じた対応を実施していく。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	随時、必要に応じて訪問指導を実施している。母子、精神各訪問指導を通じて、心身の状態だけでなく、生活状況等も把握し、各家庭にあった相談、指導を行っている。引き続き事例に応じた対応を実施していく。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (2) 保健・医療サービスの充実

施策(中柱)	① 保健サービスの充実								
事業名	④ 発育発達相談の実施								
担当課	健康づくり課								
事業の目的	発育や発達障害の早期発見・早期支援のため、専門相談を実施します。								
事業目標	<H30・2018年度～> 心身の健康に関する指導及び助言を行い、健康の保持増進を図る。 * 変更の際に記載								
事業内容	<H30・2018年度> ①発育発達相談(精神) <対象>主に精神運動発達面の遅れや問題がある児とその親、<内容>小児神経専門医師による精神運動発達に関する相談 ②発育発達相談(心理) <対象>主に精神発達面や虐待等により心理面・行動面に問題がある児、<内容>心理士による親への相談、発達検査 ③発育発達相談(身体) <対象>乳幼児健康診査等で把握された、身体発育および運動発達に心配のある乳幼児<内容>医師・保健師・栄養士による発育発達に関する相談 <H31・2019年度> ①発育発達相談(精神) <対象>主に精神運動発達面の遅れや問題がある児とその親、<内容>小児神経専門医師による精神運動発達に関する相談 ②発育発達相談(心理) <対象>主に精神発達面や虐待等により心理面・行動面に問題がある児、<内容>心理士による親への相談、発達検査 ③発育発達相談(身体) <対象>乳幼児健康診査等で把握された、身体発育および運動発達に心配のある乳幼児<内容>医師・保健師・栄養士による発育発達に関する相談 <R2・2020年度> ①発育発達相談(精神) <対象>主に精神運動発達面の遅れや問題がある児とその親、<内容>小児神経専門医師による精神運動発達に関する相談 ②発育発達相談(心理) <対象>主に精神発達面や虐待等により心理面・行動面に問題がある児、<内容>心理士による親への相談、発達検査 ③発育発達相談(身体) <対象>乳幼児健康診査等で把握された、身体発育および運動発達に心配のある乳幼児<内容>医師・保健師・栄養士による発育発達に関する相談 <R3・2021年度> ①発育発達相談(精神) <対象>主に精神運動発達面の遅れや問題がある児とその親、<内容>小児神経専門医師による精神運動発達に関する相談 ②発育発達相談(心理) <対象>主に精神発達面や虐待等により心理面・行動面に問題がある児、<内容>心理士による親への相談、発達検査 ③発育発達相談(身体) <対象>乳幼児健康診査等で把握された、身体発育および運動発達に心配のある乳幼児<内容>医師・保健師・栄養士による発育発達に関する相談 <R4・2022年度> ①発育発達相談(精神) <対象>主に精神運動発達面の遅れや問題がある児とその親、<内容>小児神経専門医師による精神運動発達に関する相談 ②発育発達相談(心理) <対象>主に精神発達面や虐待等により心理面・行動面に問題がある児、<内容>心理士による親への相談、発達検査 ③発育発達相談(身体) <対象>乳幼児健康診査等で把握された、身体発育および運動発達に心配のある乳幼児<内容>医師・保健師・栄養士による発育発達に関する相談 <R5・2023年度> ①発育発達相談(精神) <対象>主に精神運動発達面の遅れや問題がある児とその親、<内容>小児神経専門医師による精神運動発達に関する相談 ②発育発達相談(心理) <対象>主に精神発達面や虐待等により心理面・行動面に問題がある児、<内容>心理士による親への相談、発達検査 ③発育発達相談(身体) <対象>乳幼児健康診査等で把握された、身体発育および運動発達に心配のある乳幼児<内容>医師・保健師・栄養士による発育発達に関する相談								
	指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
	すこやか相談実施回数 (回)	目標・計画		6	6	6	6	6	6
		実績		6	6	5	6	6	6
		達成度	達成の状況と課題					今後の展開	
	H30年度 (2018)	A	精神、心理、身体それぞれの発達相談を実施し、専門スタッフによる相談や検査、必要に応じて専門機関への紹介等を行っている。適切な時期に利用できるよう引き続き事業を継続していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
	H31年度 (2019)	A	精神、心理、身体それぞれの発達相談を実施し、専門スタッフによる相談や検査、必要に応じて専門機関への紹介等を行っている。適切な時期に利用できるよう引き続き事業を継続していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	精神、心理、身体それぞれの発達相談を実施し、専門スタッフによる相談や検査、必要に応じて専門機関への紹介等を行っている。適切な時期に利用できるよう引き続き事業を継続していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小		
R3年度 (2021)	A	精神、心理、身体それぞれの発達相談を実施し、専門スタッフによる相談や検査、必要に応じて専門機関への紹介等を行っている。適切な時期に利用できるよう引き続き事業を継続していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小		
R4年度 (2022)	A	精神、心理、身体それぞれの発達相談を実施し、専門スタッフによる相談や検査、必要に応じて専門機関への紹介等を行っている。適切な時期に利用できるよう引き続き事業を継続していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小		
R5年度 (2023)	A	精神、心理、身体それぞれの発達相談を実施し、専門スタッフによる相談や検査、必要に応じて専門機関への紹介等を行っている。適切な時期に利用できるよう引き続き事業を継続していく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小		

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (2) 保健・医療サービスの充実

施策(中柱)		② 医療サービスの充実					
事業名		① 地域医療体制の充実					
担当課		健康づくり課					
事業の目的		障害のある人が地域の中で必要な医療が受けられるように、医師会の協力を得ながら保健、福祉との連携を強化した地域の医療体制づくりを進めます。特に、重度障害や精神障害など、障害の状況に応じた適切な医療の確保に努めます。 また、関係機関との連携を図りつつ、在宅当番医制、休日夜間診療、病院群輪番制、小児救急医療や精神科救急医療など、緊急時の医療体制の充実を図ります。					
事業目標		<H30・2018年度～> 在宅当番医制、病院群輪番制、小児救急、周産期医療等の救急医療体制を継続すると共に、朝霞地区医師会・朝霞地区歯科医師会・朝霞地区薬剤師会と連携し、地域医療の充実を図る。 * 変更の際に記載					
事業内容		<H30・2018年度> ・地域医療を側面的に支援するため、朝霞地区医師会・朝霞地区歯科医師会・朝霞地区看護専門学校に補助金を交付。 ・朝霞地区医師会に保健事業や予防接種事業、朝霞地区歯科医師会に歯科保健事業の協力を依頼し、事業を実施。 ・保健センターガイドに市内医療機関を掲載。 ・初期救急医療として、在宅当番医制運営事業を実施。 ・第二次救急医療として、小児救急医療支援事業及び病院群輪番制病院運営事業を実施。 <H31・2019年度> ・地域医療を側面的に支援するため、朝霞地区医師会・朝霞地区歯科医師会・朝霞地区看護専門学校に補助金を交付。 ・朝霞地区医師会に保健事業や予防接種事業、朝霞地区歯科医師会に歯科保健事業の協力を依頼し、事業を実施。 ・保健センターガイドに市内医療機関を掲載。 ・初期救急医療として、在宅当番医制運営事業を実施。 ・第二次救急医療として、小児救急医療支援事業及び病院群輪番制病院運営事業を実施。 <R2・2020年度> ・地域医療を側面的に支援するため、朝霞地区医師会・朝霞地区歯科医師会・朝霞地区看護専門学校に補助金を交付。 ・朝霞地区医師会に保健事業や予防接種事業、朝霞地区歯科医師会に歯科保健事業の協力を依頼し、事業を実施。 ・保健センターガイドに市内医療機関を掲載。 ・初期救急医療として、在宅当番医制運営事業を実施。 ・第二次救急医療として、小児救急医療支援事業及び病院群輪番制病院運営事業を実施。 <R3・2021年度> ・地域医療を側面的に支援するため、朝霞地区医師会・朝霞地区歯科医師会・朝霞地区看護専門学校に補助金を交付。 ・朝霞地区医師会に保健事業や予防接種事業、朝霞地区歯科医師会に歯科保健事業の協力を依頼し、事業を実施。 ・保健センターガイドに市内医療機関を掲載。 ・初期救急医療として、在宅当番医制運営事業を実施。 ・第二次救急医療として、小児救急医療支援事業及び病院群輪番制病院運営事業を実施。 <R4・2022年度> ・地域医療を側面的に支援するため、朝霞地区医師会・朝霞地区歯科医師会・朝霞地区看護専門学校に補助金を交付。 ・朝霞地区医師会に保健事業や予防接種事業、朝霞地区歯科医師会に歯科保健事業の協力を依頼し、事業を実施。 ・保健センターガイドに市内医療機関を掲載。 ・初期救急医療として、在宅当番医制運営事業を実施。 ・第二次救急医療として、小児救急医療支援事業及び病院群輪番制病院運営事業を実施 <R5・2023年度> ・地域医療を側面的に支援するため、朝霞地区医師会・朝霞地区歯科医師会・朝霞地区看護専門学校に補助金を交付。 ・朝霞地区医師会に保健事業や予防接種事業、朝霞地区歯科医師会に歯科保健事業の協力を依頼し、事業を実施。 ・保健センターガイドに市内医療機関を掲載。 ・初期救急医療として、在宅当番医制運営事業を実施。 ・第二次救急医療として、小児救急医療支援事業及び病院群輪番制病院運営事業を実施					
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
救急医療体制(小児救急医療支援事業・病院群輪番制病院運営事業)実施率(%)	目標・計画	100	100	100	100	100	100
	実績	100	100	100	100	100	100
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	A	救急医療体制を整備し、障害の状況に応じた医療の確保に努めている。医師会等と連携し、引き続き医療体制の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	A	救急医療体制を整備し、障害の状況に応じた医療の確保に努めている。医師会等と連携し、引き続き医療体制の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	A	救急医療体制を整備し、障害の状況に応じた医療の確保に努めている。医師会等と連携し、引き続き医療体制の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	A	救急医療体制を整備し、障害の状況に応じた医療の確保に努めている。医師会等と連携し、引き続き医療体制の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	A	救急医療体制を整備し、障害の状況に応じた医療の確保に努めている。医師会等と連携し、引き続き医療体制の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	A	救急医療体制を整備し、障害の状況に応じた医療の確保に努めている。医師会等と連携し、引き続き医療体制の充実を図っていく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (2) 保健・医療サービスの充実

施策(中柱)	② 医療サービスの充実						
事業名	② 医療関連サービスに係る経済的支援						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)や療養介護、重度心身障害者医療費助成、精神通院医療費助成など、各種の医療給付の実施により、経済的支援を行います。						
事業目標	<H30・2018年度～> 制度の周知を行い、障害の特性に合った医療を受けやすい環境を整える。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 医療給付により本人負担を軽減する。また制度の普及により、障害をお持ちの方が医療を受けやすい環境を整える。						
	<H31・2019年度> 医療給付により本人負担を軽減する。また制度の普及により、障害をお持ちの方が医療を受けやすい環境を整える。						
	<R2・2020年度> 医療給付により本人負担を軽減する。また制度の普及により、障害をお持ちの方が医療を受けやすい環境を整える。						
	<R3・2021年度> 医療給付により本人負担を軽減する。また制度の普及により、障害をお持ちの方が医療を受けやすい環境を整える。						
	<R4・2022年度> 医療給付により本人負担を軽減する。また制度の普及により、障害をお持ちの方が医療を受けやすい環境を整える。						
	<R5・2023年度> 医療給付により本人負担を軽減する。また制度の普及により、障害をお持ちの方が医療を受けやすい環境を整える。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
重度心身障害者医療費支給件数(件)	目標・計画	52,389	51,393	50,416	50,416	50,416	50,416
	実績	51,142	49,190	44,648	45,625	46,094	43,433
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	B	手帳交付時や課窓口、広報・ホームページを通じて、各医療費助成についての案内を行う。引き続き対象者への案内や周知を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	B	手帳交付時や課窓口、広報・ホームページを通じて、各医療費助成についての案内を行う。引き続き対象者への案内や周知を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	手帳交付時や課窓口、広報・ホームページを通じて、各医療費助成についての案内を行う。引き続き対象者への案内や周知を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	手帳交付時や課窓口、広報・ホームページを通じて、各医療費助成についての案内を行う。引き続き対象者への案内や周知を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	手帳交付時や課窓口、広報・ホームページを通じて、各医療費助成についての案内を行う。引き続き対象者への案内や周知を行っていく。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	B	令和4年10月より、医療費の現物給付拡大に伴い、個人への支給件数自体は減少したものの、利便性の向上を進めることができた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (3) 安心な暮らしの確保

施策(中柱)	① 防災・防犯体制の整備						
事業名	① 防災意識の啓発						
担当課	危機管理室						
事業の目的	広報紙、防災啓発冊子などにより、防災に関する広報・普及活動を行うとともに、講演会の実施や地域の防災訓練を支援し、障害のある人を含む市民の防災意識の高揚を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 防災に関する講演会を実施し、市民の防災知識の習得及び意識の高揚を図る。 ＊変更の際に記載 令和4年度の防災フェアからイベント内容を変更し、防災講演会に代わる防災啓発を行った。						
事業内容	<H30・2018年度> ・市民を対象に防災講演会を実施する。 <H31・2019年度> ・市民を対象に防災講演会を実施する。 <R2・2020年度> ・市民を対象に防災講演会を実施する。 <R3・2021年度> ・市民を対象に防災講演会を実施する。 <R4・2022年度> ・市民を対象に防災啓発イベントを実施する。 <R5・2023年度> ・市民を対象に防災啓発イベントを実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
防災講演会実施回数	目標・計画	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	0回	1回	0回	1回
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	防災講演会を実施し、自身も子育て世代である講師から被災地でのママたちのリアルな体験や、大切な人の命を守るための取り組みなどについて、映像やスライドを使って分かりやすく話していただいたことで、子育て世代を中心に幅広い世代の市民の防災に関する知識の習得及び防災意識の高揚につながった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	防災講演会を実施し、講師から阪神淡路大震災の被災体験とアウトドアの知識を生かした、子育てグッズと防災グッズをイコールにするアウトドア流の実践的な内容の講演を行っていただいたことで、幅広い世代の市民の防災に関する知識の習得及び防災意識の高揚につながった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	D	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	防災講演会を実施し、講師から災害が発生した場合に町で起こることの具体例、避難所の状況、共助の大切さ、事例の紹介、脳トレや避難所でもできる自主トレなど講演を行っていただいたことで、幅広い世代の市民の防災に関する知識の習得及び防災意識の高揚につながった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	くみまちモールあさかで防災フェアを実施し、防災ワークショップや災害協定機関の紹介などを行ったことで、幅広い世代の市民の防災に関する知識の習得及び防災意識の高揚につながった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	令和5年度朝霞市総合防災訓練において防災フェアを実施し、防災ワークショップや災害協定機関の紹介などを行ったことで、幅広い世代の市民の防災に関する知識の習得及び防災意識の高揚につながった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (3) 安心な暮らしの確保

施策(中柱)	① 防災・防犯体制の整備						
事業名	② 災害時における障害のある人への支援の充実						
担当課	危機管理室						
事業の目的	災害時の緊急情報をメールや防災行政無線等により伝達するとともに、自力で避難できず、特別な支援が必要な人については、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者台帳の活用を図るなど避難時等に十分配慮するよう努めます。また、避難場所についても、社会福祉施設などを障害のある人の福祉避難所として指定し、活用するよう努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 避難行動要支援者台帳について、1年に1回内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に配付するとともに、避難行動要支援者支援制度に関する啓発を行い、支援体制の強化を推進する。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・避難行動要支援者台帳の内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に配付する。 ・避難支援者に対する支援体制を強化するため、庁内連絡会を開催する。						
	<H31・2019年度> ・避難行動要支援者台帳の内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に配付する。 ・避難支援者に対する支援体制を強化するため、庁内連絡会を開催する。						
	<R2・2020年度> ・避難行動要支援者台帳の内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に配付する。 ・避難支援者に対する支援体制を強化するため、庁内連絡会を開催する。						
	<R3・2021年度> ・避難行動要支援者台帳の内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に配付する。 ・避難支援者に対する支援体制を強化するため、庁内連絡会を開催する。						
	<R4・2022年度> ・避難行動要支援者台帳の内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に配付する。 ・避難支援者に対する支援体制を強化するため、庁内連絡会を開催する。						
	<R5・2023年度> ・避難行動要支援者台帳の内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に配付する。 ・避難支援者に対する支援体制を強化するため、庁内連絡会を開催する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
避難行動要支援者台帳の更新・配付	目標・計画	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	避難行動要支援者台帳の内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に滞りなく配付した。また、避難行動要支援者支援制度実施要綱を改正し、関係5課による庁内連絡会を組織し、連携体制を強化した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	避難行動要支援者台帳の内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に滞りなく配付した。また、避難支援者となる方々を対象に、避難行動要支援者台帳研修会を開催し、支援制度の内容及び台帳の活用方法等について理解促進に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	B	避難行動要支援者台帳の内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に滞りなく配付した。また、避難情報等が発令された際避難することを目的として宿泊施設に宿泊した要配慮避難者等に対して、最大5,000円の補助金を交付する要配慮避難者等宿泊施設利用補助金制度の整備を行った。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	B	避難行動要支援者台帳の内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に滞りなく配付した。また、避難支援者となる方々を対象に、避難行動要支援者台帳研修会を開催し、支援制度の内容及び台帳の活用方法等について理解促進に努めた。また、個別計画作成に向けて関係課の担当者会議を行い、具体的な方法やスケジュール等の検討を進めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	B	避難行動要支援者台帳の内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に滞りなく配付した。避難行動要支援者台帳に掲載してある個別避難計画の見直しについて、関係各課で検討を重ねて作成した様式を使用し、職員による下内間木地区の訪問調査を実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	避難行動要支援者台帳の内容を更新し、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援者に滞りなく配付した。避難行動要支援者台帳に掲載してある個別避難計画の見直しについて、関係各課で検討を重ねて作成した様式を使用し、来年度に向けた上内間木地区の訪問調査に向けた準備を進めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (3) 安心な暮らしの確保

施策(中柱)	① 防災・防犯体制の整備						
事業名	② 災害時における障害のある人への支援の充実						
担当課	障害福祉課						
事業の目的	災害時の緊急情報をメールや防災行政無線等により伝達するとともに、自力で避難できず、特別な支援が必要な人については、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者台帳の活用を図るなど避難時等に十分配慮するよう努めます。また、避難場所についても、社会福祉施設などを障害のある人の福祉避難所として指定し、活用するよう努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 災害時に緊急情報をメールや防災行政無線等により伝達するとともに、自力で避難できず、特別な支援が必要な人については、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者台帳の活用を図るなど避難時に十分配慮するよう努めます。また、避難場所についても、社会福祉施設などを障害のある人の福祉避難所として指定し、活用するよう努める。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 手作業で管理していた災害時要支援者名簿について、充実した活用を図るため、対象者等の見直し、電算システムの見直しを行った。						
	<H31・2019年度> 手作業で管理していた災害時要支援者名簿について、充実した活用を図るため、対象者等の見直し、電算システムの見直しを行った。						
	<R2・2020年度> 手作業で管理していた災害時要支援者名簿について、充実した活用を図るため、対象者等の見直し、電算システムの見直しを行った。						
	<R3・2021年度> 手作業で管理していた災害時要支援者名簿について、充実した活用を図るため、対象者等の見直し、電算システムの見直しを行った。						
	<R4・2022年度> 手作業で管理していた災害時要支援者名簿について、充実した活用を図るため、対象者等の見直し、電算システムの見直しを行った。						
	<R5・2023年度> 手作業で管理していた災害時要支援者名簿について、充実した活用を図るため、対象者等の見直し、電算システムの見直しを行った。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
要支援者台帳を配布する関係 機関か所数	目標・計画	6	6	6	6	6	6
	実績	6	6	6	6	6	6
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	台帳に登録された情報は市の関係部課で共有するほか、消防署、警察署、社会福祉協議会、民生委員、自治防災組織、消防団に情報提供した。新たに台帳登録した方の情報を的確に情報提供し、支援体制づくりのために活用する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	台帳に登録された情報は市の関係部課で共有するほか、消防署、警察署、社会福祉協議会、民生委員、自治防災組織、消防団に情報提供した。新たに台帳登録した方の情報を的確に情報提供し、支援体制づくりのために活用する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	台帳に登録された情報は市の関係部課で共有するほか、消防署、警察署、社会福祉協議会、民生委員、自治防災組織、消防団に情報提供した。新たに台帳登録した方の情報を的確に情報提供し、支援体制づくりのために活用する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	台帳に登録された情報は市の関係部課で共有するほか、消防署、警察署、社会福祉協議会、民生委員、自治防災組織、消防団に情報提供した。新たに台帳登録した方の情報を的確に情報提供し、支援体制づくりのために活用する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	台帳に登録された情報は市の関係部課で共有するほか、消防署、警察署、社会福祉協議会、民生委員、自治防災組織、消防団に情報提供した。新たに台帳登録した方の情報を的確に情報提供し、支援体制づくりのために活用する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	台帳に登録された情報は市の関係部課で共有するほか、消防署、警察署、社会福祉協議会、民生委員、自治防災組織、消防団に情報提供した。新たに台帳登録した方の情報を的確に情報提供し、支援体制づくりのために活用する。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (3) 安心な暮らしの確保

施策(中柱)	① 防災・防犯体制の整備						
事業名	② 災害時における障害のある人への支援の充実						
担当課	福祉相談課						
事業の目的	災害時の緊急情報をメールや防災行政無線等により伝達するとともに、自力で避難できず、特別な支援が必要な人については、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者台帳の活用を図るなど避難時等に十分配慮するよう努めます。また、避難場所についても、社会福祉施設などを障害のある人の福祉避難所として指定し、活用するよう努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 福祉避難所の増設の検討を加えていくことに併せ、協定を交わした総合福祉センターの災害用備蓄物資について計画的に整備する。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 災害時における総合福祉センター(はあとぴあ)通所者及び支援者の備蓄品を購入する。						
	<H31・2019年度> 災害時における総合福祉センター(はあとぴあ)通所者及び支援者の備蓄品を購入する。						
	<R2・2020年度> 災害時における総合福祉センター(はあとぴあ)通所者及び支援者の備蓄品を購入する。						
	<R3・2021年度> 災害時における総合福祉センター(はあとぴあ)通所者及び支援者の備蓄品を購入する。						
	<R4・2022年度> 災害時における総合福祉センター(はあとぴあ)通所者及び支援者の備蓄品を購入する。						
	<R5・2023年度> 災害時における総合福祉センター(はあとぴあ)通所者及び支援者の備蓄品を購入する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
備蓄品(備蓄食料・飲料水等) 保管量(日)	目標・計画	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	実績	1.5	2.5	2.5	2	2.9	2.5
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	目標である1.5日分の備蓄追加納入はできた。 今後も適宜、備蓄品の確認を行い、計画的に購入していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	B	目標・計画を上回る備蓄品を納入できた。 今後も計画的に購入していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	B	目標・計画を上回る備蓄品を納入できた。 今後も計画的に購入していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	B	目標・計画を上回る備蓄品を納入できた。 今後も計画的に購入していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	B	目標・計画を上回る備蓄品を納入できた。 今後も計画的に購入していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	B	目標・計画を上回る備蓄品を納入できた。 今後も計画的に購入していく。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (3) 安心な暮らしの確保

施策(中柱)	① 防災・防犯体制の整備						
事業名	③ 近隣市等との連携						
担当課	危機管理室						
事業の目的	災害発生時における近隣市や相互応援協定した自治体との連携の強化に努めるため、全庁的な取り組みを推進します。						
事業目標	<H30・2018年度～> 近隣市や災害時相互応援協定都市との連携体制の構築のため、日頃からの情報交換、災害発生時における安全確認等の連絡を密にするとともに、彩夏祭や農業祭等のイベント時においては、関係課と協力し、災害時相互応援協定都市との交流を深め、顔の見える関係を構築する。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・近隣市や災害時相互応援協定都市との連絡体制を構築する。 ・彩夏祭や農業祭などの機会を捉え、災害時相互応援都市との顔の見える関係を構築する。						
	<H31・2019年度> ・近隣市や災害時相互応援協定都市との連絡体制を構築する。 ・彩夏祭や農業祭などの機会を捉え、災害時相互応援都市との顔の見える関係を構築する。						
	<R2・2020年度> ・近隣市や災害時相互応援協定都市との連絡体制を構築する。 ・彩夏祭や農業祭などの機会を捉え、災害時相互応援都市との顔の見える関係を構築する。						
	<R3・2021年度> ・近隣市や災害時相互応援協定都市との連絡体制を構築する。 ・彩夏祭や農業祭などの機会を捉え、災害時相互応援都市との顔の見える関係を構築する。						
	<R4・2022年度> ・近隣市や災害時相互応援協定都市との連絡体制を構築する。 ・彩夏祭や農業祭などの機会を捉え、災害時相互応援都市との顔の見える関係を構築する。						
	<R5・2023年度> ・近隣市や災害時相互応援協定都市との連絡体制を構築する。 ・彩夏祭や農業祭などの機会を捉え、災害時相互応援都市との顔の見える関係を構築する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
災害時相互応援都市との交流	目標・計画	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	実績	4回	4回	0回	0回	3回	2回
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	近隣市や災害時相互応援協定都市と、定期的な情報交換を行うとともに、彩夏祭等の機会を利用し、顔の見える関係づくりに努めた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	近隣市や災害時相互応援協定都市と、定期的な情報交換を行ったほか、瑞浪市総合防災訓練への参加、台風19号に伴う佐久市への災害派遣など、積極的な交流及び支援を実施した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	D	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定期的な情報交換のみにとどまり、合同訓練等は行わなかった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	D	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定期的な情報交換のみにとどまり、合同訓練等は行わなかった。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	近隣市や災害時相互応援協定都市と、定期的な情報交換を行うとともに、防災フェアへのブース出展などを通して、顔の見える関係づくりに努めた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	近隣市や災害時相互応援協定都市と、定期的な情報交換を行うとともに、防災フェアへのブース出展などを通して、顔の見える関係づくりに努めた。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (3) 安心な暮らしの確保

施策(中柱)	① 防災・防犯体制の整備						
事業名	④ ボランティアの確保						
担当課	危機管理室						
事業の目的	災害時に福祉活動に携わるボランティアを確保するよう、各種機関・団体と連携を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 自主防災組織等と連携して実施する小学校区防災訓練等において、社会福祉協議会等の各種機関・団体と連携し、防災対策に関する啓発を実施する。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・自主防災組織等と連携して小学校区防災訓練を実施する。 <H31・2019年度> ・自主防災組織等と連携して小学校区防災訓練を実施する。 <R2・2020年度> ・自主防災組織等と連携して小学校区防災訓練を実施する。 <R3・2021年度> ・自主防災組織等と連携して小学校区防災訓練を実施する。 <R4・2022年度> ・自主防災組織等と連携して小学校区防災訓練を実施する。 <R5・2023年度> ・自主防災組織等と連携して小学校区防災訓練を実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
小学校区防災訓練の実施	目標・計画	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	実績	1回	3回	1回	10回	10回	10回
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	第六小学校区における防災訓練を実施し、訓練に参加した自主防災組織、社会福祉協議会、消防団等の関係機関との連携強化を行うとともに、参加者に対し防災に関する啓発を実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	第二・四・五小学校区における防災訓練や防災フェスティバルを実施し、訓練に参加した自主防災組織、社会福祉協議会、消防団等の関係機関との連携強化を行うとともに、参加者に対し防災に関する啓発を実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	第四小学校防災フェスティバルにおいて防災訓練を実施し、訓練に参加した自主防災組織、消防団等の関係機関との連携強化を行うとともに、参加者に対し防災に関する啓発を実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	B	自主防災組織を対象に、市内9つの小学校で避難所開設訓練を行い、地域対応班と自主防災組織の顔合わせ、実際に防災倉庫の備蓄品を使用した避難所の受付のロールプレイングなどを行い、参加者に対し防災に関する啓発を実施した。また、第四小学校において、6年生を対象に防災倉庫の見学、避難所受付体験、バーベキュー体験を行った。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	自主防災組織を対象に、市内小学校で避難所開設訓練を行い、地域対応班と自主防災組織の顔合わせ、地域対応班主導で実際に防災倉庫の備蓄品を使用した避難所の受付のロールプレイングなどを行い、参加者に対し防災に関する啓発を実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	自主防災組織を対象に、市内小学校で避難所開設訓練を行い、地域対応班と自主防災組織の顔合わせ、地域対応班主導で実際に防災倉庫の備蓄品を使用した避難所の受付のロールプレイングなどを行い、参加者に対し防災に関する啓発を実施した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (3) 安心な暮らしの確保

施策(中柱)	① 防災・防犯体制の整備						
事業名	④ ボランティアの確保						
担当課	社会福祉協議会(地域福祉推進課)						
事業の目的	災害時に福祉活動に携わるボランティアを確保するよう、各種機関・団体と連携を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 災害に関する講座参加者に対して、ボランティア活動についても説明し理解を深める。						
	* 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> 職員向け災害ボランティア講座の開催。災害ボランティアセンター設置訓練と災害ボランティア講座の合同実施。						
	<H31・2019年度> 災害ボランティア講座。(未実施)						
	<R2・2020年度> 災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置訓練の実施。						
	<R3・2021年度> 災害ボランティア講座の開催。						
	<R4・2022年度> 災害ボランティア講座の開催。						
	<R5・2023年度> 災害ボランティア講座。(未実施)						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
災害ボランティア講座の開催 (回)	目標・計画	1	1	1	1	1	1
	実績	2	0	0	0	1	0
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	社協職員、住民の方を対象に災害ボランティア講座を実施したことで、災害について互いに意見交換をする機会となり、また、顔が見える関係づくりにつなげることができた。アンケートに「継続的に実施する必要がある」という回答が多く、次年度も引き続き取り組んでいく。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	D	台風19号災害により災害ボランティアセンターを立ち上げた小川町社協の職員を講師に招き災害ボランティア講座を開催予定だったが、コロナウイルス感染症予防対策の為に中止となった。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	E	新型コロナウイルス感染症の影響により、市民に向けた災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置訓練を実施することができなかった。社協新任職員研修として、社協が災害に関する講座や、災害時に立ち上げるボランティアセンターの意義等について学びを深めた。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	E	市民に向けた災害ボランティア講座を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期した。有事の際に連携が図れるよう、企業と災害時の協定を締結した。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	昨年度感染症の影響により延期となった、市民向けの災害ボランティア講座を、危機管理室の協力を得て開催した。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	被災地の災害ボランティアセンターの運営支援に派遣された職員による社協内報告会を実施し、意識の醸成を図ったが、市民向けの災害ボランティア講座は開催しなかった。また、朝霞市と社協で朝霞市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書を締結し、平時から連携を図った。				() 拡大・拡充 () ○ 現状どおり推進 () 縮小	

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (3) 安心な暮らしの確保

施策(中柱)	① 防災・防犯体制の整備						
事業名	⑤ 地域ぐるみの協力体制の整備						
担当課	危機管理室						
事業の目的	自治会や町内会単位の地域住民による自主防災組織づくりを進めるとともに、その活動への支援を行います。また、避難生活が長期化した際の自主防災組織を中心とした避難場所の運営体制についても確立を図ります。						
事業目標	<H30・2018年度～> 自主防災組織未結成の自治会・町内会に対する結成促進を行うとともに、自治会・町内会により構成された自主防災組織が行う防災訓練・防災倉庫設置・資機材整備等に対する補助金を交付し、災害時における地域の防災力を強化する。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・自主防災組織未結成の自治会・町内会に対し、地域防災アドバイザーと協力して結成促進を行う。 ・自主防災組織に対し、各種補助金の交付を実施する。 <H31・2019年度> ・自主防災組織未結成の自治会・町内会に対し、地域防災アドバイザーと協力して結成促進を行う。 ・自主防災組織に対し、各種補助金の交付を実施する。 <R2・2020年度> ・自主防災組織未結成の自治会・町内会に対し、地域防災アドバイザーと協力して結成促進を行う。 ・自主防災組織に対し、各種補助金の交付を実施する。 <R3・2021年度> ・自主防災組織未結成の自治会・町内会に対し、地域防災アドバイザーと協力して結成促進を行う。 ・自主防災組織に対し、各種補助金の交付を実施する。 <R4・2022年度> ・自主防災組織未結成の自治会・町内会に対し、地域防災アドバイザーと協力して結成促進を行う。 ・自主防災組織に対し、各種補助金の交付を実施する。 <R5・2023年度> ・自主防災組織未結成の自治会・町内会に対し、地域防災アドバイザーと協力して結成促進を行う。 ・自主防災組織に対し、各種補助金の交付を実施する。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
地域自主防災活動等事業費補助金交付団体数	目標・計画	20	20	20	20	20	20
	実績	26	32	20	25	28	20
	達成度	達成の状況と課題					今後の展開
H30年度 (2018)	C	自主防災組織未結成の自治会・町内会に対し、地域防災アドバイザーと協力して結成促進を行った結果、新たに2団体の結成につながった。また、合計で26団体の自主防災組織に対し各種補助金を交付し、地域防災力の強化を推進した。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
H31年度 (2019)	C	自主防災組織未結成の自治会・町内会に対し、地域防災アドバイザーと協力して結成促進を行った結果、新たな結成にはつながらなかったものの、自主防災組織の重要性について啓発することができた。また、合計で32団体の自主防災組織に対し各種補助金を交付し、地域防災力の強化に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R2年度 (2020)	C	自主防災組織未結成の自治会・町内会に対し、地域防災アドバイザーと協力して結成促進を行った結果、新たな結成にはつながらなかったものの、自主防災組織の重要性について啓発することができた。また、合計で20団体の自主防災組織に対し各種補助金を交付し、地域防災力の強化に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R3年度 (2021)	C	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、自主防災組織未結成の自治会・町内会に対する結成促進を行うことができなかったが、合計で25団体の自主防災組織に対し各種補助金を交付し、地域防災力の強化に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R4年度 (2022)	C	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、自主防災組織未結成の自治会・町内会に対する結成促進を行うことができなかったが、合計で28団体の自主防災組織に対し各種補助金を交付し、地域防災力の強化に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小
R5年度 (2023)	C	自主防災組織未結成の自治会・町内会に対する結成促進の結果、1団体が新たに結成された。また、合計で20団体の自主防災組織に対し各種補助金を交付し、地域防災力の強化に努めた。					() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小

基本目標 5 安心・安全な暮らしをつくる

基本施策 (3) 安心な暮らしの確保

施策(中柱)	① 防災・防犯体制の整備						
事業名	⑥ 防犯環境の整備						
担当課	危機管理室						
事業の目的	朝霞市防犯推進計画をもとに、障害のある人を含めすべての市民をひたくりや路上強盗などの街頭犯罪や侵入盗などの犯罪から守るため、市、市民及び事業者の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯等の整備を進めます。また、障害のある人が犯罪に巻き込まれることのないよう、障害のある人や関係者、地域が一体となって防犯意識の向上に努めます。						
事業目標	<H30・2018年度～> 青色防犯パトロールカーの運行や朝霞わがまち防犯隊による地域の自主的な防犯活動の支援に努めるとともに、防犯灯の設置及び維持管理を適切に行うことなどにより犯罪を起こさにくい環境づくりを推進する。 * 変更の際に記載						
事業内容	<H30・2018年度> ・青色防犯パトロールカーを運行する。 ・自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置及び維持管理に対する補助を行う。 <H31・2019年度> ・青色防犯パトロールカーを運行する。 ・自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置及び維持管理に対する補助を行う。 <R2・2020年度> ・青色防犯パトロールカーを運行する。 ・自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置及び維持管理に対する補助を行う。 <R3・2021年度> ・青色防犯パトロールカーを運行する。 ・自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置及び維持管理に対する補助を行う。 <R4・2022年度> ・青色防犯パトロールカーを運行する。 ・自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置及び維持管理に対する補助を行う。 <R5・2023年度> ・青色防犯パトロールカーを運行する。 ・自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置及び維持管理に対する補助を行う。						
指標(説明)		H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
青色防犯 パトロールカーの運行(回)	目標・計画	258	241	243	242	243	245
	実績	258	240	243	242	243	245
	達成度	達成の状況と課題				今後の展開	
H30年度 (2018)	C	青色防犯パトロールカーの運行(258日)や朝霞警察署からの犯罪情報の提供、自治会・町内会等に対する各種補助金の交付等の各種施策を適切に実施し、犯罪を起こさにくい環境づくりを推進した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
H31年度 (2019)	C	青色防犯パトロールカーの運行(240日)や朝霞警察署からの犯罪情報の提供、自治会・町内会等に対する各種補助金の交付等の各種施策を適切に実施し、犯罪を起こさにくい環境づくりを推進した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R2年度 (2020)	C	青色防犯パトロールカーの運行(243日)や朝霞警察署からの犯罪情報の提供、自治会・町内会等に対する各種補助金の交付等の各種施策を適切に実施し、犯罪を起こさにくい環境づくりを推進した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R3年度 (2021)	C	青色防犯パトロールカーの運行(242日)や朝霞警察署からの犯罪情報の提供、自治会・町内会等に対する各種補助金の交付等の各種施策を適切に実施し、犯罪を起こさにくい環境づくりを推進した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R4年度 (2022)	C	青色防犯パトロールカーの運行(243日)や朝霞警察署からの犯罪情報の提供、自治会・町内会等に対する各種補助金の交付等の各種施策を適切に実施し、犯罪を起こさにくい環境づくりを推進した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	
R5年度 (2023)	C	青色防犯パトロールカーの運行(245日)や朝霞警察署からの犯罪情報の提供、自治会・町内会等に対する各種補助金の交付等の各種施策を適切に実施し、犯罪を起こさにくい環境づくりを推進した。				() 拡大・拡充 (○) 現状どおり推進 () 縮小	

令和5(2023)年度の目標設定(計画書P42～54)

基本目標1 福祉施設入所からの地域生活への移行

①入所施設の入所者の地域生活への移行

区分	数値
地域生活移行者数	5人

②入所施設の入所者数

施設入所者の削減数については、県では数値目標を設定しないこととしており、本市でも同様とします。

令和3(2021)年度の進捗・課題等	関係機関等と連携し、個別ケースごとに柔軟に対応している。今後においても、地域生活移行者への適切な支援を継続して行っていく。(令和3年度実績なし)
次年度以降の展望等	引き続き、個別のケースごとに適切な支援を行うとともに、地域生活移行に関する支援について、国・県の動向を注視し、先進事例等について調査していく。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	関係機関等と連携し、個別ケースごとに柔軟に対応している。今後においても、地域生活移行者への適切な支援を継続して行っていく。(令和4年度実績なし)
次年度以降の展望等	引き続き、個別のケースごとに適切な支援を行うとともに、地域生活移行に関する支援について、国・県の動向を注視し、先進事例等について調査していく。
令和5(2023)年度の進捗・課題等	令和5年度末までの地域生活への移行は目標を達成することができなかった(0人)。関係機関等と連携し、個別ケースごとに柔軟に対応していき、地域生活移行を目指した支援を継続して行っていく必要がある。
次年度以降の展望等	引き続き、個別のケースごとに適切な支援を行うとともに、地域生活移行に関する支援について、国・県の動向を注視し、先進事例等について調査していく。

基本目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	検討	2回	2回
② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	検討	16人	16人
③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	検討	目標設定 有り 2回	目標設定 有り 2回
④ 精神障害者の地域移行支援の利用者数	2人	2人	2人
⑤ 精神障害者の地域定着支援の利用者数	7人	7人	7人
⑥ 精神障害者の共同生活援助の利用者数	15人	15人	15人
⑦ 精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人

令和3(2021)年度の進捗・課題等	保健、医療及び福祉関係者による協議の場として、障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」を令和4年7月に新規設置するための準備を行った。また、精神障害者の各サービス利用者は数値目標を達成している。(地域移行支援2人、地域定着支援14人、共同生活援助53人、自立生活援助1人)
次年度以降の展望等	令和4年度に障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」を立ち上げ、地域の関係者による協議を行い、適切な支援方法の検討を行う。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	保健、医療及び福祉関係者による協議の場として、障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」を令和4年7月に設置し、地域の関係者による協議を行い、市の現状等について情報共有を図った。(①2回、②15人、③検討、④2人、⑤10人、⑥54人、⑦4人)
次年度以降の展望等	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市としての目標の設定や評価の実施等について、関係者と協議を行いながら検討していく。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」にて地域の保健、医療及び福祉関係者と精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を行った。また、市の現状等について情報共有を図った。(①2回、②13人、③目標設定済、評価方法検討中、④2人、⑤9人、⑥61人、⑦5人)
次年度以降の展望等	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、長期入院患者の退院促進について協議し、支援方針の検討、支援の実施、評価を行う。

基本目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市では、地域における複数の機関がそれぞれの機能を担う面的整備型を目指すこととしており、現在、それぞれの機能の個別の体制は整いつつありますが、全体としての地域生活支援拠点等の体制は、未整備となっています。今後、障害者自立支援協議会専門部会(地域生活支援拠点部会)において、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。

令和3(2021)年度の進捗・課題等	地域生活支援拠点等の整備として、令和4年4月1日より朝霞市地域生活支援拠点等事業を開始する準備を行った。今後、障害者自立支援協議会専門部会「地域生活支援拠点部会」において評価等を行っていく。
次年度以降の展望等	令和4年度に朝霞市地域生活支援拠点等事業を開始し、障害者自立支援協議会専門部会「地域生活支援拠点部会」において検証・検討を行い、機能の充実を図る。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	令和4年度から朝霞市地域生活支援拠点等事業を開始し、市内事業所5か所が登録している状況である。障害者自立支援協議会専門部会「地域生活支援拠点部会」において、運用状況の検証及び評価を実施した。
次年度以降の展望等	令和4年度から朝霞市地域生活支援拠点等事業を開始したものの、登録事業所が5か所であることから、事業所を増やしていくとともに、評価等についても継続的に実施していく。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	地域生活支援拠点等の機能の充実を図ること、登録事業所を増やすことを目的として、市内障害福祉関係者を対象に、「障害福祉関係者みんなで考える交流会」を実施。そこで出た課題等の検討を専門部会で協議した。また、登録事業所は9か所に増え、5つの機能すべてを補完している。
次年度以降の展望等	緊急時の受入れ・対応の機能に登録している事業所が1か所しかなく、障害者及び事業所の利活用を促進するためにあんしんシートを作成し、緊急時に困らない体制づくりの強化を図る。また、専門部会での事業の評価等も継続的に実施していく。

基本目標4 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

区分	数値
①令和5(2023)年度中に福祉施設から一般就労へ移行する者	23人

②就労定着支援事業の利用者数

区分	数値
②令和5(2023)年度中に一般就労に移行した者の就労定着支援事業利用者数	18人

③就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行 ④就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行 ⑤就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行

区分	数値
③令和5(2023)年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者	21人
④令和5(2023)年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労へ移行する者	3人
⑤令和5(2023)年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行する者	1人

⑥就労定着支援事業所の就労定着率

区分	数値
⑥令和5(2023)年度において就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	2か所

令和3(2021)年度の進捗・課題等	障害者就労支援センター等を活用し、就労に関する支援を行った。今後、市内事業所とも連携し、一般就労への移行について、継続した支援を行っていく。(令和3年度①15人、②10人、③12人、④3人、⑤0人)
次年度以降の展望等	障害者就労支援センターと緊密に連携し、ケースごとに柔軟な就労支援を実施し、適切な支援を行う。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	障害者就労支援センター等を活用し、就労に関する支援を行った。今後、市内事業所とも連携し、一般就労への移行について、継続した支援を行っていく。(令和4年度①34人、②20人、③31人、④2人、⑤1人、⑥2か所)
次年度以降の展望等	障害者就労支援センター及び事業所と連携し、ケースごとに柔軟な就労支援を実施し、適切な支援を行う。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	障害者就労支援センター等を活用し、就労に関する支援を行った。令和5年度実績として、①16人、②14人、③18人、④0人、⑤2人、⑥2か所となり、一部目標を達成することができた。福祉施設からの一般就労への移行については、今後の継続的な支援が課題となっている。
次年度以降の展望等	障害者就労支援センター及び事業所と連携し、ケースごとに柔軟な就労支援を実施し、適切な支援を行う。

基本目標5 障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

区分	数値等
令和5(2023)年度末までの児童発達支援センターの設置	1か所 (達成済)
令和5(2023)年度末までの保育所等訪問支援の利用体制の構築	体制有 (達成済)

②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

区分	数値
令和5(2023)年度末までの児童発達支援事業所の設置数	1か所 (達成済)
令和5(2023)年度末までの放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

区分	数値
令和5(2023)年度末までの協議の場の設置	1か所 (達成済)
令和5(2023)年度末までのコーディネーターの配置	3か所

令和3(2021)年度の進捗・課題等	令和3年度時点で、上記目標は達成できている。次年度以降も、関係機関との連携、各施設施設の周知、医ケア児コーディネーターの活用等について引き続き検討を行っていく。 ※令和3年8月:②「令和5(2023)年度末までの放課後等デイサービス事業所の設置数」について、達成済。
次年度以降の展望等	令和4年度も引き続き障害者自立支援協議会専門部会「こども部会(医療的ケア児部会から改称)」を複数回行い、医療的ケア児を含めた障害児の支援について検討を行う。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	上記目標は達成できている。障害者自立支援協議会専門部会「こども部会」を2回行い、医療的ケア児を含めた障害児の支援について検討を行った。次年度以降も、関係機関との連携、各施設施設の周知、医ケア児コーディネーターの活用等について引き続き検討を行っていく。(③コーディネーターの配置3か所達成済)
次年度以降の展望等	医療的ケア児の支援について、災害時個別支援計画の作成を進めるとともに、県の医療的ケア児等支援センターに關しての情報共有等を図っていく。障害児施策の現状を共有し、課題解決に向けて、部会の中で取り組む内容を協議していく。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	上記目標は達成できている。障害者自立支援協議会専門部会「こども部会」を2回開催し、医療的ケア児を含めた障害児の支援について検討を行った。次年度以降も、関係機関との連携、各施設施設の周知、医ケア児コーディネーターの活用等について引き続き検討を行っていく。(③コーディネーターの配置3か所達成済)
次年度以降の展望等	医療的ケア児の支援について、災害時個別支援計画の作成を進めるとともに、県の医療的ケア児等支援センターとも連携し情報共有等を図っていく。障害児施策の現状を共有し、課題解決に向けて、部会の中で取り組む内容を協議していく。

基本目標6 発達障害者等に対する支援

「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数」、「ペアレントメンターの人数」、「ピアサポートの活動への参加人数」の見込みについては、新たに実施方法等を検討する必要があるため、数値目標の設定は行わず、令和5(2023)年度までに検討することとします。

令和3(2021)年度の進捗・課題等	県主催研修等の周知は行ったが、市による事業実施方法等の検討の機会は設けられなかった。今後、県の動向等を注視しつつ、関係各課と協力し、研修参加を促していく。
次年度以降の展望等	令和4年度には、民間事業者等で行われている事業等も調査し、職員の知識向上に努める。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	県主催研修等の周知や、民間事業者の取組を見学する等、情報収集に努めた。今後、県の動向等を注視しつつ、関係各課や民間事業者と協力し、実施方法等を検討していく。
次年度以降の展望等	令和5年度も引き続き、民間事業者等で行われている事業等も調査し、職員の知識向上に努める。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	県主催研修等の周知や、民間事業者の取組を見学する等、情報収集に努めた。また、こども未来課において、子育て支援のためのペアレントトレーニングを実施し、35人が受講した。
次年度以降の展望等	ペアレントトレーニングの実施をととして、支援に努めると共に、ピアサポート等の情報収集に努める。

基本目標7 相談支援体制の充実・強化のための取組

区分	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	6件	6件

令和3(2021)年度の進捗等	相談支援ネットワークの質の向上のため、特定相談支援事業所等連絡会を開催した。今後も、相談資質向上のためGSV等を行っていく。(令和3年度はGSV等を7回実施)
次年度以降の展望等	引き続き、特定相談支援事業所等連絡会を開催しつつ、効率的な連携方法や会議形態等についても調査し、より良い人材育成について検討を行う。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	相談支援ネットワークの質の向上のため、特定相談支援事業所等連絡会を開催した。今後も、相談資質向上のためGSVや事例検討等を行っていく。(令和4年度は連絡会を6回開催)
次年度以降の展望等	引き続き、特定相談支援事業所等連絡会を開催し、各相談支援事業所と連携を図るとともに、効率的な連携方法や人材育成等について検討を行う。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	相談支援ネットワークの質の向上のため、特定相談支援事業所等連絡会を開催した。今後も、相談資質向上のためGSVや事例検討等を行っていく。(令和5年度は連絡会を8回開催)
次年度以降の展望等	引き続き、特定相談支援事業所等連絡会を開催し、各相談支援事業所と連携を図るとともに、効率的な連携方法や人材育成等について検討を行う。

基本目標8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

区分	数値
令和5(2023)年度末までの都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人

令和3(2021)年度の進捗・課題等	業務担当職員は全員研修に参加した(システム会社主催研修)。引き続き、関係する研修に参加し、知識の向上に努める。
次年度以降の展望等	国や県などの研修の際は積極的に参加し、担当職員の知識向上を図り、市内の事業所にも適切なサービスを心がけるよう働きかけていく。
令和4(2022)年度の進捗・課題等	業務担当職員は全員研修に参加した(システム会社主催研修に4人参加)。引き続き、関係する研修に参加し、知識の向上に努める。
次年度以降の展望等	国や県などの研修の際は積極的に参加し、担当職員の知識向上を図り、適正支給に努めるとともに、市内の事業所にも適切なサービスを心がけるよう働きかけていく。
令和5(2022)年度の進捗・課題等	業務担当職員は全員研修に参加した(システム会社主催研修に4人参加)。引き続き、関係する研修に参加し、知識の向上に努める。
次年度以降の展望等	国や県などの研修の際は積極的に参加し、担当職員の知識向上を図り、適正支給に努めるとともに、報酬改定などの情報収集と情報提供により、市内事業所を支援し、サービス提供体制の向上を図る。

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)～2023(R5)

1訪問系サービス（計画書P55～61）

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
令和3年度分 (2021年度分)	重度訪問介護については、年度途中で実利用者が減少したため、利用時間実績も減少した。行動援護については、実利用者数に変化はなかったが、新型コロナウイルスの流行が落ち着いたこともあり、利用時間が増加した。訪問系サービス合計としては実利用者数・利用時間ともに前年度実績を上回った。	今後、利用量は増加していくことを見込む。新型コロナウイルス感染症の動向により、感染対策などを講じつつ、適正なサービスを確保していくため、各事業所と連携し、よりよい支援体制について検討する。
令和4年度分 (2022年度分)	進捗・課題等 重度訪問介護については、利用頻度が減少したことで、利用時間実績も減少した。行動援護については、実利用者数に変化はなかったが、新型コロナウイルスの流行が落ち着いたこともあり、利用時間が増加した。訪問系サービス合計としては実利用者数・利用時間ともに前年度実績を下回った。	次年度以降の展望等 新型コロナウイルス感染症の影響が減少するに伴い、利用量の増加が見込まれる。今後も適正なサービスを確保していくため、各事業所と連携し、よりよい支援体制について検討する。
令和5年度分 (2023年度分)	進捗・課題等 居宅介護について、実利用者数がほぼ前年と変わらないのに対し、延べ利用時間は伸びており、一人当たりの支援が増加している。行動援護同行援護といった外出支援については安定した利用が継続されている。	次年度以降の展望等 市外の事業所情報を収集するなど、居宅介護利用希望者に対し適切なサービスを確保できるような支援体制を検討する。

計画 ↓ 実施	活動指標等	*第6期計画は令和3年度からです。						
		区分	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
	訪問系サービス 合計 下記①～⑤	月間実利用者数 (見込)	169	177	187	161	168	175
		月間実利用者数 (実績)	143	152	159	163	160	164
		月間延利用時間 (見込)	2,247	2,354	2,487	3,525	3,659	3,799
		月間延利用時間 (実績)	2,987	3,275	4,330	4,350	3,762	4,163
	①居宅介護	月間実利用者数 (見込)				141	148	155
		月間実利用者数 (実績)	125	134	138	140	138	137
		月間延利用時間 (見込)				2,787	2,921	3,061
		月間延利用時間 (実績)	2,405	2,701	2,846	2,980	2,462	2,795
	②重度訪問介護	月間実利用者数 (見込)				2	2	2
		月間実利用者数 (実績)	1	1	3	3	3	3
		月間延利用時間 (見込)				288	288	288
		月間延利用時間 (実績)	113	175	1,032	859	810	788
	③同行援護	月間実利用者数 (見込)				15	15	15
		月間実利用者数 (実績)	15	15	15	17	16	19
		月間延利用時間 (見込)				403	403	403
		月間延利用時間 (実績)	429	377	423	451	457	515
	④行動援護	月間実利用者数 (見込)				3	3	3
		月間実利用者数 (実績)	2	2	3	3	3	5
		月間延利用時間 (見込)				47	47	47
		月間延利用時間 (実績)	40	22	29	60	33	65
	⑤重度障害者等 包括支援	月間実利用者数 (見込)				検討	検討	検討
		月間実利用者数 (実績)	0	0	0	0	0	0
		月間延利用時間 (見込)				検討	検討	検討
		月間延利用時間 (実績)	0	0	0	0	0	0
	その他・ 特記事項等	*訪問系サービスについては、令和元年度までは、個別サービスごとの見込無し。 *市内/市外の利用の区別なし。						

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)～2023(R5)

2日中活動系サービス(計画書P62～77) 1/2

令和3年度分 (2021年度分)	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきたこともあり、全体的に利用量が増加した。今後も安定して利用できるよう、利用者の希望にあった支援をする。	日常生活を支援するうえで欠かせないサービスであることから、制度の周知・案内を丁寧に行い、利用者個人個人にあった適切な支援を実施するため、関係機関と連携して対応する。
令和4年度分 (2022年度分)	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきたこともあり、全体的に前年度と同様の状況だった。今後も安定して利用できるよう、利用者の希望にあった支援をする。	新型コロナウイルス感染症の影響が減少するに伴い、利用量の増加が見込まれる。利用者個人個人にあった適切な支援を実施するため、関係機関と連携して対応する。
令和5年度分 (2023年度分)	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	全体的に実利用者が増加している。今後も安定して利用できるよう、利用者の希望にあった支援をする。	就労支援について在宅訓練の門扉が広がったことに伴い、利用希望者が今後も増加すると思われる。利用者が希望する支援が行えるよう、関係機関と連携して対応する。

計画
↓
実施

活動指標等

*第6期計画は令和3年度からです。							
区分		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
(1)生活介護	月間実利用者数 (見込)	163	167	172	186	202	219
	月間実利用者数 (実績)	168	159	183	185	190	200
	月間延利用日数 (見込)	3,586	3,674	3,784	4,092	4,444	4,818
	月間延利用日数 (実績)	3,487	3,428	3,585	3,746	3,816	3,879
(2)自立訓練 (機能訓練)	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1	1
	月間実利用者数 (実績)	0	1	1	1	1	1
	月間延利用日数 (見込)	22	22	22	22	22	22
	月間延利用日数 (実績)	0	0.5	3	14	1	19
(3)自立訓練 (生活訓練)	月間実利用者数 (見込)	23	23	24	38	41	44
	月間実利用者数 (実績)	19	32	35	29	25	27
	月間延利用日数 (見込)	506	506	528	836	902	968
	月間延利用日数 (実績)	263	445	469	405	385	338
(4)就労移行支援	月間実利用者数 (見込)	50	55	60	40	42	44
	月間実利用者数 (実績)	46	36	55	60	51	63
	月間延利用日数 (見込)	1,100	1,210	1,320	880	924	968
	月間延利用日数 (実績)	787	659	967	1,088	907	1,119
(5)就労継続支援 (A型)	月間実利用者数 (見込)	18	19	21	13	15	18
	月間実利用者数 (実績)	17	9	12	11	13	14
	月間延利用日数 (見込)	396	418	462	286	330	396
	月間延利用日数 (実績)	326	166	213	195	229	224
(6)就労継続支援 (B型)	月間実利用者数 (見込)	138	143	148	156	158	160
	月間実利用者数 (実績)	142	150	157	165	194	203
	月間延利用日数 (見込)	3,036	3,146	3,256	3,432	3,476	3,520
	月間延利用日数 (実績)	2,549	2,548	2,527	2,765	3,184	3,272
その他・ 特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。						

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)～2023(R5)

2日中活動系サービス(計画書P62～77) 2/2

進捗・課題等		次年度以降の展望等	
一枚目に記載		一枚目に記載	

*第6期計画は令和3年度からです。

区分		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
(7)就労定着支援	月間実利用者数 (見込)	6	7	8	15	16	17
	月間実利用者数 (実績)	6	12	13	18	30	37
(8)療養介護	月間実利用者数 (見込)	14	14	14	16	17	18
	月間実利用者数 (実績)	14	14	14	13	10	11
(9)短期入所 (福祉型)	月間実利用者数 (見込)	25	27	29	37	42	48
	月間実利用者数 (実績)	28	28	16	18	17	30
	月間延利用日数 (見込)	230	248	266	370	420	480
	月間延利用日数 (実績)	295	271	203	172	136	213
(9)短期入所 (医療型)	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1	1
	月間実利用者数 (実績)	0	1	1	1	1	1
	月間延利用日数 (見込)	5	5	5	5	5	5
	月間延利用日数 (実績)	0	5	2	3	5	6
(10)自立生活 援助	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1	1
	月間実利用者数 (実績)	0	0	0	0	2	3
その他・ 特記事項等	*「第6期市町村障害福祉計画作成に係る県の考え方」等に基づき、利用日数等を設定していない項目があります。 *市内/市外の利用の区別なし。						

計画
↓
実施

活動指標等

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)～2023(R5)

3居住系サービス(計画書P78～80)

令和3年度分 (2021年度分)	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	共同生活援助(グループホーム)の利用者数は増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。	居住系サービスのニーズは継続的にあると考えられるため、設立希望の団体等からの相談には丁寧に対応し、計画との整合性を図りながら、地域においての生活の支援を図る。
令和4年度分 (2022年度分)	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	共同生活援助(グループホーム)の利用者数は増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。	今後の地域生活への移行を鑑みると、共同生活援助の必要性が増加することが予想される。設立希望の団体等からの相談には丁寧に対応し、計画との整合性を図りながら、地域においての生活の支援を図る。
令和5年度分 (2023年度分)	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	共同生活援助(グループホーム)の利用者数は増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。	今後の地域生活への移行を鑑みると、共同生活援助の必要性が増加することが予想される。設立希望の団体等からの相談には丁寧に対応し、計画との整合性を図りながら、地域においての生活の支援を図る。

計画 ↓ 実施	活動指標等	*第6期計画は令和3年度からです。						
		区分	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
(1)共同生活援助(グループホーム)	月間実利用者数 (見込)		32	33	34	67	74	81
	月間実利用者数 (実績)		40	49	64	79	102	113
(2)施設入所支援	月間実利用者数 (見込)		85	86	87	94	102	110
	月間実利用者数 (実績)		82	81	87	87	87	86
その他・特記事項等		*市内/市外の利用の区別なし。						

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)～2023(R5)

4相談支援(計画書P81～82)

令和3年度分 (2021年度分)	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	計画相談支援・地域定着支援ともに利用者数が増加している。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。	新型コロナウイルス感染症の影響は比較的少ないサービスとなっており、潜在的なニーズも多く、今後も着実に利用が増加していくと考えられるため、関係機関と連携し、迅速に対応する。
令和4年度分 (2022年度分)	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	計画相談支援は前年度より利用者数が増加、地域定着支援は前年度と同様の利用者数であった。引き続き、関係機関と連携し、制度の周知等を行っていく。	潜在的なニーズも多く、今後も着実に利用が増加していくと考えられるため、関係機関と連携し、相談支援の充実を目指していく。
令和5年度分 (2023年度分)	進捗・課題等	次年度以降の展望等
	障害福祉サービス利用者が増加したことにより、計画相談支援実利用者も増加している。しかしながらセルフプラン率も増加している状況。計画相談支援の利用希望者を事業所につなげる支援方法を検討を行っていく。	潜在的なニーズも多く、今後も着実に利用が増加していくと考えられるため、関係機関と連携し、相談支援の充実を目指していく。

計画
↓
実施

活動指標等

*第6期計画は令和3年度からです。

区分		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
(1)計画相談支援	月間実利用者数 (見込)	181	198	218	186	202	219
	月間実利用者数 (実績)	172	184	199	210	221	234
(1)地域移行支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1	1
	月間実利用者数 (実績)	0	1	0	0	1	1
(1)地域定着支援	月間実利用者数 (見込)	17	22	27	8	10	13
	月間実利用者数 (実績)	9	5	6	9	9	7
その他・ 特記事項等	*市内/市外の利用の区別なし。						

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)～2023(R5)

5障害のある児童への支援(計画書P83～92) 1/2

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
令和3年度分 (2021年度分)	新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、障害児の通所等については、着実に利用量が伸びている。引き続き、適切な支援を行うとともに、適正なサービス提供を実施する。 (保育課)障害児の利用希望人数は増加傾向にあり、令和4年度以降においても児童の受け入れ体制を整えていく必要がある。	障害児のサービス利用量については、年々増加の一途をたどっている。今後、必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。
令和4年度分 (2022年度分)	全体的に前年度と比べると、利用者数及び利用日数ともに増加している傾向が同える。今後も安定して利用できるよう、利用者の希望にあった支援をする。 (保育課)昨年度に引き続き、障害等の配慮が必要な児に職員の追加配置をして受け入れた民間園に対し補助金を交付した。加配児童数の増加傾向が著しいので次年度以降に向けて補助金の交付を継続するほかにも受入の態勢を整えることが課題である。放課後等デイサービスの充実などにより利用者が減少するなど事業の維持が困難になったことから障害児放課後児童クラブ管理運営事業を令和4年度末をもって廃止した。障害のある児童を受け入れ、専任の職員を配置した民間放課後児童クラブに対し補助金を交付した。	障害児のサービス利用量については、今後も増加が見込まれる。必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。また、インクルーシブ保育の実施など、療育と保育の連携についても、必要な支援が行えるよう情報収集に努めていく。
令和5年度分 (2023年度分)	全体的に前年度と比べると、利用者数及び利用日数ともに増加している傾向が同える。児童発達支援センターができたことにより、障害児だけでなく保護者の支援を行えるようになった。 (保育課)昨年度に引き続き、障害等の配慮が必要な児童に職員の追加配置をして受け入れた民間園に対し補助金を交付した。加配児童数の増加傾向が著しいので次年度以降に向けて補助金の交付を継続し、人員不足の民間園について受入の態勢を整えるよう促すことが課題である。	障害児のサービス利用量については、今後も増加が見込まれる。必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。児童発達支援センターと協働し、必要な支援が行えるよう情報収集に努めていく。 (保育課)加配を必要とする児童は今後も増加が予想される。各関係機関と連携するほか、インクルーシブ保育の実施を進め、必要な支援を行えるよう努める。また、障害児保育の枠組みについても現状に合った内容に見直しを行う。

計画 ↓ 実施	活動指標等	*第6期計画は令和3年度からです。						
		区分	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
	(1)障害児通所支援 ①児童発達支援	月間実利用者数 (見込)	150	180	216	228	267	312
		月間実利用者数 (実績)	124	167	199	235	277	320
		月間延利用日数 (見込)				1,824	2,136	2,496
		月間延利用日数 (実績)	944	1,293	1,464	1,951	2,252	2,618
	(1)障害児通所支援 ②医療型児童発達支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1	1
		月間実利用者数 (実績)	0	0	0	0	0	0
		月間延利用日数 (見込)				8	8	8
		月間延利用日数 (実績)	0	0	0	0	0	0
	(1)障害児通所支援 ③放課後等デイサービス	月間実利用者数 (見込)	213	255	306	224	250	279
		月間実利用者数 (実績)	155	180	211	268	355	422
		月間延利用日数 (見込)				2,688	3,000	3,348
		月間延利用日数 (実績)	1,857	2,147	2,412	3,159	4,060	4,546
	(1)障害児通所支援 ④保育所等訪問支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	16	20	24
		月間実利用者数 (実績)	2	6	14	32	45	57
		月間延利用日数 (見込)				32	40	48
		月間延利用日数 (実績)	2	15	24	37	47	64
	(2)居宅訪問型児童 発達支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1	1
		月間実利用者数 (実績)	0	1	0	0	1	1
		月間延利用日数 (見込)				15	15	15
		月間延利用日数 (実績)	0	14	15	0	3	3
	(4)障害児相談支援 ①障害児相談支援	月間実利用者数 (見込)	78	85	93	144	168	196
		月間実利用者数 (実績)	76	105	129	163	201	209
	(4)障害児相談支援 ②医療的ケア児に關 する関連分野の支援を調 整するコーディネーター の配置人数見込	配置人数(見込)	検討	検討	検討	4	4	4
		配置人数(実績)	2	4	4	4	6	8
	その他・ 特記事項等	* (3)障害児入所支援は東事業につき目標設定なし。その他一部の項目については、令和2年度まで月間延利用日数の見込設定なし。 * 市内/市外の利用の区別なし。						

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)～2023(R5)

5障害のある児童への支援(計画書P83～92) 2/2

5障害のある児童への支援(計画書P83～92) 2/2

		進捗・課題等		次年度以降の展望等																																																																																																																																																																																																										
		一枚目に記載		一枚目に記載																																																																																																																																																																																																										
計画 ↓ 実施	活動指標等	(5)障害児通所支援 障害のある子ども・子育て支援等(教育・保育) *第6期計画は令和3年度からです。																																																																																																																																																																																																												
		<table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">平成30年度 2018年度</th><th colspan="2">令和元年度 2019年度</th><th colspan="2">令和2年度 2020年度</th></tr><tr><th>利用希望人数 (実人数)</th><th>受入可能人数 (実人数)</th><th>利用希望人数 (実人数)</th><th>受入可能人数 (実人数)</th><th>利用希望人数 (実人数)</th><th>受入可能人数 (実人数)</th></tr><tr><td>1 保育所</td><td>63</td><td>71</td><td>71</td><td>74</td><td>71</td><td>74</td></tr><tr><td>(上記利用実績)</td><td>74</td><td>71</td><td>76</td><td>99</td><td>83</td><td>104</td></tr><tr><td>2 認定こども園</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>(上記利用実績)</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>3 放課後児童健全育成事業</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr><tr><td>(上記利用実績)</td><td>23</td><td>23</td><td>32</td><td>32</td><td>28</td><td>28</td></tr><tr><td>4 幼稚園</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>(上記利用実績)</td><td>23</td><td>23</td><td>11</td><td>11</td><td>19</td><td>19</td></tr><tr><td>5 特定地域型保育事業</td><td>5</td><td>17</td><td>5</td><td>22</td><td>5</td><td>22</td></tr><tr><td>(上記利用実績)</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>23</td><td>5</td><td>25</td></tr><tr><td>6 認可外(地方単独事業)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>(上記利用実績)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">令和3年度 2021年度</th><th colspan="2">令和4年度 2022年度</th><th colspan="2">令和5年度 2023年度</th></tr><tr><th>利用希望人数 (実人数)</th><th>受入可能人数 (実人数)</th><th>利用希望人数 (実人数)</th><th>受入可能人数 (実人数)</th><th>利用希望人数 (実人数)</th><th>受入可能人数 (実人数)</th></tr><tr><td>1 保育所</td><td>80</td><td>105</td><td>80</td><td>105</td><td>80</td><td>105</td></tr><tr><td>(上記利用実績)</td><td>95</td><td>106</td><td>119</td><td>119</td><td>126</td><td>126</td></tr><tr><td>2 認定こども園</td><td>1</td><td>4</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>(上記利用実績)</td><td>8</td><td>8</td><td>9</td><td>9</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>3 放課後児童健全育成事業</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td></tr><tr><td>(上記利用実績)</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>49</td><td>49</td></tr><tr><td>4 幼稚園</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>(上記利用実績)</td><td>23</td><td>23</td><td>22</td><td>22</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>5 特定地域型保育事業</td><td>5</td><td>27</td><td>5</td><td>27</td><td>5</td><td>27</td></tr><tr><td>(上記利用実績)</td><td>8</td><td>27</td><td>8</td><td>28</td><td>10</td><td>26</td></tr><tr><td>6 認可外(地方単独事業)</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>(上記利用実績)</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>その他・ 特記事項等</td><td colspan="6">すべて年間実人数。 「3 放課後児童健全育成事業」…子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の実人数。 「4 幼稚園」…私学助成の対象である幼稚園を含む。 「5 特定地域型保育事業」…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育。 「6 認可外(地方単独事業)」…地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設。</td></tr></table>						施設名	平成30年度 2018年度		令和元年度 2019年度		令和2年度 2020年度		利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	1 保育所	63	71	71	74	71	74	(上記利用実績)	74	71	76	99	83	104	2 認定こども園	－	－	－	－	－	－	(上記利用実績)	0	0	4	4	3	4	3 放課後児童健全育成事業	20	20	20	20	20	20	(上記利用実績)	23	23	32	32	28	28	4 幼稚園	10	10	10	10	10	10	(上記利用実績)	23	23	11	11	19	19	5 特定地域型保育事業	5	17	5	22	5	22	(上記利用実績)	1	1	1	23	5	25	6 認可外(地方単独事業)	0	0	0	0	0	0	(上記利用実績)	0	0	0	0	0	0	施設名	令和3年度 2021年度		令和4年度 2022年度		令和5年度 2023年度		利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	1 保育所	80	105	80	105	80	105	(上記利用実績)	95	106	119	119	126	126	2 認定こども園	1	4	2	4	2	4	(上記利用実績)	8	8	9	9	8	8	3 放課後児童健全育成事業	29	29	29	29	29	29	(上記利用実績)	29	29	29	29	49	49	4 幼稚園	10	10	10	10	10	10	(上記利用実績)	23	23	22	22	10	10	5 特定地域型保育事業	5	27	5	27	5	27	(上記利用実績)	8	27	8	28	10	26	6 認可外(地方単独事業)	－	－	－	－	－	－	(上記利用実績)	－	－	－	－	－	－	その他・ 特記事項等	すべて年間実人数。 「3 放課後児童健全育成事業」…子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の実人数。 「4 幼稚園」…私学助成の対象である幼稚園を含む。 「5 特定地域型保育事業」…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育。 「6 認可外(地方単独事業)」…地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設。			
施設名	平成30年度 2018年度		令和元年度 2019年度		令和2年度 2020年度																																																																																																																																																																																																									
	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)																																																																																																																																																																																																								
1 保育所	63	71	71	74	71	74																																																																																																																																																																																																								
(上記利用実績)	74	71	76	99	83	104																																																																																																																																																																																																								
2 認定こども園	－	－	－	－	－	－																																																																																																																																																																																																								
(上記利用実績)	0	0	4	4	3	4																																																																																																																																																																																																								
3 放課後児童健全育成事業	20	20	20	20	20	20																																																																																																																																																																																																								
(上記利用実績)	23	23	32	32	28	28																																																																																																																																																																																																								
4 幼稚園	10	10	10	10	10	10																																																																																																																																																																																																								
(上記利用実績)	23	23	11	11	19	19																																																																																																																																																																																																								
5 特定地域型保育事業	5	17	5	22	5	22																																																																																																																																																																																																								
(上記利用実績)	1	1	1	23	5	25																																																																																																																																																																																																								
6 認可外(地方単独事業)	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																								
(上記利用実績)	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																								
施設名	令和3年度 2021年度		令和4年度 2022年度		令和5年度 2023年度																																																																																																																																																																																																									
	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)	利用希望人数 (実人数)	受入可能人数 (実人数)																																																																																																																																																																																																								
1 保育所	80	105	80	105	80	105																																																																																																																																																																																																								
(上記利用実績)	95	106	119	119	126	126																																																																																																																																																																																																								
2 認定こども園	1	4	2	4	2	4																																																																																																																																																																																																								
(上記利用実績)	8	8	9	9	8	8																																																																																																																																																																																																								
3 放課後児童健全育成事業	29	29	29	29	29	29																																																																																																																																																																																																								
(上記利用実績)	29	29	29	29	49	49																																																																																																																																																																																																								
4 幼稚園	10	10	10	10	10	10																																																																																																																																																																																																								
(上記利用実績)	23	23	22	22	10	10																																																																																																																																																																																																								
5 特定地域型保育事業	5	27	5	27	5	27																																																																																																																																																																																																								
(上記利用実績)	8	27	8	28	10	26																																																																																																																																																																																																								
6 認可外(地方単独事業)	－	－	－	－	－	－																																																																																																																																																																																																								
(上記利用実績)	－	－	－	－	－	－																																																																																																																																																																																																								
その他・ 特記事項等	すべて年間実人数。 「3 放課後児童健全育成事業」…子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の実人数。 「4 幼稚園」…私学助成の対象である幼稚園を含む。 「5 特定地域型保育事業」…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育。 「6 認可外(地方単独事業)」…地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設。																																																																																																																																																																																																													

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)～2023(R5)

6地域生活支援事業(計画書P93～112) 1/2

	進捗・課題等	次年度以降の展望等
令和3年度分 (2021年度分)	令和2年度に比べ、全体的に利用実績は増加しているが、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には戻っていない。引き続き新型コロナウイルス感染症の影響があると思われる。また、レクリエーション事業も新型コロナウイルス感染症で中止となっており、感染症対策を行いながらの事業継続が課題となっている。	新型コロナウイルス感染症の影響が収まりつつある中、社会参加に関しての支援を適切に行っていくとともに、新型コロナウイルス感染症等を踏まえた上で、安全に事業を行っていくために、様々な事例を調査する。
令和4年度分 (2022年度分)	令和3年度に比べ、全体的に利用実績は増加している。また新型コロナウイルス感染症の影響は強くあったものの、回復傾向にある。今後は新型コロナウイルス感染症への対応変化を見据えた事業実施が課題となっている。	新型コロナウイルス感染症に対する社会情勢の変化をとらえ、適切な事業実施に向けた対応を調査検討する。
令和5年度分 (2023年度分)	前年度に比べ、移動支援事業、ふれあいスポーツ大会において増加が見られ、外出やレクリエーションなど新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった部分において、影響からの脱却が見られた。	新型コロナウイルス感染症の影響により社会情勢が大きく変わった結果、需要状況にも変化が見られることから、今後、需要を踏まえた適切な事業実施を検討する。

計画
↓
実施

活動指標等

*第6期計画は令和3年度からです。							
区分		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
意思疎通支援事業 (手話通訳者・ 要約筆記派遣事業)	年間手話通訳者派遣 利用件数見込(件)	760	770	780	500	600	700
	上記利用実績(件)	546	603	423	479	525	464
	年間要約筆記者派遣 利用件数見込(件)	3	4	5	12	14	16
	上記利用実績(件)	4	12	7	21	6	7
	年間手話通訳者 派遣人数見込(人)	720	720	740	600	700	800
	上記利用実績(人)	696	734	464	567	623	548
	年間要約筆記者 派遣人数見込(人)	12	13	14	12	14	16
	上記利用実績(人)	12	24	12	35	12	14
日常生活用具給 付等事業	①介護・訓練支援用具 (件)	2	2	2	5	5	5
	上記利用実績(件)	6	4	6	10	5	6
	②自立生活支援用具 (件)	15	15	15	17	17	17
	上記利用実績(件)	22	13	9	11	14	8
	③在宅療養等支援用具 (件)	10	10	10	18	18	18
	上記利用実績(件)	15	20	21	9	9	11
	④情報・意思疎通支援 用具(件)	36	36	36	25	25	25
	上記利用実績(件)	18	25	23	28	24	17
	⑤排せつ管理支援用具 (件)	1,374	1,374	1,374	1,700	1,700	1,700
	上記利用実績(件)	1,604	1,634	2,453	1,904	2,146	2,162
	⑥居宅生活動作補助用 具(件)	1	1	1	4	4	4
	上記利用実績(件)	4	3	4	5	4	0
移動支援事業	利用者数見込(人)	96	100	104	96	98	100
	上記利用実績(人)	96	92	70	73	72	101
	延べ利用時間見込(時 間)	17,805	18,161	18,524	16,608	16,854	17,300
	上記利用実績(時間)	16,453	14,972	13,300	15,177	15,467	16,404
その他・ 特記事項等	*地域生活支援事業のうち主な事業を掲載。見込み・実績いずれも4月利用分から3月利用分で1年分を原則としている。 *市内/市外の利用の区別なし。						

第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)～2023(R5)

6地域生活支援事業(計画書P93～112) 2/2

		進捗・課題等		次年度以降の展望等					
		一枚目に記載		一枚目に記載					
計画 ↓ 実施	活動指標等	*第6期計画は令和3年度からです。							
		区分		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
		地域活動支援センター事業	1日平均実利用者数見込(人) ()内は市外にある地活の利用者	40 (2)	40 (2)	40 (2)	20	20	20
			上記利用実績(人) ()内は市外	18 (1)	17 (1)	14 (0)	15 (0)	14 (0)	12 (0)
			通所か所数見込(か所) ()内は市外にある地活の利用か所数	5 (1)	5 (1)	5 (1)	3	3	3
			上記利用実績(か所) ()内は市外 ※さいたまダルク別掲	4 (1)	3 (1)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
		日中一時支援事業	月間実利用者数見込(人)	15	16	17	12	12	12
			上記利用実績(人)	21	12	4	5	10	6
		スポーツ・レクリエーション教室開催等	ふれあいスポーツ大会参加人数見込(人)	270	270	270	280	280	280
			上記利用実績(人)	261	287	—	—	93	123
			スポーツ・レクリエーションの集い参加人数見込(人)	270	270	270	130	140	150
			上記利用実績(人)	91	122	—	—	—	—
		その他・特記事項等	*地域生活支援事業のうち主な事業を掲載。見込み・実績いずれも4月利用分から3月利用分で1年分を原則としている。 *市内/市外の利用の区別なし。						

令和5年度委員会コメントに対する取組み(令和4年度分)

第5次朝霞市障害者プラン

資料4

基本目標	委員会コメント	担当課	担当課からの回答
1	虐待への対策について、短期入所や一時保育等を利用できない子を持つ親の支援が必要である。そのため、来年度は評価をする担当部署に保育課を入れるよう検討してほしい。	保育課	担当課において、ファミリー・サポート・センターや一時保育等の支援が必要であると判断する場合には、保育課につないでいただいております。
1	交流の場については、はあとびあに限定せず、巡回イベント等を居住地の近くで開催し、障害のある人が近くに住んでいることを知ってもらい共生社会につなげていきたい。また、その内容の充実をしていくとよい。	障害福祉課	障害のある方との交流の場として、市役所で月7回程度実施している障害福祉施設自主製作品展示販売会、ふれあいスポーツ大会など、さまざまなイベントにおいて交流の機会を提供しており、今後も継続し充実を図ってまいります。また、障害者レクリエーション事業補助金を交付し、障害者団体や施設が地域で行うイベントに対し支援をしています。
1	障害福祉とはどういうものなのか、障害者がどういう支援を必要としているのか、障害者や支援者に興味を持ってもらえるように情報発信していくのがよいと思う。また、SNSを使用していない方や情報をうまく理解できない方へも届くよう、分かりやすいものになるとよいと思う。	障害福祉課	HPやX(旧:Twitter)、広報あさかななどのSNSに障害福祉に関する情報やイベントなど幅広く情報発信を努めています。
2	学校ではスクールカウンセラーを常勤にして必要な時に届けられるようにしてほしい	教育指導課	現在、朝霞市内の小中学校では、県から派遣されているスクールカウンセラーを配置しているほか、朝霞市子ども相談室でも公認心理師の資格を持つ相談員が市内各校からの相談に対応しています。今後、相談件数の大幅な増加等によりスクールカウンセラーの増員が必要となる場合には、常駐を検討していきます。
2	ヘルパーなどの福祉人材不足対策として、養成研修の無料実施や働きやすい環境確保、待遇改善を望む。家族支援の評価が上がっているので、引き続きニーズ把握に努め適切な支援に繋げてほしい。	障害福祉課	介護報酬の引き上げについては機会をとらえて国に働きかけてまいります。また、介護報酬の対象にならない市指定の事業所等に対しても、処遇改善を進めてまいります。
2	相談支援員を増員するとともに家族を含む支援者同士が連携して家族支援を行って欲しい。	障害福祉課	基幹相談支援センターを設立し、相談支援体制の拡充を目指しております。また、家族支援については、障害者団体への補助などを通してサポートを続けてまいります。

基本目標	委員会コメント	担当課	担当課からの回答
2	障害者が住宅を確保・居住できるような体制づくりを行うべき	開発建築課	障害者や高齢者などの住宅確保要配慮者の支援として、居住支援相談を行っています。相談内容によっては、庁内の関係部署や、不動産事業者関連団体等につなぐことも可能です。また、障害者世帯等の住まい探しに協力する「あんしん賃貸住まいサポート店」の御案内も行っています。
2	成人した重度障害者の余暇対策として「障害者青年学級」を開設してはどうか。 (※障害者青年学級とは…成人した障害者の余暇支援として、公民館等の身近な施設で行われる居場所づくりや社会参加の取組。社会教育行政によって行われることが多い。)	生涯学習・スポーツ課	生涯学習は全ての人々が多様な学びを行えるフィールドであり、障害のある方におかれても、興味ある物事等を学び、体験することや作品等に触れ合うことは、学びへの大きな一歩であります。本課の事業として、定期的に芸術・文化のイベントを開催しておりますが、例年、障害のある方の通所する施設等にご案内しており、ミニコンサートや展示発表に参加され、楽しまれている様子を拝見いたします。また、市民スポーツ教室では、皆が楽しむことのできる「ボッチャ体験教室」も実施しています。本市では、障害のある方に特化した学級については開設しておりませんが、地域の施設や学習に参画できる環境は多々ございますので、是非ご利用ください。
3	まずは市役所で知的障害を持っている人の採用を検討してほしい。 雇用でなくとも、市役所の中でごみの分別、チラシ配り、各課へ郵便物を届けたり簡単お手伝いをしてもらい、身近に障害のある人がいる環境づくりを進めるよう検討してほしい。また、それにより新しい発見を見つけていくことができる。	職員課	障害者採用に関しては、職員採用試験において身体・知的・精神の区分無く障害者採用枠を設けています。知的障害者の雇用状況や雇用でない場合の環境づくりにつきましては、他市等の状況を調査・研究してまいります。
4	療育について、年々児発の利用を通園先から勧められ、療育を受けていることが増えている。親子で試行錯誤できる場が少ないため、子育て拠点でサポートできる体制作り、居場所づくり、学びのスペースを作るよう検討してほしい。	保育課	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)は、主として概ね3歳未満の児童及びその保護者を対象とする事業です。支援センターにおいて、「配慮が必要な子育て家庭等」を支援するためには、専門的な知識・経験を有する職員を配置する必要があることなどから、支援センターでの体制づくりについて、検討してまいりたいと考えております。

基本目標	委員会コメント	担当課	担当課からの回答
4	小中学校について、授業で障害について学ぶのは良いことだが、それだけでなく交流給食など交流する場をすべての学校に設けてほしい。また、環境については特別支援学級で個別学習ができる通級制度を設けるなど合理的配慮が受けられる学習環境や生活支援員の増員やスクールカウンセラーの常駐、保育所等訪問支援で訪れる事業所の活用を行うように整備を進めてほしい。	教育指導課	朝霞市の小中学校では、インクルーシブ教育の観点から、各学校の実態に応じて特別支援学級の児童生徒が通常学級で学んだり、給食を食べる等の交流を実施しています。また、個々の実態に応じ、通常学級の児童生徒が特別支援学級で学ぶことも実施しています。今後も、支援を必要としている児童生徒が適切な合理的配慮を受けられるよう、学習環境のさらなる整備を進めていきます。
5	まちづくりについては、朝霞台駅の環境改善に向けて動き始めたのは良かった。障害のある子が時間を気にせず遊べることや、小さい頃からいろいろな子供がいることを知ることができるメリットがある「インクルーシブ公園」が市内にできるよう検討してほしい。	みどり公園課	現在整備計画を進めている(仮称)宮戸二丁目公園・まぼりひがし公園にインクルーシブ遊具を設置する予定であり、障害のある子どもでも遊べるような公園を検討しております。また、本市では平成24年からプレーパークを実施しており、障害のあるなしに関係なく子どもたちが交流し、成長できる場として多くの方に利用されています。
5	保健サービスについては保健師の増員もしくはそれに準ずる何らかの手立てを改めて検討してほしい。	健康づくり課	人員配置については、市としての定数等もあるため、業務等の精査を行うとともに、増員の必要性について検討をしたい。
5	防災については、福祉避難所の認識が各課で異なっているため情報の統一化をしてほしい。また、避難所については地域に避難できるようにし、サポートをしてもらえる人材をそちらへ派遣できるよう検討してほしい。 今後、宿泊訓練の開催や支援バンダナを聴覚だけでなく様々な障害を抱える人へ向けたものに変更することも重要と考える。	危機管理室、障害福祉課	令和6年度にかけて朝霞市地域防災計画の改定を進めており、全庁的な認識の統一、計画の策定に取り組みます。また、計画の内容に関しては、関係各課に対し実効性のある計画となるよう調整を図ってまいります。バンダナについては、聴覚障害以外の障害のある方にも支援できるようバンダナ以外の方法も含め、検討をします。

令和5年度委員会コメントに対する取組み(令和4年度分)

第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画

基本目標	委員会コメント	担当課	担当課からの回答
	市職員の研修だけでなく、市内の事業所も参加できる研修、場所の提供、労働環境の改善を行い支援者を支援する体制ができるよう努めてほしい。	障害福祉課	市内事業所に対しては、県が実施する研修について、適宜情報提供や参加の呼びかけを行っております。また、自立支援協議会による研修の実施や事業所間での連携強化などをサポートしてまいります。
	ペアレントプログラム等は仲間づくりのきっかけ作りや家族支援としても有効のため複数回受講できるよう検討してもらいたい。	こども未来課	こども未来課では、子どもへの関わり方に悩みを抱える保護者を対象にペアレントトレーニングを実施しており、令和5年度は複数の参加者が同時にトレーニングを受講する形式でも開催しております。 なお、ペアレントトレーニングは8回1セットで進行するため、複数の参加者がいるトレーニングの場合は、保護者同士の横のつながりを作るきっかけにもなると認識しております。
	児童発達支援センターと保健センターのすみ分けを明確にしてほしい。	健康づくり課、障害福祉課	健康づくり課では従来からの巡回相談、親子グループ、発達相談等の育み支援バーチャルセンター事業を行っており、切れ目のない支援となるよう障害福祉課とすみ分けについて検討しております。 令和5年10月から朝霞市療育支援事業を児童発達支援センターチルズに委託しています。保健センターとのすみわけとしては、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所へのヒアリングや相談などのスーパーバイズ機能や学童保育への巡回指導、医療的ケア児等コーディネーターとの連携を行うなどの業務を担っております。
	ピアサポート活動の把握、重度訪問介護で一人暮らしをしている人の統計、地域移行コーディネーターの創設、住宅セーフティネット制度の活用をうまく利用し、障害福祉だけでなく関係各所と連携して障害者が地域生活に移行できるよう検討してほしい。	障害福祉課	自立支援協議会専門部会等を活用し、適宜関係機関との情報共有や連携を図っております。障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、今後も支援体制について検討を重ねていきます。

第6次朝霞市障害者プラン 進行管理・評価シート(案)

第6次朝霞市障害者プラン 進行管理・評価シート(案)					資料5
掲載内容	課名	障害福祉課	係名	障害給付係	修正案
	基本目標	1 共生社会の実現を目指す			
	基本施策(大柱)	(1) 相互理解の推進			
	施策(中柱)	① 啓発活動の推進			
	施策内容	① 広報紙、ガイドブック等を活用しての啓発			
	事業概要	「広報あさか」などの広報紙の発行を通じて、最新の福祉情報や法改正をはじめとする各種情報の提供、障害のある人が地域で活動する記事の掲載などによる啓発・広報活動により、障害のある人への理解の促進を図ります。			

1 取り組み内容・成果・進捗状況

R6年度の取り組み内容	「広報あさか」などへの記事掲載等を通じ、障害のある人への理解の促進を図るとともに、啓発・広報の充実に努める。						
指標名	年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
「広報あさか」における「わたしたちができること～障害者差別解消法～」の掲載回数(回)	目標値	12	12	12	12	12	12
	実績値	12	-	-			
進捗状況及び自己評価	「わたしたちができること～障害者差別解消法～」の目標掲載数は、毎月必ず掲載することで達成できるが、R4年度は1回も欠かさず掲載することができた。						
	A	A 目標・計画を大幅に上回る成果があがっている。 B 目標・計画を十分に上回る成果があがっている。 C 目標・計画どおりに成果があがっている。 D 目標・計画を下回り、十分な成果があがらなかった。 E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果があがらなかった。					

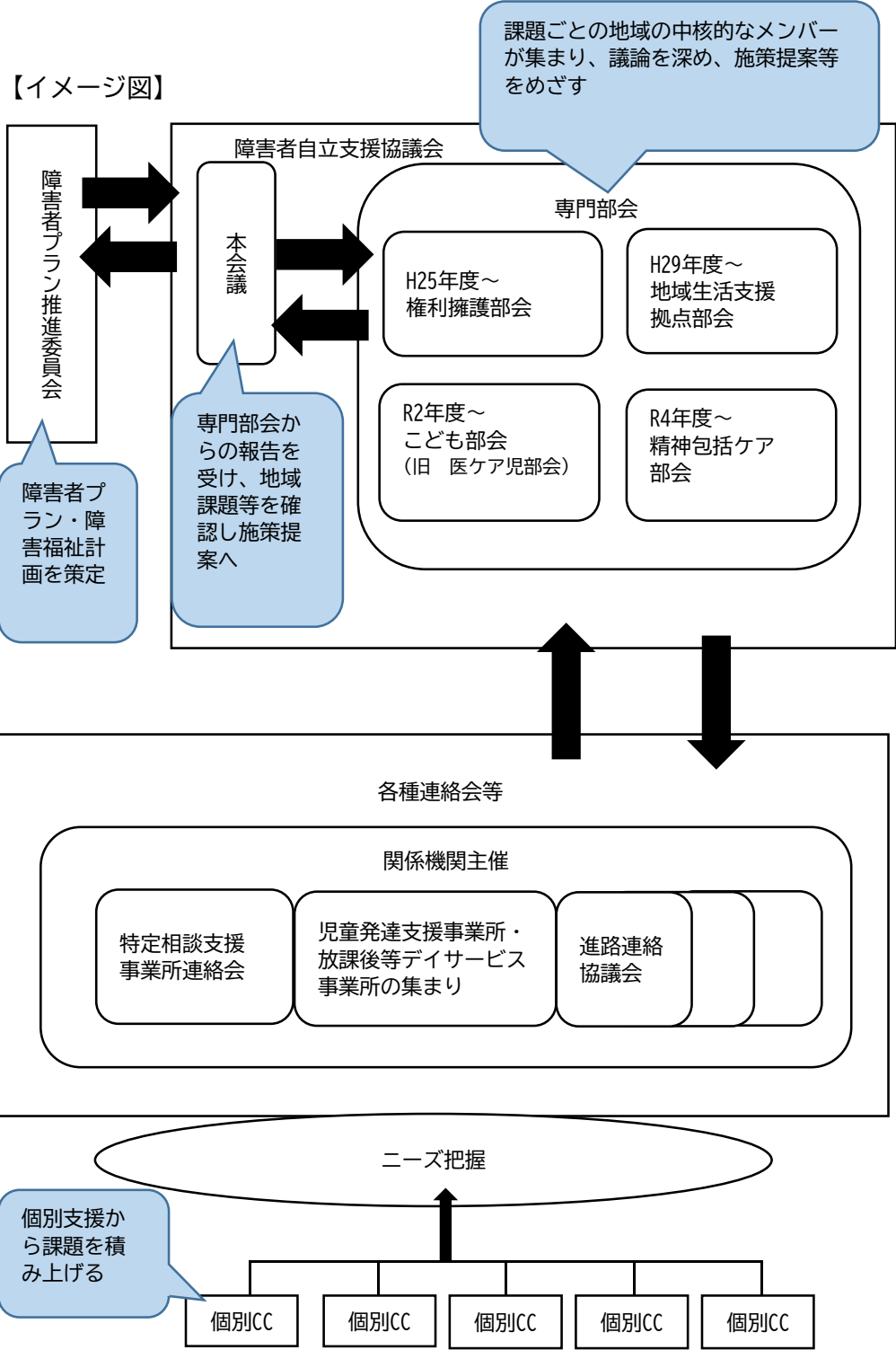
2 課題・今後の取り組み方針

課題	随時、掲載内容を検討し、引き続き継続していく必要がある。
今後の取り組み方針	今後も広報あさかで周知啓発すべきことを掲載していくこととし、掲載する内容を柔軟に検討していく。

R5年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及びR6年度計画

資料6

- <障害者自立支援協議会の所掌事務>
- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
 - (2) 障害者等への支援のあり方に係る協議及び調整に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 障害福祉計画に関する意見具申に関すること。
 - (6) 障害福祉計画の実績の評価に関すること。
 - (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。



	R5年度		R6年度
権利擁護部会	<部会設置の根拠> 障害者差別解消法の「障害者差別解消支援地域協議会」の位置づけ		
	<主な議題・実施内容> ●R6.1.24開催、「障害者差別解消法に係る報告について」「障害者差別等、障害者の権利擁護に係る事例報告及び検討」「権利擁護研修」	<今後の課題> 自立支援協議会として、市内事業所に対して権利擁護研修を実施してはどうか。	<計画等> 引き続き事例の検討は行いつつ、会議体の方向性及び事案の情報共有及び構成機関等への提言、解決を後押しするための協議まで行いたい。 向陽園で実施する研修会に部会として見学や参加をさせていただく予定。
	<委員からの意見・感想等> 合理的配慮が民間事業所も義務化となるが、啓発活動はどのように実施するのか。一般企業向けに権利擁護の研修ができればいいのでは。虐待の通報先について。		
地域生活支援拠点	<部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【基本目標】(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実		
	<主な議題・実施内容> ●R5.7.28開催 「委員の変更及び部会長・副部会長の選出について」「障害福祉関係者交流会の報告」「施設見学会の検討について」 ●R6.2.6開催 「地域生活支援拠点等の評価について」「地域生活支援拠点部会の活動報告」「特定相談支援事業所連絡会での協議内容の報告」	<今後の課題> 引き続き、基幹相談支援センター設置に向けて、相談支援事業所連絡会と連携をとる。 地域生活支援拠点等事業に登録し、得た評価を事業の充実につなげる。 顔の見える関係作りに重きを置きつつ、課題を明確にした場としての交流会を行う。	<計画等> 1 回目：基幹相談支援センター設置に向けた情報共有や課題・流れの周知等。関係者交流会の今後のあり方について意見交換。 2 回目：地域生活支援拠点に登録している事業所の評価。基幹相談支援センターに関する相談支援事業の報告。
	<委員からの意見・感想等> 「障害福祉関係者交流会は、今後も期待。課題がばやけてしまわぬよう、分野ごとに開かれることも検討必要」「拠点の評価について、どこが何の事業種別や機能を担っているかわかると評価しやすい。」「拠点登録のある事業所からの好事例報告が上がったが、このようなつながりが増えるといい」「次年度、基幹相談支援センターの設置に向けて、相談支援事業所連絡会と市が連携することが非常に重要」		
こども部会	<部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【基本目標】(5) 障害児支援の提供体制の整備等		
	<主な議題・実施内容> ●R5.8.23開催 「委員の変更について」「医療的ケア児の支援について」「国及び県の動向について」「今後のこども部会について」・啓発を目的としたシンポジウム等の実施の検討 ●R6.3.27開催 「医療的ケア児の支援について」「国及び県の動向について」「今後のこども部会について」・医ケア児等支援センター、教育局から医療的ケア体制充実事業について、来年度中に実施予定の啓発事業の説明	<今後の課題> 医療的ケア児の支援について、コーディネーターの活用も踏まえ、災害時個別支援計画作成を進める。 障害児施策の現状を共有し、課題解決に向けて、部会の中で取り組む内容を協議していく。 啓発による効果を見ていく。	<計画等> 令和6年度前半に、啓発事業の実施をする。結果の評価。 前年度までの意見をふまえ、今後の部会としての取組内容の協議を行う。
	<委員からの意見・感想等> 医療的ケア児の就学後を踏まえた支援、就学後の課題に関して市としての対応が必要と思われる。また、グレーゾーンの児童を評価し、必要なサービスにつなぐ機関が公的に必要ではないか。インクルージョンの推進に関して、シンポジウム等を活用することがよいのでは。		
精神包括ケア部会	<部会設置の根拠> 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【基本目標】(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
	<主な議題・実施内容> ●R5.7.24開催 「委員の変更及び副部会長の選任について」「障害福祉関係者交流会の報告について」「今後の精神包括ケア部会について」 ●R6.1.29開催 「目標設定について」「目標に向けた具体的な取り組みについて」	<今後の課題> 退院促進について協議していく。入院患者以外の当事者意見の抽出方法について協議していく。	<計画等> 1 回目では長期入院患者の退院促進について協議を行い、目標の設定を行う。2 回目では評価を行いたい。
	<委員からの意見・感想等> 「病院との連携が必要」「課題の抽出のため、長期入院患者の退院促進を進めた方がいい」「在宅で生活している当事者意見の抽出も必要」		